機定時觀

令和6年3月



一 目次

検定・受託評価等関連の改正等	1
I S O 国際会議報告(令和 5 年)······	199
(別冊)	
•型式承認状況(令和5年)	1
·型式変更承認状況(令和5年)	6
・品質評価型式評価適合状況(令和5年)	7
・認定評価型式評価適合状況(令和5年)	12

・認定評価型式変更評価適合状況(令和5年)……… 13



検定・受託評価等関連の改正等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
・はしご自動車に係る特殊消火装置の品質評価細則の	
一部を改正する規程(令和5年1月)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
・屈折はしご自動車に係る特殊消火装置の品質評価細則の	
一部を改正する規程(令和5年1月)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
・屈折放水塔車等に係る特殊消火装置の品質評価細則の	
一部を改正する規程(令和5年1月)・・・・・・・・・・・・・・・・・12	25
・複合装置の特殊消防車の品質評価細則の一部を改正する規程(令和5年5月)・・・・・・18	37
・受託評価業務手数料の額についての一部を改正する規程(令和5年5月)・・・・・・19	13
・受託評価業務規程の一部を改正する規程(令和5年8月)・・・・・・・・・・19)7
I S O 国際会議報告 (令和 5 年) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
9 月 ISO/TC21/SC3 国際会議等報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
10 月 ISO/TC21/SC6/WG4 WEB 国際会議報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
11 月 ISO/TC21/SC5 国際会議等報告 ······20	18
(協会からのお願い)	
(別冊)	
・型式承認状況 (令和 5 年) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
型式変更承認状況(令和5年)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
· 品質評価型式評価適合状況(令和5年)······	
・認定評価型式評価適合状況(令和5年)・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
・認定評価型式変更評価適合状況(令和5年)・・・・・・・・・・・1	3

(協会からのお願い)

検定・受託評価等関連の改正等

はしご自動車に係る特殊消火装置の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年1月19日 日本消防檢定協会理事長 市橋 保彦

はしご自動車に係る特殊消火装置の品質評価細則の一部を改正する規程

はしご自動車に係る特殊消火装置の品質評価細則(平成25年3月15日制定)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲ん だ部分のように改め、改正前欄に掲げる下線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる下 線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第1章 基準の運用方針	第1章 基準の運用方針
第1節 総則	
第1~2 (略)	第1~2 (略)
第2節 基準の運用	
第3~6 (略)	第3~6 (略)
第7 表示	第7 表示
1 製造に関する表示 (安全基準 II 2. 6.1(1))	1 製造に関する表示 (安全基準 II 2.6.1(1))
(1) <u>型式番号</u> 及び特殊消防ポンプ自動車の種類を表示すること。な	(1) 型式評価番号及び特殊消防ポンプ自動車の種類を表示すること。
お、 <u>型式番号</u> は、型式評価の承認時(<u>規程</u> 第15条)に日本消防検定	なお、型式評価番号は、型式評価の承認時(品質評価規程第15条)
協会(以下「協会」という。)から依頼者へ通知した型式番号と	に日本消防検定協会(以下「協会」という。)から依頼者へ通知し
する。	た型式番号とする。
(2) 表示する特殊消防ポンプ自動車の種類は、 <u>依頼した</u> 自動車の種類	(2)表示する特殊消防ポンプ自動車の種類は、品質評価規程により依
とする。なお、水ポンプを装備しないものにあっては、「ポンプ」	<u>頼した</u> 自動車の種類とする。なお、水ポンプを装備しないものにあ
の文字を除いたもの(災害対応特殊はしご付消防自動車又ははしご	っては、「ポンプ」の文字を除いたもの(災害対応特殊はしご付消
付消防自動車)とする。	防自動車又ははしご付消防自動車)とする。

(3) 製造に関する表示(製造者名、製造番号、製造年、型式番号及び特殊消防ポンプ自動車の種類の表示)は、可能な限り、同一銘板内とする。

バック。 第8 (磊) 第3節 試験の方法等

第9 外観検査

1 外観検査項目

 $1) \sim (3)$ (略)

2 外観検査方法

(1) 目視検査

イ (器)

ウ (略)

 $(\mathcal{T}) \sim (\mathcal{A})$ (E

田(盤)

才 (器)

(ア) ~ (イ) カ~キ (略) (2) 寸法・角度の測定

ア 測定箇所

 は法又は角度の測定箇所は、<u>別表1</u> (基準と確認方法)の確認方法の欄に「外観検査(寸法)」と記載の箇所 (通路、ジャッキの受皿の接地角度、はしごの主骨の間隔・横枝の間隔・手すりの高さ・通路、最大はしご起立角、バスケットの手すりの高さ・長さ・落下防止・出入口の幅と高さ、昇降機の手足のはみ出し防止の高さ・前面の手すりと落下防止の間隔・背面の落下防止の高さ・先端搭乗用ステップの大きさ、資機材の積載装置のステップ高さ)及び次に掲げる事項とする。

(3) 製造に関する表示(製造者名、製造番号、製造年、<u>型式評価番号</u>及び特殊消防ポンプ自動車の種類の表示)は、可能な限り、同一銘板内とする。

(盤)

第2章第2、3 確認試驗方法

(1) 外観検査

(ア) 外観検査項

<u>ア~ウ</u>(略) (イ)外観検査方法

(1) 別表5(基準と確認方法)の確認方法の欄に「外観検査(

目視検査で確認する

と記載の項は、

視)]

(!!!) (略)

7~1 (略)

(iv) (略)

(四)(四)

7~<u>1</u> (器) (vi)~(vii) 【 寸法・角度の測定

(i) 測定箇所

寸法又は角度の測定箇所は、<u>別表5</u> (基準と確認方法)の確認方法の欄に「外観検査(寸法)」と記載の箇所 (通路、ジャッキの受皿の接地角度、はしごの主骨の間隔・横枝の間隔・手すりの高さ・通路、最大はしご起立角、バスケットの手すりの高さ・長さ・落下防止・出入口の幅と高さ、昇降機の手足のはみ出し防止の高さ・前面の手すり・側面の手すりと落下防止の間隔・背面の落下防止の高さ・先端搭乗用ステップの大きさ、資機材の積載装置のステップ高さ)及び次に掲げる事項とする。

a~b (略)

(ア) ~ (イ) (鬲)

ウ (略)

□ (略)

変更のある場 その誤差範囲が設 (基準額告示第1条備考5)は、水平な地面で (1) 提出書類に記載の主要部の寸法、構造等について、受検品と (正) 図面照合は、初めて受検する場合、チェックした部分を変 更した場合及びその他チェックを必要とした場合に行う。 合及びその他チェックを必要とした場合に行なう 初めて受権する場合、 ウ 角度計及び伸長計は、表示値について、 定どおりであることを確認する。 7 寸法・角度の測定は、 1 角度計及び伸長計 1 規格地上高 測定する。 7~* (略) 図面照合 照合する。 $(i) \sim (i)$ $(i) \sim (i)$ $(i) \sim (i)$ √(略) (ii) 方法 (i) (略) (ii) (略) 7 (略) (2) 機能試験 (エ) (略) (ウ) (略) (人) (格) (ア) (略) Ţ 提出書類に記載の主要部の寸法、構造等について、受検品と照合 (イ) 規格地上高は、水平な地面で測定する。 $(\mathcal{F}) \sim (\mathcal{F})$ (ア) (略) 第10 機能試験 (3) 図面照合 $(1) \sim (2)$ $(1) \sim (4)$ $(1) \sim (2)$ イ 方法 <u>ト</u> (器) (器) (2) (略) (1) (略) 3 (略) (盤)

(ウ) ~ (エ) (原 エ (略) <u>オ</u>(略) (ア) ~ (エ) (略)

 $\frac{\lambda}{(\mathcal{T})}$ (略) (略)

<u>キ</u>(唇) (ア) ~ (イ) (唇) $\frac{2}{(\mathbb{R})}$ (略) (略)

ケ (略)

□ 計器類の作動(安全基準Ⅱ2.3.17.1~2.3.17.3)

(ア) 水準器、はしごの使用時間計及び風速計の作動を確認す ・ (イ) 角度計及び伸長計が、表示値について、その誤差範囲が設

定どおりであることを確認する。

5 各装置の操作

(1) 操作項目

各装置の操作は、各装置の機能を確認するために行うこととし、その操作項目(<u>別表1</u>(基準と確認方法)の確認方法の欄に「機能試験(操作)」と記載のもの)は、次に掲げるものとする。

(2) (路)

<u>7</u> (略)

<u>人</u>(累) (ア) ~ (イ)

ウ (略)

(1) (零) (2) (零) (7) $\sim (1)$ (略)

<u>↑~</u> (略) .: , (m) (iv) (略)

7~¹ (略) (A) (略) 7~エ (略)

(vi) (略)

7~1 (略)

(vii) (略) ア~タ(略) (元) (略) (区) 計器類の作動(安全基準Ⅱ2.3.17.1~2.3.17.3)

水準器、はしごの使用時間計及び風速計の作動を確認する。

(オ) 各装置の操作

(i) 操作項目

各装置の操作は、各装置の機能を確認するために行うこととし、その操作項目 (<u>別表 5</u> (基準と確認方法)の確認方法の欄に「機能試験 (操作)」と記載のもの)は、次に掲げるものとする。

(ii) (略)

7 (略)

1 (略)

a~b (略)

ウ(略)

(1) 確認事項

確認事項

に「荷重試験」と記載の項)は、次に掲げるものとする。

(盤) (盤) 走行・急制動試験 a~c (略) $(1) \sim (3)$ a~b (略) $(1) \sim (2)$ e~g (略) a~b (略) /~1 (略) q (盤) p <u>h</u> (略) 五 (略) 九 (略) 才(略) * (略) (H) (盤) 走行・急制動試験 a ~ c (略) a ~e (略) $(\mathcal{L}) \sim (\mathcal{L})$ $(\mathcal{L}) \sim (\mathcal{L})$ (十)~(十) (盤) (盤) ク~コ (略) (\mathcal{X}) 고 (路) 才 (器) 力 (略) キ (略) (4) (H 第11 走行・急制動試験で次に掲げる装置(別表5 (基準と確認方法)の 確認方法の欄に「走行・急制動試験」と記載のもの)等に異常が生じ ないことを確認する(この品質評価では、各装置の本来の機能及び強 荷重試験で確認する項目 (別表5 (基準と確認方法)の確認方法の欄 度の確認は、書類審査で行う。)。 (1) 荷重試験項目 a~c (略) (キ) 荷重試験 7~キ (略) (!!) (略) 力(略) 7 (略) 4 (略) 走行・急制動試験で次に掲げる装置 (別表1 (基準と確認方法)の 確認方法の欄に「走行・急制動試験」と記載のもの)等に異常が生じ ないことを確認する(この品質評価では、各装置の本来の機能及び強

度の確認は、書類審査で行う。)。

 $(1) \sim (7)$

(盤) (1)(2) 荷重試験で確認する項目(別表1 (基準と確認方法)の確認方法の欄 に「荷重試験」と記載の項)は、次に掲げるものとする。

荷重試験項目

第12 荷重試験

(3) (器)

ア~ウ (器)

(盤)

(盤)

了一才(略) (ii) 荷重試験方法 了(略) 4(略) a~c (略) (略) (略) (略) (所)	A	$\frac{(1)\sim(3)}{(1)}$ (略)	$\frac{(1) \sim (4)}{d \sim \underline{f}} (R)$ (7) 事日報聯	(i) (兩) (ii) (兩) (ii) (兩)	7~4 (略)	(ケ) 放水試験 (i) (略) 7~½ (略) (i) (略) 7 (略) 7 (略)
(1) ~ (5) (略) 2 荷重試験方法 (1) (1) (略) (2) (略) (3) (略)	(4) (B) (5) (B) (5) (B) イ(B)	<u>(ア) ~ (ウ)</u> (略) <u>(エ) 最も安定度の低い状態</u> <u>ク</u> (略)	(ア) ~ (エ) (略) エ~カ (馬) 第13 単日獣鬱	$\frac{1}{1}$ (略) $\frac{1}{2}$ (略)	(1) ~ (2)(略)(3)耐圧値が 2 MPa を超える場合にあっては、配管単体で最大仕様 圧力の1.5倍の水圧を加え、それと同じ形状のものについて、完成 品で1.1倍の水圧を加える方法とすることができる。	I

^

$\frac{a\sim b}{1}$ (略) $\frac{1}{1}$ (略) $\frac{1}{2}$ (略) $\frac{1}{2}$ (略) $\frac{1}{2}$ (1) 和	第2章 型式評価試験 第1 依頼手続き(規程第12条関係)		 規程第12条第5項の表中に規定する「評価細則に定めたもの」とは、次に掲げるところによる。 1 (略) 2 (略) ア 明細書は、各装置の諸元を表したもので、<u>別記様式1に定める</u>
$\frac{Z \sim \mathcal{I} \text{ (略)}}{(2) \sim (3)} \text{ (略)}$ $\frac{(4)}{(4)} \text{ (略)}$ $\frac{Z \sim \mathcal{I} \text{ (略)}}{(5) \sim (6)} \text{ (略)}$ 第15 その他 $\frac{1}{(8)}$ 2 品質管理等の確認 (安全基準II 6. 1) $\frac{(1)}{(2)} \text{ (略)}$ $\frac{(2)}{(2)} \text{ (略)}$	、評価 ・続き (規程第12条関係) 512条第3項の表中に規定する「 例は、特殊消防ポンプ自動車等の する。	種別 特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置型式 はしご付消防ポンプ自動車 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 (第2) はしご付消防ポンプ自動車 (ポンプを装備しないものにあっては「ポンプ」を除く)	2 規程第12条第5項の表中に規定する「評価細則に定めるもの」 とは、次に掲げるところによる。 (1) (略) (2) (略) ア 明細書は、各装置の諸元を表したもので、型式適合評価完成品

を受検する場合に、受検品が承認と同等であることを、対比によ り簡易に確認するために活用できるように、必要な事項を記載す るころい

各装置についての機能を調整して、各装置全般にわた って、機能試験の繰り返しを8時間以上行った後に完成車社内試 運転時間 初期不良を除くために行うならし運転の報告書とする。なお、 ウ 完成車のならし運転実施表(安全基準II6.3.2の報告書) また、様式は、運転の内容、 等を示したものとし、依頼者において設定する ータを取る。 験成績表のデ 該運転は、

H (超)

強度・安全率等の計算書 (3)

提出する強度・安全率等の計算書は、次に掲げる箇所(該当す る場合に限る。)についてのものとする。なお、水ポンプを装備 する場合にあっては、消防ポンプ自動車の受託評価で提出した ものを除く。

(4) 社内試験成績表

完成車社内試験成績表は、完成品について試験を実施した報告 書とする。なお、様式は全ての試験項目を含むものとし、 会と協議の上定めたものとする。

輸入業者に関する資料 (2)

輸入業者は、次の資料を提出すること

はしご自動車の形状、構造、材質、成分及び性能(以下「形状 安全率等 強度 明細書 を明らかにした設計図、 等」という。)

はしご自動車に係る形状等の変更状況並びに基準及び細則へ

(6) その他の資料

の適合状況を確認する手段

俄 受検品が承認と同 対比により簡易に確認するために活用できる 型式適合評価等完成品を受検する場合に、 うに、必要な事項を記載するこ であることを、

イ (器)

該運転は、各装置についての機能を調整して、完成車社内試験成 各装置全般にわたって、機能試 初期不良を除くために行うならし運転の報告書とする。なお、 様式は、運転の内容、 完成車のならし運転実施表(安全基準Ⅱ6.3.2の報告書) 転時間等を示したものとし、依頼者において設定する また、 験の繰り返しを8時間以上行う。 績表のデータを取り終えた後に、

H (整) H

強度・安全率等の計算書

က

提出する強度・安全率等の計算書は、次に掲げる箇所(該当す る場合に限る。)についてのものとする。なお、水ポンプを装備 する場合にあっては、消防ポンプ自動車の受託試験で提出した ものを除く。

社内試験成績表 ア (器)

4

完成車社内試験成績表は、完成品について試験を実施した 告書とする。なお、様式は別記様式2とし、 干の変更を妨げない

装置の構造により若

その他の資料

ア (聚)

(ア)~(ソ)(恩)

(タ)型式評価依頼時提出図書等チェックシート

(チ) (器)

イ~タ (略)

型式評価依頼時提出図書等チェックシートは、附図第2に示す書類を含む別記様式2とし、依頼者チェック欄にて不足のないことを確認するものとする。

第2 型式評価の手順 (規程第13条関係)

型式評価は、次に掲げる書類審査及び確認試験に区分する。

書類審査

(1) (器)

(2) 書類審査方法

ア 共通

(ア) <u>別表1</u>(基準と確認方法)の確認方法の欄に「書類審査」 と記載の項は、書類審査で行う。

(人) (器)

/ (限)

ウ 強度・安全率の計算書等の審査

強度・安全率等の計算書(実機試験データを含む。)は、事 前審査を行い、受検品が<u>審査済</u>と同じものであることを、完成 品の受検時に社内試験成績表(社内確認表)で確認する。

1 (盤)

その他の資料の審査

(ア) (聚)

(イ) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車(補助対象のもの) にあっては、四輪操舵方式について、装備の有無を災害対応特 殊車装備確認表で、四輪操舵方式であることを車台型式でそれ ぞれ確認する。また、当審査は完成品の受検時に行い、完成品

ア (器)

(と) ~ (と)

(タ) (略)

イヘダ (器)

第2 型式評価試験の手順(規程第13条関係)

型式評価試験は、次に掲げる書類審査及び確認試験に区分する。

書類審査

(1) (略)

(2) 書類審査方法

(ア) 共通

<u>別表5</u>(基準と確認方法)の確認方法の欄に「書類審査」 と記載の項は、書類審査で行う。

イ (弱 (人) (器)

(ウ) 強度・安全率の計算書等の審査

強度・安全率等の計算書(実機試験データを含む。)は、事前審査を行い、受検品が<u>承認</u>と同じものであることを、完成品の受検時に社内試験成績表(社内確認表)で確認する。

(五) (路)

(オ) その他の資料の審査

ア (略)

災害対応特殊車装備確認表の提出を 装備の無いものについて、 が四輪操舵方式の場合は、 省略することができる。

- 等消防本部の 「災害対応特殊車の装備確認書」 担当者から提出された書類 附図第3の
- 「○年度緊急消防援助隊設備整備費補助に係る補助金の交 の写し及び「交付決定 の写しのうち確認に必要な部分 (交付要綱別記様式第1) 通知書.

(盤) (ん)

確認試験 S

(盤) $(1) \sim (2)$

確認試験方法

の試験項目等)により行う。ただし、部分的な変更の場合の試験項目 型式評価 にあっては、協会が選定する。当該試験を実施する場合、試験項目及 及び別表2 (試験の方法等) び実施する旨を依頼者に通知する。 第1章第3節 確認試験は、

- 初回調査の方法(規程第13条及び第14条関係) 無3
- 規程第14条第4項第2号の「評価細則で定める検査設備」とは、 別表3 (検査設備) に掲げる設備とする。
- 初回調査にあたっては、次の事項に留意すること。
- (1) 別表3に掲げる設備のうち、当該性能、機能等の確認が必要 なものにあっては、その確認に必要な機器等を準備すること。
- (2)~(2)(器

災害対応特殊車装備確認表の提出を が四輪操舵方式の場合は、 省略することがだきる。

ウ (略)

確認試験

 $^{\circ}$

アヘイ (器)

確認試験方法 က

確認試験は、次の各号により行う。ただし、部分的な変更の場合の 試験項目にあっては、協会が選定する

- 初回調査の方法(規程第13条及び第14条関係) 釆3
- 規程第14条第4項第2号の「評価細則で定める検査設備」とは、 別表1 (検査設備) に掲げる設備とする。
- 初回調査にあたっては、次の事項に留意すること。 0
- (1) 別表1に掲げる設備のうち、当該性能、機能等の確認が必要 その確認に必要な機器等を準備すること。 なものにあっては、
- (2) ~ (2) (路)
- ISO 9001 (品質マネジメントシステム-要求事項)の認証を取得し た工場にあっては、次に掲げるところによることができ 品質管理システムについて、

品質管理方法書を ISO 9001 の認

ISO 9001の認証の書類に必要な内容の記 証の写とし、当該調査を省略する。 管理事項について

該書類の提示とす

載がある場合は、

5条関係) 規程第 型式評価の審査 第4

- 附表第1 る場合にあっ と当野す 基準に適合 久点等が無。
- 次に掲げるいずれかに該当する場合に不適合 型式評価の結果は、 とする $^{\circ}$
- 規程第18条関係) 型式変更評価 Ŋ 紙

該当しない。 型式変更評価は、 (型式評価に該当する変 更事項)の例示に該当する変更をしようとする場合は、新たに<u>型式評価</u> 別表4 現在承認を受けている型式について、

(規程第16条関係) 更新 9 紙

を依頼するものとする。

型式適合評価 第3章

通則 第1節

第1

(規程第22条及び第35条関係) 検査設備の整備 第2 となり 規定第22条第1項の「評価細則で定める検査設備の性能」 の性能欄に掲げるものとする。 別表3 (検査設備)

- 実態調査 (規程第28条関係) 紙33
- 次による。 規程第28条第3項の評価細則で定める改善処置は、

(別表6に掲 不良品の流出の調査等必要 当該措置の実施内容を規程 引記様式第19号の不合格改善方法書に準じた書式により協会に げる例示をいう。以下同じ。)があると認める場合、型式適合評 当該者は、同一の型式適合 (1) 協会は、規程第28条第1項の実態調査(以下「実態調査」と いう。)製品検査において、品質管理上著しい不備 価依頼者に対して品質管理等の改善、 な措置を講ずるよう求めることとし、 評価方式の製品の次回受験前までに、 提出するものとする。

5条関係) (規程第 型式評価試験の審査 無

次に掲げるいずれかに該当する場合に不適合 型式評価の結果は、 とする。

(規程第18条関係) 型式変更評価試験 Ŋ 無

該当しない。 型式変更評価試験は、 別表6(型式評価試験に該当す る変更事項)の例示に該当する変更をしようとする場合は、新たに型式 現在承認を受けている型式について、 評価試験を依頼するものとする。 紙

(規程第17条関係) 更新 9

型式適合評価 34神

紙

第1

(規程第22条及び第35条関係) 検査設備の整備 $^{\circ}$ 無

たば、 規定第22条第1項の「評価細則で定める検査設備の性能」 別表1 (検査設備)の性能欄に掲げるものとす

実態調査 (規程第28条関係) က 紙

- 規程第28条第3項の評価細則で定める改善処置は、
- (別表3に掲 型式適合評 不良品の流出の調査等必要 同一の型式適合 当該措置の実施内容を規程 別記様式第19号の不合格改善方法書又は同別記様式第20号の (1) 協会は、規程第28条第1項の実態調査(以下「実態調査」 不適合改善方法書に準じた書式により協会に提出するものと、 げる例示をいう。以下同じ。)があると認める場合、 いう。)製品検査において、品質管理上著しい不備 当該者は、 な措置を講ずるよう求めることとし、 評価方式の製品の次回受験前までに、 価依頼者に対して品質管理等の改善、

- (2)協会は、実態調査において、品質管理方法書等に記載されている内容と異なる管理方法が行われていると認める場合(前(1)に該当する場合を除く。)、型式適合評価依頼者に対してその改善措置を講ずるよう求めることとし、当該者は、当該措置の実施内容を規程別記様式第19号の不合格改善方法書に準じた書式により協会に提出するものとする。
- 2 協会は、<u>前1</u>の改善措置が十分であると認めた場合にあっては当該 者に対し確認した旨を通知する。
- 3 協会は、前1に規定する措置の実施状況を確認するために必要があると認める場合、型式適合評価依頼者に連絡のうえ、受検場所における確認を行うことができるものとする。

第2節 立会型式適合評価

- 第4 立会型式適合評価における検査方法 (規程<u>第25条</u>関係) 受検品 (試料) は完成品とし、全数検査により行う。
- 第5 立会型式適合評価における検査手順、判定等(規程第26条関係) 検査項目及び検査方法は、第1章第3節、別表2(型式評価等の試験項目)及び別表7(型式適合評価の検査方法)によるほか、次に掲げるところによる。

(1) 書類審査

ア~イ (器)

ウ 受検品が既受検と同等でない場合 (軽微変更を提出した場合) は、当該変更箇所の設計図、明細書、取扱説明書、点検整備書、社内試験成績 表等の書類の審査をする。また、当該変更がない場合でも、必要に応じて設計図、取扱説明書及び点検整備書について確認する。

(2) 外観検査

梯体に係る部分にあっては寸法測定及び図面照合を円滑に行うため、承認図書の写しを受検当日に用意するものとする。

- (2)協会は、実態調査において、品質管理方法書等に記載されている内容と異なる管理方法が行われていると認める場合(前(1)に該当する場合を除く。)、型式適合評価依頼者に対してその改善措置を講ずるよう求めることとし、当該者は、当該措置の実施内容を規程別記様式第20号の不適合改善方法書に準じた書式により協会に提出するものとする。
- 2 協会は、<u>前2</u>の改善措置が十分であると認めた場合にあっては当該者に対し確認した旨を通知する。
- 3 協会は、前2に規定する措置の実施状況を確認するために必要があると認める場合、型式適合評価依頼者に連絡のうえ、受検場所における確認を行うことができるものとする。
- 第4 立会型式適合評価における検査方法 (規程<u>第26条</u>関係) <u>検査方法は、第2章(型式評価試験)によるほか、次に掲げると ろによる。</u>

(1) 書類審査

ア~イ (器)

ウ 受検品が既受検と同等でない場合(型式評価又は軽微変更を 提出した場合)は、当該変更箇所の設計図、明細書、取扱説明書、点検整備書、社内試験成績 表等の書類の審査をする。また、当該変更がない場合でも、必要に応じて設計図、取扱説明書及び点検整備書について確認する。

(2) 試験の省略

型式適合評価において、受検品が既受検と同等の場合は、次に3げるところにより試験を省略する。

試験項目ごとに試験の省略を判断する。また、省略の方法は、

次に掲げるところによる。

(ア) 試験の全てを省略する。

(イ) 試験の一部を省略する。

(ウ) 次に掲げる条件の全てに該当する場合に、10分の1の確

率で試験を行う。

なお、当該条件へ該当することの判断は、はしごの基本構造 が同等のものを同一区分として扱う。

受検の間隔が2年以内であること。

В

<u> 最近の引き続く10台の受検において、当該省略対象の</u> 試験項目に欠点が生じてないこと。 社験項目ごとの試験の省略の内容は、別表7(型式適合評価の試験の省略)による。

(3) 欠点の区分

ア (略)

イ 欠点の例示

各試験項目における欠点の例示は、<u>別表4</u>(欠点表)による。 なお、欠点表に掲げていない不具合事項については、欠点表の区 分の原則により判定する。

(4) 立会型式適合評価におけるロットの判定

ア 規程第26条<u>第1項</u>(1)及び(2)中、「欠点」を「重欠点」 に読替えるものとする。 イ 「軽欠点」が見出された場合は、判定を保留とし、当該不<u>合格品</u>が良品と確認された時点で合格とする。 ただし、「軽欠点」が5個以上見出された場合は、当該ロット

<u>を不合格とする。</u>

(5) 立会型式適合評価の特例

型式適合評価における即刻修理可能な欠点による不合格の場合は、 当該型式適合評価依頼書の受付を待たずに試験を行える。ただし、当

(3) 欠点の区分

(盤)

欠点の例示

各試験項目における欠点の例示は、<u>別表8</u>(欠点表)による。 なお、欠点表に掲げていない不具合事項については、欠点表の区 分の原則により判定する。

(4) 立会型式適合評価における合否の判定

ア 規程第26条第2項(1)及び(2)中、「欠点」を「重欠点、 に読替えるものとする。

イ 「軽欠点」が見出された場合は、判定を保留とし、<u>当該不良</u> が良品と確認された時点で合格とする。

ただし、「軽欠点」が5個以上見出された場合は、不合格とす

% °° 該型式適合評価の期間中における試験の終了を確認できる場合に限 当該型式適合評価依頼書の受付を この場合の合否の判定は、 4 した時、

4章 無 (規程第36条関係) 軽微変更 第1

別表5に掲

規程第36条第2項の「評価細則で定める事項」とは、

げる事項とする。

(規程第36条関係)

軽微変更

第1 紙

4章

規程第36条第2項の「評価細則で定める事項」とは、別表2に掲 げる事項とする。

不正行為等により停止された型式適合評価を再開する場合の扱い 0 紙

不正行為等により停止された型式適合評価を再開する場合の扱い

規程第52条第8項、規程第53条第11項及び規程第54条第1

第53条及び第54条)

(規程第52条)

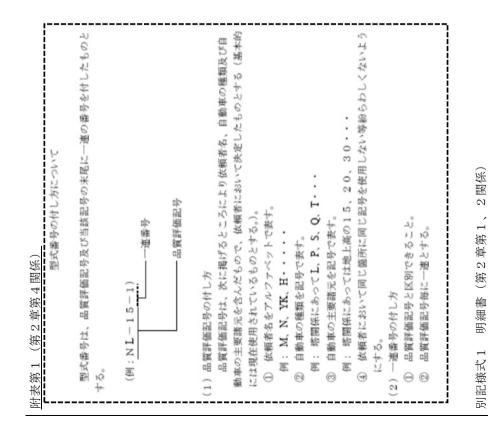
第2

1 項の評価細則で定める検査のきびしさは、該当しない。

(規程第52条、第53条及び第54条)

規程第52条第8項、規程第53条第11項及び規程第54条第1 第3章第4 1項の評価細則で定める検査のきびしさは、該当しないものと 式適合評価を再開する場合は、試験の省略において 当該試験の省略 初検査において連続10ロットで合格した場合。 ができるものとする。

の規定を適用しないで、試験を行うものとする。



別記様式1 明細書 (第2章第1、2関係)

(図 器)

2

<u>N</u>

_		

(災害対応特殊単を含む) 7 ものとする。また、依頼者にお	内
2 C	っ に K アット報 M
様式1 関係 ブ自動車における製品配号の例示 (S - SMI4B - S - 1 - L18B27 Overta, 依頼者において決めるも	を
1 1	左 ※ ■ □ □ □ ← ε
(本 40
大 1 本 2 本 2 SMI4B CIT、依	表
11年	を
(別記様式1 時ポンプ自動車に - 25AS - SML の他)については、	門 自復職款 S N X ※ 2 作 を
型 25A	tt 你 大 類 在 個 ○ ※ L 作
海へん	A 使用 限
10000000000000000000000000000000000000	秋 ●大 型 上 底 ・ 下 作
称図第1 © はしが LOC #:「X」(株

別記様式2 Ŋ (第2章第1 __ J エックシ 型式評価依賴時提出図書等子、 別記様式2 関係)

検定協会行が欄 確認 □有 □無 □有 □無 口有 口無 口有 口無 口有 口無 口有 口無 □有 □無 口有 口無 □有 □無 口有 口無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 □ 有 □ 無 口有 口無 口有 口無 □有 □無 口有 口無 区面必要 の有無 型式評価依頼時提出図書等チェックシー 確認 依頼者チェック欄 \equiv ÷ * × 依頼者: 種 類: 拚 ÷ × \pm 報 10 13 14 15 16 18 19 22

備考1 この用紙の大きさは、118 A4とする。 2 依頼者チェック欄の兼用図書には、今回依頼された提出図書の中で兼用されて いる図書のときは、当該提出図書の「番号」を記載する。

z (先端田野、リフター・パスケット同時使用> 4 関係) Z ・監修衛生を指して ・温砂橋日参介 ・温のアンダーの東日義による表面原序の改革選派 ・アケ・リダーの東日義による表面原序の改革選派 ・アケ・リダーシッな製 (第2章第1 補助会対象療 収害対応等機準(口災害対応勢強用玻璃確認表際出資み) 図治大路付 インターロックゲロック技匠 $+0.25 \times 900N \times 1.5$ $+0.25 \times 900N \times 1.5$ 9. 付属装置の作動状験 Z min パスケット関係 加級 7. 附任政策 8. 於水試験 10. 表示検査 はしご付消防ボンブ自動車 及びはしご付消防自動車 社 内 試 験 成 債 表 完成車社内試験成績表 m (補助の後別 m (設計値 . 75 MPa において MPa において =パスケット床面積 (m) =昇降機床面積(m) -10 效全装置試験 ・特景・短縮・服折・降下防止装置開係 (指圧機路破損時) ・教學止装置開係 ・先端障害自動停止関係 ・キャブ保護 ・路行部対水平角65°自動停止 パスケット床面積による積載荷重 昇降機床面積による積載荷重 はしご先端放水銃の放水能力 バスケット先端放水銃の放水能力 ・ 書類審査 ・ 外観・寸法、角度の測定 ・収売値の確認 ・所要専用の適合 ・ ・ ・ ・ ・ を付着正装層の在稿 を を を ペスケット許容積載荷重 昇降機許容積載荷重 北行及び急制船試験 ペスケット床面積 昇降機床面積 學校组以聚 はしご東諸元 はして承諾元 规格地上高 最大地上高 大配立角 板配立角

は条件により省略可能を、また◎は1/10の確率で省略可能を示す。

起立角 40°以上

昇降機使用範囲 傾斜矯正範囲

	松 應	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	施度 () () () () () () () () () (編 考 結果 開発 - 開発 -	はして、単作、配付けが必分が密。 総章 今年子文学研究所はじれた素の状態 を かっても、 労働なり事業の が発し、 労働なりを ので、 労働なりを ので、 労働なりを ので、 労働なりを ので、 労働なりを ので、 労働なりを のが、 対し、 対し、 対し、 対し、 対し、 対し、 対し、 対し、 対し、 対し	語 序	施圧ボンブ 縮巻 結束 記載選 機関の課金速度を 17m 選定し、簡単する。
(株式 1.7 × 1.	翻落、シャン、サブフレーム、 管理が存在技能、将技能、 本見大時と関係を対象	展を結 1.22 2.22 (14년2년) 1.22 2.22 (14년2년) 1.22 2.23 2.23 2.23 2.23 2.23 2.23 2.23	Sumple (1929年(1)) Sumple (1929年(1	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(B)	1977年		
	70		- 項 日 左右形を削り - 数本数字的	規定値 全順及び全服行時の を実計の概念 ± 2。以内	項 日 現宅館 (m)	開選 20m/h,	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	4. 仕能対象 項 日 限定値 施圧ボンブの 施圧をンプの 設定回転送度 許労担託達度以下

 \propto

(5)	联提		-	※		#4 H2	※ 指	64 12	兴 益	16 12
10 10 10 10 10 10 10 10	80			(田/s) 編 林 上端、下端に347や巨橋的 に依確になる部分を確く。 幸2回選近		金衣が 金衣が 一金	商 考 能大能解及び平地 (総会権及び股初の事) 全件権に対象がある。 会立であるようの場合のはて、衛子可能状態まで 幸るの場所に	## ## (C)	業 考 前にて施作する。 バラない範り出しとする。 回時に存動しないが19~の楽	面 本 動にで保存する。 ジタグル・取り出しとする。 会様となり数での金金額 最高重点部の個な最大と しご確保を行う。 「に一番化を行う。
11 12 12 12 12 13 13 13	所属 (S) (大) (大) (大) (大) (大) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			所被時間 (S)		(8)	(S) 日 (S) 本 (A)	語の	総合のは、 なん方向 自後を のとんろが 自後を のとんろが	(46.2) (46.2)
第1 日	# #	所 (長 ((((((((((((((((((を	(d)		
	規定值	相所接觸の範囲及び収費608以下 程立、特長又は短縮、例状合わせ で908(地上高 23m以上 1108)以下 24の8以下 を有の差は、を有平均値の200以下		(III) (III	2. (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)		限定值 傾斜方向 職 及上55.9 数据 (4 上55.9) 数		施力を表す (1.5. 米別 (1.5. 米別 (1.5. 米別 (1.5. 水別 (1.5. 水) (1.5. 水	第2章 第2章
		は を を を を を を を を を を を を を		質 味	2.機の別配		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	英	型 報報	展 (2) (3)

(4) 成果無数の政務を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	N I
第子が出 を作る。 第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
用して終圧切替弁を直接操作 塔使用範囲全ての状態からを行状態まで	n/
第 日 CFUで表記をして はしこ気化、砂瓶、片・瓜、居器集団等、七元配配・フェル等編 2017・金編 単元日本を表記を作業 第1月17年 2018年	Ser I
(2) 1 単分表(で) 公式品が出した。 (2) 1 日本の大学会社のでは、下 (2) 1 日本の大学会社のでは、下 (2) 1 日本の大学会社のでは、下 (3) 1 日本の大学会社のでは、下 (3) 1 日本の大学会社のできた。	
(4) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	w w
 (2) コトンテルを対応 (3) 20 (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	[e]
東京 「中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中	nel .
(4) 記代を持た公開 (4) 記代を行う (4) 記の条件が上面的する。 (4) 記の条件が上面的する。 (4) 記代を行う (4) 記代を行う (4) 記の条件が上面のする。 (5) 記の条件が上面のする。 (6) 記の条件が上面のする。 (7) 記の条件が上面のする。 (6) 記の条件が上面のする。 (7) 記述の条件が上面の (7) 記述の条件が上面の (7) 記述の条件が上面の (7) 記述の表析が上面の (7) 記述の表析を表析が上面の (7) 記述の表析を表析を表析を表析を表析を表析を表析を表析を表析を表析と表析を表析を表析と表析を表析を表析と表析を表析と表析を表析を表析と表析と表析と表析と表析を表析と表析と表析と表析と表析と表析と表析と表析と表析と表析と表析と表析と表析と表	,
□ 1 は、2000	
二章 ハギ	
項 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ak .
版 印 (11)に条件 (24)に (24)	14
10 10 10 10 10 10 10 10	

- 20

联提	班 型		報							账證									談		※担	
第七者大震器、第四目 90 第七章を成立ない方を第二なる表現ないの表目 第七章ではない方を第二なる表現ないの表目 ア・ドランを第二、「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(業分表大会) ・第日等大会) ・第日等大会) ・第日等大会) ・4年代表記書田野の職に終 職に立め作れての中間(非 職に立め作れての中間(非 事としての中にで を 上面面の中 に と に と に と に と に に に に に に に に に に に	()かた(する。	報	・革台最大機能・旋回角度90°・伸長時は使用限界の概ね服	4、最大及びその中国・例伏等は概ね金伸長及び金伸長と全面部の中間・自動停止後間折割を水平にし	・79597 - の東田しはできるだけがなく・79597 - の東田しはできるだ	100	~ 755) Rel+052			・新力赦大策率 ・新国角振90。 ・毎年時は、毎国国民の廃力等		び全律長と全型器の中間 ・自動等に後属所信を水平にし	て個点する。	け少なくする。 ・昇降機は2次停止位置まで上	が ※気温食格パンドン室の試験	・表示内容(*	収録位置から90度 夢状態 毎日まできるだけ少なペーン ・ 0度及び全体をなる最近は26 作動後、値代しないこと	称	- 12
1. 一次の日本	報子口		報後な		ПП	П	Ш	П	1	報係局	П	П	Ш	П	П	П			1	ELECTRICAL CO.		W(0) 98
大将へ名は伊 高高い男子―	李 亚		翻器			П	Ш	П		算器	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш		10.00	角膜級計角体 医解放呼往出		a.
康 職 限 7 語表 合 払 等 4 所 示 最 素 近 2 部 点	88		161	Ш		П	Ш			181	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш			- 報	線回角度収納位置 最大価値 用所投収的大簡 17919 - 液出はで 配り角は、の度別 日動存止作動後、	16.	+
1111111	- E	 	35	Ш	Ш	Ħ	Ш	††	1	- SEA	Ħ	П	Ш	П	П	П	П		85		8	ž.
	点 5 Mill 2 Mill 2 Mill	- F	1100	Ш	Ш	Ш	Ш	4	£	81	#	₩	Ш	Н	Н	Ш	Н.	6	h		94	0
	音子 海 子 海	- 計	の様子の			Ш	Ш	Ш	+ 關折館水平長さ)	100 PE	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш		報告部本半集の			ilet	+
t		+ 居好館 本平提	1 1-1-	Ш	₩	H	Н	++	報	36.60	Ħ	Ħ	Ш	Ħ	Н	Н	$^{+}$	が	報信		(日)	
	五	H H	200			Ш	Ш		E +	DE	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш		+	100			2
	数 (ななな (ななな (ななな (なななな (なななな (ななななな (なななななな	での水中階盤 たの水中階盤	が が が が を を を を を を を を を を を を を を を を		H H	GI CI	B	. 88	での水平距離での水平距離	起立角度 又は伸長	Ħ	88		. E	в.		の水平距離	の水平距離	III.	20000000000000000000000000000000000000	1000	31/1/10
čí E	法 神 朝 神 朝 神 朝 王 李 朝 王 李 明 李 明 李 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	特殊のまでの	当事	非常	東 第 末	製法	##	東宋	# # # #	当業	単章	4000	非	49.66		非	w 12	報	67.50	ि शे श्री	於定值	0
	表 × ×	N R R	製工	×	-	×.	-	×	田子田	報子		_	拉神!	-	-	_	10 Ja	政府	1 44	000000		_
C K & S & 20 4	WIN MID	# A	79553	NIN		O N		XVX	部中心から国野路まで (を (m) (動学上時の国計館まで	79155 搬出職	NIA	9110		O N	T	MAX	調中心から	特生物の	793.55 原出酶		5" SPEEDS 4%	
はな はな	男在	年機で 上世界領 体となる (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	29 Gz		42				ON	59.40		på	投票		-		の部	9	海内	章		î.
M z o x x	水野 歌り作け	生きまた。上世紀は	が年		なっ	-			が を を を を を を を を は が は が は が は が は が は	大兵	_		42	_		_	か出せる	165	完負	C K & K A #	19	Sema
MIN MID MAX	州北部 大平田田 大平田田	日本の	現定値		水平距離 において 数定値の +0.5m	-1.0m	E S		低:日勤停」 低:基準値 低:モニクリ	漢の部			記定額の +6.5m	-1.0m	EUG.		值:自動停止 值:基準值+8	6	NUS-100	本年記録 において 設定能の も、5m~ し、0m には	6	MAG
20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	項		=		(1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	おける			別 別 別 次 個 次 個	=			美用限界自	7.2.%置			100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円	tid.		保佐権をつ	· ·	

!	pir	*	¥	==	nid .	pg	147	ist.	Ed.	14	ar .
	報	報 4	福	## ##	**	167 152	報	\$6 \$6	12	# /	# 19
1	が、	11 12 12 12 12 12 12 12	1971 1971	(2) 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	「	日 第台編制発売27 を据えた場合権工しない。 第日本 教会が口 教会が口 教会が行 教会が行 (また) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	日 高化化 () 202(第539 日野等圧割計 独 () 日野等は 202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475、202回(2475))))))	を選手の日本権が選手 世界 1985年の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	10 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	項 日 国内政策管理技術機関 (事務等の対策的数 (表示) 「日本政策・職権・政策の対策・1211111111111111111111111111111111111	項 は 存動 はしこの画、核立を展ねり、第1股が指令を示し Nでかの原因しないことを確認する。 他力強団防止策数 (1) 英国政策機会シャームギンの単合計者略引 (2) 英国政策機会シャームギンの単合計者略引
作用	項 日 非常用操作装置	項目 7953年"一の選出 各世用限罪。	項 目 7055* 要出表系の 切特点	屋 インキャイン	1977	甲霉	項 日 近 日	対象を	原の様と	海南海東	1 1 1 1
ā	75.	F .	斯	2	K K	Ш	Ш		15		遊

報	影響	※	以 提	報告	松	张	影響	联报	報	() ()
(新春) 1 第42 1 1 1 1 1 1 1 1 1	日勤停止 警機 表示 表示 表示内容 1	(産) (産) (産) (産) (産) (産) (産) (産) (産) (産)	本ペリ表文(4) ・ 金屋及び金貨を下げ、	京 ()	(NPo) (新任力 (MPa) ・ 新任力=原定圧力1.5Xは設度圧力+5MPa ・ 各3分額負費する。		数点使用压 窗 外	(6) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5	表示關係主たは方容 (はして(優先、棒職、降・債、減額、并降機の具体、條件機正、強固収 下等 等 下等 等 下等 等 下等 等 下等 (1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2
新年	2 定 第1限界以上上昇均阻折不可	5	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	設 定 本収納開伏時程立角 。 で停止	最高使用圧 (増p,) (増p,) (対p,) (スクット	設定圧力 (Pa) (L - 配件 (Pa) (Pa) (Pa) (Pa) (Pa) (Pa) (Pa) (Pa)	放水位置 / ブルロ程 諸部送水圧 .	送水压力 坚3. 使用压 送水压力 坚3. 表		基礎、バスケット 前正すンプ、ジャッキ、アウトリガー、はし の動をから、製造です。 実際下戸 が開発した。 製造を 数型を 数型を 数型を 数型を 数型を 数型を 数型を 数型
 	- 項 目 昇降機使用時の国所自動停止	田 昇降機権作 ロック装置	項目 機定値 すべり表合 (ワイヤー切形時) 未満	項 日 昇降機木収納時 網依防止菌艦 未収	7. 前圧試験 項 目 前圧組所 水配管制圧 以水用 が水用 が水用 が水用 が水用 が水用 が水用 が水用 が水用 が水用 が	が 日 連 は	 3. 放水砂砂 項目 規定値 可売売 の 指売等 の 1000Lmin 以上 	- 項 日 - 数値位置 - 本内 - 本内	9 (4 展別圏などの作業が 上 7 通り	10. 数元後表

S	
	ı
	١

```
・オイルタンク (材質、大きさ、上部開口、通気口、吸引口、戻り口、給油口及び
排油口の確認ができるもの)
・オイルタンクの油量計
                                                                                                                    強度・安全率等の計算書
・強度(重量物取付部、油圧ポンプ駆動装置の荷重)
・安全率(はしごの構造部分、ローラーチェーン及びリーフチェーン、ワイヤーロ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                 ・はしごに使用される部材の材料証明書、はしごの旋回防止の試験荷重値の計算書
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 安定度)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   油圧配管
・油圧配管系統図(配管材質(JIS と比較できるもの)、調圧弁の設定圧)
油圧部品図スはカタログ
                                                                                                                                                                          ・安定度・支機試験データ(はしご本体、安全率が低い場合のはしご構造部分、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     品質管理方法書、製造工程概要調書、社內檢查体制等概要調書、
附図第2(別記様式2関係)
                               型式評価依頼時の提出図面等(例)
                                                                                                                                                                                                                                                                                   ・温度変化への対応、作動油の温度、使用温度の成績書
                                                                                                                                                                                                                                                                                                             ・制御装置の信頼性、制御装置の説明書
・耐久性の確認、姿勢維持の成績表、電磁波の成績表
・電気機器類の訪水構置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        ・サブフレーム (アウトリガーボックス)
・はしごの収納受
                                                              型式評価依頼時提出図書等チェックシー
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    苦情処理·事故報告管理方法書、誓約書
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         主要部の操作名称及び操作内容
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    契約書(委託型式に係る依頼)
既承認型式の委受託関係書類
                                                                                                                                                                                                                                                       ・完成車のならし運転実施表
                                                                                                                                                                                                                                完成車社內試験成績表
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     使用上の注意事項
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               艤装三面図(参考)
                                                                                                                                                              ープ、油圧機器)
                                                                                                      工場設備概要調書
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      動力取り出し装置
                                                                                                                                                                                                                 社内試験成績表
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        電磁クラッチ
                                                                             型式評価依賴書
                                                                                                                                                                                                                                             · 社内確認表
                                                                                                                                                                                                                                                                       その他の資料
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                油压切替并
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    ·操作装置

    調圧装置

                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           操作表示

    接地圧

                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            £0)
```

```
・主要部の全体図及び断面図 (縦、横、長さ、主骨の間隔、手すり高さ、横枝の間
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          ・床面の滑り止め措置、滑り出し防止の措置、乗員落下のための措置、手足等のは
                          ・ジャッキ装置 (ジャッキシリンダ、ジャッキ接地部)
・操作装置 (操作盤 (配置のわかるもの)、作動説明、制御装置 (型式)、配線図)
                                                                                   ・操作装置(操作盤(配置のわかるもの)、作動説明、制御装置(型式)、配線図)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            ・昇降機(主要部の材質、主要部の使用材料の外寸、手すりの高さ、握り棒の高さ、
           ・アウトリガー装置 (アウトリガーボックス、アウトリガーシリンダ)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           ・昇降機用ワイヤーロープ (JIS と照合できるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            ・伸縮ワイヤーロープ (JIS と照合できるもの)
                                                                                                                                 隔、使用材料の外寸等が確認できるもの)
                                                                                                                                                ・主要部の材質 (JIS と比較できるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             ・仲縮ワイヤーロープ巻き取りドラム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           み出し防止の措置等
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           握り棒の長さ等が確認できるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          , 昇降機落下防止装置(作動説明)
                                                                                                                                                                                                                                                                                               ・旋回継手(油圧配管、送水配管)
                                                                                                                                                               ・はしごのガイドローラー組立図・はしごの機長の滑り止め
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              ・はしごの支持 (三角) フレーム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               ・伸縮シリンダ又は油圧モータ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                             ・旋回収納位置合わせ表示
                                                        スプリングロック装置
                                                                                                                                                                                                                                                                             ・駆動用ギヤーケース
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             昇降機用油圧モータ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            昇降機降下防止装置
                                                                                                                                                                                                                                                              ·他力旋回防止装置
                                                                   自動傾斜矯正装置
                                                                                                                                                                                                                                ・ターンテーブル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            ・起伏フレーム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              ・起伏シリンダ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            · 起伏防止装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           · 伸縮防止装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          ·屈折防止装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              ・屈折シリンダ
                                                                                                                                                                                                                                               ・油圧モータ
車両支持装置
                                                                                                                                                                                                               ·旋回装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              · 起伏装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            ·屈折装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           昇降装置

    仲縮装置

                                                                                                                                                                                               旋回装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               起伏装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              仲縮装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             屈折装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             昇降装置
```

```
・設けられた装置 (確害自動停止装置 (塔の先端に取り付けられたもの)、塔の飛出防止装置、ジャッキ飛出防止装置)
                                                                                                                                               ・バスケット又は塔先端の放水鏡(材質、大きさ、防食処理、取り付け部、作動角等の確認ができるもの)
・はしご送水配管(材質、大きさ、防食処理、取り付け部の確認ができるもの)
                            ・バスケット(主要部の寸法、使用材料及び当該材料の外寸、床面積、手すりの高
                                                                                     ・バスケット平衡装置 (平衡装置用ワイヤーロープ (JIS と照合できるもの))
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      配管の材質及び径を配管系統図に記入する等図面を兼用してもよい。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     取り付けられていない部品又は必要のないもの等については除く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      図面は必要なことを記載されたカタログでよい。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              ・主要電気部品(防水措置の判断ができるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     主要電気部品(防水措置の判断ができるもの)
                                                                         ・床面の滑り止め措置、滑り出し防止の措置等
                                           さ、手すりの周の長さ等が確認できるもの)
                                                                                                                                                                                                                                       ・自衛噴霧装置(車体、バスケット、放水銃)
                                                                                                    ・バスケット取り付け部の脱落防止の措置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          各安全装置の設定及び作動説明
                                                                                                                                                                                                                                                                    ・操作盤 (配置のわかるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            ・応急操作装置の油圧ポンプ
はしご先端のストッパー
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      通話装置
取扱説明書·点検整備書
                                                                                                                                                                                                           ・放水銃の遠隔操作装置
                                                                                                                                                                                                                           ・水圧力計又は流量計
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           はしごの使用範囲図・は長計
                                                                                                                                                                                            ・はしご送水コック
                                                                                                                                                                                                                                                                                                   ·制御装置 (型式)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        ·制御装置 (型式)
                                                                                                                                                                                                                                                       はしごの操作装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              スロットル装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     検知部の配置図
                                                                                                                                   水配管系統図
              パスケット装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           角度計傾斜角度計
                                                                                                                                                                                                                                                                                    作動説明
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      ·配線図
                                                                                                                    放水装置

    配線図

                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 表示装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       1: 世
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         30
```

関係) rO (第2章第1、 災害対応特殊装備確認表 別記様式3

			_
装備又は積載の無い理由			
装備又は 積載の有無	(婦)	(場)	
該当する災害対 応特殊車の種類	(解)	年 月 日	
装備名	(開)		
	該当する災害対 装 備 又 は 装備 ス は	該当する災害対 装 備 又 は 広特殊車の種類 積載の有無 (略) (略)	装備名 該当する災害対 装備又は 装備又は積載の無い理由 (略) (略) (略) 受 検 日 年月日 (略)

岩
±
-

災害対応特殊車の品質評価を行う前に提出すること。

依頼者は、受託評価業務規程で定めた代理人を含む。

装備又は積載の有無は、該当するものにチェックすること。

装備又は積載の無い理由の記載内容については、ユーザの要望であること及び消 防庁への届出済であることが確認できるものであること。また、積載ホースを現地 代理店等で調達する場合にあっては、その旨の確認も併せて行えるものであること。 5 この用紙の大きさはJIS A4 とすること。

5 関係) (第2章第1、 災害対応特殊装備確認表 別記様式3

	装備又は積載の無い理由			受検日平成 年 月 日 (略)
災害対応特殊車装備確認表	装備スは 積載の有無	□有□無	(開発)	(婦)
災害対応特殊	該当する災害対 応特殊車の種類	□水槽車	(婦)	年 月 日
	該当する災害対 装備名 応特殊車の種類	ホース延長用資機材	(規)	受 檢 日 平成

- 82

	A	뮨		当該控際			して下ばい。	災害対応殊屈: はしご付消防: ンプ自動車				0	
	#	消防本部名 担当部署名 担当者名	神	記のとおりでります。		≡	5ものを記載1	災害対応特殊 はしご付消防 ポンプ自動車				0	(3)
関係)		加加加	災害対応特殊車の装備確認書	今年度発注しました災害対応特殊消防車は下記のとおりで、 内容は消防庁へ交付申請し交付決定を受けております。	밅	消防ポンプ自動車	控除された装備(注記の4項目から該当するものを記載して下さい。	災害対応特殊 災害対応特殊化 木槽付消防ぶ 学消防ボンブ自 ンブ自動車 動車 (大1型を 含む)		0			(表中の〇印部)
က	巡		《害対応特》	ンた災害対応特 J申請し交付決			(注記の4項	災害対応特殊 木槽付消防ポ ンプ自動車	0	0	0		自動車の種類別に該当する装備
3 (別記様式第	日本消防検定協会		<i>\$≥</i> 0	度発注しまし 消防庁へ交を		自動車の種類及び台数 災害対応特殊	除された装備	自動車の種類 る装備 る装備	動力昇降装置 I-B型に限る。)	四輪駆動方式	トース	操舵	車の種類別に
附図第	田本田			- 今年 内容は		1 E		自動車を発送をなる機能をある。	(I — I)	② 四輪馬	③ 積載ホー	④ 四輪操舵	注:自動

基準と確認方法 (第2章第2関係) 別表 1

(1) ~ (3) (1) (1) (2) (1) (2) (4) (5) (1) (2) (4) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	補助規格 確認方法	書類審査(社内)	書類審査(社内)	書類審査(社内)	機能試験等	書類審査(社内)	書類審查(社内)、機能試験	外親検査(目視)	書類審査(社内)	外觀検査(目視)	外觀検査(寸法)	書類審查、外觀檢查(目視)	書類審查、外觀檢查(目視)、	楼能試験(操作)	機能記錄(操作)	書類審查(図面、社内)	外観検査(目視)	書類審査(社内)	書類審査(社内)	書類審查(社内)、外観検査	外観検査(目視)	書類審查、外観検査	外親検査、機能試験(操作)	外観検査(目視)	機能は海	The second second
(1) ~(3) (1) (1) (2) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		#iI		÷	禄	H	#1	₩	Ħ	W	W		#1	標	機	HI	<i>A</i>	4		HI	₩	和	4		機	(特別) (特別)
	ET BIT		-J.		$(1) \sim (3)$	(4)	(2)	(1)		(1), (3) \sim (4)	(2)	(2)	(9)		(1)	(2)	(3)	(4)	フレーム	美領書	(1)		のロック装置	(1)	(2)	(3)

		数量	1 对	(略)	(器)
等3章第2関係)	検査設備	性能	受託評価業務規程、基準、評価細則 及び関係日本工業規格	(暑)	はしご又は (略) (略) (略) (略)
別表1 (第2章第3、1及び第3章第2関係)		日田	関係法令	(報)	(吳麗)
別表 1 (第2		種別	各種別に 中途	平	はしご又は 塔装置

29

(5) 告類審查(社内)、外觀檢查(目視)

機能試験

書類審查(社内、計算書等)

外觀検査(目視)

(2) \sim (4)

2.3.3.6 ≪ルト

(1), (2) (4), (6) 3

車両支持装置 2.3.4

機能試験

外親検査(寸法)

書類審査(社内)

機能試験

書類審查(社内) 書類審查(社内)、外觀検查(目視) 書類審查(図面、社内)

外観検査(目視)

外複検査(目視) 外製検査(目視)

(4), (5), (6), (8), (9) (1), (3), (5), (6)

(1) \sim (3), (7) (1) \sim (4), (6)

2.3.3.3 油圧配管等 2.3.3.4 ワイヤローブ 2.3.3.5 チェーン

				書類審査(社内)
2.3.5	Ξ	(2) (2)	6. 10	外額給杏(寸法)
3	(2)	ì		共和宗共(47年) 从组络苏
)) 6	3			高が計画に対けていた。 機能に関いません 単独を表現 一般を表現 一般を表現 一般を表現 一般を表現 一般を表現 一般を表現 しょうしゅう しょうしゅう しょうしょう しょうしょく しょうしょう しょうしょう しょうしょく しょうしょく しょうしょく しょく しょうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく
	9			770
	9			条査(社内)
	(8)			外観検査(目視)
2.3.6	(3)		6.6	外観検査(寸法)
起伏装置	(2)			書類審査(社内)
2.3.7	(1)), (3)		外観検査(目視)
旋回装置	(2)		6.13	荷重試験
2.3.8	(1)			外観検査(目視)
伸縮装置	(2)			外観検査、書類審査(計算書)
	(3)			機能試験
2.3.9 屈折装置	英置		6.26	外親検査
2.3.10		(1) ~ (4)	6. 18	機能試験
傾斜矯正装置		(9), (6)	6.20(3)	外観検査(目視)
2.3.11.	1	(1)		機能試験
		(2), (7)		外観検査(目視)
作		(3)		書類審查、外観検査(目視)
茨		(4), (5)		書類審査(社内)
競		(9)		機能試験(操作)
2.3.11.	2	(1)		外観検査(目視)
電源・油圧ポンプ関係	ソンと関係	(2)		機能試験(操作)
		(3)		機能試験
2.3.11.	3	(1), (5), (6)		外親検査(目視)
車両支持装置関係	開係	(2), (3)		機能試験(操作)
		(4)		機能試験
2.3.11.	(1), (12)z,	(14), (16), (1	6, 25(1)	外観検査(目視)
4	7)			
はしば・	(2), (5), (6),	(6) $\sim (13)$	6. 19(2)	機能試験(操作)
昇降機関係	((12)エを除く	<,), (15)		
	$(3) \sim (4), (7),$	7), (8)	\exists	機能試験
			$^{\circ}(5), 6.25(1)$	
	(81)			外観検査(目視、寸法)
2.3.12.1	(1)			書類審査(社内)
パスケット	(2), (3), (8)		6.25(3), (5)	外親検査(寸法)
	(4), (5), (6), 0)), (2), (3), (1		外親検査(目視)
2.3.12.2	平衡装置	(1), (2)	6, 25(2)	機能試験
2.3.12.3		(1)	6. 25 (4)	機能試験(操作),外觀検査(目視)
パスケットの脱着	šī	(2)		機能試験

2.3.12.6 バスケットの衝突的 2.3.13.1 (1), (2), (4) 昇降装置の構造 (5) (3) 2.3.13.2 (1) 4時機 (6), (7), (8) (2) 2.3.13.3 昇降機にかかる通路 (6), (7), (8) 2.3.14.1 (2) 交全装配・地通 (3) (2) 2.3.14.2 (3) 2.3.14.2 (1) 2.3.14.2 (3) 2.3.14.2 (1) 2.3.14.2 (2) 2.3.14.2 (2)), (2), (4), (6) 1), (2), (4), (6) 3) 5) 7) 7) 1) 1) 2) ~(5) 3), (7), (8), (9) 6)かかる通路	6. 22(2), (5)	機能試験 外網焓容(目组)
間の構造 13.2 13.3 14.1 ビ・共通		22(2),	外御給杏(目組)
語の構造 13.2 114.1 語・共通 14.2			7 PACING LA DA (AC)
13.2 13.3 114.1 間・共岡		6.22(1)	機能試験(操作)
13.2 13.3 14.1 間・共通		6.22(5)	書類審査(社内)
13.2 13.3 14.1 暗・共通		6.22(5)	走行,急制動試験、書類審査(社内)
13.3 14.1 層・共画 14.2 アグロック			書類審査(社内)
13.3 間・北面 14.1 14.2 14.2			外観検査(寸法)
13.3 14.1 置・共通 14.2 ングロック	る通路		外親検査(目視)
置・共通 置・共通 114.2 ングロック装置		6.22(4)	外親検査(寸法)
/ 装置			書類審査(社内)
3.14.2 プリングロック装置			機能試験
3.14.2 プリングロック装置			外親検査(目視)
プリングロック装置		6, 17(1)	外親検査(目視)
			機能試験
2.3.14.3		6.17(2)	機能試験
ジャッキインタロック装置			
4.	(1) \sim (3)	6.15	機能試験
使用限界自動停止装置		6.17(5)	
2.3.14.5	(1), (3)		外觀検査(目視)
過荷重自動停止装置	(2), (4)	6. 17 (6)	機能試験
2.3.14.6	(1)	6. 17(3)	機能試験
伸縮等防止装置	(2)		外親検査(目視)
2.3.14.7.1 はしご先端障害	調金生	6.17(4)	機能試験
3.14.7.2	(1), (2)		機能試験
はしご先端障害自動停止装置			
	(I) ~ (3)	6.17(7)	機能記錄
現外日別作工派直	14:191	8 17(12)	が出土でものが会社
0.14.9 XAEX	WE.	0. 17 (12)	DOCUMENT WITH
3.14.10	7)装置	6.17(11)	表記がある
3.14.1	常装匠	6. 17 (10)	何里記錄
53	(1)	6. 17 (14)	(日报)
緊急停止装置	(2), (3)		書類審査(図面、社内)
	(4), (5)		機能記錄
2.3.14.13	(1) ~(2)		機能討樂
パスケット過大傾斜自動停止 基置			
2.3.14.14 慰電防止装置	粒		書類審査(図面、明細書、社内)
2.3.14.15 (1)	(1	6. 17 (8)	書類審査(社内)、機能試験
界降機自動落下防止装置 (5	(2)		機能試験 (操作)
3	(3)		外観検査(目視)
2.3.14.16	(1) ~ (3)	6.26(2)	機能試験

		(7)		外觀極症(目視)
١°		(1) ~ (0)	2 2	場合き内容(相称)
· 0 · 7				
2. 3. 1 6. 2	 広会権作装置	1		日烈昕五(四月) 外親倫杏(目視)、機能試験(操作)
. 3. 1 7.	木準器		6.20(4)	4
3.17.	はしご使用時間計	押計	6.20(5)	機能試験
2.3.17.3	超速計		6. 20(6)	機能試験
		(1)	6.21	外親検査(寸法)
先端搭乗用ステ	ップ	(2), (3)		外親検査(目視)
2.3.19		(1)	6.21, 6.25(5)	外親検査(目視)、機能試験(操作)
放水装置		(2)		放水試験
		(3)		機能試験(操作)
		(4)		耐圧試験
2.3.20		(1)	6. 21, 6. 25 (5)	外親検査(目視)
自衛噴霧装置		(2)		放水試験
		(3)		耐圧試験
2.3.21		(1)	6. 24, 6. 25 (6)	外親検査(目視)
インタホン		(2)		機能試験(操作)
2.3.22		(1) ~ (1)	6, 23, 6, 25(5)	書類審查(社内)、外觀検查(目視)、
照明灯類				機能試験(操作)
	指水鑑			書類審査
2.3.24 想	想定外の使用について	2110		書類審査(図面、社内)
2.3.25	(1)			書類審查(社內、計算書)、
資機材の				外観検査(目視)、走行・急制動試験
稍載装置	(2)			書類審查、外觀檢查(寸法)、
				₩.
	(3), (8)			書類審查、機能試験(操作)
	$(4) \sim (6), (7)$	~(6), (7), (9), (10)		書類審査
2.3.26 ₹	その他の装置			(適宜対応)
2.4.1.1 衛度・耐久性・5	お分乗の総合			書類審査
1.2	荷重	(1) ~ (8)		書類審査
2.4.2.1		(8) \sim (1)		書類審査
強度確認の荷重等	*			
2.4.2.2 部	部品の安全率	$(1) \sim (4)$	6.9	書類審查
2.4.2.3				書類審查
バスケットの取	トの取付け部の強度			
2.4.2.4 床	床の強度	(1), (2)		書類審査(社内)、荷重試験
2.4.2.5 ≢	手すりの強度			書類審查(社内)、荷重試験
2.4.2.6		$(1) \sim (2)$		書類審查
耐久性確認の荷重等	長妻			
2.4.2.7 部	部品での確認方法	法		書類審查
4000	de de de		0 0	all places after the

2.4.3.2	$(1) \sim (3)$		書類審査
安定度の確認の荷重等			
2.4.3.3 安定度の実機試験	夫機試験		書類審査
2.4.4 過負荷試験	(1), (2)	6.7	荷重試験
2.5.1 作動油圧			機能試験(性能)
2.5.2 作動時間	(1) ~ (1)	(1) \sim (7) 6. 16(1)(5),	機能試験(性能)
		6.22(3), 6.2	
		5(7), 6.26(3)	
2.5.3 姿勢の維持			書類審査
2.5.4 使用温度			書類審査
2.5.5 放水			放水試験
2.5.6 電磁波			書類審査
2.6.1 表示事項	$(1) \sim (3), (5)$	$6.27(1) \sim (4)$	(1)~(3),(5) [6.27(1)~(4)] 外観検査(目視)
	(4)		外觀檢查(目視)、書類審查
2.6.2 表示方法	$(1) \sim (4)$		外觀檢查(目視)
$2.7.1 \sim 2.7.3$			書類審査
取扱説明書・点検整備書	240		
6.3.2 完成車のならし運転	・し運転		書類審査
規格地上高		(告示)	外観検査(寸法)

1 確認方法の欄中の「書類審査(社内)」は、社内確認表又は社内試験成績表で確認する

ことを示す。 : 「補助規格」欄の「告示」とは、基準額告示第1条の表の備考5に掲げるものをいう。 : 補助規格欄の冒頭の数字は次のことを示す。

1:災害対応棒殊消防ボンブ自動車の規格6:災害対応棒殊はしご付消防ボンブ自動車の規格

(第2章2関係)	
型式評価等の試験項目	
別表2	

歴史表表の作句語:长端に巻12224693級プートートートートートートーーー 228469678	書類審査 設計図・明細書の審査 社内確認表・計算書の審査 社内試験成績表の審査 その他の資料の審査 走行・急削動試験		の調売の数
22 日本 (2015年) (2015年	設計図・明細書の審査 社内確認表・計算書の審査 社内試験成績表の審査 その他の資料の審査 走行・急削削試験		252 45 277 4
生内確認表・計算書の審査 ※, 生内確認表・計算書の審査 ※, その他の資料の審査 ※, をの他の資料の審査 ※, 高負債法數 製作試験 製作試験 製作試験 製作試験 製作試験 基本度での確認 1. 設定団転速度の測定 1. 設定団転速度の測定 2. 再支持装置の所要作動時間の測定 ※, 2. 計画支持装置の所要作動時間の測定 ※, 3. 就に同じの形要作動時間の測定 ※, 5. 基定回転速度の消費作動時間の測定 ※, 5. 基定回転速度の消費作動時間の測定 ※, 6. 具際機の速度の測定 1. 表方を接置の機能 1. 文全装置の機能 2. 1. スプリングロック装置の作動 2. 1. 3 使用限界自動停止装置の機能 3. 1. スプリングロック装置の作動 3. 1. 3 使用限界自動停止装置の機能 3. 1. 3 使用限界自動停止装置の機能 3. 1. 3 使用限界自動停止装置の作動 5.1. 1. 3 使用限度自動停止装置の作動 5.1. 2 ジャッキイングロック装置の作動 5.1. 3 使用限限自動停止装置の機能 5.1. 4 過荷重自動停止装置の作動 5.1. 5 使用吸性性膨力性衰弱の機能 5.1. 6 はしご先端障害自動停止装置の作動 5.1. 6 はして光端障害自動停止装置の作動 5.1. 1. 3 居が時保防止装置の作動 5.1. 1. 3 居が時保防止装置の作動 5.1. 1. 4 最後に基礎の機能 5.1. 1. 5 最体発電の機能 5.1. 1. 5 異常の表態 6. 1. 1. 4 最後に基礎の機能 6. 1. 1. 5 異常の表態 6. 1. 1. 5 異常の表態 6. 1. 1. 5 異常の表形 6. 1. 1. 5 異常の表形 6. 1. 1. 5 異常の表形 6. 1. 1. 5 異常の機能 6. イスケット装置の機能 6. イスケット数型の機能 6. イスケット装置の機能 6. イスケットを関係 6. イスケットを関係 6. イスケットを関係 6. イスケットを関係 6. イスケットを開発を関係 6. イスケットを開発を関係 6. イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社内確認表・計算書の審査 社内試験収積表の審査 その他の資料の審査 連行・急用動試験		第3章第5
	社内試験成績表の審査 その他の資料の審査 走行・急制動試験 場合情試験		
を20他の資料の審査 ※1 場合商政務 過有商政務 場合商政務 場本設定の確認 1. 設定油圧の測定 1. 設定油圧の測定 1. 設定油圧の測定 1. 設定油圧の測定 1. 報定油圧の測定 1. 報定油圧の測定 1. 報定油圧の測定 1. 報子模型の所要作動時間の測定 2. 程に「この所要作動時間の測定 2. 程に「この所要作動時間の測定 2. 年面支持装置。「領外矯正装置の所要作動時間の測定 2. 年面支持装置。「領外矯正装置の所動 2.1 上 この所要作動時間の測定 2. 年面支持装置。「領外矯正装置の作動 2.1 年間支持装置。「領外衛正装置の作動 2.1 年間支持装置。「領外衛上装置の作動 2.1 年間支持装置。「領外企工装置の作動 2.1 日	4 その他の資料の審査 走行・急制動試験 過台描試験		
を行・急削動決験 為債債款額 表確試験 1 設定油圧の測定 1 設定油圧の測定 1 設定油圧の測定 1 設定油圧の測定 1 設定油圧の測定 1 設定油圧の測定 2 設定回帳速度の測定 1 総所要作動時間の測定 2 可同支持装置の所要作動時間の測定 2 可同支持装置の所要作動時間の測定 2 可同支持装置の所要作動時間の測定 2 1 にこの所要作動時間の測定 2 1 とジャッキインタロック装置の作動 3-1 - 2 ジャッキインタロック装置の作動 5-1 - 2 ジャッキインタロック装置の作動 5-1 - 2 が中の構造の機能 5-1 - 3 使用限界自動停止装置の機能 5-1 - 3 使用限界自動停止装置の機能 5-1 - 3 使用限界自動停止装置の機能 5-1 - 3 使用限界自動停止装置の作動 5-1 - 3 使用限界自動停止装置の作動 5-1 - 3 使用限界自動停止装置の作動 5-1 - 4 過度重自動停止装置の機能 5-1 - 5 伸觸等防止装置の作動 5-1 - 5 伸觸等防止装置の作動 5-1 - 5 体解性防止装置の作動 5-1 - 5 伸觸等防止装置の作動 5-1 - 5 伸觸等防止装置の作動 5-1 - 5 伸觸等防止装置の作動 5-1 - 5 保護自動停止装置の作動 5-1 - 5 保護の接能 5-1 - 6 はしご先端を修能 6 はしご必要表示表面の接能 6 バスケット装置の機能 6 バスケット装置の機能 7 ボール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 8 ボール・ 8 ボール・ 8 ボール・ 6 オール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 8 ボール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 8 ボール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 8 ボール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 8 ボール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 8 ボール・ 7 ボール・ 8 ボール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 7 ボール・ 8 ボール・ 7 ボール・ 8 ボール・ 8 ボール・ 7 ボール・ 8 ボール・ 8 ボール・ 7 ボール・ 8 ボール・			
海佐海 海佐海 基本語 基本語 基本語 1 課 方 1 課 方 2 設定回転速度の測定 1 課 方 1 課 方 2 設定回転速度の測定 1 課 方 4 傾斜矯正装置の所要作動時間の測定 ※2 5 車両支持装置・傾斜矯正装置の所要作動時間の測定 ※2 5 車両支持装置・傾斜矯正装置の所要作動時間の測定 ※2 5 車両支持装置・傾斜端正装置の所要作動時間の測定 ※2 5 年 両 支持装置・傾斜端に装置の所要作動時間の測定 ※2 5 年 両 支持装置・傾斜端に装置の所動 を3 5-1 2 等 を			第11
集権政務の 基本庭定の確認 1 設定制圧の測定 1 設定制圧の測定 1 設定制圧の測定 1 設定制圧の測定 1 試力 支持装置の所要作動時間の測定 ※2 3 はしての所要作動時間の測定 ※2 5 其面支持装置の所要作動時間の測定 ※2 6 昇降機の速度の列電作動時間の測定 ※2 6 昇降機の速度の列電性動時間の測定 ※2 1 安全装置の機能 5-1-1 スプリングロック装置の作動 5-1-2 ジャッキイングロック装置の作動 5-1-1 3 使用限界自動停止装置の機能 5-1-1 3 使用限界自動停止装置の作動 5-1-2 ジャッキイングロック装置の作動 5-1-1 3 使用限界自動停止装置の作動 5-1-1 3 使用限界自動停止装置の作動 5-1-1 3 任用保護自動停止装置の作動 5-1-1 3 在下降離自動停止装置の作動 5-1-1 5 個所是大腿の機能 5-1-1 5 個所是大腿の機能 5-1-1 5 個所是大腿の機能 5-1-1 5 個所是大腦の作動 5-1-1 5 日中等原の作動 5-1-1 5 日本学保護自動停止装置の作動 5-1-1 5 日本學保護の作動 5-1-1 5 日本學保護の作動 5-1-1 5 日本學保護の作動 5-1-1 5 日本學保護の作動 5-1-1 5 日本學保護の作動 5-1-1 5 日本學保護の作動 5-1-1 5 日本學保護の機能 5-1-1 5 日本學保護の機能 5-1-1 5 日本學保護の機能 5-1-1 5 日本學保護の機能 5-1-1 5 日本學保護の機能 6-1 1 日本時早降機能主装置の機能 6-1 1 日本時年放出への対応 7 昇降機作動防止装置の機能 6-1 1 二 1 公女學表示表置の機能 6-1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			第12
基本設定の確認 1. 設定油圧の測定 2. 政定间标述模の測定 2. 政定间标述模の測定 1. 数定油压の測定 1. 表示 持续 医の所要 作動時間の測定 ※2 3. 式し この所要作動時間の測定 ※2 3. 式し この所要作動時間の測定 ※2 5. 基面 支持装置の所要作動時間の測定 ※2 5. 基面 支持装置の所要作動時間の測定 ※2 5. 基面 支持装置。「硬冷矯正装置の所要作動時間の測定 ※2 5. 基面 支持装置。「硬冷缩正装置の作動 5.1 ラ 全支援の機能 5.1 - 2 ジャッキインタロック装置の作動 5.1 - 3 使用限界自動停止装置の機能 5.1 - 3 使用限界自動停止装置の機能 5.1 - 3 使用限界自動停止装置の機能 5.1 - 3 使用限界自動停止装置の機能 5.1 - 1 個所自動停止装置の機能 5.1 - 1 日本時機能的上装置の作動 5.1 - 1 日本時機能的上装置の作動 5.1 - 2 平夕保護自動停止装置の作動 5.1 - 3 是和時衛階的上装置の作動 5.1 - 1 日本時機能力上装置の作動 5.1 - 1 日本時機能的上装置の作動 5.1 - 1 日本時機能力上装置の作動 5.1 - 1 日本時機能力上装置の作動 5.1 - 1 日本時機能が正装置の作動 5.1 - 1 日本時機能が正装置の作動 5.1 日本時機能的上装置の機能 5.1 日本時機能が正装置の作動 5.1 日本時機能が正装置の作動 5.1 日本時機能が正装置の機能 5.1 日本時機能が正装置の機能 6.1 によりますの未能は一致の表示 6. ベスケット装置の機能 6. ベスケット装置の機能 6. ベスケット装置の機能 6. ベスケット装置の機能 7. 昇降機作動防上装置の機能 8. まにし、姿勢表示装置の機能 8. まにし、姿勢表示表置の機能 6. イスケット装置の機能 8. まにし、姿勢表示表型の機能 6. イスケット装置の機能 6. イスケット表型の機能 6. イスケットの表型を関係 6. イスケットを表型を関係 6. イスケットを表型を表型を表型を表型を表型を表型を表型を表型を表型を表型を表型を表型を表型を			
- 設定油圧の測定 - 設定回転速度の測定 - 変定回転速度の測定 - 1 認可要作動時間の測定 ※2 - 4 傾斜矯正装置の所要作動時間の測定 ※2 - 4 傾斜循正装置の所要作動時間の測定 ※2 - 4 傾斜循正装置の所要作動時間の測定 ※2 - 5 車両支持装置。傾射端正装置の所要作動時間の測定 ※2 - 5 基準電火線艦。 - 5 基準の機能の強認 - 1 安全装置の機能 - 1 - 1 本プリングコック装置の作動 - 1 - 2 キッキインタコック装置の作動 - 1 - 3 使用環界自動停止装置の機能 - 1 - 1 個件自動停止装置の機能 - 1 - 1 個件自動停止装置の機能 - 1 - 2 年少不應對的停止装置の作動 - 1 - 1 日本時機能防止装置の作動 - 1 - 1 日本時機能防止装置の作動 - 1 - 1 日本時機能防止装置の機能 - 1 - 5 操機性膨上装置の機能 - 1 - 1 日本時機能防止装置の機能 - 1 - 1 日本時機能防止装置の作動 - 1 - 1 日本時機能防止装置の作動 - 1 - 1 日本時機能防止装置の機能 - 1 - 1 日本時機能防止装置の機能 - 1 - 1 日本時機能防止装置の停動 - 1 - 1 日本時機能防止装置の機能 - 2 ギャキの不能地への対応 - 3 個幹艦上装置の機能 - 4 概長一致の表示 - 5 機作装置の機能 - 4 個長一致の表示 - 5 機能接近の機能 - 6 バスケット装置の機能 - 6 バスケット装置の機能 - 6 バスケット装置の機能 - 7 昇降機作動防止装置の機能 - 6 バスケット装置の機能 - 7 小型・ 6 バー 6 バ	#		第10第2項
2 設定回帳速度の測定 1 総万要作動時間の測定 1 総万要作動時間の測定 2 車両支持装置の所要作動時間の測定 ※2 3 はしこの所要作動時間の測定 ※2 4 傾斜緒正装置の所要作動時間の測定 ※2 5 車両支持装置。傾斜端正装置の所要作動時間の測定 ※2 5 年間支持装置。傾斜端正装置の所要作動時間の測定 ※2 5 年間支持装置。傾斜端正装置の所要作動時間の測定 ※2 5 年間支持装置。複分調定 5-1-1 安全装置の機能 5-1-2 ジャッキインタロック装置の作動 5-1-2 ジャッキインタロック装置の作動 5-1-1 3位用優上装置の機能 5-1-3 位用優早自動停止装置の機能 5-1-1 3位用優上装置の機能 5-1-1 3位所属工具電路自動停止装置の作動 5-1-1 3位所屬正規置の作動 5-1-1 4 場在電車加速程の作動 5-1-1 4 場在電車加速速度の作動 5-1-1 5 申縮等防止装置の作動 5-1-1 5 再解导体的上装置の作動 5-1-1 5 再解导体比装置の作動 5-1-1 5 再将等域的上装置の作動 5-1-1 5 再於機能加速上装置の作動 5-1-1 5 再於機能加速性置の作動 5-1-1 5 再於機能加速性型の作動 5-1-1 5 再於機能加速性型の作動 5-1-1 5 再於時間加達性表置の作動 5-1-1 5 是作學歷の機能 6-1 大スケット遊貨の機能 6-1 大工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工			
1 総万要作動時間の測定 -1 総万要作動時間の測定 -2 年南支持装置の所要作動時間の測定 -3 はしこの所要作動時間の測定 -3 はしこの所要作動時間の測定 -3 はしこの所要作動時間の測定 -3 はしこの所要作動時間の測定 -3 はしこの所要作動時間の測定 -4 傾斜矯正装置の所要作動時間の測定 -2 を実施の機能 -1 安全装置の機能 -1 マ全装置の機能 -1 -2 ジャッキインタロック装置の作動 -1 -2 ジャッキインタロック装置の作動 -1 -1 3位用限界自動停止装置の機能 -1 -3 使用限界自動停止装置の機能 -1 -1 3位用限界自動停止装置の機能 -1 -1 3位用限界自動停止装置の機能 -1 -1 3位用解析的上装置の作動 -1 -1 4 指布電車的中上装置の作動 -1 -1 5 中線等的上装置の作動 -1 -1 5 中線程度が多の作動 -1 -1 4 指標を10 大変・一般を10 大変・10 生態・10 生態・1	├-1-2 設定回転速度の測定		
市房内安計範囲の開始 開発	躉.	(4)	第10第3項
(はしこの所要体動時間の測定 ※2 (国本 大			
(原科矯正装置の所要作動時間の割定 ※2 事両支持装置・低斜端正装置の所要作動時間の割定※2 長陸機の速度の調定 発型機能の確認 安全装置の機能 - 1 スプリングロック装置の作動 - 2 ジャッキインタロック装置の作動 - 2 ジャッキインタロック装置の作動 - 4 過荷電自動停止装置の機能 - 4 過荷電自動停止装置の機能 - 5 伸縮等防止装置の作動 - 6 はしご先端障害自動停止装置等の作動 - 6 はしご先端障害自動停止装置等の作動 - 1 個斜自動停止装置の作動 - 1 個斜自動停止装置の作動 - 1 の子の下標度の機能 - 1 日が解析的上装置の作動 - 1 日が解析的上装置の作動 - 1 日が解析的上装置の作動 - 1 ススケット過大傾斜自動停止装置の作動 - 1 日が解析的上装置の作動 - 1 日が場合の表示 操作装配の機能 横枝一室の表示 操作装配の機能 有外橋正装匠の機能 対スケット遊と機能 有所橋上装置の作動 - 1 上に交換表示 上 1 上で大変を表認の機能			
車両支持装置・低斜端正装置の所要作動時間の測定※2 昇降機の速度の測定 安全装置の機能 安全装置の機能 2 マイングロック装置の作動 - 1 スプリングロック装置の作動 - 2 ジャッキイングロック装置の作動 - 3 使用吸来自動停止装置の機能 - 4 過荷重自動停止装置の視動 - 6 はした端障害自動停止装置の作動 - 6 はした端障害自動停止装置の作動 - 1 傾斜自動停止装置の作動 - 1 便称自動停止装置の作動 - 1 積約自動停止装置の作動 - 1 積料 1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5			
昇降機の速度の測定 (全量度の機能の確認 (全全度度の機能 (全全度度の機能 (全分)ングロック装置の作動 (一 1 スプリングロック装置の作動 (一 2 ジャッキインタロック装置の作動 (一 3 使用限界自動停止装置の機能 (一 5 伸縮等防止装置の機能 (一 6 はし、先端障を自動停止装置の作動 (一 6 はし、先端障を自動停止装置の作動 (一 6 はし、先端障を自動停止装置の作動 (一 7 便解自動停止装置の作動 (1 3 居が時等降的止装置の作動 (1 3 居が時界降機自動停止装置の作動 (1 3 居が時界降機自動停止装置の作動 (1 5 来々不整地の外域 (5 来の不整地への対応 (6 上交換度の機能 (5 来の入整上機能の機能 (7 水ッキの不整地への対応 (7 水ッキの不整地への対応 (7 大クット装置の機能 (7 大クット装置の機能 (7 大クット装置の機能 (7 大クット装置の機能 (5 上交換表現の機能 (7 大クット装置の機能 (7 大力ット装置の作動 (7 大力ット装置の機能 (7 大力ット装置の機能		作動時間の測定※2	
本護の機能の確認 安全装度の機能 - 1 スプリングロック装置の作動 - 2 マーン・キーンクロック装置の作動 - 3 使用限界自動停止装置の機能 - 3 使用限界自動停止装置の機能 - 4 過荷重自動停止装置の機能 - 5 伸縮等防止装置の機能 - 6 はし、先端障害自動停止装置等の作動 - 7 傾斜自動停止装置の作動 - 1 個科自動停止装置の作動 - 1 個科自動停止装置の作動 - 1 個科自動停止装置の作動 - 1 最小時機構的に装置の作動 - 1 品折時機構的に装置の作動 - 1 品折時機構的に装置の作動 - 1 品升時機構的に装置の作動 - 1 品升時機構的に装置の作動 - 1 品升時機構的に装置の作動 - 1 品升時機構的に装置の作動 - 1 品升時機構的に装置の作動 - 1 品升時機構的に装置の作動 - 1 品が以外の交全装置の機能		-	
X - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	HK.		第10第4項
1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	安全		
1 - 1 - 2 - 2 - 1 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3	- 1		
1-3 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	0 0	_	
	2		
- 1 - 6 - 1 - 8 - 1 - 9 - 1 - 9 - 1 - 9 - 1 - 9 - 1 - 9 - 1 - 1	10		
- 1 - 1 - 9 - 1 - 9 - 9 - 1 - 9 - 1 - 9 - 1 - 9 - 1 - 1	-6 IIL	作動	
8-1-8	1		
9	00		
11-1-10-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11	6 -		
11-1-1213131313131415151516	-10		
21-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	=	の作動	
-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1			
-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1			
51-1-12 8 4 5 5 7 7 8 8 9 7 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 9 9 9			
. 公園梅藤 / R は 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
104001-00	2 3		
4001-80	1 00		
0 0 1 0 0	4		
9 1- 8 0	ro.		
r & 0	9		
00 0	-		
0	00		
0	4-3-9 計器類の作動		

別表2 軽微変更として処理する事項(第4章第1)

例 示 事 項
使用条件
型式に該当しないもので安全率、安定度又は接地圧に影響のあるもの(許容風
許容放水条件、昇降機の使用範囲、車両支持装置の最大張出幅、はしご又は
塔の作動速度制限等)
(1) 主要操作部(油圧ポンプ、アウトリガー、ジャッキ、はしご又は塔の起伏、
はしご又は塔の伸縮、はしご又は塔の屈折、はしご又は塔の旋回、傾斜矯正、
パスケットの首振り、昇降機の昇降、昇降機プレーキ、安全装置のスイッチ、
送水コック、自衛噴霧等)の記載内容
はしご又は塔の使用範囲図の記載内容 (型式に該当しない内容に限る。)
(婦)(9)~(8)
(報)
はしご又は塔の収納受の構造
はしば又は塔
(婦)
起伏装置
はしご又は塔の支持(三角)フレームの形状又は材質
放水装置
(1)~(6) (略)
はしご又は塔の送水配管の材質、大きさ又は内面の防食処理方法
はしご又は塔の送水配管の形状又は接続部の形状
(10)はしご又は塔の送水配管の取り付け部の構造
(11)はしご又は塔の送水コックの構造
(12) \sim (15) (略)
(16)大型高所放水車等における泡ノズルの型式 (既承認のものに限る。)
(17)大型高所放水車等における泡ノズルの発泡性能に影響のない部分の構造

4-4-10 助力式が確認できの操作 第12 5 荷重試験 ※3 5-1 才のトリが飛出防止装置の荷重試験 ※4 5-2 プウトリが飛出防止装置の荷重試験 ※4 5-3 他力旋回防止装置の荷重試験 第13 6 耐圧試験 第13 6-1 放水装置の耐圧試験 第14 7 放水装砂(車動) 第14 7-2 放水量の測定 7-4 梯上放水 7-6 配管等の排水 第9 8 外職検査 第9 8-2 寸法・角度の測定 第3章第5 8-2 寸法・角度の測定 8-3 図而照合	4-4-4 はしご・昇降機の操作 4-4-5 ベスケットの脱着・収納 4-4-6 昇降機の収納・展開 4-4-7 応急操作 4-4-8 インタホンの操作 4-4-9 照明灯類の操作	
耐圧が強 -1 放水装置の耐圧試験 -2 自衛噴霧装置の耐圧試験 放水試験 -2 放水量の測定 -3 自衛噴霧状態の確認 -4 税上放水 -6 配管等の排水 -6 配管等の排水 -1 目視検査 -1 目視検査 -1 日後検査 -2 寸法・角度の測定 -3 図而照合	TU 即力3×内域表電率の操作 市直試験 床及び手すりの強度試験 アウトリガ揺出防止装置の荷重試験 他力旋回防止装置の荷重試験 地市流音監線装置の布重試験	第12
放水部 放水部の作動 放水量の測定 自衛噴霧状態の確認 梯上放水 積上放水 高管等の排水 N製検査 日視検査 中限を登の測定		第13
N		第14
	777	第9 第3章第5

0第5項 16~17 (略)
18 表示装置
(1) はしご又は塔の使用範囲の表示方法
(2) (略)
(3) はしご又は塔の角度計の構造又は表示方法
(4)~(5) (略)
19 (略)

品質管理上著しい不備の例

1 関係)

(第3章第3

別表 3

(報)

\ 5

1及び第3章第2関係) (第2章第3 別表3

るべき検査設備 受検者の備え

数量	1.	1 部	11月	1月	1個	必要数	必要数	必要数	1 对	1個	1個	1台	1個	1 対	1台	各1個	必要数	1台
任能	受託評価業務規程、基準、評価細則 及び関係日本産業規格		30秒計又は60秒計	ノギス、直尺、巻尺		当該圧力測定に適したもの	当該試験に適したもの			棒量 5 0 kg			当該角度の測定に適したもの	当該試験に適したもの	当該試験に適したもの	100 度計及び 200 度計	当該試験に適したもの	5度以上の傾斜ができるもの
田田	関係法令	温湿度計	※ストップウオッチ	※寸法測定器	照明器具	※圧力計	ノズル	管そう	機関の排気装置	バネ杯	拡大鏡	寝板	角度計	荷重	フオークリフト等	温度計	油圧計	傾斜台
型计	し、いなり、	サントと国	•											•				

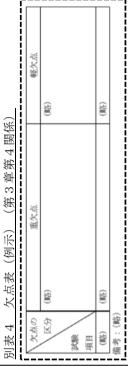
 この表中計量法(平成4年法律第51号)に基づき検定を受けるべきものは、すべて検定合格品であること。
 この表中※引を付した検査設備は、規程第22条第1項に基づき適時校正を行う必要があるものであることを示す。
 校正が必要な検査設備については、その校正方法、校正の有効期限及び校正状態の識別を含む校正手順を定め、当該手順書及び校正影験を維持すること。 備考1

(第2章第5関係) 型式評価に該当する変更事項 別表4

İ	(3	/HH/
	K点の 区分	
į	2	_
Ī		Ī
	受	
	#	
	长	
	例	

- 特殊消防ポンプ自動車の種類(「災害対応特殊車」を除く又は付す場合を除く。)
- (1) 最大地上高(車台の変更によるものを除く。)
- (2) 使用限界
- (3) 許容積載荷重又は許容先端荷重
 - 3 自動傾斜矯正装置
- (1) 自動傾斜矯正装置の構造(斜板方式、油圧シリンダ方式等)
- (2) 自動傾斜矯正装置の取付け又は取外し
- (1) はしごの主要部の材質
- (2) はしごの形状 (主要寸法)
- 仲縮装置の構造(油圧シリンダ式、油圧モータ式) (3) はしごの長さ
- 屈折装置の取付け又は取外し 昇降装置の取付け又は取外し

- バスケット装置の取付け又は取外し



確認力法

補助規格 (報

(第2章第2関係)

基準と確認方法 安全基準Ⅱ

別表 5

軽微変更として処理する事項 (第4章第1 別表 5

機能に影響を与えない部分の変更であり、試験の必要がなく、かつ、簡易な書面審査 により良否を判断できる事項であって、次表に掲げる例示事項とする。

函 怅

使用条件

速、許容放水条件、昇降機の使用範囲、車両支持装置の最大張出幅、はしごの作 型式に該当しないもので安全率、安定度又は接地圧に影響のあるもの(許容風 動速度制限等)

- (1) 主要操作部(油圧ポンプ、アウトリガー、ジャッキ、はしごの起伏、はしご の伸縮、はしごの屈折、はしごの旋回、傾斜矯正、バスケットの首振り、昇降 機の昇降、昇降機プレーキ、安全装置のスイッチ、送水コック、自衛噴霧等) の記載内容
- (2) はしごの使用範囲図の記載内容(型式に該当しない内容に限る。)
- (3) 昇降機使用範囲
- (4) 定員数(型式に該当しない内容に限る。)
- (5) 許容風速、許容放水条件、送水圧力又は送水量
 - (6) 操作上の注意事項の記載内容
- 3 動力取出装置又は伝達装置

 - (1) 動力取出装置の構造
- ギヤーケースの形状又は材質 (2)
- (3) 電磁クラッチの型式
- (1) 主機能に影響のある油圧配管の系統
- (2) 主機能に影響のある油圧配管の材質
- (3) 主要油圧部品(油圧ポンプ(主配管用、応急操作装置用又はバスケット平衡 装置用)、油圧シリンダ (アウトリガー用、ジャッキ用、傾斜矯正用、旋回ロ ック用、起伏用、伸縮用、屈折用又はバスケット平衡装置用)、油圧モータ油 圧 (旋回用、伸縮用又は昇降機用)、切替弁、調圧弁、バスケット平衡装置用
- アクチュエータ等)の型式
- 油圧ポンプ許容回転速度
- 油圧シリンダの支持方法
- オイルタンク内の吸引ロ又は戻り口の位置 オイルタンクの給油ロ又は通気口の構造
- 調圧装置の設定圧

(8) 9

(2) #77	サブフレームの形状又は材質
3	ほしこの収鑑文の構造
6 車両支持装置	装置
10 アウト	アウトリガーボックスの形状又は材質
(3) ジャッ	ジャッキ接地部の形状
(3) スプリ	スプリングロック装置
(4) 車両支	車両支持装置の作動又は制御内容
(5) 車両支	車両支持装置の制御盤の型式
(9) 車両支	車両支持装置の最大張出幅
7 自動傾斜	動傾斜矯正装置
(1) 斜板の	斜板の型式又は材質
(2) 傾斜矯	倾斜矯正可能範囲
(3) 収納位	収納位置合わせ表示
(4) 自動傾	自動傾斜矯正装置の取り外し
8 HLC	
(1) 主要部	主要部以外の材質
(2) 形状(形状(主要寸法以外)
(3) 構造部	構造部分のローラーチェーン又はリーフチェーン
(4) #4 F	ガイドローラーの材質又は大きさ
(5) はしご	はしごの横枝の滑り止め形状
(6) 防食処理方法	理方法
9 旋回装置	
(I) ターン	ターンテーブルの形状又は材質
(2) 他力矩	他力旋回防止装置の構造
(3) 緊動用	駆動用ギヤーケース
(4) 旋回線	旋同継手の構造(油圧配管又は送水配管)
(5) 旋回収	旋回収納位置合わせ表示
10 起伏装置	
(1) はしご	はしごの支持(三角)フレームの形状又は材質
(2) 起伏フ	起伏フレームの形状又は材質
11 伸縮装置	
(I) D14.	一ローブの形状、材質又は外径
-41G (S)	ーローブ巻き取りドラムの形状、材質又は大きさ
414 (8)	ープーリーの形状、材質又は大きさ
(4) 774	ープーリーからのワイヤー外れ防止措置
(5) 横枝の	一致表示
12 屈折装置	
(1) 屈折装	屈折装置の構造
EII 357 West 256 255 TEL	田 (休田四回式がおさわいまの7日2)

- 13 昇降装置
- (1) 昇降機主要部の寸法(使用材料の外寸、手すりの高さ、握り棒の高さ、握り 棒の長き等)又は材質
- (2) 昇降機床面の滑り止め措置又は滑り出し防止の措置
- (3) 乗員落下防止の措置
- (4) ワイヤーロープの形状、材質又は外径
- (5) ワイヤーロープ巻き取りドラムの形状、材質又は大きさ
 - (6) ワイヤープーリーの形状、材質又は大きさ
- (7) ワイヤーブーリーからのワイヤー外れ防止措置(8) 昇降機降下防止装置の構造
 - (9) はしご先端の昇降機のストッパーの構造
 - (10) 昇降機の飛び出し防止の措置
 - (11) 昇降機使用範囲
- (1) バスケットの主要部の寸法(使用材料の外寸、床面積、手すりの高さ、手す りの周の長さ等) 14 バスケット装置
- (2) 乗員落下防止の措置
- (3) バスケットの床面の滑り止め措置又は滑り出し防止の措置
 - (4) バスケット平衡装置の構造
- (6) 平衡装置用ワイヤープーリーの形状、材質又は大きさ (5) 平衡装置用ワイヤロープの形状、材質又は外径
- (7) 平衡装置用ワイヤープーリーからのワイヤー外れ防止措置
 - (8) バスケット取付装置 (脱着式又は固定式)
 - はしごに取付部の構造
 - 走行時用取付装置の構造
- (9) バスケット取付部の脱落防止の措置(脱着式に限る。)
 - (10)補助ステップ等乗降装置
- (11)パスケット内装備品による重量の増加
- 15 放水装置

- (1) 放水銃の材質、大きさ又は内面の防食処理方法
- (2) 放水銃の取り付け部の構造
- (4) 放水ノズルの構造 (スムースノズルを除く。) (3) 放水銃の作動角
- (6) モニタノズル又は泡ノズルの放水量(表示されている場合に限る。) (5) 許容放水条件
- (7) はしごの送水配管の材質、大きさ又は内面の防食処理方法
 - (8) はしごの送水配管の形状又は接続部の形状
- (9) 送水配管の最大仕様圧力(耐圧値が2.0MPaを超える場合に限る。
- (11)はしごの送水コックの構造
- (10)はしごの送水配管の取り付け部の構造

- (12) 水圧力計又は流量計の構造
- (13) 自衛噴霧ノズルの形状又は材質
- (14) 自衛噴霧配管のストレーナーの構造
- (15) 自衛噴霧装置の最大使用圧力
- 16 操作装置
- (1) 作動內容又は制御內容
- (2) 制御盤の型式
- (3) 主要電気部品の型式
- (4) 操作装置の方式 (電磁式、エアー式等)
- 17 安全装置
- (1) 各安全装置の構造
- (2) 各安全装置の制御、設定又は作動の内容(使用限界、許容積載荷重又は許容
 - 先端荷重に変更がないものに限る。)
- (3) 各安全装置の警報装置
- (4) 制御盤の型式
- (5) 主要電気部品 (6) 検知位置
- (7) 伸縮防止装置の取付位置
- (8) 傾斜自動停止装置の取り付け又は取り外し
 - 18 表示装置
- (1) はしごの使用範囲の表示方法
- (2) はしごの伸長計の構造又は表示方法 (3) はしごの角度計の構造又は表示方法

 - (4) 傾斜角度計の構造又は表示方法
 - (5) 風速計の型式
- (1) 締め付け部の特殊なゆるみ防止の措置
- (2) 含油メタル使用等特殊な軸受けの給油方法
- (3) 装備品の追加又は削減(ポンプ装置を取り外す等車両重量が大きく変わる場
- (4) 通話装置の基本的構造

1 関係)
3
章第
(第3
別表 6

品質管理上著しい不備の例

〇印を付した検査設備の整備又は※印を付	•
別表1に掲げる検査設備のうち、	した検査設備の校正を行っていない

- 2 軽微変更範囲を超える設計変更を行っているにもかかわらず、型式評価依頼
 - 等による型式取得の手続きを行っていない。
 - 3 最終検査において、規格値を外れた製品を適合と判定している。
- 事故、不具合又はそのおそれのあるものに関する報告を行っていない。

4

不良品が市場に流出した。

ī			
関係)	項	又は付す場合 (「化学を含む。)を除く。)	
(第2章第5関係)	掛	特殊車」を除く 5ポンプ自動車」	
変更事項	ボ	j(「災害対応 大型化学消防	才質 一種 一種
別表 6 型式評価に該当する変更事項 (第2章第5関係)	[6]	特殊消防ポンプ自動車の種類(「災害対応特殊車」を除く又は付す場合(「化学 消防ポンプ自動車大Ⅱ型」と「大型化学消防ポンプ自動車」を含む。)を除く。)	1~2 (略) 3 はしご又は塔 (1) はしご又は塔の王要部の材質 (2) はしご又は塔の形状 (主要寸法 (3) はしご又は塔の長さ 4~7 (略)
州		共 通	はしご・塔装置関係
图	====		

別表 7 型式適合評価の検査方法 (第3章第5関係)

走行・急制動試験 走	₩ (-	検査方法 走行試験は車台型式が新規の場合に実施する。 ○ ロコーの中権は「今曲長げやける最大体等率級」5
		「宝仲女における収入ド来中住」 氐v 状態」で行う。 出量は最長とする。
作動時間の測定 時間	抽	1 1
(1) の予測名権特別の当代	Θ	バスケットを取り付けた状態でおこなう。(バスケトを生催するものに限え)
	(3)	
Θ	Θ	「車両の傾斜」は、前上がり、後ろ上がり、左上が
6	6	り及び右上がりの各状態で行う。(該当するものに限
傾斜矯正装置の機能 る	10	
<u> </u>	(1)	
		の水膨」は主処権とする。 昇降機使用モードスは先端支持モードの「使用限界
9	-	自動停止装置の作動」について、同じ設定の使用限界
4	中	ードで確認することができる。
8		作業半径による使用限界の「使用限界自動停止装置
6	6	の作動」について、はしごを自動停止するまで伸長す
10	10	る場合のはしごの起立度は、最小及び最大の2ポイン
	_	とする。
60		作業半径による使用限界の「使用限界自動停止装置
96	9	の作動」について、伸長したはしごを自動停止するま
P	P	で倒伏する場合のはしごの伸長度は、おおむね全伸長
各装置の機能の 安全装置の の	8	の1ポイントとする。
施認 機能 ④		旋回角度による使用限界の「使用限界自動停止装置
96	9	の作動」について、複数の使用限界モードを有し、旋
	回	回角度の設定値が同一のものの場合、いろれかのモー
	<u></u>	ドでの確認とすることが出来る。
<u>(g)</u>		「過荷重自動停止装置の機能」について、「過荷重
	1	自動停止装置の作動」を行う。
9		「伸縮等防止装置の作動」について、バスケット及
35	35	び昇降機が許容積載荷重を積載の状態で行う。
0	(c)	「昇降機自動落下防止装置の作動」について、「全
叫 即	山	起立で許容積載荷重」及び「昇降機作動最小起立角で
6	6	9 0 0 N」の使用条件で行う。
<u>®</u>	8	「昇降機自動落下防止装置の作動」について、実施
		回数をはしごの段数分とする。ただし、全てのはしご

別表7 型式適合評価の試験の省略(第3章第4関係)

		試験項目	省略の内容等
100	外视检查	寸法・角度の測定	
	走行	子。急制動試験	走行試験のみ全部省略。ただし、型式承認後の1号車を 除く。
		過行前記錄	一部省略:はしごの状態が「最大地上高」及び「最低起立における最大神長」での試験を省略する。
選		作動時間の測定	
報			.2°
尨	IIL	ごの所要作動時間の測定	一彩冶器:
丝	-		① バスケットを取り外した場合の測定を省略する(バ
			4
		- 1	② パスケット内操作の測定を省略する。
	ジャッ	/ キの不聚地への対応	全部省略
	極	傾斜矯正装置の機能	一部省略:車両の傾斜が木平の場合の試験を省略する。
	各装置の	各装置の機能の 安全装置の機	一部省略:
	操器	35	① 昇降機使用モード又は先端支持モードの「使用限界
			自動停止装置の作動」について、同じ設定の使用限界キ
			ードで確認済の試験を省略する。
			②「伸縮等防止装置の作動」について、バスケット内又
			は昇降機内が無負荷の状態での試験を省略する。
			③ 「はしい先指揮治自懲停止等の作動」についた、「油
			圧リリープによるもの」の試験を省略する。
			④ 「適位蛋自動停止装置の機能」について、質重セン
			サの監視装置の確認を省略する。
			⑤ 「昇降機自動落下防止装置の作動」について、はしこ
			及び荷重の状態が「全起立で積載荷重が900Nの場
			合」、「昇降機作動最小起立角で荷重が許容積載荷重の場
			合」及び「全短縮の場合」の試験を省略する。
			⑤ 「昇降機自動落下防止装置の作動」について、実施
			回数をはしごの段数分とする。ただし、全てのはしごの
			段で実施すること。
	各装置	車両支持装置の操作	全部省略(他の試験で確認する場合に限る。)
	の操作	傾斜矯正装置の操作	全部省略(他の試験で確認する場合に限る。)
		はしごの操作	一部省略:
			① 東西を水平な地面に設置した状態での操作を省略す
_			② バスケットを取り外した状態での操作を省略する。
_			一部名略:

_		の段で実施すること。
	計器類の作動	計器類の作動 水準器、塔の使用時間計及び風速計の作動を確認する。
	車両支持装置の操作	他の試験で確認することが出来る。
	傾斜矯正装置の操作	他の試験で確認することが出来る。
各装置	詞	① 車両を「最大使用傾斜地」に設置した状態で行う。
の操作		② バスケットは装着状態で行う。
	TAC CONTR	③ 色の対象で確認するものと比較して、はしごへの負
		荷状態が同等を超えるものについて行う。
荷重	アウトリガ飛出防止装置	走行試験で段差付路面走行を選択した場合に実施する。
対象	の荷重試験	
177		① 耐圧の時間を「3分」とする。ただし、目視にて容
	放水装置の耐圧試験	易に確認できる場合に限る。
H 2		② 完成品で行う。
	の発送を開発の関連を	耐圧の時間を「1分」とする。ただし、目視にて容易に
	1年1月核次月97間左呼次	確認できる場合に限る。
		はしごの主要部 (主骨の間隔、手すりの高さ、横枝の間
外觀	日本版	隔、主骨の形状、斜骨の位置、斜骨の形状、縦骨の位置、
検査	日間は日	縦骨の形状、その他強度に影響を与えるもの) について
		松

I	
	用する。
	合に高
1	等の場
I	2 X Z
I	が承認
I	受検品
I	上表は
1	
ı	淮

			③ 他の対象で確認するものと比較して、はしにくの食
			荷状態が同等以下の内容について省略する。
10	7711	アウトリガ飛出防止装置の確認	全部省略
桕			注:段差付路面走行の場合のみ実施する項目
哲 :	-	他力旋回防止装置の荷重試験	10分の1の確率で実施
36			
Œ	松水	放水装置の耐圧試験	一部治局:
Ή			① 耐圧の時間を「5分」から「3分」にする。ただし、
松			目視にて容易に確認できる場合に限る。
36			② 配管単体での試験を省略する。
	自衛唱	自衛噴霧装置の耐圧試験	10分の1の確率で実施
			耐圧の時間を「5分」から「1分」にする。ただし、自
			机にて容易に確認できる場合に限る。
被	放水試験	放水量の測定	10分の1の確率で実施
		放水銃の作動	「放水中の作動」について、10分の1の確率で実施
		梯上放水	10分の1の確率で実施
		自衛噴霧状態の確認	10分の1の確率で実施
		放水銃の脱着	全部省略

1 表中の「全部省略」又は「一部省略」とは、掲げた試験項目の試験の全てを名略又は 試験の一部を名略することをいう。ただし、既受徴と回答の場合に限る。2 表中の「10分の1の確率で実施」は、既受権と回降の場合に、係る資源3(3)ア(ウ)

に記載した手順により試験を行うことをいう。 3 「放水装置の耐圧試験」棚の「配管単体での試験」とは、耐圧値が2.0 MPa を超える場合の、配管単体で仕様圧力の1.5倍で行う耐圧試験をいう。

関係)	軽欠点		点で機能等に支障のあるもの			受検品が承認と異なるもの	(重欠点に該当する場合を除	く。また、軽微変更に該当する世へになって	2000 ELICITA		 						- <u>-</u> -	. <u></u>	·		1 防食処理を施してないもの	(必要な場合に限る。)	2 部品が亀裂又は破損してい	るもの(重欠点に該当する場	合を除く。)	3 縮付部に縮付不足又はゆ	るみ止め不良があるもの(重	欠点に該当する場合を除	(°>	4 部品不足のもの(重欠点に	該当する場合を除く。また、	必要な場合に限る。)	5 溶接不良のもの(重欠点に	該当する場合を除く。)	6 点検整備に必要な点検口	のないもの
欠点表(例示)(第3章第5関			本的機能を果たさないもの、機器等の機能に重大	な支障を生じるおそれのあるもの又は機器等の機	能が承認と異なるもの	受検品が承認と異なるもの(型式評価に該当す	る場合又は強度計算の提出が必要な場合に限る。)		1 补内試驗促績表(补内確認表、完成重补内試	帰院 建設 では 学校 市の なる に 運動		(未確認の場合に限る。)	3 社内試験成績表の審査結果が品質評価基準に	不適合のもの (訳記の場合を除く。)	4 防水措置の未確認の電気機器を使用のもの	(確認の必要な場合に限る。)	5 災害対応特殊はしご付消防ボンブ自動車が四	輪操舵方式でないもの(核当する場合に限る。)	6 強度又は安定度の実機試験データと計算値が	著しく異なるもの	1 機関等から発生する熱によって機能に支障を	生じないための指置を講じてないもの	2 主要部又は機能に支障を生じるおそれのある	箇所の浴後がないもの	3 使用部品の強度が未検討のもの(安全基準又	はこの細則において検討を必要としたものに限	€,)	4 締付部に締付不足又はゆるみ止め不良がある	もの (具体例は各試験項目に掲載)	5 軸受等に給油できないもの (具体例は各試験	項目に掲載)	6 連結部の加工不良のもの(不具合の進行で連	結部が離脱する場合に限る。また、具体例は各	試験項目に掲載)	7 規格地上高が規定外のもの	
別表8	久点の	KX KX	/		項目	并通			非親	50000000000000000000000000000000000000											外觀検査	・井油	・地上南													

50。) 8 人が触れるおそれの回転部分、環動部分、環動部分、環動部分、環動部分、環動部分、環動部分、ない場のの特徴を選出しているもの 10 連結となる部分の接触的ためののの特徴を選出する場合(低く点に該当する場合(低く点に該当する場合(低く点に該当する場合(低くの具体部に手すりが強度不足のもの(強度 4 00m(地面から) 10 連続部の非常のもののでは、まましてないもののでは、よいの用のでは、ままして、ままして、ままして、ままして、ままして、ままして、ままして、ままし			
8 人が触れるおそれの			
回転部分、指動部分文間となる部分の接触ないによりにないもの 10 連絡の指置を譲じてなの 10 連絡部の加工不良の 10 連絡部の加工不良の 10 連絡部の加工不良の 10 連絡部の加工不良の 10 連絡の指置を通じてないもの 10 連絡の指数を通じて表示いもの 10 連絡の指数を通じて表示いもの 10 連絡の指数を通じた場合に関係 1 三点支持で通路を通 1 三点支持で通路を通 1 三点支持で通路を通 1 回路の承担に関係 1 回路の所に関すの 1 回路の通行区域の編 1 回路の通行区域の編 1 回路の通行区域の編 1 回路の通行区域の編 1 回路の通行区域の編 1 回路の通行区域の編 1 回路の通行区域の網 1 回路の通行区域の網 1 回路の通行区域の 1 回路の照明がないもの 1 回路の照明がないもの 1 回路の照明がないもの 1 世路の無付がのするもの 1 を対フレームフランジ上下面に溶験をはは 1 乗員席の手すが指 1 乗員席の手すが指 1 乗員席の手すが指 1 乗員の手が対 1 乗員のの手すが対 1 乗員のの手すが対 1 乗員のの手すが対 1 乗員のの手すが対 1 乗員のの手すが対 1 乗員のの手すが対 1 乗員のの手すりが対 1 乗員のの手すりが対 1 乗員のの手すりが対 1 乗員のの手すりが対 1 上 1 上 1 上 1 上 1 上 1 上 1 上 1 上 1 上 1			
#2となる部分の接触的ための指置を講じてなの			回転部分、摺動部分又は高
			温となる部分の接触防止の
			ための措置を講じてないも
			0
田しているもの 田山でいるもの 田口でいるもの 田口でいるもの I			
10 連結部の加工不良の (重な点に該当する場合			出しているもの
(重な点に該当する場合			
(**)			(重欠点に該当する場合を除
1 連絡Xは操作部の床面に滑り止めの指資を購 してないもの 3 乗員席への具体部にステップがないもの 4 通路の末又は手すりがないもの 2 昇降用はしごの間隔 4 通路の末又は手すりが強な不足のもの(物度 5 0 0 mm を超えるもの 3 3 0 mm を加つもの 5 通路に安全な通行を 5 通路に安全な通行を 5 通路に安全な通行を 5 通路に安全な通行を 6 通路の手すりが勝り 6 通路の手すりが勝り 7 通路又は操作部の階 6 通路の手すりが勝り 8 接機する滑り止め村 6 通路の手すりがより 7 通路又は操作部の階 6 通路の手すりがより 7 通路又は操作部の階 6 通路の手すりがより 8 接機する滑り止め村 6 通路の手すりがより 7 通路又は関本がある 7 通路又は操作部の階 6 通路の手すりが表り 8 接機する滑り止め村 8 を表しるといもの又はつかなにく 9 通路の無可がないも 7 通路のは関連がないも 8 を表しるよりがより 6 通路の手すりが表り 7 通路のはいもの又はつかなにく 8 を表しるよりがより 8 を表しるよりがより 8 を表しるよりがよいも 8 を表しるとしているとしてはいましたも 8 を表しるといもの又はないも 8 を表しるとしているとしてはいましていると 8 を表しるとしているとしてはいましていると 8 を表しるとしているとしてはないましていると 8 を表しるともしてはいましてはいましては、 8 を表しるとしているとしてはないましては、 8 を表しるとしているとしてはないましては、 8 を表しるとしているとしてはないましては、 8 を表しるとしているとしてはないましては、 8 を表しるとものとしているとしてはないましているとしてはないましているとしてはないましているとしてはないましているとしてはないましているとしてはないましているとしてはないましているとしているとしているとしているとしているとしているとしているとしていると	1		(°)
上でないもの 上でないもの 工事員係への昇降部にステップがないもの 工事員係への昇降部にキャリがないもの 工事員係への昇降部にキャリがないもの 工事員を実施した場合に限る。) 工事時間はしての問題 工事時間はしての問題 工事時間はしての問題 工事時間はしての問題 工事時間はしての問題 工事時間に対象の参の 工事を発表を表面である。 工事を表現を表現でない。 工事を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	外觀 版企	1 通路入は操作部の米面に行り止めの指置を課	二点文件で曲路を曲行
	・通路		60
	. 44.		6
4 0 0 mm (4 mm / 4 mm		* 東国席への昇降部に手すりかないもの	
対験を実施した場合に限る。) 600mm)を超えるもの		通路の床又は手すりが強度不足のもの	400㎜(地面から1段目は
		試験を実施した場合に限る。)	0 0 11 を超える
			しく不適いのもの
300m未満のもの 5 通路に安全な通行を 5 通路に安全な通行を 5 通路に安全な通行を 6 通路の手すりが繰り いもの又はつかみにく の 7 通路又は操作部の構 の滑り上かが有効でな の(構置を購じてない場 原へ。) 8 被機士を治り上め材 核性のないもの又はの数は 5 をもの 1 シャンフレームフランジ上下面に溶接文は穴 1 乗員席の手すりが損 あけ加工のあるもの(機装メーカで加工した場 くいもの又はつかみに			
6 通路の手すりが繰り 0 6 通路の手すりが繰り いもの又はつかみにく 0 7 通路又は操作部の階 0倍間を購じてない場所を定するでいる 0(情間を購じてない場所を表してない場所をよう 0(自間を開じてない場合 0(自間を開じないもの又はの 1 シャンフレームフランジ上下面に溶接文は穴 1 シャンフレームフランジ上下面に溶接文は穴 1 参り加工のあるもの(保護者・カで加工した場合との又はつかみに 4 いもの又はつかみに 6 いもの又はつかみに			
			突起物又は凹みがある
6 通路の手すりが繰り いもの又はつかみにく の 7 通路又は操作部の踏 の滞り止めが有効でな の(措置を講じてない場 原へ。) 8 被覆する滑り止め材 緑性のないもの又は吸 るもの 1 シャンフレームフランジ上下面に溶接及は穴 1 乗員席の手すりが損 あけ加工のあるもの(解装メーカで加工した場 くいもの又はつかみに			9
の 7 通路又は操作部の踏みの滑り止めが有効でないの(指置を講じてない場合原へ。) (株置を講じてない場合原へ。) 8 被覆する滑り止め村に検性のないもの又は吸湿るもの 1 シャンフレームフランジ上下面に溶液又は穴 1 乗員席の手すりが掘りあけ加工のあるもの(縁接メーカで加工に為 4 可路の照明がないものあげ加工のあるもの(縁接メーカで加工した場合)			V
			6
の滑り止めが有効でないの(情質を講じてない場合 原く。) (情質を講じてない場合 原く。) (株式を講覧を講じてない場合 原本のないものなは吸湿 るもの (事故 アンフレームフランジ上下面に溶液又は穴 1 乗員席の手すりが揺り あけ加工のあるもの(儒技メールで加工に場 くいもの又はつかみにく はいもの又はつかみにく はいもの又はつかみにく また (いもの又はつかみにく)			
の(構図を講じてない場合 原く。) 除く。) 8 被覆する滑り止め村に 様性のないもの又は吸湿 るもの 1 シャンフレームフランジ上下面に溶液又は穴。 9 通路の照明がないもの あけ加工のあるもの(縁装メーカで加工した場) くいもの又はつかみにく			の滑り止めが有効でないも
除く。) 8 被覆する滑り止め村に 様性のないもの又は吸湿 るもの 1 シャンフレームフランジ上下面に溶液又は穴。1 乗員席の手すりが掘り あけ加工のあるもの(縁装メーカで加工した場 < いもの又はつかみにく			の(措置を講じてない場合を
8 被覆する滑り止め村に 様性のないもの又は吸湿 るもの 1 シャンフレームフランジ上下面に溶液又は穴 1 乗員席の手すりが掘り あけ加工のあるもの(縁装メーカで加工した場 < いもの又はつかみにく			(*)验
検性のないもの又は吸湿るものうちのり 通路の照明がないもの1 シャンフレームフランジ上下面に溶液又は穴 1 乗員席の手すりが振り あけ加工のあるもの(縁装メーカで加工した場 < いもの又はつかみにく			
るもの 9 通路の照明がないもの 1 シャンフレームフランジ上下面に溶液又は穴 1 乗員席の手すりが振り あけ加工のあるもの(縁装メーカで加工した場 <いもの又はつかみにく			検性のないもの又は吸湿す
9 通路の販明がないもの1 シャンフレームフランジ上下面に溶液又は穴 1 乗員席の手すりが振り あけ加工のあるもの(稀表メーカで加工した場 <いもの又はつかみにく			550
1 シャンフレームフランジ上下面に溶接又は穴 1 乗員席の手すりが振り あけ加工のあるもの(機装メーカで加工した場 くいもの又はつかみにく			
あけ加工のあるもの(艤装メーカで加工した場) くいもの又はつかみにく	外觀検査	レート	1 乗員席の手すりが握りに
	・・・・・・	るもの(艤装メーカ	いもの又はつかみにく

(> BBA)		27	m 以内) に溶疫又は穴あけ加工のあるもの(職 警告の措置がないもの	装メーカで加工した場合に限る。) 3 側板、フェンダ、ボックス	乗員席用のキャブに天蓋又はドアがないもの 又は点検尿のコーナーの仕	乗員席がキャブ外にあるもの(構内使用のも 上げが鋭角のままのもの	のを除く。) 4 人が接触するおそれのあ	キャブ外に設けた乗員席と運転席を有するキーる箇所のワヤロープの結束	ャブ内とで連絡できないもの 部の被覆がないもの	乗員席の手すりがないもの(運転席及び補助 5 収納扉又は点検扉の固定	整席を除く。) 装置が不具合のもの	締付部に締付不足又はゆるみ止め不良がある 6 ワイヤローブの端末を結	次のもの東してないもの	ボデーの主骨とシャシフレームの取付部	サブフレームの取付部	機関の点検手入れができないもの 1 パッテリの点検が容易に	バッテリの手入れが全くできないものできないもの	2 バッテリのプラス歯の踏	子に短絡防止のための保護	カバーがないもの	3 パッテリの極性を逆にし	て取り付けられるもの	走行用プロペラシャフトの接続部、軸受の取	付部又は支持部に締付不足又はゆるみ止め不良	があるもの	走行用プロペラシャフト又はシャシスプリン	グの可動範囲に固定部分があるもの(走行中に	接触するおそれのある場合に限る。)	ホースカー積載装置又ははしご積載装置の取 1 装備品の固定が適正でな	付部が承認と異なるもの (強度計算の対象部で いもの (著しく振動する場	強度が低下する場合に限る。)	ホースカー積載装置又ははしご積載装置の可 2 資機材の積載装置の収納	動部の収納固定装置がないもの	ホースカー積載装置又ははしご積載装置の作。な場合に限る。)	動中の警報がないもの(必要な場合に限る。) 3 資機材の積み降ろし用ス	テップの高さが規定外のも	0)	1 配管が著しく振動して棋	荷上ハナルナラ
An Hall	* JAM	こ ノ ム ナ ・	O II V	ク装置。	· 艤装 3	4	0	ß	7	9	<u>z</u> (7	70	3	(2)	外観検査 1	・機関 2	・バッチ	IJ				外観検査 1	 走行 	装置が	2	-	相	外親検査 1	・資機材を	・装備品。	63	田	e	99			外観検査	- W1000

		もの
		3 配管につぶれ、折れ傷又
		は損傷のあるもの
		4 配管に損傷するおそれの
		あるたるみがあるもの
		5 配管の緩衝の措置がない
		もの(必要な場合に限る。ま
		た、重欠点に該当する場合
		を除く。)
外観検査	1 操作台からの転落防止の措置がないもの	1 操作レバー又はハンドルと
·操作	2 電源・油圧ポンプ、車両支持装置又ははしご	固定部との間隔が25 mm
装置	の操作装置の構造が規定外(安全基準外)のも	未満のもの (規定した操作
	8	部に限る。)
	3 基底操作部と車両支持装置操作部間を通行で	2 バルブ又はスイッチの操
	きないもの	作部に適正な間隔がないも
	4 はしごの基底操作部又はバスケット操作部に	0)
	照明がないもの	3 操作部又は計器部の照明
	5 主要操作部の電気部品の取付部に締付不足又	がないもの(必要な場合に限
	はゆるみ止め不良があるもの	る。また、重欠点に該当す
	6 主要操作部のリンク機構の連結部が加工不良	る場合を除く。)
	のもの (不具合の進行で連結部が離脱する場合	4 操作部又は計器部の照明
	に限る。)	の位置が適正でないもの
		5 配線に損傷するおそれの
		あるたるみがあるもの
外観検査	1 油圧ポンプの動力が不安定なもの	1 ワイヤロープの巻取りドラ
· 900/6/1	2 油圧ポンプの取付部が承認と異なるもの(承	ムの溝が円形でないもの
装置	認より強度が低下する場合に限る。)	2 ワイヤロープの張りを調整
	3 油圧ポンプの取付部に溶接忘れ又は亀裂のあ	できないもの
	35O	3 ワイヤロープとその結束部
	4 ギヤケースに注油口、油量計、排油口又は通	を点検できないもの
	気口がないもの	4 ワイヤローブの素線が切
	6 駆動装置のワイヤロープの素線が切断してい	断しているもの(切断が2
	るもの(切断が5%以上の場合に限る。)	%以上5%未満の場合に限
	7 給油できない駆動装置の次のもの(必要な場	5°)
	合に限る。)	5 ワイヤロープに落しい形
	(1) 油圧ポンプの軸受部又は摺動部	崩れ又は著しい腐食がある
	(2) 油圧シリンダの軸受部	もの (重欠点に該当する場
	(3) ワイヤドラム又はワイヤシーブの軸炎部	合を除く。)

外親検査	駆動装置の次のもの	ヤローブの外れ防止の指置
・駆動	(1) 油圧ポンプ駆動軸の各締付部	がないもの
茶园	(2) 油圧ポンプの取付部	7 ワイヤローアが固定部分
	(3) ギヤケースの取付部	に接触して損傷するおそれ
	(4) ワイヤロープの固定部	のあるもの
	(5) ワイヤドラム又はワイヤシーブの取付部	
	(6) 油圧シリンダの軸受部	
	(7) 油圧モータの取付部	
	9 油圧シリンダ支輪部の加工不良のもの(不具	
	合の進行で連結部が離脱する場合に限る。)	
外觀検査	1 ジャッキの受皿の接地面積が十分でないもの	1 ジャッキの敷板又は車輪止
車両支	2 ジャッキを10度以上の傾斜地へ接地できな	めの積載場所がないもの
持装置	071	2 アウトリガ張出のマーキン
		グスはアウトリガ先端の警
		告灯がないもの
外觀検査	1 はしごの主骨の間隔、横枝の間隔又は手すり	1 はしごの通路の空間が規
・はしば	の高さが規定外のもの	定値を満足しないもの
	2 横枝の間隔が同一でないもの(最下部、最上	2 横桟の踏み面の長さ又は
	部及び全伸長時に重なる部分を除く。)	幅が規定値を満足しないも
	3 はしごが溶接構造でないもの	0
	4 はしごを構成する主要部に溶接忘れ又は亀裂	3 昇降用はしご等の通路の
	のあるもの	間隔が規定値を満足しない
	5 はしごの下端と先端の間を通行できないもの	60
	6 はしごと地面又はプラットホーム間を通行で	4 はしごの防食処理が剥離
	きないもの	しているもの又は剥離する
	7 横枝に滑り止めがないもの	60
	8 締付部に締付不足又はゆるみ止め不良のある	
	次のもの	
	(1) はしご支持フレームの取付部	
	(2) はしごの取付部	
	9 基部フレームと支持フレームの連結部の加工	
	不良のもの (不具合の進行で連結部が離脱する	
	場合に限る。)	
外観検査	1 はしご起立角が80度を超えるもの	
·起伏	2 旋回の収納位置合わせの表示が操作部から確	
茶匠	器できないもの	
• 旋回	3 伸縮用ワイヤローブがはしご昇降時の障害と	
茶置	なるもの	
・年続	4 伸縮用ワイヤローブが1本のもの	
346-193	一種 ない ない 中で はない こうか	

 ・ 屈折 	6 屈折装置を設けるものにバスケットがないも	
装置	6	
·傾斜矯	7 はしごの傾斜角度計が操作部から確認できな	
正装置	0911	
	8 傾斜矯正の収納位置合わせの表示が操作部か	
	ら確認できないもの(必要な場合に限る。)	
	9 給油できない次のもの(必要な場合に限る。)	
	(1) 伸縮用のローラの軸受部	
	(2) ターンテーブルの回転部	
	10 縮付部に締付不足又はゆるみ止め不良がある	
	次のもの	
	(1) 起伏又は屈折の軸受部	
	(2) 伸縮用のローラの取付部	
外视検売	1 パスケットの周囲の手すりの高さ又は長さが	1 バスケット床面の木はけが
・バスケ	規定外のもの	悪いもの
4	2 乗員落下防止の措置の間隔が500mを超え	2 バスケットの乗降が容易で
装置	るもの	ないもの
	3 バスケットの床面に滑り止めの措置がないも	3 バスケットから建物内へ
	0	の進入が容易でないもの
	4 バスケットの床面の周囲に足の滑り出し防止	4 パスケット出入口の扉の
	の措置がないもの	開閉が容易にできないもの
	5 パスケットの床面又はその周囲から直径15	5 バスケット出入口の扉の
	mmの球体が通過するもの	閉止状態を容易に確認でき
	6 バスケットへ乗降できないもの	ないもの
	7 バスケットから建物内へ進入できないもの	
	8 バスケット出入口の幅が規定外のもの	
	9 バスケット出入口の扉を開閉できないもの	
	10 バスケット出入口の扉の閉止状態を確認でき	
	ないもの	
	11 パスケット出入口の扉を固定できないもの	
	12 バスケット出入口の扉が操作以外の時に開く	
	40	
	13 バスケット出入口の通路を踏み外すおそれの	
	あるもの	
	14 バスケットが承認と異なるもの (床面積が承	
	認のものと土15%の範囲外の場合に限る。)	
	15 バスケットの軸受部に給油できないもの(必	
	要な場合に限る。)	
	16 締付部に締付不足又はゆるみ止め不良がある	
	W 7 W 4	

		1 昇降機前面のはみ出し防止の特徴の備又は高さが規定外のもの 2 昇降機前面の手すりの長 さが立員に即してないもの 3 昇降機への乗降が容易に できないもの 4 昇降機出入口の扉の開開 が容易にできないもの 5 昇降機出入口の扉の開出 が容易にできないもの 5 月降機出入口の扉の開止 が容易にできないもの
 (1) ベスケットの取付部 (2) ベスケット平行装置の電気部品の取付部 17 ベスケット平行装置のリンク機構の連結部が加工不良のもの(不具合の進行で連結部が離脱する場合に限る。) 19 ベスケットの脱落防止の措置が二重でないもの(脱音するものに限る。) 	1 規定した安全装置がないもの 2 安全装置の構造が規定外のもの 3 安全装置の電気部品の取付部に締付不足又は ゆろみ止め不良があるもの 4 安全装置のリンク機構が連結部の加工不良の もの (不具合の進行で連結部が離脱する場合に 取る。)	1 昇降機衆出防止装置がないもの ないもの 3 昇降機前面のはみ出し防止の措置がないもの 4 昇降機前面のはみ出し防止の措置がないもの 5 昇降機前面の乗員落下防止の措置がないもの 6 昇降機動面の乗員落下防止の措置がないもの (ペルトによる場合を除く。) 7 昇降機成補部の滑り出し防止の措置がないもの 0 昇降機は利力の原を開刊し防止の措置がないもの 10 昇降機出入口の原を開刊できないもの 11 昇降機出入口の原を開刊できないもの 2 り 12 昇降機と地面又はブラットホームの間を通行できないもの の 13 昇降機と地面又はブラットホームの間を通行できないも の 14 昇降機と地面又はブラットホームの間を通行できないも の 0 0 11 昇降機出入口の原を開開できないもの 0 0 11 昇降機と地面又はブラットホームの間を通行できないもの の 12 昇降機と地面又はブラットホームの間を通行できないも の 0 11 月降機と地面又はブラットホームの間を通行できないもの の 11 月降機と地面又はブラットホームの間を通行できないもの 0 0 11 月降機と地面又はブラットホームの間を通行できないものの 17 月降機とにして光端部の間を通行できないもの 17 月降機とはして光端部の間を通行できないもの 17 月降機とはして光端部の間を通行できないもの 17 月降機とにロエテルの原を通行できないもの 17 月降機とはして近近に発出を通行できないもの 17 月降機とはして近端部の間を通行できないもの 17 月降機とはして近端部の間を通行できないもの 17 月降機とはして近地にある 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	外観検査 装置 発	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	CALL THE PROPERTY OF THE PROPE	
	み止め不良があるもの	
外観検査	1 はしご姿勢表示装置の表示内容が規定外のも	1 使用時間計がないもの
・はしご	0	2 風速計の風速の測定位置
姿勢表	2 はしご姿勢表示装置が基底操作部及びパスケ	が規定外のもの
示装置	ット内操作部から見易い位置にないもの	
・応急	3 伸長計又は起伏角度計がないもの	
装置	4 応急操作装置と通常の操作装置との区分がな	
· 計器類	いもの	
	5 車両の傾斜用の水準器が運転席又は基底操作	
	部から見易い位置にないもの	
	6 水準器で使用可能な車両の傾斜が確認できな	
	いもの	
	7 風速計が運転席又は基底操作部から見易い位	
	置にないもの	
外视検査	1 先端搭乗用手すりがないもの (はしごで代用	先端搭乗用ステップの大き
· 先端	できる場合を除く。)	さが規定外のもの
搭乗用	2 先端搭乗時に手足のはみ出しを防止するため	
ステップ	の措置がないもの	
外觀検査	1 はしご先端の放水統が取り外せないもの	1 放水銃の作動範囲が設計
· 放水	2 放水銃の放射方向 (上下又は左右) が変わら	値±3度の範囲外のもの
装置	ないもの	2 圧力計又は流量計の取り
	3 はしご先端の放水銃の取付けが堅固でないも	付け位置が規定外のもの
	0	3 自衛噴霧配管にストレー
	4 パスケット内で放水銃を操作できないもの	ナがないもの (ノズル部で
	(必要な場合に限る。)	手入れができる場合を除
	5 放水鏃の収納位置を操作部で確認できないも	(°)
	の(遠隔操作の場合に限る。)	4 配管等に残水するもの(重
	6 圧力又は流量の確認ができないもの	欠点に該当する場合を除
	7 パスケット又ははしご先端に自衛噴霧装置が	<.)
	ないもの (必要な場合に限る。)	
	8 はしご先端への送水配管又は自衛債務配管に	
	緩衝の措置がないもの(必要な場合に限る。)	
	9 はしごの送水配管に残水するもの(凍結した	
	時に配管の通路を塞ぐ場合に限る。)	
	10 はしご先端への送水配管の取付部に溶接忘	
	れ又は亀裂のあるもの	
	11 箱付部に箱付不足又はゆるみ止め不良のあ	
	る次のもの	
	(1) 放水銃の取付部	

	(a) to U C JUSHI SVAZANBUB VAKUIDI	
外觀検査	1 はしごの先端照明灯、はしご先端表示灯又は	1 照明灯類の取付位置が規
•照明	はしご基部照明灯がないもの	定外のもの
灯瓶	2 インタホン (通話装置) がないもの	2 ジャッキ部照明灯又は路
· 1/1/12		肩灯がないもの
外観検査	1 主要緒元 (はしご使用範囲図、許容積載荷重	1 製造に関する表示がない
• 表示	(許容搭乘者数)、許容風速値又は放水条件)	20
	に関する表示がないもの	2 操作名称又は操作内容の
	2 はしご使用範囲図 (限界線)、許容積載荷重、	表示がないもの(主要操作部
	許容搭乗者数又は許容風速値の表示に誤りがあ	を除く。)
	るもの	3 操作上の注意事項の表示
	3 表示がないもの又は表示の記載に誤りがある	がないもの
	次のもの	4 表示の記載に誤りがある
	(1) 主要操作部の操作名称	もの(重久点に該当する場合
	(2) 主要操作部の操作内容	を除く。)
		5 表示が不鮮明なもの
		6 表示が邦文でないもの(容
		易に判別できる場合を除
		<°)
		7 表示が見えにくい箇所に
		あるもの
		8 表示板の取付が不確実な
		もの
走行・急	1 各装置に亀裂、破損、著しい変形又は縮付部	1 各装置に亀裂、破損、変
制動試験	にゆるみを生じるもの (機能に障害を生じるお	形又は締付部にゆるみを生
	それのある場合に限る。)	じるもの (重欠点に該当す
	2 走行又は急制動ができないもの	る場合を除く。)
	3 走行用のプロペラシャフト、デフ、トーショ	2 可動部と固定部と接触し
	ンバー、タイロッド、ステアリングロッド又は	て部品が損傷するもの又は
	シャシスプリングが固定部品に接触するもの	著しい異音を生じるもの(重
	4 クラッチ又はプレーキが作動しないもの	欠点に該当する場合を除
	5 アクセルが作動しないもの	(°)
	6 アクセルがスロー位置に戻らないもの (走行	3 アクセルがスロー位置に
	に支障のある場合に限る。)	戻らないもの(重欠点に該当
	7 ステアリング又はアクスルから油が漏れるも	する場合を除く。)
	の(漏れの程度がたれ漏れ以上の場合に限る。)	4 ステアリング又はアクス
	8 ブレーキ又はクラッチの油が漏れるもの(漏	ルから油が漏れるもの(漏れ
	れの程度がたまり漏れ以上の場合に限る。)	の程度がたまり漏れ以上た
	9 走行又は急制動により車両支持装置が展張す	れ漏れ未満の場合に限る。)
	Charles Charles Charles	1

		9	置の停止の操作後に、通常操作で	れないもの	はして関係中盤派が第日ポンプの操作に演動	72/14 0	分からかかりがはなるのでは最後の	「図は土田県は土地(大田)のよりもの	主電源を OFF にして再度 ON に	引き続きはしごを運用できないも		ジャッキ又はアウトリガの操作レバーが、手	■~灰らないもの(アヤ)		500万円の家庁後に、 国路家庁に	れないもの	ジャッキ又はアウトリガの動きを見ながら操	作できないもの(ジャッキ連動の場合を除く。)	ヤッキ接地完了を表示しないもの	作ではしご又は昇降機が作動する	操作を除く。)	操作レバーよりデッドマンペダルが優先でな		パスケット操作部より基底操作部が優先でな		昇降機の操作レバーが、手を離し	置へ戻らないもの	はしご又は昇降機の動きを見ながら操作でき		操作レバーではしご又は昇降機の作動速度が	調整できないもの(速度が安全な場合を除く。)	操作レバーの急激な操作で、はしご又は昇降	機が自動的に軟起動又は軟停止しないもの	大、伸縮、旋回及び屈伸の単独操	60	大、伸縮及び旋回の同時操作がで		特操作ではしごの運動に異常が		ごの最終限界で軟停止しないもの	昇降機自動停止装置が作動しないもの	
本	١.	_	装置 9 傾斜矯正装置の停止の操作後に、	運用が続けられないもの	操作装置 1 はしご関係主電源が油圧	-	1 1 0	10K 2 14 C			0	1	÷	+	21	運用が続けられないもの		作できないもの (ジャッキ)	3)	操作装置 1 一動作の操作ではしご又	もの(昇降機内操作を除く。	2	昇降機 いもの		いもの	4 はしご又は昇降機の操作レバー	た時に中立位置へ戻らないもの		ないもの		調整できないもの (速度が3		機が自動的に軟起動又は軟	はしごの起伏、	作ができないもの	はしごの起伏、	きないもの	はしごの同時操作ではし	生じるもの	はし		

747	1 バスケットの平衡を3度以内に保てないもの	
装置の	2 非常用の平衡装置が機能しないもの	
機能	3 バスケットの取り付けが不確実な場合の警報	
	又は停止装置が作動しないもの	
	4 バスケットの脱着が容易にできないもの(脱	
	着する場合に限る。)	
	5 収納したパスケットがはしごの運動に支障を	
	きたすもの(パスケットを車体の側面等に収納	
	する場合に限る。)	
	6 はしごの作動でバスケットがはしごに衝突す	
	550	
	7 バスケット保護自動停止装置が作動しないも	
	9)	
降装置	1 昇降機の作動が不安定なもの	1 昇降機作動最小起立角で
の機能	2 昇降機作動防止装置が作用しないもの	昇降機が作動しないもの
	3 昇降機の手すり等が折りたためないもの(折	2 昇降機作動防止装置の作
	りたたむ構造の場合に限る。)	動が設定範囲外のもの
全装置	1 安全装置が作動しないもの(規定の装置の場	1 使用限界自動停止装置の
の機能	合に限る。)	作動が許容範囲外のもの
	2 過荷重自動停止装置より先にジャッキ浮き自	2 操作位置で安全装置の警
	動停止装置が作動するもの	報を確認できないもの
	3 安全装置の作動後に車両支持装置又ははしご	3 安全装置の作動が設定外
	の各装置の機能に異常が生じるもの	のもの (重欠点に該当する
	4 安全装置の作動後にはしごが危険側へ作動す	場合を除く。)
	るもの (通常操作の場合に限る。)	4 使用限界の切替点又は保
	5 安全装置の作動後にはしごが安全側へ作動し	有量が規定外のもの
	ないもの(通常操作の場合に限る。)	
	6 アウトリガの張出量による使用限界に誤りの	
	あるもの又は表示しないもの	
	7 昇降機自動落下防止装置の作動から停止する	
	までの移動距離が500mを超えるもの	
基本設定	1 設定回転速度で運転した場合に油圧ポンプが	1 設定油圧の誤差が設計値
の確認	許容回転速度を超えるもの	の110%を超え115%
	2 設定油圧が設計値の115%(設定油圧が7	以下のもの
作動時間	MPa 未満の場合 130%) を超えるもの	2 車両支持装置の所要作動
の測定	3 総所要作動時間が規定外のもの	時間が規定外のもの (重欠
	4 車両支持装置の所要作動時間が60秒を超え	点に該当する場合を除く。)
	540	3 左右のはしご旋回の時間

は、 ものの ・ 田 1 米 グラの 尾 橋	94000 80		を生じる 1 各装置の操作が容易でな	いその	1040		く不円滑なも 点に該当する場合を除く。)	3 固定部品が可動部と接触	たるもの して損傷するもの	が誤作動 4 装置の作動ではしごの防	食処理が剥離するもの	からはみ 5 通話装置で通話できないも	8	ロチレム		ムの2巻		ングロッ		きないら		ご又は車		いもの	の 木が漏れるもの(放水試験	く。また、漏れの程度がたれ	識れ	大放水量) 1 目衛噴霧で必要な箇所が	覆われないもの (重久点に	できない 該当する場合を除く。)	2 放水鏡 (モニタノズル等)	の の放水量が設計値の±10	%の範囲外で+20%以下	040	いもの 3 送水コックが全閉になら
0 1 0 0 4 0 0 1 2 5 5 1 1 0 0 4 0 0 0	はしごの旋回の所要作動時間が規定外のもの (た右の時間差を除く。) 傾斜矯正の所要作動時間が現定外のもの				はしごの作動速度が安全でないもの		ご又は昇降機の作動が著し	0	昇降機がはしご先端のストッパに当たる	昇降機の操作で昇降機落下防止装置が誤作動	1560	駆動用のワイヤロープがドラムの溝からはみ	出るもの	ワイヤドラムに巻き取った駆動用のワイ	- ブが二層になるもの	駆動用のワイヤロープの余長がドラ	を蹴のもの	はしごの操作を行った場合にスプリ	> 装置のロックが外れるもの	応急装置で規定又は仕様の操作ができないも	0	応急装置の操作後に通常操作ではし	両支持装置が作動しないもの	傾斜地ではしごが収納位置に戻らないもの	亀裂、破損又は著しい変形を生じるもの			はしこの先端から許容放水条件(最大	り放水ができないもの	はしごの先端から基準の最少放水ができない	60	放水反動力で車両が不安定になるもの	放水銃が作動しないもの	放水銃の遠隔操作が規定外のもの	送水圧力又は送水流量が計測できないもの
		∞ .	-	790	23	ಣ	4	0	13	9	300	1	31	00	j.	6	TK	10	2)	Ξ	0	12	1	13	41.				0	21	790	co	4	ıo	9

放	*	∞	放水 8 放水により各装置に著しい変形が生じるもの 4 送水圧力又は送水流量が	4 送水圧力又は送水流量が
Ä.	排加	6	・配管等 9 放水銭 (モニタノズル等) の放水量が設計値 容易に計測できないもの	容易に計測できないもの
8	排水	0	の排水 の+20%を超えるもの	5 放水時に放水装置から水が
		10	10 送水コックの操作に要する力が250Nを超	漏れるもの (重欠点に該当
		36	えるもの	する場合を除く。また、漏
		11	11 自衛債務装置が債務状態にならないもの	れの程度がたまり漏れ以上
		12	12 自衛噴霧の操作側が放水するもの (誤配管の	の場合に限る。)
		華	場合に限る。)	6 配管等からの排水に要す
		13	13 放水時に放水装置から水が漏れるもの (漏れ	る時間が5分を超え10分
		0	の程度が流れ漏れの場合に限る。)	未満のもの
		14	14 配管等からの排水に要する時間が10分を超	
		-17	えるもの(異物の詰まりによる場合を除く。)	

見出した欠点が、重欠点と軽欠点の双方に該当する場合は、重欠点とする。

表中の「承認と異なるもの」で軽微変更に該当するものにあっては、当該確認をする まで判定保留とする。

表中の「規定」は、品質評価基準又はこの細則の第1章で定めたものをいう。

表中の「牡内試験成績表」とは、牡内確認表、完成車社内試験成績表又は完成車のな 5 表中の「連結部の加工不良のもの」は、「締付部に締付不足があるもの」、「縮付部に ゆるみ止め不良があるもの」、「抜け止め(割りピン等)のないもの」、「抜け止め加工 らし運転実施表をいう。

表中の「主要操作部」は、油圧ポンプ、ジャッキ、アウトリガ、傾斜矯正、起伏、屈 折、伸縮、旋回、昇降機の昇降、安全装置及び送水コックの操作部をいう。なお、 該操作部であっても、応急操作装置等予備的に設けた部分を含まないこととする。 が不十分なもの(割りピンを割ってないもの)」等をいう。

液の種類	表中の漏れの表現	漏れの程度
	流れ漏れ	切目なしの滴下
潤滑油、作動油	たれ漏れ	切目がある漏れで、5秒以内に1滴の滴下
又は燃料	たまり漏れ	5秒を超え30秒以内に1滴の滴下
	にじみ漏れ	30秒を超え60秒以内に1滴の滴下
	流れ漏れ	切れ目なしの滴下
¥	たれ漏れ	切目がある漏れで、3秒以内に1滴の滴下
	たまり漏れ	3秒を超え10秒以内に1満の適下

表中の「給油」は、給脂を含む。

欠点に該当しない軽微な不具合事項については、依頼者において整備する。

ポンプを装備する場合で、消防ポンプ自動車の品質評価細則と重複する欠点事項にあ っては、当該品質評価の範疇とする。ただし、明らかに特殊消火装置部分における 具合の場合は、この品質評価の範疇とする。

令和5年2月1日から施行する。 (令和5年1月19日) この規程は、 副 玉

屈折はしご自動車に係る特殊消火装置の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年1月19日

日本消防検定協会理事長 市橋 保彦

屈折はしご自動車に係る特殊消火装置の品質評価細則の一部を改正する規程

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲ん だ部分のように改め、改正前欄に掲げる下線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる下 屈折はしご自動車に係る特殊消火装置の品質評価細則(平成25年3月15日制定)の一部を次のように改正する。 線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第1章 基準の運用方針	第1章 基準の運用方針
第1節 総則	
第1 適用範囲	第1 適用範囲
(1) (略)	(1) (略)
	Z 基準額告示(国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施
	設の基準額告示 (平成 16年3月30日総務省告示第281号)を
	いう。以下同じ。)第1条備考第7による。
ア〜/ (略)	<u>イ~ウ</u> (唇)
(2) (略)	(2) (略)
	ア 基準額告示第1条備考第7による。
ア〜/ (略)	<u>イ~ウ</u> (略)
第2 用語の意義	第2 <u>用語</u>
(1) (略)	(1) (略)
(2) 性能用語	(2) 性能用語
アー作業半径	ア 作業半径

(安全基準IV1.2.1(8)の「塔」及び補助規格 7 の 3 の「屈折 はしご」をいう。)の旋回の中心から塔の先端までの水平距離を いろ。

イ~ヤ (器)

(3) 試験用語

(盤)

外観検査

基準に適合するか、設計どおりであるか、 角度測定、 加工が適正であるか等について確認することをいう 受検品を目視で検査し、必要に応じて寸法測定、 図面照合等を行い、

機能試験

設計どおり 適正に作動するか等について確認することをいう。 受検品の各装置を作動して、基準に適合するか、 であるか、

(盤) **₩**~H

基準の運用 第2節

(盤 第3~6

表示 第7

- 製造に関する表示 (安全基準Ⅱ2.6.1(1))
- Zy 型式評価の承認時(規程第15条)に日本消防検定協 という。)から依頼者へ通知した型式番号とする。 (1) 型式番号及び特殊消防ポンプ自動車の種類を表示すること。 (以下「協会」 型式番号は、 41
- 2)表示する特殊消防ポンプ自動車の種類は、依頼した自動車の種類 とすること。なお、水ポンプを装備しないものにあっては、「ポンプ. とする。 の文字を除いたもの(放水塔付消防自動車)
- 可能な限り、同一銘板内 (3) 製造に関する表示(製造者名、製造番号、製造年、型式番号及び 特殊消防ポンプ自動車の種類の表示)は、

塔 (安全基準Ⅳ1.2.1(8)の「塔」及び補助規格 7 の 3 の「屈折 はしご」をいう。)の旋回の中心から塔の先端 までの水平距離をいう 1.2.1(7)

イトギ (弱)

(3) 試験用語

(盤)

外観検査

設計どおりで あるか、加工が適正であるか等について確認することをいう。 受検品を目視で検査し、必要に応じて寸法測定、 品質評価基準に適合するか、 図面照合等を行い、

機能試験

榖 4) 計どおりであるか、適正に作動するか等について確認するこ 受検品の各装置を作動して、品質評価基準に適合するか、 をいう。

₹~H

(盤) 第3~6

表示 第7

- 製造に関する表示 (安全基準Ⅱ2.6.1(1))
- (1)型式評価番号及び特殊消防ポンプ自動車の種類を表示すること。 なお、型式評価番号は、型式評価の承認時(品質評価規程第15条)に 日本消防検定協会(以下「協会」という。)から依頼者へ通知した型 式番号とする。
- 2)表示する特殊消防ポンプ自動車の種類は、品質評価規程により依 頼した自動車の種類とすること。なお、水ポンプを装備しないものに あっては、「ポンプ」の文字を除いたもの(放水塔付消防自動車) する。
- (3) 製造に関する表示(製造者名、製造番号、製造年、型式評価番号 可能な限り、同一銘 及び特殊消防ポンプ自動車の種類の表示)は、

板内とする。 試験の方法等 とする。 (盤) 第3節 88

外観検査 (盤)

第9

 \sim (3)

(1) 目視検査

外観検査方法

別表1(基準と確認方法)の確認方法の欄に「外観検査」と記載 の項は、目視検査で確認する。

(盤)

(盤)

 $(\mathcal{F}) \sim (\mathcal{F})$

(盤) (盤) Н

 $(\mathcal{X}) \sim (\mathcal{X})$ カ~キ (略) (2) 寸法角度の測定

ア 測定箇所

寸法又は角度の測定箇所は、別表1 (基準と確認方法)の確認 方法の欄に「外観検査(寸法)」と記載の項(通路、ジャッキの受 皿の接地角度、バスケットの手すりの高さ・乗員落下防止の間隔・ 出入口の幅と高さ、資機材の積載装置のステップ高さ)及び次に 掲げる事項とする。

(ア)~(ク)(器)

<u>イ</u> 方法

規格地上高(20m以上のものに限る)及び最大地上高は、水平

確認試験方法 (1) 外観検査 (ア) (器) 第2章第2、

ア~ウ

(イ) 外観検査方法

目視検査

(1) 別表5(基準と確認方法)の確認方法の欄に「外観検査」と記 目視検査で確認する。 載の項は、

(盤) (ii)

ア~オ (略) (盤) (!!!)

(iv) (略)

(本) (路)

ア~1 (略)

 $(vi) \sim (vii)$

<u>イ</u> 寸法角度の測定

(1) 測定箇所

寸法又は角度の測定箇所は、別表5(基準と確認方法)の確認方 隔・出入口の幅と高さ、資機材の積載装置のステップ高さ)及び 法の欄に「外観検査(寸法)」と記載の箇所(通路、ジャッキの受 皿の接地角度、バスケットの手すりの高さ・乗員落下防止の間 次に掲げる事項とする。

7~7 (略)

(ii) 方法

変更のある場合 及びその他チェックを必要とした場合に行なう 7 寸法・角度の測定は、初めて受検する場合、

規格地上高(基準額告示第1条の備考6)及び最大地上高は、

な地面で測定する。

(3) 図面照合

提出書類に記載の主要部の寸法、構造等について、受検品と照合す

機能試験 第10

$$\frac{1}{(1)}$$
 (略)

$$(1) \sim (4)$$

各装置の機能の確認

(1) 各装置の機能の確認項目

各装置の機能の確認項目は、次に掲げるもの (別表1 (基準と確認 方法)の確認方法の欄に「機能試験」と記載のもの)とする。

水平な地面で測定する。

図面照合

(1)提出書類に記載の主要部の寸法、構造等について、受検品と照 合する。

変更のある場合及びその 初めて受検する場合、 を必要とした場合に行 図面照合は、 他チェッ

(2) 機能試験

$$\frac{7\sim \ell}{(\text{iii})} \sim \text{(iv)}$$
 (iv)

(盟) (A) (E)

各装置の機能の確認項目 (エ) 各装置の機能の確認

各装置の機能の確認項目は、次に掲げるもの(別表5 (基準と 確認方法)の確認方法の欄に「機能試験」と記載のもの)とする。

```
(i) ~ (vii) (略)

(ii) (略)
(iii) (略)
(iii) (略)
(iii) (略)
(iii) (略)
(iii) (略)
(iv) (m)
(iv) (

    (2) 各装圖の機能の確認方法

    (2) 各装圖の機能の確認方法

    (2) 各装圖の機能の確認方法

    (3) (5) (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (4) (8)

    (5) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (4) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)

    (7) (8)
```

S

 $\frac{(1) \sim (2)}{(1)} \quad (Rb)$ $\frac{(1)}{(1)} \quad (Rb)$ $\frac{(2)}{(1)} \quad (Rb)$ $\frac{(2)}{(1)} \quad (Rb)$ $\frac{(1)}{(1)} \quad (Rb)$ $\frac{(Rb)}{(1)} \quad (Rb)$

 a ~ b (B)

 a (B)

 a (B)

 b (B)

 (1) (B)

 (2) ~ (C)

 (2) ~ (C)

 (3) ~ (C)

 (4) (B)

 (4) (B)

 (4) (B)

 (7) ~ (B)

(1) 操作項目

その操作項目(別表1)(基準と確認方法)の確認方法の欄に「機能試 各装置の操作は、各装置の機能を確認するために行うこととし、 験(操作)」と記載のもの) は、次に掲げるものとする。

ア~ク (略) (2) 操作方法

(盤)

(盤)

(盤)

工 (略)

 $(\mathcal{T}) \sim (\mathcal{I})$

a (略)

(ウ) (ト)

(盤) $(a) \sim (c)$ p (器)

 $(a) \sim (c)$

c (器)

 $(a) \sim (d)$

(a)~(b) (略) q (殿)

e (器)

(a) \sim (b) (略) f (器)

(\(\frac{\frac{1}{2}}{2}\) ~ (\(\frac{1}{2}\)

a ~ c (略) (カ) (略)

(盤)

(ア) ~ (イ) (器)

ア 操作項目

その操作項目(別表5 (基準と確認方法)の確認方法の欄に「機能 各装置の操作は、各装置の機能を確認するために行うこととし、 試験(操作)」と記載のもの) は、次に掲げるものとする。

 $(i) \sim (i)$

(1) (略)

4 操作方法

(盤) (ii)

a~b (略)

(!!!) (| | (| | | (iv) (略)

a~b (略)

□ (器)

 $(7) \sim (7)$ (1) (略)

(盤

 $(7) \sim (7)$ (2) (略)

(盤)

 $(7) \sim (1)$ (3) (略)

(盤)

(4) (略)

 $(1) \sim (1)$

(盤)

 $(7) \sim (7)$ (2) (略)

(報) (9)

d~e (略)

 $(1) \sim (3)$

(水) (船)

a~b (略)

(カ) 走行・急制動試験 $(\overline{n}) \sim (\overline{n})$ 走行・急制動試験 カ ~ ク (略) 第11

確認事項

走行・急制動試験で次に掲げる装置 (別表5(基準と確認方法)の 等に異常が生じ ないことを確認する(この品質評価では、各装置の本来の耐久性及 **確認方法の欄に「走行・急制動試験」と記載の項)** び強度の確認は、書類審査で行う。)

 $(i) \sim (vi)$

4 試験方法

(盤) (盤) (i) (ii) (盤) $a\sim c$

(!!!) (略)

<u>ア</u> 荷重試験項目 (キ) 荷重試験

荷重試験で確認する項目(別表5 (基準と確認方法)の確認方法の 爛に「荷重試験」と記載の項)は、次に掲げるものとする。

(盤) $(i) \sim (i)$

4 荷重試験方法

(1) (略)

(盤) (ii) (略) $a\sim c$

(三) (屋) a∼c

(iv) (略)

(盤)

۵I

(盤) 9 (盤) $(1) \sim (4)$ (盤) ပ

6 確認方法の欄に「走行・急制動試験」と記載のもの)等に異常が生じ ないことを確認する(この品質評価では各装置の本来の機能及び強度 走行・急制動試験で次に掲げる装置 (別表1 (基準と確認方法) の確認は、書類審査で行う。)。

確認事項

 $(1) \sim (6)$

試験方法

(盤)

(盤) (2) アヘウ (略)

(3) (略)

荷重試験 第12

荷重試験項目

荷重試験で確認する項目(別表1 (基準と確認方法)の確認方法の 欄に「荷重試験」と記載の項)は、次に掲げるものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

荷重試験方法

(1) (略)

ア~ウ (器) (2) (略)

(3) (8)

アヘウ (器) 4) (略)

(盤) (盤)

 $(\mathcal{T}) \sim (\mathcal{H})$

(盤)

$\frac{(1) \sim (2)}{d \sim e} (B)$ $\frac{(A)}{m}$ 所 所 解 $\frac{\sum_{i=1}^{n} (B_i)}{(i) \sim (iv)} (B)$ $\frac{A}{(i)} \sim (ii) (B)$	(ケ) 放水試験 Z (略) (i) ~ (w) (i) [(略) (ii) ~ (iii) (iv) [(略) (v) (略) (コ) その他 Z (略) イ 品質管理等の確認 (安全基準IV6.2) (こ) (w)	(ii) (略) (ii) (略) (iii) (略) 第2章 型式評価試験
(ア) ~ (イ) (略) エーオ (略) 第13 耐圧試験 1 (略) (1) ~ (4) (2 (略) (1) ~ (2) (略) (3) 耐圧値が2MPaを超える場合にあっては、配管単体で最大仕様圧力の1.5倍の水圧を加え、それと同じ形状のものについて、完成日か31.1体の水圧を加え、それと同じ形状のものについて、完成日本1.1体の水圧を加え、それと同じ形状のものについて、完成日本1.1体の水圧を加え、それと同じ形状のものについて、完成日本1.1体の水圧を加え、それと同じ形状のものについて、完成日本1.1体の水圧を加え、それと同じ形状のものについて、完成日本1.1体の水圧を加え、それと同じ形状のものについて、完成日本1.1体の水圧を加え、それと同じ形状のものについて、完成日本1.1km	第14 放水試験	(1) (略) (2) (略) (3) (略) 第2章 型式評価

第1 依頼手続き (規程第12条関係)

1 規程第12条第3項の表中に規定する「別に定める」種別及び型式 の区分の例は、特殊消防ポンプ自動車等の種類により、次表に掲げる

	子名学年月2、19七代中に言葉与沙丘で作中にあります。一年日
	将殊得的ホノノ目動車人は特殊得的目動車に徐る特殊得火装直
프 지 제	屈折はしご付消防ポンプ自動車
**	災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車
種類 原	屈折はしご付消防ポンプ自動車
	(ポンプを装備しないものにあっては「ポンプ」を除く)

2 規程第12条第5項の表中に規定する「評価細則に定めるもの」 とは、次に掲げるところによる。

(1) 設計図

ア 設計図は、各装置が<u>基準</u>に適合すること及び型式適合評価に おいて受検品が承認と同等であることを確認できること。

イヘコ (器)

(2) (8)

(3) 強度・安全率等の計算書

ア 提出する強度・安全率等の計算書は、次に掲げる箇所(該当する場合に限る。)についてのものとする。なお、水ポンプを装備する場合にあっては、消防ポンプ自動車の受託評価で提出したものを除く。

イ~ソ (器)

(4) 社内試験成績表

ア (略)

イ 完成車社内試験成績表は、完成品について試験を実施した報告書とする。なお、様式は<u>全ての試験項目を含むものとし、検定協会と協議の上定めたものとする。</u>

第1 依頼手続き (規程第12条関係)

規程第12条第5項の表中に規定する「評価細則に定め<u>た</u>もの」 とは、次に掲げるところによる。

設計図

ア 設計図は、各装置が<u>品質評価基準</u>に適合すること及び型式適 合評価において受検品が承認と同等であることを確認できるこ

(と) コペプ

(盤)

 $^{\circ}$

3 強度・安全率等の計算書

ア 提出する強度・安全率等の計算書は、次に掲げる箇所(該当する場合に限る。)についてのものとする。なお、水ポンプを装備する場合にあっては、消防ポンプ自動車の受託試験で提出したものを除く。

イトス (器)

4 社内試験成績表

ア (器)

イ 完成車社内試験成績表は、完成品について試験を実施した報告書とする。なお、様式は<u>別記様式2とし、装置の構造により若</u>干の変更を妨げない。

各装置についての機能を調整して、各装置全般にわた って、機能試験の繰り返しを8時間以上行った後に完成車社内試 また、様式は、運転の内容、運転時間 完成車のならし運転実施表 (安全基準IV6.3.2の報告書) は、 初期不良を除くために行うならし運転の報告書とする。なお、 等を示したものとし、依頼者において設定する。 一夕を取る。 該運転は、

エ (略)

輸入業者に関する資料 (2)

次の資料を提出すること

- 強度 成分及び件部 明細書 を明らかにした設計図、 材質 構造、 はしば自動車の形状 等」という。 の計算書
- はしご自動車に係る形状等の変更状況並びに基準及び細則へ

の適合状況を確認する手段

その他の資料 (9)

次に掲げるものとする。 その他の資料は、

(ア)~(タ)(隔)

型式評価依頼時提出図書等チェックシート (\mathcal{F})

(シ) (器)

イヘヤ (器)

型式評価依頼時提出図書等チェックシートは、附図第2に示す 書類を含む別記様式2とし、依頼者チェック欄にて不足のないこ

型式評価の手順 (規程第13条関係) 紙2

とを確認するものとする。

型式評価は、次に掲げる書類審査及び確認試験に区分する。

書類審査

(1) (器)

(2) 書類審査方法

共運

完成車社内試験成 各装置全般にわたって、機能試 また、様式は、運転の内容、運 完成車のならし運転実施表 (安全基準IV6.3.2の報告書) は、 初期不良を除くために行うならし運転の報告書とする。なお、 転時間等を示したものとし、依頼者において設定する。 **該運転は、各装置についての機能を調整して、** 験の繰り返しを8時間以上行う。 績表のデータを取り終えた後に、 Ð

(盤)

その他の資料 21

ア その他の資料は、次に掲げるものとする。 (ア)~(タ) (騔)

(盤) (\neq) イヘヤ (器)

型式評価試験の手順 (規程第13条関係) 第2 型式評価試験は、次に掲げる書類審査及び確認試験に区分する。

書類審査

(1) (略)

(2) 書類審査方法

(ア) 共通

(ア) <u>別表1</u>(基準と確認方法)の確認方法の欄に「書類審査」 と記載の項は、書類審査で行う。

(人) (器)

(四) H~丿

オートの他の資料の審査

(ア) (器)

(イ) 災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車(補助対象のもの)にあっては、四輪操舵方式について、装備の有無を災害対応特殊車装備確認表で、四輪操舵方式であることを車台型式でそれぞれ確認する。また、当審査は完成品の受検時に行い、完成品が四輪操舵方式の場合は、災害対応特殊車装備確認表の提出を省略できる。装備の無いものについて、消防庁へ届出済であることを次のいずれかの書類で確認する。

<u>附図第3の「災害対応特殊車の装備確認書」等消防本部の</u>担当者から提出された書類

b ○○年度緊急消防援助隊設備整備費補助に係る補助金の交付申請書(交付要綱別記様式第1)」の写し及び「交付決定通知書」の写しのうち確認に必要な部分

ウ) (路

a ~ b (略)

確認試験

(1) 屈折はしご自動車を初めて受検する場合

 (2)
 塔の基本構造(増の形状の一部ではなく、基本的な構造(型式)

 をいう。以下同じ。)を変更する場合又は新技術により開発したものを初めて受検する場合で、かつ、協会が試験を必要と判断した場

確認試験方法

က

確認試験は、第1章第3節(試験の方法等)及び別表2(型式評価の試験項目等)により行う。ただし、部分的な変更の場合の試験項目

<u>別表5</u>(基準と確認方法)の確認方法の欄に「書類審査」と記載の項は、書類審査で行う。

(盤)

(と (工) (略)

(オ) その他の資料の審査

(盤)

(本) 次害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車(補助対象のもの)にあっては、四輪操舵方式について、装備の有無を災害対応特殊車装備確認表で、四輪操舵方式であることを車台型式でそれぞれ確認する。また、当審査は完成品の受検時に行い、完成品が四輪操舵方式の場合は、災害対応特殊車装備確認表の提出を省略できる。

<u>7</u> (器) <u>7</u> (ア) ~ (イ) (E)

確認試験

 $^{\circ}$

(ア) 水槽付消防車を初めて受検する場合

(1) 水槽装置の基本構造(水槽の形状等)を変更する場合又は新技術により開発したものを初めて受検する場合で、かつ、協会が試験を必要と判断した場合

確認試験方法

က

確認試験は、<u>次の各号</u>により行う。ただし、部分的な変更の場合の試験項目にあっては、協会が選定する。

にあっては、協会が選定する。<u>当該試験を実施する場合、試験項目及</u> び実施する旨を依頼者に通知する。

- 第3 初回調査の方法(規程第13条及び第14条関係)
- 1 規程第14条第4項第2号の「評価細則で定める検査設備」とは、 別表3 (検査設備) に掲げる設備とする。
- 初回調査にあたっては、次の事項に留意すること。
- 1) <u>別表3</u>に掲げる設備のうち、当該性能、機能等の確認が必要なものにあっては、その確認に必要な機器等を準備すること。
- $(2) \sim (2)$

第4 型式評価の審査 (規程第15条関係)

2 欠点等が無く基準に適合と判断する場合にあっては、附表第1による型式番号を付与する。

- 2 型式評価の結果は、次に掲げるいずれかに該当する場合に不適合
- 第5 型式変更評価 (規程第18条関係)

とする。

型式変更評価は、該当しない。

現在承認を受けている型式について、別表4(型式評価に該当する変更事項)の例示に該当する変更をしようとする場合は、新たに<u>型式評価</u>

を依頼するものとする。

(規程第16条関係)

更新

9

紙

- 第3章 型式適合評価
- 第1節 通則

第3 初回調査の方法 (規程第13条及び第14条関係)

- 1 規程第14条第4項第2号の「評価細則で定める検査設備」とは、 <u>別表1</u>(検査設備)に掲げる設備とする。
- 初回調査にあたっては、次の事項に留意すること。

S

- (2) <u>別表1</u>に掲げる設備のうち、当該性能、機能等の確認が必要なものにあっては、その確認に必要な機器等を準備すること。
 -)~(5)(隔)

3 ISO 9001 (品質マネジメントシステムー要求事項)の認証を取得した工場にあっては、次に掲げるところによることができる。

- (1) 品質管理システムについて、品質管理方法書を ISO 9001 の認証の写とし、当該調査を省略する。
- (2) <u></u> 管理事項について、ISO 9001 の認証の書類に必要な内容の記載がある場合は、該書類の提示とする。
- 第4 型式評価試験の審査 (規程第15条関係)

型式評価の結果は、次に掲げるいずれかに該当する場合に不適合とする。

第5 型式変更評価試験 (規程第18条関係)

型式変更評価試験は、該当しない。

現在承認を受けている型式について、<u>別表 6 (型式評価試験</u>に該当する変更事項)の例示に該当する変更をしようとする場合は、新たに<u>型式評価試験</u>を依頼するものとする。

- 6 更新 (規程第17条関係)
- 第3章 型式適合評価

(留)

策 策

2 検査設備の整備(規程第22条及び第35条関係)

規定第22条第1項の「評価細則で定める検査設備の性能」とは、 別表3 (検査設備)の性能欄に掲げるものとする。

3 実態調査 (規程第28条関係)

紙

- 規程第28条第3項の評価細則で定める改善処置は、次による。
- (別表6に掲 不良品の流出の調査等必要 同一の型式適合 当該措置の実施内容を規程 型式適合評 別記様式第19号の不合格改善方法書に準じた書式により協会! 「実態調査」 以下同じ。)があると認める場合、 いう。)製品検査において、品質管理上著しい不備 以 下 当該者は、 (1) 協会は、規程第28条第1項の実態調査 な措置を講ずるよう求めることとし、 評価方式の製品の次回受験前までに、 価依頼者に対して品質管理等の改善、 是出するものとする。 げる例示をいう。
- (2)協会は、実態調査において、品質管理方法書等に記載されている内容と異なる管理方法が行われていると認める場合(前(1)に該当する場合を除く。)、型式適合評価依頼者に対してその改善措置を講ずるよう求めることとし、当該者は、当該措置の実施内容を規程別記様式第19号の不合格改善方法書に準じた書式により協会に提出するものとする。
- 2 協会は、<u>前1</u>の改善措置が十分であると認めた場合にあっては当該者に対し確認した旨を通知する。
- 3 協会は、<u>前1</u>に規定する措置の実施状況を確認するために必要があると認める場合、型式適合評価依頼者に連絡のうえ、受検場所における確認を行うことができるものとする。

第2節 立会型式適合評価

第4 立会型式適合評価における検査方法(規程<u>第25条</u>関係) 受権品(試料)は完成品とし、全数権香により行う。

第1 (略)

第2 検査設備の整備(規程第22条及び第35条関係)

規定第22条第1項の「評価細則で定める検査設備の性能」とは、 別表1 (検査設備)の性能欄に掲げるものとする。

3 実態調查 (規程第28条関係)

紙

- 1 規程第28条第3項の評価細則で定める改善処置は、次による。
- 別表3に掲 型式適合評 不良品の流出の調査等必要 ďП 当該措置の実施内容を規程 別記様式第19号の不合格改善方法書又は同別記様式第20号の 同一の型式適 (以下「実態調査」 不適合改善方法書に準じた書式により協会に提出するもの げる例示をいう。以下同じ。)があると認める場合、 質管理上著しい不備 当該者は、 (1) 協会は、規程第28条第1項の実態調査 評価方式の製品の次回受験前までに、 価依頼者に対して品質管理等の改善、 な措置を講ずるよう求めることとし、 いう。)製品検査において、品
- (2) 協会は、実態調査において、品質管理方法書等に記載されている 内容と異なる管理方法が行われていると認める場合(前(1)に該 当する場合を除く。)、型式適合評価依頼者に対してその改善措置 を講ずるよう求めることとし、当該者は、当該措置の実施内容を規 程別記様式第20号の不適合改善方法書に準じた書式により協会 に提出するものとする。
- 2 協会は、<u>前2</u>の改善措置が十分であると認めた場合にあっては当該者に対し確認した旨を通知する。
- 3 協会は、<u>前2</u>に規定する措置の実施状況を確認するために必要があると認める場合、型式適合評価依頼者に連絡のうえ、受検場所における確認を行うことができるものとする。
- 第4 立会型式適合評価における検査方法 (規程<u>第26条</u>関係) 検査方法は、第2章 (型式評価試験) によるほか、次に掲げると

第5 立会型式適合評価における検査手順、判定等(規程第26条関係) 検査項目及び検査方法は、第1章第3節、別表2(型式評価等の試 験項目)及び別表7(型式適合評価の検査方法)によるほか、次に掲

(1) 書類審査

げるところによる。

ア~イ (器)

ウ 受検品が既受検と同等でない場合(<u>軽微変更を提出した場合</u>)は、当該変更箇所の設計図、明細書、取扱説明書、点検整備書、社内試験成績 表等の書類の審査をする。また、当該変更がない場合でも、必要に応じて設計図、取扱説明書及び点検整備書について確認する。

(2) 外観検査

塔に係る部分にあっては寸法測定及び図面照合を円滑に行うため、承認図書の写しを受検当日に用意するものとする。

ろによる。

(1) 書類審査

ア~イ (器)

ウ 受検品が既受検と同等でない場合 (型式評価又は軽微変更を 提出した場合) は、当該変更箇所の設計図、明細書、取扱説明書、点検整備書、社内試験成績 表等の書類の審査をする。また、当該変更がない場合でも、必要に応じて設計図、取扱説明書及び点検整備書について確認する。

(2) 試験の省略

型式適合評価において、受検品が既受検と同等の場合は、次に掲げるところにより試験を省略する。

芝 試験項目ごとに試験の省略を判断する。また、省略の方法は、 次に掲げるところによる。

(ア) 試験の全てを省略する。

(イ) 試験の一部を省略する。 (イ) 試験の一部を省略する。 (ウ) <u>次に掲げる条件の全てに該当する場合に、10分の1の確</u>率で試験を行う。

なお、当該条件へ該当することの判断は、はしごの基本構造 が同等のものを同一区分として扱う。

受検の間隔が2年以内であること。

b 最近の引き続く10台の受検において、当該省略対象の 試験項目に欠点が生じてないこと。 社験項目ごとの試験の省略の内容は、別表7(型式適合評価の試験の省略)による。

(3) (略)

(盤)

(3)

S

(盤)

欠点の倒示

各試験項目における欠点の例示は、<u>別表8</u>(欠点表)による。 なお、欠点表に掲げていない不具合事項については、欠点表の区 分の原則により判定する。

- (4) 立会型式適合評価における合否の判定
- ア 規程第26条<u>第2項</u>(1)及び(2)中、「欠点」を「重欠点、 に読替えるものとする。
- 「軽欠点」が見出された場合は、判定を保留とし、当該不良が良品と確認された時点で合格とする。

ただし、「軽欠点」が5個以上見出された場合は、不合格とす

ю,

第4章 雑 則

第1 軽微変更 (規程第36条関係)

規程第36条第2項の「評価細則で定める事項」とは、<u>別表5</u>に掲げる事項とする。

第2 不正行為等により停止された型式適合評価を再開する場合の扱い (規程第52条、第53条及び第54条)

規程第52条第8項、規程第53条第11項及び規程第54条第1項の評価細則で定める検査のきびしさは、該当しない。

(盤)

1

/ 欠点の例示

各試験項目における欠点の例示は、<u>別表4</u>(欠点表)による。 なお、欠点表に掲げていない不具合事項については、欠点表の区 分の原則により判定する。

- (4) 立会型式適合評価におけるロットの判定
- ア 規程第26条<u>第1項</u>(1)及び(2)中、「欠点」を「重欠点」 に読替えるものとする。
- · 「軽欠点」が見出された場合は、判定を保留とし、当該不<u>合格品</u>が良品と確認された時点で合格とする。

ただし、「軽欠点」が5個以上見出された場合は、当該ロット を不合格とする。

(5) 立会型式適合評価の特例

型式適合評価における即刻修理可能な欠点による不合格の場合は、当該型式適合評価依頼書の受付を待たずに試験を行える。ただし、当該型式適合評価の期間中における試験の終了を確認できる場合に限る。なお、この場合の合否の判定は、当該型式適合評価依頼書の受付を確認した時点で行う。

第4章 雑 則

第1 軽微変更 (規程第36条関係)

規程第36条第2項の「評価細則で定める事項」とは、<u>別表2</u>に掲げる事項とする。

第2 不正行為等により停止された型式適合評価を再開する場合の扱い (規程第52条、第53条及び第54条) 規程第52条第8項、規程第53条第11項及び規程第54条第11項の評価細則で定める検査のきびしさは、該当しないものと、型式適合評価を再開する場合は、試験の省略において、第3章第4(2)の規定を適用しないで、試験を行うものとする。

初検査において連続10ロットで合格した場合、当該試験の省略 ができるものとする。

附表第1 (第2章第4関係)

型式番号の付し方について型式番号が当該記号の末尾に一連の番号を付したものと

(1) 品質評価記号の付し方

品質評価記号は、次に掲げるところにより依頼者名、自動車の種類及び自動車の主要諧元を含んだもので、依頼者において決定したものとする (基本的には現在使用されているものとする)。

- ① 依頼者名をアルファベットで表す。
 - [9] : M, N, YK, H · · · · ·
 - ② 自動車の種類を記号で表す。
- 例: 塔関係にあってL、P、S、Q、T・
- ③ 自動車の主要諸元を記号で表す。例: 塔関係にあっては地上高の15、20、30・・・
- ① 依頼者において同じ箇所に同じ記号を使用しない等紛らわしくないよう ・・・・
- (2) 一連番号の付し方
- 品質評価記号と区別できること。
-) 品質評価記号毎に一連とす

関係)
\mathcal{O}
1
2 章第
無
明細書
記様式 1

			沿发回为陷击	I)	\	5)			
特殊消防ポンプ 自動車の種類				品質問	品質評価記号	中			
東台型式					25	定度の	安定度の確認書提出済の型式	是出済の	超光
地上高	規格地	上海		u	m 最力	最大地上高			m
	方式 [二二節	節屈折 口]三節屈折		伸縮			
崧		_	起立角	材質		形状	形状(mm)	長さ((IIII)
	第1ブー	4							
	第2プー	7-							
	第3プー	4							
			(無無)						
パスケット	許容積載荷	清重		Z	平衡装置	装置方式	ı,		
	本体材質	the state of			手手	手すりの高さ	<u>.</u>		E
	床面積			cm² B	床の大き	(量) わか	I) 統	× 蚕	Hzz*
傾斜矯正 口無	方式				萸	傾斜矯正範囲	前囲		麼
			内径	内径(皿) 肉	肉厚(11111)	H	7\12-0\(\)	使用压(MPa)	(MPa)
油圧シリンダ	ジャパ用	H							
	79号第	田							
	第17°一4起伏用	2代用							
	第27°一4屈折用	垂折用							
	第37°一4屈折用	祖折用							
	伸縮用								
油圧ポンプ	型式			ðia.	年客回	許容回転速度	L		udı
	駆動ギヤ比(E:0b)	7比(E:	(do:			(使)	使用圧		
油圧モータ		描	型式	使用圧 (MPa)	a)	r	型式	使用压(MPa)	(MPa)
	旋回用				凝	矯正用			
オイルタンク	材質					容量			
油圧回路の	シャッキ	44-	MPa	791911		MPa	起伏	4	MPa
設定油圧	第17。小起伏	起伏	MPa	第27°一4屈折	B折	MPa	第37°一4屈折	屈折	МРа
	旋回		MPa	傾斜矯正	H	MPa	學申	- 300	МРа
アウトリガ	遊	張出長さ	w.	最小		ı	最大	¥	ı
	飛出防止装	麵	の方式						
ナベナジ	最大接	:接地压		MPa	部	大設置角	角		赵
	敷板の形状	8状		型・プ	ももと				H
	飛び出し防止装置の方式	防止装	長置の方	1					
旋回	他力権回防止装置の	防止装		5式					
伸縮	飛び出し防止装置の方	防止装	長置の方	松					
操作装置			ŀ			ı.			1.000
				ソナシド語	35	1	能り	バスケ	シャ部

安全装置 スプリングロック装置 (本用限界自動停止装置 がマッキイングロック装置 過荷重自動停止装置 はしご用機 海衛電子 はしご用機 大力・海大衛的上装置 日本日本 東陸機 日本日本 東陸機 日本日本 東陸機 日本日本 東陸機 日本日本 日本日本 12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、1	方式: 方式	
(方式: 方式	
使用限界自動停止 適荷重自動停止装 (はして 基本 (はして (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は)	方式: 方式	
	方式: 方式	
	方式: 方式	
	方式: 方式	
	方式: 方式	
はして 株式 大小型 大小型 大小型 大小型 大小型 大小型 大小型 大小型 大小型 大型 大	方式: 方式	
	方式: 方式	
 先端解等自 動停止装置 (類斜自動停止装置 (型金)を (型金) (型金) (型金) (型金) (型金) (型金) (型金) (型金)	方式: 方式	
	方式: 大式: 大型: 大型	
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	方式: 方式	
横斜自動停止装 安定度の確認装 キャブ保護の装置 青面荷重警報装 野急停止装置 が7かり過大傾斜自動停 展開放機自動停止 風折時衛機自動停止 風折時衛機自動停下接 成しご先端 はしご先端 はしご先端 はしご先端 はしご先端 はしご先端 はしご先端 はしご先端 はしご先端 はしご先端 はしご先端 はしご先端	方式: 水中a ベスケット [[win a ku a k	
(傾斜自動停止装 安定使の確認装 幸定度の確認装 幸定度の確認装 青面荷重響機装 所が計過大傾斜自動停 原抗時縮積自動停止 展折時縮積自動停止 展析時不解線自動停止 展析時不解線自動停止 展析時不足 展析時線積自動停 展析 に完整。 度上ご先端。使用圧 はしご先端。使用圧 はしご先端。 はしごた端。 はしごた端。 はしごた端。 はしごた端。 はしごた端。 はしている。 と、 といる。 といる。 と、 といる。 と、 といる。 といる。 と、 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	方式: 大式: 大式	
安定度の確認装 キャイ保護の装 宇宙南重整線装 野電停止装置 水が小過大傾斜自動停 野電管的止装置 野車機能制動等下防止 展析時縮積自動停 展析時縮積自動停 展析時線積的上端 展析時線積的上端 展析 展析 展析 展析 展析 東河 はしご先端 はしごを必ず はしごを必ず はしごを必ず はしごを必ず はしごを必ず はしごを必ず はしごを必ず はしごを必ず はしごをが はしごをが はしごをが はしごをが はしごをが はしごをが はしごをが はしごをが はしごをが はしいをが はしいをが はい	方式: 大式: 大式: 大式: 大式: 大式: 大式 大クット 恒加	
中マブ保護の装 背面荷重警機装 発動体主義 高級機合主義 整電防止装置 具棒機自動停工 展析操作防止装置 車両 車両 はしご先端 はしご先端 はしご先端 はしご先端 がスケット 付資 がスケット 付資	方式: 上/min L/min	
背面荷重警報装	方式: 加pa 左右 度: 上/min 本位本在 度: 加pa 左右 度: 加pa	
	方式: かって 上min まいて 上min 大放木圧	
バカット過大傾斜自動房 整備的止装置 昇降機自動房下防止 原介時縮積自動停止 展析時縮積自動停車 展析機構動停 東西 東西 はしご先端 パスケット パスケット イスケット イスケット イスケット 型式	方式: 上/min 方式: 上/min 上/min 上/min 上/min 大松水圧 上/min L/min L/m	
 整電防止装置 昇降機自動券下防止 照折機相動停却 面折機性防止装置 車両 はしご先端 	方式: 上min 33 V ℃	
昇降機自動落下防止 用折降機自動停止 開打機作的比較 電子 電子 電子 電子 はしご先端 はしごた端 はしごたが はしが はが 方式: 方式: 方式: 方式: 方式:		
<u> </u>	方式: 方式: 方式:	
周折機作防止装 周折時昇降機自動停 車両 使用圧 はしご先端 使用圧 パスケット ノズル型 はしご先端 ノズル型 はしご先端 ノズル型型式	方式:	
風折時昇降機自動停車両 使用圧 はしご先端 使用圧 はしご先端 ノズル型 はしご先端 バスケット パスケット イスケット 対象 イスケット 対象 型式	接置 方式: Mpa バスケット 作 Mpa バスケット 作 Mpa バスケット 作 Mpa 左右 度・ Mpa 加a 和a 和a 和a 和a 和a 和a 和	
# 両	Mpa バスケット 6 MPa MPa Lain Faにおいて L/min Lain L/min Lain	方式:
はしご先端 使用圧 はしご先端 バスケット はしご先端 はしご先端 はしご先端 がスケット がえケット	WPa	使用圧 MPa
はしご先端 バスケット はしご先端 バスケット 材質	において L/min R 大放水田 Noa 左右 度・ No 左右 度・ Result	
バスケット 1 はしご先端 バスケット 材質 型式	最大統本国	
はしご先端 バスケット 材質 型式	展大放水圧 hpa 左右 度・ Mpa 左右 度・ MPa 左右 度・ 長さ m	
は 以 A 数 型 型 対 対 対 対 対 対 対 対	Mpa 左右 度 Mpa 左右 度 npa 左右 度	作動角
バスケッ 材質 型式	MPa 左右 度. m	L 庚·下 庚
Ш		上 度・下 度
П		本数
インタホン型式		
応急装置 応急用油圧ポンプ型式	12	
使用温度範囲 □安全基準と同じ範囲(-15℃~40℃)	(-15°C~40°C) □設定範囲-	ე +~ე
備考 製品記号		

先端 使用 L/min

 $^{\circ}$

2

塔装置明細書

方式:

ジャッキインタロック装置 使用限界自動停止装置 使用限界二次自動停止装置

安全装置

サッチが

伸縮等防止

塔起伏 塔伸縮 塔屈伸 自動停止装 傾斜自動停止装置 安定度の確認装置 キャブ保護の装置

装置

過荷重自動停止装置

ロック装置

大放水圧

最

ノズル型式

作動角

型式 ないない

風速計

インタボン 応急装置

塔先端

許容放水条件 塔先端放水銃 庚

MPaにおいて

MPa

車両 使用圧

衛型線

75小過大傾斜自動停止装置

聚全停止

この用紙の大きさは、JIS A4とすること 製品記号を備考欄に記載すること。 表中の「使用圧」は、最大値を記載すること。 表中の口には、該当するものにレ点を記すこと

A4とすること。

備考

□安全基準と同じ範囲(-15℃~40℃)

使用温度範囲

數品記号

価格

応急用油圧ポンプ型式

19

この用紙の大きさは、JIS A4とすること。 製品記号を備考欄に記載すること。 表中の「使用圧」は、像大値を記載すること。 表中の口には、該当するものにレ点を記すこと。

症 が 2 2 8 4

	号の例示 (災害対応特殊車を含む) L ※※ B27	:「X」(その他)については、依頼者において決めるものとする。また、依頼者において決める他の項目を含め、項目毎に桁数を揃えるとともに決めた記号等を明示する。	X K	7	S-4-1		○○け届出者>ド番号	最大地上高により算用数字2桁	を用いて依頼者において決める	の国家等によりTDグッキのA から置い物産権行びいた状名を	許容先端荷重により7k7v、小の	A から順に依頼者において決	める	該当しない	1	油玉沙沙"一方式	から色彩が上れて	製造しない。		用角	その他	塔の形状(主要寸法)の組み合わ	せによりいる数字の1から順に	仏順者において決める	品の長は(品数・収及び形は)の 224年11-126年また14	及びががかりるから順に依	はないて決		新田子/以	から香 群: - な、		田が装置付き	昇降機の許容積載荷重 1.800N	対容級の単独造数値用かの街 配象場算。	T	5	°< '	※ バカル無し
	の 家 ※	8 8 7 7	' '	40	51 4	47 EE		Ц	4	1	L	Ц			4	4	4	1	1	╀	L				4	\perp	Ц	4	4	4	1	Ļ	Ц	1.	BIS	_		B **
	折けしご付消防ボンブ自動車における製品配号の例示 $\mathrm{SL} \bigcirc \bigcirc -25\mathrm{AAS} - \mathrm{SM4B} - \mathrm{S} - 1 - \mathrm{L} \% \%$	ンイ決を強力	蛛	挫	採	æ																											-T18	rXX.	8	9	析	į
1	20日	改製	囲	拼	採	81	П	П	\top	T	Т	П	Т	T	T	T	\top	†	Ť	T	T	П	П	П	T	T	П	T	T	T	1	-		31/11	_			ij
涨	1 S	を完まれ	世海	採B	₫6 \$	節担	П	П	\top	T	Т	П		T	T	T	\top	Ť	Ť	T	T	П		П	T	T	П	s,	Ä	×,	_	_	,	n				ij
関係)	ERC:	英田 田田	П	単	せ		П	П	\top	T	Т	П		\exists	\exists	T	\top	\top	\top	T	Г	П	П	П	2 2	4B	SC		187		_							-
1	漫 SMI	# F	垫	半	¥		П	П	\top	T	Г	П		\exists	\exists	T	\top	T	T	T	Г	-	=	Ħ	29/10		_		_									H
(別記様式1	S − S	う あ あ		#	餌													CA	SK SW	S.	Ķ		1桁-		c	1												-
品	5π AA	い 連	自動領科	矯正	1 1 1 1										s	>	×	ĸ	6	1 禁																		H
(別	三25	(型の)	盐 終			Ħ	П	П	\top	\top	4	В	o	*	_	- !	Æ	_																				ij
	NO.	そる の街	使用	ΒΕΒ	#			П	Τ.	A B		_	华	_																								ij
紐	屈折はし SL O(_ \& \& \&	最大	퀵 -	恒			-25	-32	- '‡	-																											ij
附図第	(S) 周书 S)	X : 世 いてがめ	翻		雜		\circ TS	2	岩												_																	

- 20

別記様	
5	
2章第1.	
(第2章	
∠	
クシー	
トージャ	
型式評価依頼時提出図書等チェ	
是出図	
類時	
評価体	
型式	
記様式 2	

4 関係)

(第2章第1

完成車社内試験成績表

な頼者チェック欄|検定協会チェック欄 | | | | 口有 口無 □有 □無 口有 口無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 口有 口無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 口有 口無 □有 □無 口有 口無 口有 口無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 口有 口無 口有 口無 □有 □無 □有 □無 区面心影 の有無 口有 型式評価依頼時提出図書等チェックシート 海部 半 図 依頼者: 種 類: 缈 齨 × \exists 提 関係) 10 13 15 16 19 12 14 18 ∞ 別

*1 この用紙の大きさは、JIS A4とする。 2 依頼者チェック欄の兼用図書には、今回依頼された提出図書の中で兼用されている図書のときは、当該提出図書の「番号」を記載する。 重 加 2

z < 先端風折、リフター・パスケット同時使用: (注) 型式適合評価において崇印は条件により省略可能を、また◎は1/10の確率で省略可能を示す。 z 補助金対象率 災害対応特殊率 (口災害対応特殊率張繼續認表提出済み) 固定本路付 ÷0.25×900N×1.5 = 9. 付属装置の作動状験 L/min L/min 社内試験年月日 試験者 型式適合評価年月日 m(%) 8. 批水試験 前任政略 10. 表示検查 はしご付消防ボンブ自動車 及びはしご付消防自動車 社 内 試 験 成 績 表 m (補助の級別 m (設計値 MPa において MPa において 起立角 40°以上 バスケット床面積による積載存置 = バスケット床面積 (㎡) 昇降機床面積による積載荷重 = 昇降機床面積 (㎡) 安全紫觀狀驗 ・傳張・短編・展析・降下防止装置開係 (組圧機器核消時)・ ・軟件点被置国係 ・光端障害自動停止関係 ・キャブ保護 ・ 国折節対水平角 5 。 自動停止 はしご先端放水錠の放水能力 バスケット先端放水錠の放水能力 1. 構造以験 ・書質審査 ・外観・小法、角度の選定 ・投信試験 ・設定値の確認 ・所要時間の測定 ・場料構正装置の性能 ・操作試験 バスケット許容積載荷重 昇降機許容積載荷重 其2 2. 走行及び急制動政験 パスケット床面積 昇降機床面積 3. 静荷里风影 昇降機使用範囲 はしご単諸元 傾斜矯正範囲 はして車構元 规格地上高 最大地上高 最大配立角 最低配立角

į d	報報	報報	25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 2	福 福	動物を対象	章 章	から 課 課 職	
書と対比する。		施益田 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	(後で) 左 編巻 定権一表示値 り が 以下	を ※ 海 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	報介日報り 2 m以下 12 L	米部番による報酬 のっては、「おりに との語合の番目が したものとする。 でい、それ以外はそ	編巻 20回転送度 高等十2 編章十3	
報義高の計		(a) (a) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	高 右 編 開発-開定 泉小日盛り	高される。	吹小目階から田沢 ア 事体、既付打 文件装置集団しが 装備品の亀敷、第	5倍と床部 つにおって つにおった ことを発すした みで行い、	女 機器 可定量(MPa)	
□ no ン形式と同じ □ no	4c 86	(R) ma F	(C) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A		報小日 (単月文字) (単月文字) (単月文字)	画	58	-
s たいかい s		3.00 × 3	() () () () () () () () () () () () () (一般 大学	数型を受ける。	後10分間的 重は許容 素は許容 等後国等後 多でかけて を使った に続え に表え	等压 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	85
カル カル カル カル カル カル カル カル			() 2 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	がスカットで 表示値 部 表示値 スス	11 12 13 13 13 13 13 13	・ 活動・ できまった。	回転比 (ENG:POMP) 1: 加圧回路 加圧回路	配伏 排稿・昇降機
4444		1段 明 1	2 () () () () () () () () () ((B) (B) (B)	機関をび外		- 2	Ī
e a co	ブフレーム、 栝袋順、	8	24 C	(2) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9)	四個 :: : : : : : : : : : : : : : : : : :	10 10 10 10 10 10 10 10	機能回転過度 測定值 Tro (Ma) 遊定值(通	+
ローブー盤 一整 チューブ類 以下	* 開 ・ ・	和定備 60 G E E E 50 G E E E 50 G E E E 50 G E E 50 G E E 12 G E E 12 G E E 13 G E E 13 G E E 14 G E 15 G E 16 E E 16 E E 17 G E 16 E E 17 G E 17 G E 18 G E	(衛位置 スケット 別之 0 0 10 10 75	(m) (m) (m)	at	はしこの技術 金全様長の全配 その条様な方 (最立有でその) 度でのその数形 展立のその数形 様立のその数形 を立めてそのが としてのより	AND THE SHEET	∐i
チャーレンイナーロー ・ カイ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	画 機関、シ 服飾力器 単同支持	600 400 400 E E E E E E E E E E E E E E E	高 全 登 金 全 登録を	高 全 高 の 所 の 所 の 所 の 所 の の の の の の の の の の の	発 (ka) 全行程 (7) (2) (2) (3) (4)	日本の表記を表現しているので、 を登りません。 を登りません。 を表現を表現している。 を表現を表現を表現している。 を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	類田ボン 野谷間転 動任回路 ジャッキ	10 m
安定成 ジャッキ 接着圧	100	海の を を を は の の の の の の の の の の の の の		質問行権の の調整 に対う 調(調(調(の)	会 中 会 中 会 (20km/h,		65	ші
計算者 計算者 型Eの計算者 ブーク 数	24	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	H W	規定値 角度計の設 土2。以 規定値 概定値	2 1 m 米	を を を を を を を を を を を を を を	15 15	5.00年第三10%
安全率の計算書 2位成の計算書 2、17代地にの計算書 と内検地にの計算書	*	ルごの寸法 ケットの寸 な様の寸法 をステップ 上高	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	58	 	第一	性能対象 項 日 商圧ポンプの 設定回転速度 項 日	油圧装置の設定圧力
会 安全率の3 会 安立度の 会 2 174度複 会 社内整合 会 社内整合		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22. 存行	2 4 4 4		

96 10	# 12	86 52	12	19	報報	# 59
商 み (4.0.) 解析の解析機関: 5世代~20.0. (4.0.) 解析の解析機関: 5世代~6世 (4.0.) 解析例: 5世代 (4.0.) 解析例: 5世代 (4.0.) 解析例: 5世代 (4.0.) 解析例: 5世代 (4.0.) 非対象的 (4.0.) 非対象。	(i m i) (iii) (iii) (iv	編 考 編 考 (名 (名 (名	備 本 最大額前及び早機 (既受験及び最初の者) 全件数は全収料とりはしご解析可能状態まで 命②では50%下の場合①は者解析	K #	施・キー 20年の場合「薬剤」にて配件する。 MUSI から回 MUSI から回 を見るでは、これでは、 会別はないできた。 を見るがある。 をしないでは、一つ単 出版なが、 を回答しないでは、一つ単	業 考 ・ 公司の場合子を振りて、展下する。 ・ 2000 名前 15 年 15
所蔵時間 (5) 25-12日 最大学等 幸べおり日 最後 大学等 であり着し	ビ河政政	- 461464 (S) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	(2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	施設施 学能の関係 単位	· 在6万元 · 在6万元 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
藤 作 トス (の	S 高調点 正規程	を を を を を を を を を を を を を を	種が無く成本	第12 - フィッテラ 第12 - フィッテラ ・	
展売業の開発及(34年の以上 1 日本 1 日	RESER (2.7) (中部) (2.7) (4.7)		規定値 解析方向 職 ルトかり 収砕 前上がり (405以下 数上がり	日	現代を開発している。 (1.5.2) 大人会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	度 (2 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元
項目 はして 操作時間 操作時間	現 非路機の運動	70 日 27-438,79513 操作時間	点 三 数据解码 导图整件	2 数特徵	項	田 魔

# 12	19	12 12	22	12	张	# 12	10.80	1000	# 58	ari ta	# 9	米	# 12	# 19
6. 地外投資 (4) 電子 (5) 地外投資 (4) 電子 (6) 電子 (5) 電子 (6) 電子 (6) 電子 (7) 電子 (7) 電子 (7) 工業 (8) 電子 (8) 工業 </td <td></td> <td> 一直 1985年 1985年</td> <td>第一年 東京の日本 1995年 12 12 12 13 13 14 14 15 15 15 15 15 15</td> <td>展示で ・ オイイケンケ部画 SCCKX展記CCに下の場合はSCU以下 ・ オイイケンケ部画 SCCKX展記SCCに下の場合はSCU以下</td> <td></td> <td>第一日 フィーンと行動が第一 気軽力を フィッカを開発した数数 (単型等)</td> <td>が 関 ・</td> <td>第 日</td> <td>第 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</td> <td>なり</td> <td>第 作 (Selectational) 20 元 (Selectational)</td> <td>項目 はして新作 (2.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2</td> <td>2 7 7 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7</td> <td>1年操作位置 基部 パスケット マッキ操作部 基目</td>		一直 1985年 1985年	第一年 東京の日本 1995年 12 12 12 13 13 14 14 15 15 15 15 15 15	展示で ・ オイイケンケ部画 SCCKX展記CCに下の場合はSCU以下 ・ オイイケンケ部画 SCCKX展記SCCに下の場合はSCU以下		第一日 フィーンと行動が第一 気軽力を フィッカを開発した数数 (単型等)	が 関 ・	第 日	第 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	なり	第 作 (Selectational) 20 元 (Selectational)	項目 はして新作 (2.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2	2 7 7 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	1年操作位置 基部 パスケット マッキ操作部 基目

£ 2	がった。	12	級。	12 12 12
第 2 名 はお歌伎の友も分類になるが はお歌伎の友も分類になるが がなべでける。 でものが選出しば、でもろだけをなくする。 ががはます	施・高の金属を を できる。 「 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」	第 条 を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	画 条 ・	新学校の 製品の 製品の 製品の 製品の 製品の 製品の 製品の 製品
選及に当まし	報条四	松1 件 左	報任四	製造 (数字) (数z) (x) (
機能性の 大部へを を は を は が が が が が が が が が が が が が が が	数度	an 20	- 200	に 他 大名 できる できる は を は を は な な な な な な な な な な な な な な な
	86	168	9	被害機能を発症 水戸
	5	_=	. GW	8 8
MARSH MARSH	(A)	年の元		in an
is is		日 東 祖 明 中 祖		86 Br
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(6) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	部が を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の
H 6: 8:	1			
(m)	ない 大文を で、のののので、で、のののので、で、のののので、で、のののので、で、ののののので、で、ののののので、で、で、のののので、	文成的 经 等 所 所 所 所 所 所 所 所 形 形 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	高さな 東京な 東京な 東京大 東京大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	135 S B B B B B B B B B B B B B B B B B B
44	1	112 4 4 4 4 4 4 5		5.0° 5.0° 5.0° 5.0° 5.0° 5.0° 5.0° 5.0°
^a a a a	新日本	1515 - 25 25 25 25 25 25 25 2	衛士 - 水降機能位置 - 田田 (8 田 (8 田田 (8 田	4 0000000
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	株工 6.3	10.0	MAX
ことをかる 職か	MIN	新出版 MIN MIN MAX MAX MAX MAX MAX MAX MAX MAX MAX MAX	# 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
成长 歌心	発症 シャナーマネ 神心か 1の時で	and 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	現在 かか	18.5 2
# z o x x	10 医多	秋位 	※会 内定点	発症 C K か F 小 製 出 報
MAN M M I				
	설 타유문수~구축 대배우	報 5772 * 1 *** *** **** **** ***** ***** ***** ****	E 5757 TH	表 存 報 存 報 を で 1 1 0 m 以 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3
1 2 2 3	日	田 日報 施設	二 在第 经经济	26 AI 25
を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	(年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(注)	項 日 (分配) (分配) (分配) (分配) (分配) (分配) (分配) (分配)

	と	報	1K 12	BK BK	张理	12 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	経過	談	談證
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		タインや支点ははしての影響 ロンケ影響 m マ m m m m m m m m m m m m m m m m m	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	() () () () () () () () () ()	# 2	国 安 国 沿	(株)	(2) 第1 第2 第2 2 第1 第2 2 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2
Ä Ä	* Y		が発			49	86	- F	84
許存徵徵款重	益意	(度) を (р) を (р)	= 1	ツク製庫	86	※展	防止装置	8d 45	が
他用原始 (被回) (被回)	20 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	項 旧 75115"- 2型出表示の 97時点	ガットフキイング	項 日 項 日 項 日 項 日 項 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	項目	- 10 単名 10 10 10 10 10 10 10 10	項目に続び出しば	項目存面容易發展装置	項 目 每 他力級回防止装置

報	16K 16E	能	採	#4	※ 提	联起	器	联	報	報
新 表 表示内容	表示	無 券 ド時は、昇降機上昇状態にて行う。	第 第 第 次のできます。 のおではしこの数となるようにおう。 をり長さは リンイ・ローブの解散から等ます。 とする。	(4) (4) 米爾 東米内敦「	商 水 原圧力=原成使用圧×1.5 (商門力が20%を扱うは影成使用圧×1.1 ほし、配単等で気能を指圧力×1.5を行なり。)	衛 本 副田力=歐宝田力×1.5又は設定田力+5M2。 各 3 分間監督する。	備 考 最大地上部の状態で、仕籍の様大技术量での 放水中に拡大線の左右、上下の作動を行う。 バカナからが核大は、500Lmin以上。	衛	を	(五) 按回、屏路機の月降、維約額正、服約取 (百) 數重の維 (百) (百) (百) (百) (百) (百) (百) (百) (百) (百)
自動學生 新2限界 第2限界	自動停止 警報	12.一中省区	十六り長き(四)	自動修正角度 (゜) 繁報	酵圧力 (MPs) 耐圧力 (配し)	##E.71 OMPs)	上部送水田 放水量 駅a Luin	NP.2 最高使用圧	ROHは位置 - バスケット - バスケット - (0) 素性 - (0)	表示箇所または内容 しご(起伏、伸縮、折・ 等 等 等極記号、特殊消防ボン 存権教育館(バスケット及
操作 野路機上品 はして低額等 丹路機下降 はして光級を配が はして光級を配が なな具路機上昇	設 定 第1限界以上上昇時限折不可	ロック装置 昇降機制作 昇降機制作 子一ド切替	N 學等學校社 N006% N 學等學校社	4条4	最高使用压 (MPs)	政定压力 (IPD)	ノズルロ役 基等液水圧 mm 原3	後用圧 透水圧力 M	(C) はしる最高的 (C) はしる最高的 (C) を見かり (C) オディ (C) は風報を配	ト イッキ、アウトリガー、は 正分、製造な工 正分、製造な工 等が展して、 等機を用 等機を用 等機を用 等機を用 等機を用 等機を用 等機を用 等機を用 等機を用 等機を用 等機を用 等機を用 等機を用 等機を可 等機を用 等機を可 等機を用 等機を可 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等
取り付け位置 はしご先端 はしご先端日折部	Н	ネート 88 98	模定節 起立角(「) サベリ長さ 全程な 50 cm 実路報表 実際報表 45 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	教室	耐圧個所 <u>拡大値</u> 対本構発 上 は条項器 バスケット	海圧回路 はしご権利 はしご権・前 はしば・ を が ラケッキ 無知 アウトリガー	規定版 放水位置	装備位職 中周 バスケット 格の先輩	の作動試験 1 はして発摘 はして発摘 はして発摘 がん ジャンキを カイナー 1 にして発揮 1 にして発発 1 にして発揮 1 にして 1 にし 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に	無用にスメケッツ ・ 一般にボンス・ジング (「「一般にボンス・ジング」 (「一般には、「一般には、「一般には、」 を表する。 をまる。 を。 を。 を。 を。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、
項目	項 目 昇降機使用時の混折自動停止	項 目 昇降機能作 ロック装置	項 日 男体機格下砂止装置 (ワイヤー切断時)	項 日 界降機未収納等 例依防止装置	7. 耐压試験 項 日 木配管附圧	項目	8. 放水試験 項 目 ⑤ 塔先編 0.78 からの放木	項 日 〇 日衛牲器	9. 付属装置などの 3. 3. 14 1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	

・ギヤケース(材質、大きさ、通気口、油量計、給油口及び排油口の確認ができる ・安全率(塔の構造部分、ローラーチェーン及びリーフチェーン、ワイヤーロープ、 ・オイルタンク(材質、大きさ、上部関口、通気口、吸引口、戻り口、給油口及び ・塔に使用される部材の材料証明書、塔の旋回防止の試験荷重値の計算書 ・油圧配管系統図 (配管材質 (MSと比較できるもの)、調圧弁の設定圧) 実機試験データ(塔本体、安全率が低い場合の塔の構造部分、安定度) 品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、 型式評価依頼時の提出図面等(例) ・温度変化への対応、作動油の温度、使用温度の成績書 ・耐久性の確認、姿勢維持の成績表、電磁波の成績表 ・強度 (重量物取付部、油圧ポンプ駆動装置の荷重) 型式評価依頼時提出図書等チェックシー 制御装置の信頼性、制御装置の説明書 苦情処理·事故報告管理方法書、誓約書 (別記様式2関係) 主要部の操作名称及び操作内容 排油口の確認ができるもの) ・オイルタンクの油量計 契約書(委託型式に係る依頼) 既承認型式の委受託関係書類 ・完成車のならし運転実施表 油圧部品図又はカタログ 強度・安全率等の計算書 電気機器類の防水措置 完成車社內試験成績表 ・動力取り出し装置図 使用上の注意事項 織装三面図 (参考) 工場設備概要調書 動力取り出し装置 型式評価依頼書 社内試験成績表 電磁クラッチ · 社内確認表 その他の資料 油圧機器) 操作装置 附図第2 接地圧 操作表示 · 安定度 油圧配管 60)

```
・バスケット(主要部の寸法、使用材料及び当該材料の外寸、床面積、手寸りの高
                                                                                                                                                                                                   ・主要部の全体図及び断面図(縦、横、長さ、枠組みの形状、枠組みの長さ、使用
                                                                                                                                                                    ・操作装置 (操作盤 (配置のわかるもの)、作動説明、制御装置(型式)、配線図)
                                                                                                                       ・操作装置(操作盤(配置のわかるもの)、作動説明、制御装置(型式)、配線図)
                                                                                         ・アウトリガー装置 (アウトリガーボックス、アウトリガーシリンダ)
                                                                                                       ・ジャッキ装置 (ジャッキシリンダ、ジャッキ接地部)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            ・伸縮ワイヤーロープ (JIS と照合できるもの)
                                            ・サブフレーム (アウトリガーボックス)
                                                                                                                                                                                                                                    ・主要部の材質 (MSと比較できるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               ・伸縮ワイヤーロープ巻き取りドラム
                                                                                                                                                                                                                     材料の外寸等が確認できるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        ・旋回継手(油圧配管、送水配管)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             ・伸縮シリンダ又は油圧モータ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          ・塔の支持 (三角) フレーム
                                                                                                                                                                                                                                                      ・塔のガイドローラー組立図
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        ・旋回収納位置合わせ表示
                                                                                                                                     ・スプリングロック装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       ・駆動用ギヤーケース
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      ·他力旋回防止装置
                                                                                                                                                     自動傾斜矯正装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                      ・ターンテーナル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           ・起伏フレーム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        ・起伏シリンダ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           · 起伏防止装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                · 伸縮防止装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  ・屈折シリンダ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                ·屈折防止装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                パスケット装置

    油圧モータ

                                                            ・塔の収納受
· 油压切替弁
                                                                            車両支持装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                      · 旋回裝置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         · 起伏装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             伸縮装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               ·屈折装置
               ·調圧装置
                                                                                                                                                                                                                                                                     旋回装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         起伏装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             仲縮装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               屈折装置
```

```
図面は必要なことを記載されたカタログでよい。
23
```

・バスケット又は塔先端の放水銃(材質、大きさ、防食処理、取り付け部、作動角 ・設けられた装置(障害自動停止装置(塔の先端に取り付けられたもの)、塔の飛 き、手すりの周の長さ等が確認できるもの) ・パスケット平衡装置 (平衡装置用ワイヤーロープ (JIS と照合できるもの)) ・ 塔送水配管(材質、大きさ、防食処理、取り付け部の確認ができるもの) 取り付けられていない部品又は必要のないもの等については除く。 ・主要電気部品 (防水措置の判断ができるもの) ・主要電気部品 (防水措置の判断ができるもの) 滑り出し防止の措置等 ・自衛噴霧装置(車体、バスケット、放水銃) ・バスケット取り付け部の脱落防止の措置 出防止装置、ジャッキ飛出防止装置 ・各安全装置の設定及び作動説明 ・操作盤 (配置のわかるもの) ・応急操作装置の油圧ポンプ 等の確認ができるもの) 取扱説明書・点検整備書 ・放水銃の遠隔操作装置 ・床面の滑り止め措置、 ・水圧力計又は流量計 ·制御装置 (型式) ·制御装置 (型式) 検知部の配置図 スロットル装置 ・塔の使用範囲図 ·水配管系統図 塔の操作装置 · 倾斜角度計 · 作動説明 • 配線区 安全装置 表示装置 · 伸長計 • 角度計 風速計 通話装置 配線区 世:1 30 26

別記様式3 災害対応特殊装備確認表(第2章第1、5関係)

	装 備 又 は 装備又は積載の無い理由 積載の有無		受 横 日 年 月 日 (略)
災害対応特殊車装備確認表	装備又は 積載の有無	(服)	(婦)
災害対応特殊	当する災害対 特殊車の種類	(解)	年 月 日
	装備名	(場)	極田

備考:

- 1 災害対応特殊車の品質評価を行う前に提出すること。
- 依頼者は、受託評価業務規程で定めた代理人を含む。 装備又は積載の有無は、該当するものにチェックすること。
- ※個人は複載の用が14、成当するものにアエックすること。 装備又は積載の無い理由の記載内容については、ユーザの要望であること及び消防庁への届出済であることが確認できるものであること。また、積載ホースを現地代理店等で調達する場合にあっては、その旨の確認も併せて行えるものであること。この用紙の大きさは JIS A 4 とすること。

別記様式3 災害対応特殊装備確認表 (第2章第1、5関係)

	装備又は積載の無い理由			受 検 日 平成 年 月 日 (略)
災害対応特殊車装備確認表	装備スは 積載の有無	口有 口無	(開発)	(屋)
災害対応特殊	該当する災害対 応特殊車の種類	□水槽車	(婦)	年 月 目
	装備名	ホース延長用資機材 □水槽車	(略)	受 僚 日 平成

_	N
ì	_
ζ.	1

1 自動車の種類及び台数 2 控除された装備 (注記の4項目から数当するものを記載して下さい。 2 控除された装備 (注記の4項目から数当するものを記載して下さい。 1 自動車の種類 (注記の4項目から数当するものを記載して下さい。 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 自動車の種類及び合数		1	
(1 - B 型に限る。) (2 会年度発注しました災害対応特殊 災害対応特殊 次害対応特殊 水槽付消防ボ 学消防ボンブ自 はしご付消防 ンブ自動車 含む) (1 - B 型に限る。) (1 - B 型に限る。) (1 - B 型に限る。) (2 会 成	(大き対応特殊車の装備・(注記のとおりで		#	Н
次害対応特殊車の装備確認書 今年度発注しました災害対応特殊車の装備確認書 1 自動車の種類及び台数 消防ポンプ自動車 台 2 控除された装備 (注記の4項目から該当するものを記載 5 か着付消防ボ 学消防ボンブ自 はしご付消防 ス合物に特殊 水積付消防ボ 学消防ボンブ自 はしご付消防 ンブ自動車 自む (1 - B 型に限る。)	災害対応特殊車の装備確認書 (大き対応特殊車の装備確認書 1 自動車の種類及び台数 消防ポンプ自動車 合	(par ope ope	防本部名 当部署名 当者名	듄
今年度発注しました災害対応特殊消防車は下記のとおりで 内容は消防庁~交付申請し交付決定を受けております。 1 自動車の種類及び台数 災害対応特殊 消防ポンプ自動車 台 災害対応特殊 (注記の4項目から該当するものを記載 か構付消防ポ 学消防ポンプ自 はしご付消防 動力昇降装置 (1 世 型に限る。) (1 型を ポンブ自動車 自動車の極駆動方式 (1 世 型に限る。) (1 世 型に限る。) (1 世 国 電報 高む) (1 世 国 高 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1	今年度発注しました災害対応特殊消防車は下記のとおりで 1 自動車の種類及び合数 災害対応特殊 消防ポンプ自動車 台 2 控除された装備 (注記の4項目から該当するものを記載 動力昇降装置 (1 - B 型に限る。) (1 型を ポンプ自動車 自動車の優勢方式 (1 型を ポンプ自動車 動力昇降装置 (1 - B 型に限る。) (1 型を ポンプ自動車 自動車限数 (1 型を ポンプ自動車 自動車の優勢方式 (1 型を ポンプ自動車 自動車の最多のを記載	災害対応特殊車の装備	集器書	
1 自動車の種類及び台数	1 自動車の種類及び台数	今年度発注しました災害対応特殊消防車は ⁻ 内容は消防庁へ交付申請し交付決定を受けては	300	1該控除
		댸		
2 控除された装備 (注記の4項目から該当するものを記載 自動車の種類 災害対応特殊 災害対応特殊化 災害対応特殊 水槽付消防ボ 学消防ボンプ自 はしご付消防 リンプ自動車 動車 (大1型を ボンブ自動車 動力昇降装置 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	2 控除された装備(注記の4項目から該当するものを記載 自動車の種類 次書対応特殊 災害対応特殊化 災害対応特殊 水槽付消防ボ 学消防ボンブ自 はしご付消防 ンプ自動車 動車 (大1型を ボンブ自動車 動力昇降装置 0 合む) ○ 明本 整三限る。) ○ 四輪駆動方式 0 0 回輪線ホース 0 回輪線ホース 0 回輪線はホース 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	自動車の種類及び台数 災害対応特殊		
自動車の種類 災害対応特殊 災害対応特殊 本槽付消防ボ 学消防ボンプ自 はしご付消防 ンブ自動車 動車 (大1型を ポンブ自動車 動力昇降装置 (I - B型に限る。) 四輪駆動方式 一 の輪駆動方式 一 の 一 の 一 の 一 の の	自動車の種類 災害対応特殊 災害対応特殊化 災害対応特殊 水槽付消防ボ 学消防ボンプ自 はしご付消防 ンプ自動車 動車 (大1型を ボンブ自動車 動力昇降装置 0 0 回輪駆動方式 0 0 回輪駆動方式 0 0 回輪乗車の の 回輪乗車の 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		るものを記載して	下さい。)
自動車の種類 災害対応棒殊 災害対応棒殊化 災害対応棒殊 水槽付消防ボ 学消防ボンプ自 はしご付消防 ンプ自動車 動車 (大1型を ボンブ自動車 動力昇降装置 (1 - B型に限る。) ○ 回輪駆動方式 ○ ○ ○ ○ ○ ○ □ を報告による ○ ○ ○ ○ ○ □ を報告による ○ ○ ○ ○ □ を結婚がニス ○ ○ ○ ○ ○ □ を結婚が出来る ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	自動車の種類 災害対応特殊 災害対応特殊化 災害対応特殊 水槽付消防ボ 学消防ボンプ自 はしご付消防車 動車 (大1型を ボンブ自動車 動力 保護を含る装備 つ コート 型に限る。) コート 型に限る。) コート 型に限る。) ロ輪駆動方式 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
水槽付消防ボ 学消防ボンプ自 はしご付消防 火ブ自動車 動車 (大1型を ボンブ自動車 動力 昇降装置	水槽付消防ボ 学消防ボンプ自 はしご付消防 シブ自動車 動車 (大1型を ボンブ自動車 動力 P を装置 コール B 型に限る。) コール B 型に限る。 コール B 型に関する。 コール B	災害対応特殊	災害対応特殊	対応殊屈折
# 1	加入昇降数階 (1 - B 型に限る。) 日輪駆動 方式 (2 - B 型に限る。) 日輪駆動 方式 (3 - B 転載ホース (4 - B m +	水槽付消防ボ 学消防 ンプ自動車 動車会計の	はしご付消防 ポンプ自動車	ご付消防ポ 自動車
(1-B型に限る。) 四輪駆動方式 ○ 積載ホース ○ □ 回軸軸軸	(1-B型に限る。) 回輸駆動方式 ○ (積載ホース ○ 回輪操動 - 2 ○ 回輪操動 - 3 ○ □ = 3 ○ □ = 3 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	動力昇降装置		
四輪駆動方式 ○ 積載ホース ○ 四輪船舶 □	四輪駆動方式 ○ 横載ホース □ 四輪操舵 □ □ 輪操舵 □ □ □ = = = = = = = = = = = = = = = =			
積載亦一四輪編約	積載ホース	四輪駆動方式		
	四輪換約	積載ホー		
	サナラ インシャーの 大学 はいかい		0	0

基準と確認方法 (第2章第2関係) 別表 1

	安全基準IV	補助規格	確認方法
材料·総論		1.3	書類審査(社内)
2-1416			書類審査(社内)
3 配線			書類審查(社内)
(2.3各装置の構造)	$(1) \sim (3)$		機能試験等
	(4)		書類審査(社内)
	(5)		書類審查(社内)、機能試験
	(1)		外觀檢查(目視)
	$(2) \sim (4)$		書類審査(社内)
	(1), (3), (4)		外親検査(目視)
	(2)		外親検査(寸法)
	(2)	1.10	書類審查、外觀檢查(目視)
	(9)		書類審查、外親檢查(目視)、
			機能試験(操作)
	(1)		機能試験(操作)
	(2)		書類審査(図面、社内)
	(3)		外親検査(目視)
	(4)	6.4	書類審査(社内)
シャシフレ	4-1	6.2	書類審査(社内)
架装要領書	#1		書類審查(社内)、外観検査
乘員席	(1) ~ (3)		外親検査(目視)
<u> </u>			書類審查、外觀檢查
キャブのロ	ワック装置		外親檢查、機能試験(操作)
(1)		7.4	外親検査(目視)
(2)			機能試験
(3)			機能試験(操作)
$(1) \sim (4)$	(4)		書類審查(図面、社内)
オイルタンク (5)			機能試験(操作)
(9)			外觀檢查(目視)
2.3.3.3 (1)~	~(4), (6)		書類審査(社内)
(5), (7)	(2)		書類審査(社内)、外観検査(目視)
4 (1)~	~(3), (7), (11)		書類審査(図面、社内)
-√ (4)~	\sim (6), (8) \sim (10)		外親検査(目視)
5 (1), ((3), (5), (6)		外親検査(目視)
(3)			機能試験
(4)			書類審査(社内)
9	(1)		機能試験
	(1)		

受託評価業務規程、基準、評価細則 及び関係日本工業規格 体能 1及び第3章第2関係) 検査設備 (盟) (盤) 田田田 (第2章第3、 関係法令 (服) (盤) はしご又は 格装置 各種別に 共通 種別 別表 1

数量

1. (盟) (22)

33

ાં	2.3.4		<u>(i)</u>	6.11	7 F BRATION II. ('1 CA)
扭	車両支持装置		(2), (3)	6.11	書類審査(社内、計算書等)
			(4), (6)		機能試験
			(2)		書類審查(社内)、外觀檢查(目視)
			(2)	6. 12	走行・急制動試験、荷重試験、
					書類審査(社内)
21	. 3. 5		(1)		書類審査(社内)、外観検査
捡			(2)		機能試験、書類審査
			(3)		走行·急制動試験、
					書類審査(社内)
			(4)		書類審査(社内)
23	.3.6 起伏装置	題			書類審査(社内)
2	3.7		(1), (3)		外親検査(目視)
施	旋回装置		(2)	7.7	荷重試験
εį	3.8.1		(1) ~ (4)	7. 10	機能試験
夣	倾斜矯正装置		(5), (6)	7.15(1)	外観検査(目視)
2.	3.8.2		$(1) \sim (3)$	7. 10	機能試験
愈	傾斜矯正装置		(4), (5)	7.15(1)	外観検査(目視)
			(9)		書類審查、機能試験
	2.3.9.1		(1)		機能試験
操	米 運		(2), (7)		外親検査(目視)
#			(3), (8)		書類審查、外觀檢查(目視)
採			(4), (5)		書類審査(社内)
赹			(9)		機能試験(操作)
	2.3.9.2		(1)		外観検査(目視)
	電源・油圧ポン	17	(2)		機能試験(操作)
	関係		(3)		機能試験
	2.3.9.3		(1)		外親検査(目視)
	車両支持装置関係	別係	(2), (3)		機能試験(操作)
			(4)		機能試験
	(1) . 9 . 8 . 2			7.12	外観検査(目視)
	4 (2)	, (5)	, (6), (9) \sim (12), (15)	7.11(2)	機能試験(操作)
	塔関係 (3)	(-(4), (7), (8)	7.11(1),	機能試験
				$(3) \sim (5)$,	
				7. 12, 11. 1	
	(14)	1)			外親検査(目視、寸法)
61	(1) (1) (1)				書類審査(社内)
Υ,	バスケット (2),	(3), (8)	8)	7, 13(2), (3)	外観検査(寸法)
	(4)	\sim (7),	$(4) \sim (7), (9), (10)$		外観検査(目視)
¢	0 0 1 0	工術出出		(1), (2) 7, 13(1)	を表する

2.3.10.3 バスケットにかかる道路	(1), (2)		外視検査(寸法)
2.3.10.4.1 パスケットの筆	トの維発防止		選出 の
3.10.4.9 バスケッ	トの衝突防止		2000年
3.11.1			書類審査(社内)
安全装置・共通 (2)			機能試験
(3)			外親検査(目視)
2.3.11.2 (1)		7.9(1)	外親検査(目視)
スプリングロック装置 (2)			機能試験
2.3.11.3 ジャッキインタロッ	ク装置	7.9(2)	機能試験
2.3.11.4 (1)~	(3)	7.9(5)	機能試験
使用限界自動停止装置			
2.3.11.5.1			書類審查、外観検査(目視)
使用限界二次自動停止装置·過荷! 止装置	・過荷重自動停		
2.3.11.5.2 (1)			書類審査
使用限界二次自動停止装置 (2)		7.9(8)	機能試験
2.3.11.5.3 (1), ((3)		外觀検査(目視)
過荷重自動停止装置 (2),((4)	7.9(8)	機能試験
2.3.11.6 (1)		7.9(3)	機能試験
伸縮等防止装置 (2)			外觀検査(目視)
2.3.11.7.1 旋回除告		7.9(4)	機能試験
2.3.11.7.2 (1), ((2)		機能試験
旋回障害自動停止装置			
2.3.11.8 (1)~	~(3)	7.9(6)	機能試験
傾斜自動停止装置			
2.3.11.9 安定度の確認装置		7.9(9)	機能試験
2.3.11.10 キャブ保護の装置	20		機能試験
2.3.11.11 (1)		7.9(7)	外親検査(目視)
緊急停止装置 (2),((3)		書類審査(図面、社内)
(4), ((2)		楼能試験
2.3.11.12 (I))~(2)		機能試験
パスケット過大傾斜自動停止			
- 1			- 1
. 3. 1 1. 1 3 感電防止装置			書類審査(図面、社内)
2.3.12.1 応急作動装置 (1))~(3)	7.4	機能試験 (操作)
(4)	0		書類審査(社内)
2.3.12.2 応急操作装置			外親検査(目視)、機能試験(操作)
2.3.13.1 水準器		7.15(2)	機能試験
O O 1 O O BETWEENERS.		7 15(2)	SH4445489

2.3.13.3	ANALES DI		(E) OT	
2.3.14		(1)	7, 13(3)	外観檢查(目視)、機能試験(操作)
放水装置		(2), (5)		放水試験
		(3)		機能試験(操作)
		(4)		耐圧試験
2.3.15		(1)	7, 13(3)	外観検査(目視)
自衛噴霧装置		(2), (4)		放水試験
		(3)		耐圧試験
2.3.16		(1)	7.13(4)	外観検査(目視)
インタホン		(2)		機能試験(操作)
2.3.17		(1) ~ (e)	7.14	書類審查(社内)、外觀検查(目視)、
照明灯類				機能試験(操作)
2.3.18 想	想定外の使用について	241		書類審查(図面、社内)
2.3.19	(1)			書類審查(社內、計算書)、外觀検
資機材の積載				査(目視)、走行・急制動試験
装置	(2)			書類審查、外観検査(寸法)、
				機能試験(操作)
	(3), (8)			書類審查、機能試験(操作)
	$(4) \sim (6), (7),$	(1), (6), (10)		書類審査
2.3.20 水	水槽装置			(水槽付消防車の品質評価細則に
				よる。)
2.3.21	(1)			走行・急制動試験、書類審査(社
ホースカー積載装置	英國			선)
	(2), (3),	(4), (6)		機能試験
	(5)			外観検査(目視)
2.3.22	(1)			走行・急制動試験、書類審査(社
精散けしご積載装置	装置			内)、外観検査(目視)
	(2), (3),	(4), (6)		機能試験
	(5)			外觀檢查(目視)
2.4.1.1 強	強度・耐久性・劣	安定度の総論		書類審査
2.4.1.2 荷	荷重	$(1) \sim (1)$		書類審査
2.4.2.1強度	強度確認の荷重等	$(1) \sim (8)$		書類審査
2.4.2.2 部	部品の安全率	$(1) \sim (4)$	7.6	書類審査
2.4.2.3 バス	スケットの取付け部の強度	け部の強度		書類審査
2.4.2.4 床	床の強度	(1), (2)		書類審查(社内)、荷重試験
2.4.2.5 事	手すりの強度			書類審查(社内)、荷重試験
2.4.2.6		$(1) \sim (2)$		書類審査
耐久性確認の荷重等	重等			
2.4.2.7 部	部品での確認方法	114		書類審査
2.4.3.1 %	安定度		6.8	書類審査

ľ	

2.6.1 表示事項	$(1) \sim (3), (5)$	7.16(1) \sim	(1)~(3), (5) 7.16(1)~ 外級檢查(目視)
		(4)	
	(4)		外観検査(目視)、書類審査
2.6.2 表示方法	$(1) \sim (4)$		外觀檢查(目視)
2.7(全般) 取扱説明書・点検整備書	点検整備書		書類審査
6.3.2 完成車のならし運転	政府		書類審査
規格地上高		7.1	外観検査(寸法)
備考:			
1 確認方法の欄中の「書類	質審查(社内)」	は、社内確認	11 確認方法の欄中の「書類審査(社内)」は、社内確認表又は社内試験成績表で確認する

機能試験(性能) 機能試験(性能)

(1), (2)

2.4.3.3 安定度の実機試験 安定度の確認の荷重等 2.4.4 過負荷試験

作動油圧 2.5.2 作動時間 2.5.4 使用温度 2.5.6 電磁波 2.5.5 放水

2.5.1 2.5.3

書類審査 書類審査 荷重試験

 $(1) \sim (3)$

書類審査 放水試験

書類審査

書類審査

 $7.8(1) \sim (5)$

 $(1) \sim (1)$

姿勢の維持

ことを示す。

補助規格欄の冒頭の数字は次のことを示す。

6:災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の規格 1: 災害対応特殊消防ボンプ自動車の規格

7:災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車の規格

別表 2 軽微変更として処理する事項 (第4章第1)

(第2章2関係)	
式評価等の試験項目	
別表2 型	

試験項目	適用細則
 書類審査 	第2章第2
1-1 設計図・明細書の審査 ※1	第3章第5
1-2 強度・安全率等の計算書の審査 ※1	
対	
1-4 その他の資料の審査 ※1	
2 走行・急制動試験	第11
3 過負荷試験	第12
4 機能試験	
4-1 基本設定の確認	第10第2項
4-1-1 設定油圧の測定	
4-1-2 設定回転速度の測定	And a second
四年間の関係	第10第3項
4-2-1 单回人位表电写的校下题中间写图店 ※2-4-9-9 塔仑斯斯作量店里仓渔店	
政を通出教員シグタド製造員シの角件事項を発展しているのでである。	
1 2000	第10第4項
4-3-1 安全装置の機能	
4-3-1- 1 スプリングロック装置の機能	
4-3-1-2 ジャッキインタロック装置の機能	
4-3-1-3 使用限界自動停止装置の作動	
4-3-1-4 使用限界二次自動停止装置等の機能	
4-3-1- 5 伸縮等防止装置の作動	
4-3-1-6 旋回障害自動停止装置等の作動	
4-3-1-7 傾斜自動停止装置の作動	
4-3-1-8 安定度確認装置等の作動	
4-3-1-9 キャブ保護自動停止装置等の作動	
4-3-1-10 緊急停止装置の機能	
4-3-1-11 バスケット過大傾斜自動停止装置の作動	
4-3-1-12 基準以外の安全装置の機能	
4-3-2 ジャッキの不整地への対応	
4-3-3 傾斜矯正装置の機能	
4-3-4 操作装置の機能	
4-3-4-1 主電源装置の機能	
4-3-4-3 塔最終限界軟停止の作動 4-5-6 パラケット推聯の標準	
1-0-0 / / / / / ZKIB, / 1981E	
1_0	
4-3-5-2 非常用平衡装置の作動	

	例 不 事 埧
せ	1 使用条件
٦	型式に該当しないもので安全率、安定度又は接地圧に影響のあるもの(許容風
î. j	速、許容放水条件、昇降機の使用範囲、車両支持装置の最大張出幅、はしご又は
	塔の作動速度制限等)
松	2 表示
採	(1) 主要操作部(油圧ポンプ、アウトリガー、ジャッキ、はしご又は塔の起伏、
鮰	はしご又は塔の伸縮、はしご又は塔の屈折、はしご又は塔の旋回、傾斜矯正、
噩	バスケットの首振り、昇降機の昇降、昇降機プレーキ、安全装置のスイッチ、
凉	送水コック、自衛噴霧等)の記載内容
	(2) はしご又は塔の使用範囲図の記載内容(型式に該当しない内容に限る。
	(3) 昇降機使用範囲
	(4)~(6) (略)
,	3 (略)
4	4 油圧装置
	$(1) \sim (2)$ (略)
	(3) 主要油圧部品(油圧ポンプ(主配管用、応急操 作装置用又はバスケット平
	衡装置用)、油圧シリンダ (アウトリガー用、ジャッキ用、傾斜矯正用、
	回ロック用、起伏用、伸縮用、屈折用又はパスケット平衝装置用)、油圧モ
	タ油圧 (旋回用、伸縮用又は昇降機用)、切替弁、調圧弁、バスケット平衡装
	置用アクチュエータ等)の型式
	(4)~(9) (略)
	5 東台
	(1) ~(2) (略)
	(3)はしご又は塔の収納受の構造
_	(婦) 2~9
ω	8 はしご又は塔
	$(1) \sim (4)$ (斯务)
	(5) はしごの横枝の滑り止め形状
	(毀) (9)
	(器) 6
1	10 起伏装置
	(1) はしご又は塔の支持(三角)フレームの形状又は材質
	(3) (12)

4-3-7 油圧ポンプの駆動防止の機能	
4-4 各装置の操作	第10第5項
4-4-1 電源・油圧ポンプの操作	
4-4-2 車両支持装置の操作	
4-4-3 傾斜矯正装置の操作	
4-4-4 塔の操作	
4-4-5 环创操作	
4-4-6 インタホンの操作	
4-4-7 照明灯類の操作	
4-4-8 動力式積載装置等の操作	
5 荷重試験	第12
5-1 床及び手すりの強度試験 ※3	8
5-2 アウトリガ飛出防止装置の荷重試験 ※4	
5-3 他力旋回防止装置の荷重試験	
6 耐圧試験	第13
9-1 放水装置の耐圧試験	
9-2 自衛噴霧装置の耐圧試験	
放水試験	第14
7-1 放水銃の作動	
7-2 放水量の測定	
7-3 自衛噴霧状態の確認	
7-4 塔上放水	
-5 配管等の排水	
8 外観検査	第9
8-1 目視検査	第3章第5
8-2 寸法・角度の測定	
8-3 図面照合	
= 表:	
試験の順序は、原則として、掲げた順番とする。ただし、	外観検査は、各試験と
走行	耐圧試験の前
「適用細則」欄の項目は、この細則の第1章に掲げた項を示す。	小小子。
※1: 設計図、社内確認表(変更のある場合のもの)、	計算書及び取扱説明書
点検整備書の審査は、	
	定は、当該装置が連動
する場合に行う。また、車両支持装置の所要作動時間の測定及び傾斜矯正	寺間の測定及び傾斜矯正
間の測定は、	当該装置が単独で作動する場合に行う。
※。: 床及び手すりの強度試験は、必要に応じて行う。	
: アウトリガ飛出防止装置の荷重試験は、	ま行・ 今相配試験の 走行の 試験
A COLOR OF THE PARTY OF THE PAR	VENT OF THE SECOND OF THE SECO

(1) 昇降機主要部の寸法(使用材料の外寸、手すりの高さ、握り棒の高さ、握り (17)大型高所放水車等における泡ノズルの発泡性能に影響のない部分の構造 (16)大型高所放水車等における泡ノズルの型式 (既承認のものに限る。) (7) はしご又は塔の送水配管の材質、大きさ又は内面の防食処理方法 ワイヤーロープ巻き取りドラムの形状、材質又は大きさ (2) 昇降機床面の滑り止め措置又は滑り出し防止の措置 (8) はしご又は塔の送水配管の形状又は接続部の形状 (6) ワイヤープーリーの形状、材質又は大きさ(7) ワイヤープーリーからのワイヤー外れ防止措置 (10)はしご又は塔の送水配管の取り付け部の構造 (3) はしご又は塔の角度計の構造又は表示方法 (8) パスケット取付装置 (脱着式又は固定式) (9) はしご先端の昇降機のストッパーの構造 ワイヤーロープの形状、材質又は外径 (2) はしごの伸長計の構造又は表示方法 (1) はしご又は塔の使用範囲の表示方法 (11)はしご又は塔の送水コックの構造 (10) 昇降機の飛び出し防止の措置 (8) 昇降機降下防止装置の構造 アはしごに取付部の構造 棒の長さ等) 又は材質 乗員落下防止の措置 (11) 昇降機使用範囲 装 14 パスケット装置 (12)~(15) (略) (9)~(11)(略) (1)~(7) (略) (1)~(6) (略) (4)~(5) (略) (服) 15 放水装置 18 表示装置 13 昇降装置 11~12 (略) (報) (6) (2) (2) (2) (報) 61 3 (4)

1及び第3章第2関係) (第2章第3 別表3

るべき検査設備 受検者の備え

型式	田田	性能	教量
かない。	関係法令	受託評価業務規程、基準、評価細則 及び関係日本産業規格	1月
音図みと	温湿度計		1 端
	ストップウオッチ	※30秒計又は60秒計	13
	寸法測定器	※ノギス、直尺、巻尺	1元
	照明器具		1個
	压力計	※当該圧力測定に適したもの	必要数
	ノズル	当該試験に適したもの	必要数
	管そう		必要数
	機関の排気装置		13
	パネ粹	幹量 5 0 kg	1個
	拡大鏡		1個
	寝板		1 1
	角度計	当該角度の測定に適したもの	1個
	荷重	当該試験に適したもの	13
	フオークリフト等	当該試験に適したもの	1 1
	温度計	100 度計及び 200 度計	各1個
8	油圧計	当該試験に適したもの	必要数
	傾斜台	5 度以上の傾斜ができるもの	1台

 91 この表中計量法(平成4年法律第51号)に基づき検定を受けるべきものは、すべて検定合格品であること。
 2 この表中※印を付した検査設備は、規程第22条第1項に基づき適時校正を行う必要があるものであることを示す。
 3 校正が必要な検査設備については、その校正方法、校正の有効期限及び校正状態の識別を含む校正手順を定め、当該手順書及び校正録を維持すること。 備考1

1 関係) (第3章第3 別表 3 品質管理上著しい不備の例

(盤) ر ت

型式評価に該当する変更事項 (第2章第5関係) 別表4

_	
6 4	
1m2 [w]	
X /	
_	
	_
	ı
	-
	۱ <i>۰</i>
	à
	4 4
	15
	3
	用十十
所	1.7
Ħ,	4
	Ź
	I .
	₫
	43
	75
100	177
	12
	120
	4
	12
	4.1000年
	#
115	5
	l -
	1
	架
	の語料
	+
_	
16	-11
	1
	9
	#
	华世界
	作死池
	24
	l *
	ı

- (1) 最大地上高 (車台の変更によるものを除く。)
 - (2) 使用限界
- (3) 許容積載荷重又は許容先端荷重 3 自動傾斜矯正装置
- (1) 自動傾斜矯正装置の構造(斜板方式、油圧シリンダ方式等)
- (2) 自動傾斜矯正装置の取付け又は取外し
- (1) 塔の主要部の材質
- (2) 塔の形状 (主要寸法)
- (3) 塔の長さ
- 5 伸縮装置の構造(油圧シリンダ式、油圧モータ式)
 - 屈折装置の取付け又は取外し
 - バスケット装置の取付け又は取外し 9

別表4 欠点表(例示) (第3章第4関係) 軽欠点 (室) (室 重欠点 (聖) (聖 備約:(略) (服分) 鑑 項目

_ `
\vdash
紙
車
744
4
紙
_
事項
H.
怈
10
40
型
1
*
して処況
_
ىل
۱mĴ
14.1
刻
裵
軽微変更
imi-
5
別表
$\overline{}$
田

	事項	长	例
仮記にか音なサイムいでの力の文文へのう、MAYの心文のよく、ボン、向めな音叫前主により良否を判断できる事項であって、次表に掲げる例示事項とする。	長に掲げる例示事項とする。	ほであって、次ま	により良否を判断できる事功

速、許容放水条件、昇降機の使用範囲、車両支持装置の最大張出幅、塔の作動速 型式に該当しないもので安全率、安定度又は接地圧に影響のあるもの(許容風 度制限等)

- (1) 主要操作部(油圧ポンプ、アウトリガー、ジャッキ、塔の起伏、塔の伸縮、 塔の屈折、塔の旋回、傾斜矯正、パスケットの首振り、安全装置のスイッチ、
 - 送水コック、自衛噴霧等)の記載内容
- (2) 塔の使用範囲図の記載内容(型式に該当しない内容に限る。) (3) 定員数(型式に該当しない内容に限る。)
- (4) 許容風速、許容放水条件、送水圧力又は送水量
 - (5) 操作上の注意事項の記載内容

 - 3 動力取出装置又は伝達装置
- (1) 動力取出装置の構造
- (2) ギヤーケースの形状又は材質 (3) 電磁クラッチの型式
- (1) 主機能に影響のある油圧配管の系統
- (2) 主機能に影響のある油圧配管の材質
- (3) 主要油圧部品(油圧ポンプ(主配管用、応急操作装置用又はバスケット平衡 装置用)、油圧シリング (アウトリガー用、ジャッキ用、傾斜矯正用、旋回ロ ック用、起伏用、伸縮用、屈折用又はパスケット平衡装置用)、油圧モータ油

圧 (旋回用、伸縮用)、切替弁、調圧弁、パスケット平衡装置用アクチュエー

- (4) 油圧ポンプ許容回転速度 タ等)の型式
- (5) 油圧シリンダの支持方法
- (6) オイルタンクの形状又は材質
- (7) オイルタンクの給油ロ又は通気口の構造
- (8) オイルタンク内の吸引ロ又は戻り口の位置
- (9) 調圧装置の設定圧
- (1) 車台型式
- サブフレームの形状又は材質

2 関係)	
(第2章第	
基準と確認方法	
別表 5 基	

- (3) はしご又は塔の収納受の構造
- 6 車両支持装置
- (1) アウトリガーボックスの形状又は材質
- (2) ジャッキ接地部の形状 (3) スプリングロック装置
- (4) 車両支持装置の作動又は制御内容
 - (5) 車両支持装置の制御盤の型式 (6) 車両支持装置の最大張出幅
 - 7 自動傾斜矯正装置
- (1) 斜板の型式又は材質 (2) 傾斜矯正可能範囲
- (3) 収納位置合わせ表示
- (4) 自動傾斜矯正装置の取り外し
- - (1) 主要部以外の材質 8 路
 - (2) 形状 (主要寸法以外)
- (3) 構造部分のローラーチェーン又はリーフチェーン
 - (4) ガイドローラーの材質又は大きさ
 - (5) 防食処理方法
 - 666789678989899899<
- (1) ターンテーブルの形状又は材質
 - (2) 他力旋回防止装置の構造
 - (3) 駆動用ギヤーケース
- (4) 旋回継手の構造(油圧配管又は送水配管)
 - (5) 旋回収納位置合わせ表示 10 起伏装置
- (1) 塔の支持(三角)フレームの形状又は材質
 - (2) 起伏フレームの形状又は材質 11 伸縮装置
- (1) ワイヤーロープの形状、材質又は外径
- (2) ワイヤーロープ巻き取りドラムの形状、材質又は大きさ
 - (4) ワイヤープーリーからのワイヤー外れ防止措置 (3) ワイヤープーリーの形状、材質又は大きさ
 - (5) 横桟の一致表示
 - 12 屈折装置
- (1) 屈折装置の構造
- (2) 作動範囲(使用限界が変わらないものに限る。)
 - 13 バスケット装置
- (1) パスケットの主要部の寸法(使用材料の外寸、床面積、手すりの高さ、手す りの周の長き等)

- (2) 乗員落下防止の措置
- (3) パスケットの床面の滑り止め措置又は滑り出し防止の措置
- (4) バスケット平衡装置の構造
- (5) 平衡装置用ワイヤロープの形状、材質又は外径
- (6) 平衡装置用ワイヤープーリーの形状、材質又は大きさ
- (7) 平衡装置用ワイヤープーリーからのワイヤー外れ防止措置
 - (8) バスケット取付装置 (脱着式又は固定式)
 - 塔の取付部の構造
- 走行時用取付装置の構造
- (9) バスケット取付部の脱落防止の措置 (脱着式に限る。)
- (10) 補助ステップ等乗降装置
- (11)パスケット内装備品による重量の増加
- 14 放水装置
- (1) 放水統の材質、大きさ又は内面の防食処理方法
- (2) 放水銃の取り付け部の構造
 - (3) 放水銃の作動角
- (4) 放水ノズルの構造 (スムースノズルを除く。)
- (6) モニタノズル又は泡ノズルの放水量 (表示されている場合に限る。) (5) 許容放水条件
 - (7) 塔の送水配管の材質、大きさ又は内面の防食処理方法
 - - (8) 塔の送水配管の形状又は接続部の形状
- (9) 送水配管の最大仕様圧力(耐圧値が2. OMPa を超える場合に限る。)
 - (10) 塔の送水配管の取り付け部の構造
 - (11) 塔の送水コックの構造
- (13) 自衛噴霧ノズルの形状又は材質 (12) 水圧力計又は流量計の構造
- (14)自衛噴霧配管のストレーナーの構造
 - (15) 自衛噴霧装置の最大使用圧力
 - 15 操作装置
- (1) 作動内容又は制御内容
 - (2) 制御盤の型式
- (3) 壮聚純気部品の型式
- (4) 操作装置の方式 (電磁式、エアー式等)
 - 16 安全装置
- (2) 各安全装置の制御、設定又は作動の内容(使用限界、許容積載荷重又は許容 (1) 各安全装置の構造
- (3) 各安全装置の警報装置

先端荷重に変更がないものに限る。)

- (4)制御盤の型式
- (5) 主要電気部品

- 伸縮防止装置の取付位置 (2
- (8) 傾斜自動停止装置の取り付け又は取り外し
 - 17 表示装置
- (1) 塔の使用範囲の表示方法
- 塔の伸長計の構造又は表示方法

- 傾斜角度計の構造又は表示方法 塔の角度計の構造又は表示方法
 - - 風速計の型式 (2)
- (1) 締め付け部の特殊なゆるみ防止の措置
- 含油メタル使用等特殊な軸受けの給油方法
- 装備品の追加又は削減(ポンプ装置を取り外す等車両重量が大きく変わる場 3 3
- (4) 通話装置の基本的構造

関係) 別表6 (第3章第3

品質管理上著しい不備の例

- 別表1に掲げる検査設備のうち、○印を付した検査設備の整備又は※印を付 した検査設備の校正を行っていない。
- 2 軽微変更範囲を超える設計変更を行っているにもかかわらず、型式評価依頼 等による型式取得の手続きを行っていない。
- 最終検査において、規格値を外れた製品を適合と判定している。
- 事故、不具合又はそのおそれのあるものに関する報告を行っていない。
- 不良品が市場に流出した。

4

(第2章第5関係) 型式評価に該当する変更事項 別表 6

# 特殊消防ボンブ自	示 事 項	特殊消防ポンプ自動車の種類(「災害対応特殊車」を除く又は付す場合(「化学消防ポンプ自動車大工型」と「大型化学消防ポンプ自動車」を含む。)を除く。)	3主要部の材質 7形状 (主要寸法) 5長さ 7又は取外し
		殊消防ポンプ自動車の種類(「災害 ポンプ自動車大II型」と「大型化学	~2 (略) はしご又は塔 (1) はしご又は塔の主要部の材質 (2) はしご又は塔の形状 (主要寸法) (3) はしご又は塔の長さ ~5 (略) 昇降装置の取付け又は取外し (略)

別表7 型式適合評価の検査方法 (第3章第5関係)

# 検査項目	ı I			
		検査項	(B	検査方法
(a) 特の状態は「最大作業半径」 (b) 特の状態は「最大作業半径」のアウトリ (c) 「最大作業半径」のアウトリ (c) 「東西の機能」は、前上がり (c) 「東西の機能」は、前上がり (c) 「東西の機能」は、前上がり (c) 「東西の機能」は、前上がり (c) 「東西の機能」は、前上がり (c) 「東西の機能」は、前上がり (c) 「東西の機に上来の場合の第2プーム (d) 「東西の性による使用限界の「(d) によったで表合の作業プームの程立 (d) 「全な最小及び最大の2ポイントとする。 するまで倒伏する場合の第2プームの経验。 女全装置 及び最大の2ポイントとする。 するまで倒伏する場合の第2プームの経验。 女全装置 及する場合の伸端プームの巨立 ひ作動」について、伸端プームの (d) 上のいて、伸端プームの (d) 上のいて、伸端プームの (d) 上のいて、伸端プームの (d) 上のいて、伸端プームの (d) 上のいて、伸端プームの (d) 上のいて、伸端プームの (d) 上の前との (d) 上が立れを伸展の によった出来る。 (d) 「過荷重自動停止装置の作動」を行う。 (d) 「過荷重自動停止装置の作動」を行う。 (d) 「通荷重自動停止装置の作動」を行う。 (d) 「福荷重自動停止装置の作動」を行う。 (d) 「福荷電自動停止装置の作動」を行う。 (d) 「福荷電自動停止装置の作動」を行う。 (d) 「福荷電自動停止装置の作動」を行う。 (d) 「福荷電自動停止装置の作動」を対して、複数の使用	ıl		J動試験	走行試験は車台型式が新規の場合に実施する。
作動時間の測定 時間を持続 時間の測定	I	過負荷	公康	5 10
	ı	作動時間	目の測定	[10]
() () () () () () () () () (車両支持装置の)所要作動時間	「車両支持装置・傾斜矯正装置の所要作動時間」を測定
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)		形 の	顺	しない場合(車両支持装置・傾斜矯正装置が連動しない
Paning Paning		傾斜矯正装置の)所要作動時間	
指の所要作動時間の調定 提 複斜端正装置の機能 安全装置 ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③		悪の	顺定	
(1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		塔の所要作動	姉時間の測定	基底操作で測定する。
(4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7				「車両の傾斜」は、前上がり、後ろ上が
4 装置の機能 の確認 の機能 の機能 (3) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9		個斜橋正常	ち間の機能	び右上がりの各状態で行う。
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		Service Library	Approx 19800	。。 ② ターンテーブル矯正方式の場合の作動の「ジャッキ
(5) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7				は全知籍とする。
会装置の機能 の確認 の確認 (画) (画) (画)				
各装置の機能 の確認 の確認 (3) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7				の作動」について、第2プームを自動停止するまで展
会装置の機能 の確認 の確認 (画) (画)				開する場合の第1プームの起立角度は、おおむね最小
会装置の機能 の確認 の機能 (3) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7				及び最大の2ポイントとする。第1プームを自動停止
合装置の機能 少年認 の確認 の機能 画 ⑤ 可能器 ⑥	227			するまで倒伏する場合の第2プームの展開度は、おお
会装置の機能 の確認 の確認 (3) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	7373			むね最小及び最大の2ポイントとする。
今装置の機能 安全装置 の機能 の機能 ● ● ● ● ● ● ● ● ●	ad			② 作業半径による使用限界の「使用限界自動停止装置
安全装置				の作動」について、伸縮ブームを自動停止するまで伸
の機能 角度及び最大角度の2ポイントとする。 自動停止するまで倒伏する場合の伸縮力 は、おおむね全伸長の1ポイントとする。 ⑤ 短回角度による使用限界の「使用限界 の作動」について、複数の使用限界モー 回角度の設定値が同一のものの場合、い ドでの確認とすることが出来る。 ④ 「適荷重自動停止装置の機能」について 動停止装置の作動」を行う。 ⑤ 「伸縮等防止装置の作動」たついて、 計容額の作動、水準器、塔の使用時間計及び風速計の作動。		各装置の機能		長する場合の伸縮プームの起立角度は、おおむね最小
自はの回ド動の許準		の確認	の機能	角度及び最大角度の2ポイントとする。伸縮ブームを
はの回ド動の許姓				自動停止するまで倒伏する場合の伸縮ブームの伸長度
のの回ド 動 許 準				は、おおむね全伸長の1ポイントとする。
の作動」について、複数の使 回角度の設定値が同一のもの ドでの確認とすることが出来 ④ 「適荷重自動停止装置の機 動停止装置の作動」を行う。 ⑤ 「伸縮等防止装置の作動」 許容積載荷重を積載の水態で 水準器、塔の使用時間計及び風				③ 旋回角度による使用限界の「使用限界自動停止装置
回角度の設定値が同一のもの ドでの確認とすることが出来 ④ 「過荷重自動停止装置の機 動停止装置の作動」を行う。 ⑤ 「伸縮等防止装置の作動」 許容積載荷重を積載の水態で 水構器、塔の使用時間計及び風水 水構器、塔の使用時間計及び風				の作動」について、複数の使用限界モードを有し、旋
ドでの確認とすることが出来 ④ 「過荷重自動停止装置の機 動停止装置の作動」を行う。 ⑤ 「伸縮等防止装置の作動」 許容積載荷重を積載の水態で 水搾器、塔の使用時間計及び風水 水搾器、塔の使用時間計及び風				回角度の設定値が同一のものの場合、いづれかのモー
(通荷重自動停止装置の機動動停止装置の機動が上装置の作動」を行う。(5) 「仲籍等防止装置の作動」 許容積載荷重を積載の水態で 水準器、塔の使用時間計及び風水準で				ドでの確認とすることが出来る。
動停止装置の作動」を行う。 ⑤ 「伸縮等防止装置の作動」 許容積載荷重を積載の状態で 水準器、塔の使用時間計及び風				
⑤ 「伸縮等防止装置の作動」 許容積載青重を積載の状態で 木準器、塔の使用時間計及び風				動停止装置の作動」を行う。
許容積載荷重を積載の状態で 水準器、塔の使用時間計及び風				
水準器、塔の使用時間計及び風				許容積載荷重を積載の状態で行う。
			計器類の作動	

別表7 型式適合評価の試験の省略 (第3章第4関係)

L	武器項目	名略の内容等
*	外観検査 寸法・角度の測定	全部省略(必要に応じて実施)
	走行·急制動試験	走行試験のみ全部省略。ただし、型式承認後の1号車を
		除く。
	過負荷試験	44
		おける最大伸長」での試験を省略する。
	作動時間の測定	一部省略:時間の測定回数を「2回」から「1回」にす
		2°
報	車內對機體 內要 制制制 测定	全部省略(車両支持装置・傾斜矯正装置の所要作動時間
紐	傾為 [] () () () () () () () () () (を測定した場合に限る。)
挺	塔の所要作動時間の測定	一部省略:バスケット内操作の測定を省略する。
繿	ジャッキの不整地への対応	全部省略
	傾斜矯正装置の機能	一部省略:車両の傾斜が水平の場合の試験を省略する。
	各装置の機能の 安全装置	一部省略:
	確認	① 「伸縮等防止装置の作動」について、パスケット内
		が無負荷の場合の試験を省略する。
		② 「旋回障害自動停止等の作動」について、油圧リリ
		ーフによる場合の試験を省略する。
		③ 「過荷重自動停止装置の機能」について、荷重セン
		サの監視装置の確認を省略する。
	各 装置 車両支持装置の操作	全部省略(他の試験で確認する場合に限る。)
	の操作 傾斜矯正装置の操作	全部省略(他の試験で確認する場合に限る。)
	塔の操作	一部省略:
		○ 車両を「水平な地面」に設置した状態について省略
		400
楦	アウトリガ飛出防止装置の荷	全部省略
田	無対象	注:段差付路面走行の場合のみ実施する項目
摇	他力旋回防止装置の荷重試験	10分の1の確率で実施
螽		
崔	放水装置の耐圧試験	一部治路:
田		① 耐圧の時間を「5分」から「3分」にする。ただし、
抵		目視にて容易に確認できる場合に限る。
徽		② 配管単体での試験を省略する。
	自衛噴霧装置の耐圧試験	10分の1の確率で実施
		耐圧の時間を「5分」から「1分」にする。ただし、目
		視にて容易に確認できる場合に限る。
放	放水量の測定	10分の1の確率で実施
水	放水銃の作動	「放水中の作動」について、10分の1の確率で実施
j		ш

_	各装置	車両支持装置の操作	各装置 車両支持装置の操作 他の試験で確認することが出来る。	払
	の操作	傾斜矯正装置の操作	の操作 傾斜矯正装置の操作 他の試験で確認することが出来る。	繿
			① 車両を「最大使用傾斜地」に設置した状態で行う。	垂,
		塔の操作	② 他の試験で確認するものと比較して、塔への負荷状	П
			態が同等を超えるものについて行う。	経過
荷里	Fアウ	トリガ飛出防止装置の	荷重「アウトリガ飛出防止装置の」走行試験で段差付路面走行を選択した場合に実施する。	61
試験	ंक्र	荷重試験		紀
			① 耐圧の時間を「3分」とする。ただし、目視にて容	ಣ
1177		放水装置の耐圧試験	易に確認できる場合に限る。	報の
11/11	11 6		② 形状に変更がない場合、完成品で行う。	_
1		中海 医多种 计图 化 计 计 计 下 多 中	耐圧の時間を「1分」とする。ただし、目視にて容易に	
	H H	関務教団の副圧配数	確認できる場合に限る。	
外観	m2	网五朋人	塔の主要部(枠組みの形状、枠組みの長さ、その他強度	
検査	1/mi		に影響を与えるもの)について行う。	
#	老:上	表は受検品が承認と同	備考:上表は受検品が承認と同等の場合に適用する。	

摇	塔上放水	10分の1の確率で実施
繿	自衛噴霧状態の確認	10分の1の確率で実施
盆地		
-	表中の「全部省略」又は「-	1 表中の「全部省略」又は「一部省略」とは、掲げた試験項目の試験の全てを省略又は
THE STATE OF THE S	験の一部を省略することをい	試験の一部を省略することをいう。ただし、既受倹と同等の場合に限る。
23	表中の「10分の1の確率で	2 表中の「10分の1の確率で実施」は、既受検と同等の場合に、第3章第4(2)ア(ウ)
17	に記載した手順により試験を行うことをいう。	Fラことをいう。
က	「放水装置の耐圧試験」欄の	3 「放水装置の耐圧試験」欄の「配管単体での試験」とは、耐圧値が2.0Maを超える

(天) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	栓大品	重欠点に該当しない軽微な欠	はと商格を行け開かれ	点に気用から大陸のあるもの			受検品が承認と異なるもの	(重か占に 該当する場合を除	く。また、軽微変更に該当す	る場合に限る。)															1 防食処理を施してないも	の(必要な場合に限る。)	2 部品が亀裂又は破損して	いるもの(重欠点に該当する	場合を除く。)	3 縮付部に縮付不足又はゆ	るみ止め不良があるもの(重	欠点に該当する場合を除	(° >	4 部品不足のもの(重欠点に	該当する場合を除く。また、	必要な場合に限る。)	5 溶接不良のもの(重欠点に	該当する場合を除く。)	6 点検整備に必要な点検ロ
の世代の	里久品	人体に障害を及ぼすおそれのあるもの、機器の基	125	全的数据を米にさば、60、物語すの数据に用く	な支障を生じるおそれのあるもの又は機器等の構	造が承認と異なるもの	受検品が承認と異なるもの(型式評価に該当す	ス場今マけ始伊津省の韓田が必要や場合に限え			1 社内試験成績表(社内確認表、完成車社内試	験成績表又は完成車のならし運転実施表) が未	提出のもの(必要な場合に限る。)	2 社内試験成績表に確認結果の記載がないもの	(未確認の場合に限る。)	3 社内試験成績表の審査結果が品質評価基準に	不適合のもの (誤記の場合を除く。)	4 防水措置の未確認の電気機器を使用のもの	(確認の必要な場合に限る。)	5 災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	が「四輪操舵方式」でないもの(該当する場合	に限る。)	6 強度又は安定度の実機試験データと計算値が	著しく異なるもの	1 機関等から発生する熱によって機能に支障を	生じないための措置を講じてないもの	2 主要部又は機能に支障を生じるおそれのある	箇所の溶接がないもの	3 使用部品の強度が未検討のもの(安全基準又	はこの細則において検討を必要としたものに限	85.)	4 縮付部に縮付不足又はゆるみ止め不良がある	もの (具体例は各試験項目に掲載)	5 軸受等に給油できないもの (具体例は各試験	項目に掲載)	6 連結部の加工不良のもの(不具合の進行で連	結部が離脱する場合に限る。また、具体例は各	試験項目に掲載)	7 規格地上高が規定外のもの
	/XEO	区分		/	三	項目	井原				書類審査														外觀検査	・米通	·地上南												

****	CONTRACTOR OF CHARGO	
米貝斯	行に嵌る。)	Ç,
144	2 シャシフレームコーナ部画法(各面から20	2 キャブのロック装置又は
000	m 以内) に溶接又は穴あけ加工のあるもの(艤	警告の措置がないもの
ク装置	装メーカで加工した場合に限る。)	3 側板、フェンダ、ボックス
報表	3 乗員席用のキャブに天蓋又はドアがないも	又は点検扉のコーナーの仕
	0	上げが鋭角のままのもの
	4 乗員席がキャブ外にあるもの(構内使用のも	4 人が接触するおそれのあ
	のを除く。)	る箇所のワヤロープの結束
	5 キャブ外に設けた乗員席と運転席を有するキ	部の被覆がないもの
	ャブ内とで連絡できないもの	5 収納扉又は点検扉の固定
	6 乗員席の手すりがないもの(運転席及び補助	装置が不具合のもの
	座席を除く。)	6 ワイヤローブの端末を結
	7 縮付部の縮付不足又はゆるみ止め不良がある	束してないもの
	次のもの	
	(1) ボデーの主骨とシャシフレームの取付部	
	(2) サブフレームの取付部	
外観検査	1 機関の点検手入れができないもの	1 パッテリの点検が容易に
機関	2 バッテリの手入れが全くできないもの	できないもの
バッド		2 バッテリのブラス側の端
		子に短絡防止のための保護
		カバーがないもの
		3 バッテリの極性を逆にし
		て取り付けられるもの
外親検査	1 走行用プロペラシャフトの接続部、軸受の	
走行	取付部又は支持部に締付不足又はゆるみ止め不	
装置	良があるもの	
	2 走行用プロペラシャフト又はシャシスプリ	
	ングの可動範囲に固定部分があるもの(走行中	
	に接触するおそれのある場合に限る。)	
外観検査	1 ホースカー積載装置又は塔積載装置の取付部	1 装備品の固定が適正でな
資機材	が承認と異なるもの (強度計算の対象部で強度	いもの (著しく振動する場
装備品	が低下する場合に限る。)	合に限る。)
	2 ホースカー積載装置又は塔積載装置の可動部	2 資機材の積載装置の収納
	の収納固定装置がないもの	室に照明がないもの (必要
	3 ホースカー積載装置又は塔積載装置の作動中	な場合に限る。)
	の警報がないもの (必要な場合に限る。)	3 資機材の積み降ろし用ス
		テップの高さが規定外のも
		0
外视检查		1 高級北坡1/起船1上超

島するおそれのあるもの 2 配管の曲げ半径が当該配 管の外径の2分の1以下の もの 3 配管につぶれ、折れ傷又 は損傷のあるもの あるたるみがあるもの あるたるみがあるもの あるたるみがあるもの あるになみがあるもの までで緩衝の措置がない もの低要な場合に限る。ま た、重火点に該当する場合 を除く)	1 操作レバー又はハンドルと 固定部との回隔が25m未 減のもの(規定した操作部 に限る。) 2 バルブ又はスイッチの操 作部に適正な問隔がないも の 3 操作部又は計器部の照明 がないもの(必要な場合に限 る。また、重欠点に該当す る場合を除く。) 4 操作部又は計器部の照明 の位置が適正でないもの か位置が適正でないもの か位置が適正でないもの あるたるみがあるもの	1 ワイヤローブの巻取りド ラムの溝が14形でないもの 2 ワイヤローブの張りを調整 できないもの 3 ワイヤローブとその結束部 を点検できないもの 4 ワイヤローブの素線が切 断しているもの(切斯が2 %以上5%未満の場合に限 る。) 5 ワイヤローブに著しい形 筋れスは著しい路食がある もの(重欠点に該当する場
	1 操作台からの転落防止の措置がないもの 2 電源・油圧ボンズ、車両支持装置文は塔の機 作装置の構造が規定外(安全基準外)のもの 3 基底操作部と車両支持装置機作部間を通行で きないもの 4 塔の基底機作部又はバスケット操作部に照明 がないもの 5 主要操作部の電気部品の取付部に縮付不足又 はゆるみ止め不良があるもの 6 主要操作部のリンク機構が連結部の加工不良 のもの(不具合の進行で連結部が離脱する場合 に限る。)	1 油圧ボンブの動力が不安定なもの 2 油圧ボンブの取付部が承認と異なるもの(承 認より強度が低下する場合に限る。) 3 油圧ボンブの取付部に溶接忘れ又は亀裂のあ るもの 4 ギャケースに注油口、油量計、排油口又は通 気口がないもの 6 騒動装置のワイヤローブの素線が切断してい るもの(切断が5%以上の場合に限る。) 7 給油できない螺動装置の次のもの(必要な場 合に限る。) (1)油圧ボンブの輪受部又は摺動部 (2)油圧ボンブの輪受部又は摺動部
· 配 采	・ 権力	外親徐查 · 驅動 装置

	THE PARTY OF THE P	
	8 箱付部に箱付不足又はゆるみ止め不良がある	6 シープ又はドラムにワイ
	駆動装置の次のもの	ヤローブの外れ防止の措置
	(1) 油圧ポンプ駆動軸の各緒付部	がないもの
	(2) 油圧ポンプの取付部	7 ワイヤロープが固定部分
	(3) ギヤケースの取付部	に接触して損傷するおそれ
	(4) ワイヤロープの固定部	のあるもの
	(5) ワイヤドラム又はワイヤシーブの取付部	
	(6) 油圧シリンダの軸吸部	
	(7) 油圧モータの取付部	
	9 油圧シリンダ支軸部の加工不良のもの(不具	
	合の進行で連結部が離脱する場合に限る。)	
外親検査	油圧配管のストレーナがないもの	1 オイルタンクの油量が容
出起・		易に確認できないもの又は
配管等		油量計が適正に指示しない
		50
		2 油圧配管のストレーナを
		点検又は交換できないもの
外親檢查	1 ジャッキの受皿の接地面積が十分でないもの	1 ジャッキの敷板又は車輪止
· 車両支	2 ジャッキを10度以上の傾斜地へ接地できな	めの積載場所がないもの
特装置	いちの	2 アウトリガ張出のマーキ
		ング又はアウトリガ先端の
		警告灯がないもの
外觀檢查	1 塔が溶接構造でないもの	塔の防食処理が剥離してい
垒	2 塔を構成する主要部に溶接忘れ又は亀裂のあ	るもの又は剥離するもの
	850	
	3 縮付部に締付不足又はゆるみ止め不良がある	
	次のもの	
	(1) 塔支持フレームの取付部	
	(2) 塔の取付部	
	4 塔の連結部の加工不良のもの(不具合の進行	
	で連結部が離脱する場合に限る。)	
外觀検査	1 旋回の収納位置合わせの表示が操作部から確	
·起伏	器できないもの	
紫圖	2 塔の傾斜角度計が操作部から確認できないも	
• 旋回	0	
装置	3 傾斜矯正の収納位置合わせの表示が操作部か	
·伸縮	ら確認できないもの(必要な場合に限る。)	
装置	4 給油できない次のもの(必要な場合に限る。)	
E HC	はは書きれてもははいい	

	(2) ターノナー/プロ野語	
· 傾斜矯	5 縮付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある	
正装置	次のもの	
	(1) 起伏又は屈折の軸受部	
	(2) 仲縮用のローラの取付部	
外觀検査	1 パスケットの周囲の手すりの高さ又は長さが	1 パスケット床面の木はけが
· バスケ	規定外のもの	悪いもの
ット装置	2 乗員落下防止の措置の間隔が500㎜を超え	2 バスケットの乗降が容易
	るもの	でないもの
	3 パスケットの床面に滑り止めの措置がない	3 パスケットから建物内へ
	60	の進入が容易でないもの
	4 パスケットの床面の周囲に足の滑り出し防	4 パスケット出入口の扉の
	止の措置がないもの	開閉が容易にできないもの
	5 パスケットの床面又はその周囲から直径15	5 パスケット出入口の扉の
	■の球体が通過するもの	閉止状態を容易に確認でき
	6 バスケットへ乗降できないもの	ないもの
	7 バスケットから建物内へ進入できないもの	6 ワイヤロープの張りを調
	8 パスケット出入口の幅が規定外のもの	整できないもの
	9 バスケット出入口の扉を開閉できないもの	7 ワイヤロープとその結束
	10 バスケット出入口の扉の閉止状態を確認でき	部を点検できないもの
	ないもの	8 ワイヤロープの素線が切
	11 パスケット出入口の扉を固定できないもの	断しているもの(切断が2
	12 パスケット出入口の扉が操作以外の時に開く	%以上5%未満の場合に限
	60	5°)
	13 バスケット出入口の通路を踏み外すおそれの	9 ワイヤロープに著しい形
	あるもの	崩れ又は著しい腐食がある
	14 バスケットが承認と異なるもの(床面積が承	もの (重欠点に該当する場
	認のものと±15%の範囲外の場合に限る。)	合を除く。)
	15 パスケットの軸受部に給油できないもの	10 ワイヤロープが固定部分
	(必要な場合に限る。)	に接触して損傷するおそれ
	16 箱付部に箱付不足又はゆるみ止め不良がある	02250
	次のもの	
	(1) バスケットの取付部	
	(2) バスケット平行装置の電気部品の取付部	
	17 バスケット平行装置のリンク機構の連結部	
	が加工不良のもの (不具合の進行で連結部が離	
	脱する場合に限る。)	
	18 ワイヤロープの素線が切断しているもの(切	
	断が5%以上の場合に限る。)	
外親檢查	1 規定した安全装置がないもの	

7	J	-
ų	^	

- 女王	2 安主装置の構造が規定外のもの	
茶間	3 安全装置の電気部品の取付部に締付不足又は	
	ゆるみ止め不良があるもの	
	4 安全装置のリンク機構が連結部の加工不良の	
	もの(不具合の進行で連結部が離脱する場合に	
	限名。)	
外视検査	1 応急操作装置と通常の操作装置との区分がな	1 使用時間計がないもの
・応急	0911	2 風速計の風速の測定位置が
装置	2 水準器が運転席又は基底操作部から見易い位	規定外のもの
・計器類	置にないもの	
	3 水準器で使用可能な車両の傾斜を確認できな	
	0911	
	4 風速計が運転席又は基底操作部から見易い位	
	置にないもの	
外视检查	1 放水銃の収納位置を操作部で確認できない	1 放水銃の作動範囲が設計
· 放水	もの(遠隔操作するものに限る。)	値±3度の範囲外のもの
茶屑	2 放水銃の放射方向 (上下又は左右) が変わ	2 圧力計又は流量計の取り
	らないもの	付け位置が規定外のもの
	3 圧力計又は流量計のないもの	3 自衛噴霧配管にストレー
	4 バスケットに自衛費券装置がないもの	ナがないもの (ノズル部で
	5 塔先端への送水配管又は自衛噴霧配管に緩	手入れができる場合を除
	衝の措置がないもの (必要な場合に限る。)	(°>
	6 塔の送水配管に残水するもの (凍結した時	4 配管等に残水するもの
	に配管の通路を塞ぐ場合に限る。)	(重欠点に該当する場合を除
	7 塔の送水配管の取付部に溶接忘れ又は亀裂	<°>
	のあるもの	
	8 締付部に締付不足又はゆるみ止め不良のあ	
	る次のもの	
	放水鏡の	
	15.1	
外觀検査	1 塔の先端照明灯、塔先端表示灯又は塔基部	1 照明灯箱の取付位置が規
・照明	照明灯がないもの	定外のもの
灯類	2 インタホン (通話装置) がないもの	2 ジャッキ部照明灯又は路
· 42945		肩灯がないもの
外视検査	答使用範囲図、	1 製造に関する表示がない
· 表示	容搭乗者数)、許容風速值、放水条件又は使用	60
	可能な傾斜角(傾斜角は傾斜矯正装置を有しな	2 操作名称又は操作内容の
	い場合に限る。)) に関する表示がないもの	表示がないもの(主要操作部
	2 塔使用範囲図 (限界線)、許容積載荷重、許	を除く。)

	60	がないもの
	3 表示がないもの又は表示の記載に誤りがあ	4 表示の記載に誤りがある
	る次のもの	もの(重欠点に該当する場合
	(1) 主要操作部の操作名称	を除く。)
	(2) 主要操作部の操作内容	5 表示が不鮮明なもの
		6 表示が邦文でないもの
		(容易に判別できる場合を
		除く。)
		7 表示が見えにくい箇所に
		あるもの
		8 表示板の取付が不確実な
		もの
走行・急	1 各装置に亀裂、破損、著しい変形又は縮付	1 各装置に亀裂、破損、変
制動試験	部にゆるみを生じるもの (機能に麻害を生じる	形又は縮付部にゆるみを生
	おそれのある場合に限る。)	じるもの (重欠点に該当す
	走行又は急制動ができないも	る場合を除く。)
	3 走行用のプロペラシャフト、デフ、トーシ	2 可動部と固定部と接触し
	ョンパー、タイロッド、ステアリングロッド又	て部品が損傷するもの又は
	はシャシスプリングが固定部品に接触するもの	著しい異音を生じるもの
	4 クラッチ又はプレーキが作動しないもの	(重欠点に該当する場合を除
	5 アクセルが作動しないもの	(°)
	6 アクセルがスロー位置に戻らないもの(走	3 アクセルがスロー位置に
	行に支除のある場合に限る。)	戻らないもの(重欠点に該当
	7 ステアリング又はアクスルから油が漏れる	する場合を除く。)
	もの(漏れの程度がたれ漏れ以上の場合に限	4 ステアリング又はアクス
	る。)	ルから油が漏れるもの(漏れ
	8 ブレーキ又はクラッチの油が漏れるもの	の程度がたまり漏れ以上た
	(漏れの程度がたまり漏れ以上の場合に限る。)	れ漏れ未満の場合に限る。)
	9 走行又は急制動により車両支持装置が展張	5 ブレーキ又はクラッチの
	するもの又は塔が伸長するもの	油が漏れるもの(重欠点に該
		当する場合を除く。)
		6 装備品が脱落するもの又
		は損傷するもの
過負荷	1 車体又は塔の荷重の加わる部分に亀裂又は	
対象	破損を生じるもの	
	2 負荷時に単向か不安定になるもの又は油圧	
	6.	
	3 過負荷試験により各接道の機能に異常を生 アメミの	
Life Alans hards	7	
核能以聚	1 車両支持装置又は塔の運動で操作員が危険	 各装置の作動が不円滑な

	63	塔の運動で車両が不安定になるもの	0
	က	各装置の機能に重大な異常を生じるもの	2 潤滑油又は作動油が漏れ
	4	油圧装置に亀裂又は嵌損が生じるもの	るもの (漏れの程度がたま
	ß	油圧装置の油が漏れるもの(漏れの程度がた	り漏れ以上たれ漏れ未満の
	ya	れ漏れ以上の場合に限る。)	もの (通気口にあってはた
	ın	機関、ギヤケース又はオイルタンクから油	れ漏れ以上流れ漏れ未満の
	42	が漏れるもの (漏れの程度がたれ漏れ以上のも	もの)に限る。)
	0	の(通気口にあっては流れ漏れのもの)に限る。)	3 計器が適正に指示しない
	9	操作装置又は安全装置の電気配線がワイヤ	もの
	12	ロープ又は塔に接触して損傷するもの	4 機関の燃料が漏れるもの
	2	駆動用のワイヤローブがシーブから外れる	(重欠点に該当する場合を除
	70	50	<.)
	×	緊動用のワイヤロープの巻取りが二層にな	
	1/0	るもの	
	6	ローラ又はシーブが亀裂又は破損するもの	
	10	回転部の軸受が焼き付くもの	
	Ξ	機関の燃料が漏れるもの(漏れの程度がた	
	ye	れ漏れ以上の場合に限る。)	
各装置の	-	車両支持装置、傾斜矯正装置、起伏装置、	1 装置が作動しないもの(重
機能の	凝	旋回装置、伸縮装置又は屈折装置が作動しない	欠点に該当する場合を除
強認	7	50	<.)
•車両支	01	接地面の凸凹へジャッキが対応できないも	2 車両支持装置の作動時に
特装置	6	0	警報を発しないもの
·傾斜矯	က	他力旋回防止装置が作動しないもの又は荷	
正装置	(41)	重の負荷で旋回するもの	
·起伏	4	傾斜矯正範囲が規定外のもの	
装置	ıo	傾斜矯正装置で1.5度未満に矯正できない	
· 1/4 [1]	70	50	
装置	9	傾斜過大の時に表示又は停止しないもの	
·中經	7	傾斜矯正装置の停止操作ができないもの	
装置	∞	傾斜矯正装置の停止操作時に、停止操作の表	
-屈折	K	示をしないもの	
装置	6	傾斜矯正装置の停止の操作後に、通常操作で	
	沒	運用が続けられないもの	
操作装置	-	塔関係主電源が油圧ポンプの操作に連動し	
の機能	P	に切り替わらないもの	
·主電源	63	塔関係主電源が単独で操作できないもの	
茶屑	က	塔関係主電凝をOFFにして再度ONにした場合	

	いもの(通知機作の場合に限る。)	
	6 アウトリガの張出量による使用限界に誤	
	りのあるもの又は表示しないもの	
基本設定	1 設定回転速度で運転した場合に油圧ポンプが	1 設定油圧の誤差が設計値
の確認	許容回転速度を超えるもの	の110%を超え115%
	2 設定油圧が設計値の115% (設定油圧が7	以下のもの
作動時間	MPa 未満の場合 130%) を超えるもの	2 車両支持装置の所要作動
の測定	3 車両支持装置の所要作動時間が60秒を超え	時間が規定外のもの (重欠
	550	点に該当する場合を除く。)
	4 塔の起伏・屈伸・伸縮の所要作動時間が規定	3 左右の塔旋回の時間差が
	A020	20%を超えるもの
	5 塔の庭回の所要作動時間が規定外のもの(左	
	右の時間差を除く。)	
	6 傾斜矯正の所要作動時間が規定外のもの	
	7 車両支持装置・傾斜矯正装置の所要作動時	
	間が規定外のもの	
各装置の	1 塔の各装置の機能に重大な異常を生じるもの	1 各装置の操作が容易でない
操作	2 塔の作動速度が安全でないもの	もの
	3 塔の飛出防止装置が外れないもの	2 装置が作動しないもの又は
	4 塔の作動が著しく不円滑なもの	作動が不円滑なもの (重欠
	5 塔の操作を行った場合にスプリングロック装	点に該当する場合を除く。)
	置のロックが外れるもの	3 固定部品が可動部と接触し
	6 応急装置で規定又は仕様の操作ができないも	て損傷するもの
	0	4 装置の作動で塔の防食処理
	7 応急装置の操作後に通常操作で塔又は車両支	が剥離するもの
	特装置が作動しないもの	5 通話装置で通話できないも
	8 傾斜地で塔が収納位置に戻らないもの	0
	9 緊動用のワイヤローブがドラムの溝からはみ	
	出るもの	
	10 ワイヤドラムに巻き取った駆動用のワイヤロ	
	ープが二層になるもの	
	11 駆動用のワイヤロープの余長がドラムの2巻	
	米蹴のもの	
耐圧試験	亀裂、破損又は著しい変形を生じるもの	水が漏れるもの(重欠点に 該当する場合を除く。また、
		たれ漏れ
		場合に限る。)
放水試験	1 塔の先端から許容放水条件 (最大放水量)	1 自衛噴霧で必要な箇所が
· 放水鏡	での放木ができないもの	覆われないもの (重欠点に
の作動	2 塔の先端から基準の最少放水ができないもの	該当する場合を除く。)

の測定 自衛噴				(1) - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
衛噴	4 放水銃	放水銃が作動しないもの		の放水量が設計値の±10
	22	放水銃の遠隔操作が規定外のもの	69	%の範囲外で+20%以下
霧状態	9	送水圧力又は送水流量が計測できないもの	できないもの	のもの
の確認	7 放水に	放水により塔の操作に支障が生じるもの	生じるもの	3 送水コックが全閉になら
松上	8 放水に	放水により各装置に著しい変形が生じるもの	形が生じるもの	ないもの
放水	9 放水銃	(モニタノズル等)	の放水量が設計値	4 送水圧力又は送水流量が
配管等	0+20	の+20%を超えるもの		容易に計測できないもの
の排水	10 送水コ	送水コックの操作に要する力が2	が250Nを超	5 放水時に放水装置から水
	えるもの			が漏れるもの (重欠点に該
	11 自衛噴	自衛噴霧装置が噴霧状態にならないもの	らないもの	当する場合を除く。また、
	12 自衛噴	自衛噴霧の操作側が放水するもの(誤配管の	もの (誤配管の	漏れの程度がたまり漏れ以
	場合に限る。)	5.)		上の場合に限る。)
	13 放水時	放水時に放水装置から水が漏れるもの(漏れ	れるもの (漏れ	6 配管等からの排水に要す
	の程度が	の程度が流れ漏れの場合に限る。)	(°)	る時間が5分を超え10分
	14 配管等	配管等からの排水に要する時間が10分を超	間が10分を超	未満のもの
	えるもの	もの(異物の詰まりによる場合を除く。)	場合を除く。)	
H L	た欠点が、	見出した欠点が、重欠点と軽欠点の双方に該当する場合は、	テに該当する場合	は、重欠点とする。
40	「承認と異	表中の「承認と異なるもの」で軽微変更に該当するものにあっては、	買に該当するもの	にあっては、当該確認をする
油定中の	で判定保留とする。表中の「規定」は、	で判定保留とする。 表中の「規定」は、基準又はこの細則の第1章第2節で定めたものをいう。	0第1章第2節で	定めたものをいう。
40	「社内試験	成績表」とは、社内の	宝器表、完成 車名	麦中の「社内試験成績表」とは、社内確認表、完成車社内試験成績表又は完成車のな
用	し運転実施表をいう。	3.		
40	「連結部の	表中の「連結部の加工不良のもの」は、「締付部に締付不足があるもの」、	「締付部に締付	不足があるもの」、「締付部に
孙止	め不良があ	ゆるみ止め不良があるもの」、「抜け止め	(割りピン等)	(割りピン等)のないもの」、「抜け止め加工
+3	なもの(割	が不十分なもの (割りピンを割ってないもの)」	5の)」等をいう。	
40	「主要操作	表中の「主要操作部」とは、油圧ポンプ、ジャッキ、アウトリガ、	ア、ジャッキ、フ	ウトリガ、傾斜矯正、起伏、
#	縮、旋回、	屈折、伸縮、旋回、安全装置及び送水コックの操作部をいう。	ックの操作部を	いう。なお、当該操作部であ
<u>ئ</u>	応急操作装		8分を含まないこ	ととする。
中の	表中の液漏れの程度は、	吏は、次表による。		
幾	液の種類	表中の漏れの表現		漏れの程度
		流れ漏れ	切目なしの滴	
完期	潤滑油、作動油	たれ漏れ	切目がある漏れで、	いで、5秒以内に1滴の滴下
×	スは燃料	たまり漏れ	5秒を超え3(5秒を超え30秒以内に1滴の滴下
		にじみ漏れ	30秒を超え(30秒を超え60秒以内に1滴の滴下
		流れ漏れ	切れ目なしの滴下	11
	¥	たれ漏れ	切目がある漏れで、	いで、3秒以内に1滴の滴下

8 表中の「給油」は、給脂を含む。9 欠点に該当しない軽微な不具合事項については、依頼者において整備する。10 ボンブを装備する場合で、消防ボンブ自動車の品質評価細則と重複する欠点事項にあっては、当該品質評価の範疇とする。ただし、明らかに特殊消火装置部分における不具合の場合は、この品質評価の範疇とする。

附 則 (令和5年1月19日) この規程は、令和5年2月1日から施行する。

屈折放水塔車等に係る特殊消火装置の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年1月19日 日本消防検定協会理事長 市橋 保彦

屈折放水塔車等に係る特殊消火装置の品質評価細則の一部を改正する規程

屈折放水塔車等に係る特殊消火装置の品質評価細則(平成25年3月15日制定)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲ん だ部分のように改め、改正前欄に掲げる下線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる下 線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第1章 基準の運用方針	第1章 基準の運用方針
第1節 総則	
第1 適用範囲	第1 適用範囲
(1) 屈折放水塔車	(1) 屈折放水塔車
	ア 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱別表第1の第1災
	害対応特殊消防ポンプ自動車の規格(以下「補助規格1」という。)
	の1、同要綱第8災害対応特殊高発泡車の規格(以下「補助規格
	8」という。)の7及び10並びに同要綱第9災害対応特殊屈折放
	水塔車の規格(以下「補助規格9」という。)の1から16まで
	(10を除く。) による。
安全基準IV (「消防用車両の安全基準の周知徹底について」(平成 20	全会基準IV (「消防用車両の安全基準の周知徹底について」(平
年 5 月 22 日消防消第 89 号各都道府県消防主管部(課)長宛消防庁消	成 20 年 5 月 22 日消防消第 89 号各都道府県消防主管部(課)長宛
防・救急課長通知)において遵守することとしている屈折はしご自動	消防庁消防・救急課長通知)において遵守することとしている屈
車等の安全基準 (平成 20 年 4 月消防用車両の安全基準検討会編)を	折はしご自動車等の安全基準 (平成 20 年 4 月消防用車両の安全
いう。以下同じ。) 1.2.1から1.2.3まで、2.1から2.7.3ま	基準検討会編)をいう。以下同じ。)1.2.1から1.2.3まで、

6.3.2及び6.3.3による。

6.1,

2.1から2.7.3まで、

6.3.2及び6.3.3による。 6.1, (2)

災害対応特殊屈折放水塔車

補助規格1の1、補助規格8の7及び10並びに補助規格9の 1から16までによる。

2.1252. 2.3票点 2及以6.3.3亿上 安全基準IV 1.2.1から1. T. 6.1, 6.3.

က က

(3) 大型高所放水車

緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱別表第10第1 コンビナート省令第18条第2項による

(3) 災害対応特殊大型高所放水車

(2) 大型高所放水車

ア~イ (器)

同要綱第3の2災 「補助規格3 (以下 「補助規格 型の規格 を深く 以 下 入 害対応特殊化学消防ポンプ自動車大I (7) 自動車の規格 2及び1 対応特殊消防ポンプ 1から4まで

ご装置を装備 するものにあっては同要綱第9災害対応特殊大型高所放水車の規 塔装置を装備 . 9による。 並びにはし)の1から7まで、 するものにあっては補助規格9の1から6及び8、 (8) 及び 格(以下「補助規格9」という。 0 21 という

はしご装置を装備するものにあっては、はしご自動車の安全基 6.1, 6.3.2及び6.3.3並びに塔装置を装備するものにあっては、 2.1から2.7.3まで、 2.1252 2.1 から1.2.3まで 準1.2.1から1.2.3まで、 安全基準IV 1

2及び6 9

用語の意義 32

屈折放水塔車等 構造用語 (1)

はしご付大型高所放水車及び放水塔付消防ポンプ自動車(安全基準 災害対応特殊大型高所放水車、大型高所放水車、 屈折放水塔車、

用語の意義 (1) 構造用語 新2

屈折放水塔車等

はしご付大型高所放水車及び放水塔付消防ポンプ自動車(安全基 災害対応特殊屈折放水塔車、大型高所放水車、 屈折放水塔車、

IV1.2.1(4)の「放水塔付消防自動車」をいう。)の総称をいう。

イ~ウ(隔)

第2節 基準の運用

(盤)

無3

第4 各装置の構造

1 井通

(1) 装置(安全基準IV2.3.1.1)

ア〜カ (略)

キ 屈折放水塔車の最大張出長は10m以上であること。

(2) ~ (4) (略

2~3 (略)

4 塔の構造 (安全基準IV2.3.5)

屈折放水塔車の塔は、関節をもって組み合わせた上部ブーム及び下部ブームにより構成されたもの又は直進式ブームにより構成したものであること。

5~9 (略)

10 放水装置 (安全基準IV2.3.14(1),(4),(5))

(1) 共通

ア (略)

当

(ア) 放水銃の作動範囲(作動角)を設定した場合にあっては、当該設定誤差が設 計値の±3度の範囲内であること(作動範囲の規定を外れる場合の誤差は認められない。)。ただし、当該設定が放水反動力に対しての場合に限る。

なお、放水銃の左右及び上下の作動角(後記(2)の「大型 高所放水車の放水銃の作動角」及び後記(3)イの「屈折放水 塔車の放水銃の作動角」をいう。)を設定する場合の基準線は、 次に掲げるところによる。

準IV1.2.1(4)の「放水塔付消防自動車」をいう。)の総称をいう。 イ~ウ(略)

3 (器)

涨

第4 各装置の構造

i K

| 共通 (1) 装置 (安全基準IV2.3.1.1)

 $(2) \sim (4)$ (略)

2~3 (略)

4~8 (略)

9 放水装置(安全基準IV2.3.14(1), (4), (5))

(1) 共通

ア (器)

(略) /

(ア) 放水銃の作動範囲(作動角)を設定した場合にあっては、 当該設定誤差が設 計値の±3度の範囲内であること(作動範 囲の規定を外れる場合の誤差は認められない。)。ただし、当 該設定が放水反動力に対しての場合に限る。

なお、放水銃の左右及び上下の作動角(補助規格第9の第12 の「ノズル旋回及び起伏角」及び後記(2)の「大型高所放水車 の放水銃の作動角」の場合をいう。)を設定する場合の基準線 は、次に掲げるところによる。

- $(2) \sim (2)$
- (2)
- (3) 屈折放水塔車
- 旋回並びに棒状放水及び噴霧放水を遠隔操作に ア放水銃の起伏、 より行えること。
- 屈折放水塔車の放水銃の作動範囲(作動角)は、左右が45度 以上で、上下が塔の延長線に対して上0度から下120度までを 包含していること。 \leftarrow
- $11 \sim 13$ (略)

表示 第7

- 製造に関する表示 (安全基準Ⅱ2.6.1(1))
- (1)型式番号及び特殊消防ポンプ自動車の種類を表示すること。なお、 型式番号は、型式評価の承認時(規程第15条)に日本消防検定協会(以 下「協会」という。)から依頼者へ通知した型式番号とする。
- 2) 表示する特殊消防ポンプ自動車の種類は、依頼した自動車の種類 とすること。なお、水ポンプを装備しないものにあっては、「ポンプ」 の文字を除いたもの(放水塔付消防自動車)とする。
- 型式番号及び (3) 製造に関する表示(製造者名、製造番号、製造年、

- $(\nearrow) \sim (\nearrow)$
- (2) (8)

$10 \sim 12$ (略)

13 破壞装置(補助規格9.13)

次に掲げるとこ 災害対応特殊屈折放水塔車に設ける破壊装置は、

- にでき、かつ、意図した操作以外の時に飛び出 スプリング等を利用して飛び出す構造のものにあっては、 時のロックが確実 さないこと。
- (2) 破壊装置を使用した場合に、塔又は周辺の機器に異常が生じな いこと。

 - 表示 第7
- 製造に関する表示 (安全基準Ⅱ2.6.1(1))
- (1)型式評価番号及び特殊消防ポンプ自動車の種類を表示すること。 なお、型式評価番号は、型式評価の承認時(品質評価規程第15条)に 日本消防検定協会(以下「協会」という。)から依頼者へ通知した 型式番号とする。
- のにあっては、「ポンプ」の文字を除いたもの(放水塔付消防自動 2) 表示する特殊消防ポンプ自動車の種類は、品質評価規程により 依頼した自動車の種類とすること。なお、水ポンプを装備しないも 車)とする。
- 型式評価番 (3) 製造に関する表示(製造者名、製造番号、製造年、

特殊消防ポンプ自動車の種類の表示)は、可能な限り、同一銘板内と する。

第8 (略)

第3節 試験の方法等

第9 外観検査

1 (略)

 $1) \sim (3)$ (略)

(1) 目視検査

2 別表1(基準と確認方法)の確認方法の欄に「外観検査」と記載の項は、目視検査で確認する。

(盤)

ウ (略)

 $(7) \sim (7)$

五 (器)

<u>|</u> (素) (ア) ~ (∠) カ~キ (略)

(2) 寸法角度の測定

ア 測定箇所

寸法又は角度の測定の箇所は、<u>別表1</u>(基準と確認方法)の確認方法の欄に「外観検査(寸法)」と記載の項(通路、ジャッキの受皿の接地角度、バスケットの手すりの高さ・乗員落下防止の間隔・出入口の幅と高さ、資機材の積載装置のステップ高さ)及び次に掲げる事項とする。

(ア) ~ (ケ) (略

イカ法

<u>号</u>及び特殊消防ポンプ自動車の種類の表示)は、可能な限り、同-銘板内とする。

(盤)

涨8

第2章第2、3 確認試驗方法

(1) 外観検査 (ア) (略) $1 \sim 3$ (器)

(イ) 外観検査方法

<u>)</u> 外觀檢查方程 <u>1</u> 目視檢查

(1) 別表 2 (基準と確認方法)の確認方法の欄に「外観検査」 記載の項は、目視検査で確認する。

ريد

(2) (略)

(3) (略)

 $7 \sim 1$ (略)

(4) (略) (5) (略)

7~1(略)

 $\mathbb{H}) \quad (L) \sim (9)$

2 寸法角度の測定

(1) 測定箇所

寸法又は角度の測定の箇所は、<u>別表5</u>(基準と確認方法)の確認方法の欄に「外観検査(寸法)」と記載の項(通路、ジャッキの受皿の接地角度、バスケットの手すりの高さ・乗員落下防止の間隔・出入口の幅と高さ、資機材の積載装置のステップ高さ)及び次に掲げる事項とする。

ア ~ケ (略)

(2) 方法

1 寸法・角度の測定は、初めて受検する場合、変更のある 場合及びその他チェックを必要とした場合に行なう。

(屈折放水塔車にあっては安全基準IV1.2.1(2)の 大型高所放水車及び災害対応特 殊大型高所放水車にあってはコンビナート省令第18条第2項 第1号の「泡を放射する筒先の高さ22m以上」をそれぞれい う。)は、屈折放水塔車、災害対応特殊大型高所放水車及び大 型高所放水車について測定する 「最大地上南15m以上」 (ア) 規格地上高

(イ) (略)

いう。)は、大型高所放水車及び災害対応特殊大型高所放水車 について、旋回の中心から放水銃の先端までの距離を測定する。 (ウ) 規格作業半径 (補助規格 9.8の「最大張出長10m以上」 屈折放水塔車についても同様とす

図面照合

提出書類に記載の主要部の寸法、構造等について、受検品と照合す ν_ο

機能試験 第10

 $1 \sim 3$ (略)

各装置の機能の確認

(1) 各装置の機能の確認項目

各装置の機能の確認項目は、次に掲げるもの (別表1 (基準と確認 方法)の確認方法の欄に「機能試験」と記載のもの)とする。

ア~キ

(2) 各装置の機能の確認方法

(盤)

(盤)

\(\frac{\frac{1}{2}}{2}\)

それぞれいう。)は、屈折放水塔車、災害対応特殊屈折放 規格地上高(屈折放水塔車及び災害対応特殊屈折放水塔 <u>車</u>にあっては<u>補助規格 9. 7</u>の「最大地上高15m以上」 を、<u>大型高所放水車</u>にあってはコンビナート省令第18﴾ 第2項第1号の「泡を放射する筒先の高さ22m以上」 水塔車及び大型高所放水車について測定する。

ュ 規格作業半径 (補助規格 9.7の「最大張出長10m以 上」をいう。)は、屈折放水塔車及び災害対応特殊屈折放 水塔車について、旋回の中心から 放水銃の先端までの距 離を測定する

図面照合 (3)

7 提出書類に記載の主要部の寸法、構造等について、 検品と照合する。

変更のある場合及 びその他チェックを必要とした場合に行 <u> | 図面照合は、初めて受検する場合、</u>

機能試験

က

 $\frac{1 \sim 3}{1} \quad (B)$

4 各装置の機能の確認

(1) 各装置の機能の確認項目

準と確認方法)の確認方法の欄に「機能試験」と記載のも 各装置の機能の確認項目は、次に掲げるもの (別表5

の)とする。

7~キ (略)

1 破壊装置の作動

(2) 各装置の機能の確認方法

(盤)

(盤)

a~b (略)

$$\frac{a}{b} \ (BR)$$

$$\frac{a}{(7)} \ (BR)$$

$$\frac{(i) \sim (ii)}{(i)} \ (BR)$$

$$\frac{(i) \sim (ii)}{(i)} \ (BR)$$

$$\frac{c}{(i)} \sim (ii)} \ (BR)$$

$$\frac{a}{(7)} \sim (BR)$$

$$\frac{c}{(7)} \sim (BR)$$

$$\frac{c}{(7)} \sim (RR)$$

$$\frac{a}{(RR)}$$

$$\frac{d}{(7)} \sim (RR)$$

$$\frac{d}{(1)} \sim (RR)$$

$$\frac{d}{(1)} \sim (RR)$$

$$\frac{d}{(1)} \sim (RR)$$

$\frac{(i) \sim (ii)}{d} (R)$ $\frac{(7)}{(7)} (R)$ $\frac{(4)}{(1)} (R)$ $(5) \sim (ii)$	$\frac{e}{(7)\sim (4)}$ (略) $\frac{f}{(7)\sim (4)}$ (略) $\frac{(7)\sim (4)}{(7)}$ (略)	$\frac{(1) \sim (11)}{(R)} \text{ (Rb)}$ $\frac{(7) \sim (7)}{(7)} \text{ (Rb)}$ $\frac{1}{1} \text{ (Rb)}$ $\frac{1}{2} \text{ (Rb)}$	$\frac{(7) \sim (1)}{k} \text{ (Rb)}$ $\frac{1}{2} \text{ (Rb)}$ $\frac{(7) \sim (4)}{(7) \sim (4)} \text{ (Rb)}$ $\frac{(7) \sim (4)}{(7) \sim (4)} \text{ (Rb)}$ $\frac{1}{2} \text{ 破壊装置 0 (補助規格 9.13)}$
	$(4) (B)$ $a \sim g (B)$ $(5) (B)$ $a \sim b (B)$ $c (B)$	$(a) \sim (c)$ (hb) $(b) \sim (c)$ (hc) $(b) \sim (c)$ (hc) $(c) \sim (c)$ (hc) $(c) \sim (c)$ (hc) $(c) \sim (c)$ (hc)	$egin{array}{c c} \hline a \sim d & (EB) \\ \hline (4) & (EB) \\ \hline (5) & (EB) \\ \hline $x \in (EB)$ \\ \hline (7) \sim (7) & (EB) \\ \hline \end{array}$

(1) 操作項目 各装置の操作は、各装置の機能を確認するために行うこととし、

各装置の操作

Ŋ

. ~

各装置の操作は、各装置の機能を確認するために行うこと

スプリング等を利用して飛び出す構造の破壊装置にあっ

ては、設定どおり作動することを確認する。

各装置の操作

2

(1) 操作項目

その操作項目 (別表1 (基準と確認方法)の確認方法の欄に「機能試 験(操作)」と記載のもの)は、次に掲げるものとする。

(2) 操作方法

7 (器)

力 (器)

日 (翌)

 $(\mathcal{L}) \sim (\mathcal{L})$

(分) (路)

(盤) $(a) \sim (c)$ a (略)

 $(a) \sim (c)$ p (器)

c (器)

(盤) $(a) \sim (d)$

q (器)

(a) \sim (b) (略)

e (器)

(a)~(b) (略)

(★) ~ (H) (器) J

(力) (略)

a ~ c (略) (盤)

 $(\mathcal{X}) \sim (\mathcal{X})$

第11 走行,急制動試験 カ~ク (略)

とし、その操作項目 (別表5 (基準と確認方法)の確認方 法の欄に「機能試験(操作)」と記載のもの) は、次に掲げ

るものとする。 (2) 操作方法

(盤)

(盤)

a~b (略)

(盤) 工 (略) À

 $a \sim b$

(盤)

□ (略)

 $(i) \sim (i)$ (盤) (1)

(1) \sim (1)(2) (略)

 $(i) \sim (i)$ (3) (略)

(盤)

 $(i) \sim (i)$ (盤) (4)

(盤)

 $(i) \sim (i)$ (盤) (2)

(盤) (盤) (9)

 $d\sim e$

(1) \sim (3) (8)☆ (略)

a~b (略) カ~ (隔)

走行,急制動試験 9

確認事項

6 確認方法の欄に「走行・急制動試験」と記載のもの)等に異常が生じ ないことを確認する(この品質評価では各装置の本来の機能及び強度 (基準と確認方法) 走行・急制動試験で次に掲げる装置 (別表 1 の確認は、書類審査で行う。)

 $(1) \sim (6)$

試験方法

(盤)

(盤) (2) アヘウ (略)

(盤) (3)

荷重試験 第12 荷重試験項目

(基準と確認方法)の確認方法の 欄に「荷重試験」と記載の項)は、次に掲げるものとする。 荷重試験で確認する項目 (別表1

 $(1) \sim (4)$ (略)

荷重試験方法

(1) (略)

(盤) (2) ア~ウ

アヘウ (器) (盤) 3)

(盤) 4) (略)

 $(\mathcal{F}) \sim (\mathcal{H})$ (盤)

(盤)

 $(\mathcal{L}) \sim (\mathcal{L})$ ト~子 (略)

(1) 確認事項

ないことを確認する(この品質評価では各装置の本来の機能及び強度 と記載のもの) 等に異常が生じ (基準と確認方法) (別表5 雑認方法の欄に「走行・急制動試験」 走行・急制動試験で次に掲げる装置 の確認は、書類審査で行う。)

7~カ (略)

試験方法 (2)

(盤) (盤) a~c (略)

(盤) (3) $\frac{7}{2}$ 荷重試験

(1) 荷重試験項目

(基準と確認方法) の確認方法 次に掲げるものとする。 と記載の項)は、 (別表 5 荷重試験で確認する項目 の欄に「荷重試験」

荷重試験方法 (2)

7~1 (略)

(盤)

(盤)

(盤) $a\sim c$

(盤)

(盤) $a \sim c$ н <u>a</u> (略) p (略)

(盤 $(1) \sim (4)$

(盤) (盤) $(1) \sim (2)$ (盤) $q \sim e$ ပ

耐压試験 第13

(盤)

(1)

2 (略)

(盤) $(1) \sim (2)$ 配管単体で最大仕様圧 それと同じ形状のものについて、完成品 で1.1倍の水圧を加える方法とすることができる 耐圧値が 2 MPa を超える場合にあっては、 力の1.5倍の水圧を加え (3)

放水試験 第14

1 (略)

 $(1) \sim (5)$

試験方法

(1) (略)

(盤) ア~イ $(2) \sim (3)$ (略)

(4) 塔上放水 (安全基準IV2.5.5)

での放水及び基準の最小放水 塔上放水(伸張した塔の先端からの放水をいう。以下同じ。 は、許容放水条件 (最大放水量) (屈折放水塔車にあっては3000L/minの放水、大型高所放水車 料 びにはしご付大型高所放水車にあっては0.7MPa において100 又は災害対応特殊大型高所放水車にあっては1.0MPa において3 0 0 0 L/min の放水 (コンビナート省令第 18 条第 2 項第 2 号) OL/min の放水 (はしご自動車としての放水 (安全基準II

2.5.5)) 及び1.0MPa において3000L/minの放水 (大型高所 放水塔車としての放水)をいう。以下同じ。)を、最大地上高の塔 の先端から行う。ただし、次に掲げる場合を除く。 また、塔上放水は、放水反動力と同等の荷重を塔に加える等代替 の方法とすることができる。

耐压試験 (1) ∞

(盤)

(盤) $7 \sim_{\mathrm{I}}$ (2)

(盤)

7~1

9 放水試験

(盤) (1) (盤) 7~1

試験方法 (2) 7 (略)

(盤) (盤) $a \sim b$ (-)

五 塔上放水

(屈折放水塔車又は災害対応特殊屈折放水塔車にあっては300 J/minの放水(大型高所放水塔車としての放水)をいう。以下同 1.0MPa において3000L/min の放水 (コンビナート省令第 じ。)を、最大地上高の塔の先端から行う。ただし、次に掲げる 0.7 MPa において1000L/min の放水 (はしご自動車として 塔上放水 (伸張した塔の先端からの放水をいう。以下同じ。) OL/min の放水 (補助規格 9.11)、大型高所放水車にあっては 18条第2項第2号)並びにはしご付大型高所放水車にあっては での放水及び基準の最小放水 の放水 (安全基準II2.5.5)) 及び1.0MPa において3000 許容放水条件 (最大放水量) 場合を除く。

また、塔上放水は、放水反動力と同等の荷重を塔に加える等代 替の方法とすることができる。

アヘウ (器)

(2) (8) 第15

その他

品質管理等の確認 (安全基準IV6.1)

(1) 品質管理方法書の審査及び品質管理等調査を行い、安全基準に適 合する屈折放水塔車等が製造できる体制であること等について確

(2) (略)

認する。

(盤) $7 \sim 7$

(3) (8)

型式評価 第2章

依頼手続き (規程第12条関係) 第1

規程第12条第3項の表中に規定する「別に定める」種別及び型式 の区分の例は、特殊消防ポンプ自動車等の種類により、 ところとする

災害対応特殊大型高所放水車 放水塔付消防ポンプ自動車 はしご付大型高所放水車 大型高所放水車 屈折放水塔車 放水塔付消防ポンプ自動車 忆 大型高所放水車 屈折放水塔車 特殊消防自動 プ自動車又は 特殊消防ポン 車に係る特殊 消火装置

規程第12条第5項の表中に規定する「評価細則に定めるもの」 とは、次に掲げるところによる。

(1)~(2)(隔)

(3) 強度・安全率等の計算書

(盤) $a \sim c$

その街 (盤)

品質管理等の確認 (安全基準IVe.2) (2)

に適合する屈折はしご自動車が製造できる体制であること等に 品質管理方法書の審査及び品質管理等調査を行い、安全基準 ついて確認する。

1 (略)

a~b (略)

力(略)

依頼手続き (規程第12条関係) 型式評価試験 第2章 第1 規程第12条第5項の表中に規定する「評価細則に定めたもの」 とは、次に掲げるところによる。

(1) ~ (2) (器)

(3) 強度・安全率等の計算書

ア 提出する強度・安全率等の計算書は、次に掲げる箇所(該当する場合に限る。)についてのものとする。なお、水ポンプを装備する場合にあっては、消防ポンプ自動車の受託評価で提出したものを除く。

(4) 社内試験成績表

(限)

- イ 完成車社内試験成績表は、完成品について試験を実施した報告書とする。なお、様式は全ての試験項目を含むものとし、検定協会と協議の上定めたものとする。
- ク 完成車のならし運転実施表(安全基準IV6.3.2 の報告書)は、 初期不良を除くために行うならし運転の報告書とする。なお、当 該運転は、各装置についての機能を調整して、<u>各装置全般にわた</u> って、機能試験の繰り返しを8時間以上行った後に完成車社内試 <u>験成績表のデータを取る。</u>また、様式は、運転の内容、運転時間 等を示したものとし、依頼者において設定する。

ド (略)

H (整) H

(5) 輸入業者に関する資料

輸入業者は、次の資料を提出すること。

- ア 屈折放水塔車等の形状、構造、材質、成分及び性能(以下 | 状等」という。)を明らかにした設計図、明細書、強度・安全 等の計算書
- 4 屈折放水塔車等に係る形状等の変更状況並びに基準及び細則 への適合状況を確認する手段

(6) その他の資料

- その他の資料は、次に掲げるものとする。
- (ア)~(ヤ)(略)
- (ソ)型式評価依頼時提出図書等チェックシー

(坐) ベトブ

型式評価依頼時提出図書等チェックシートは、附図第2に示す

ア 提出する強度・安全率等の計算書は、次に掲げる箇所(該当する場合に限る。)についてのものとする。なお、水ボンプを装備する場合にあっては、消防ポンプ自動車の受託試験で提出したものを除く。

(4) 社内試験成績表

ア(鬲)

- イ 完成車社内試験成績表は、完成品について試験を実施した報告書とする。なお、様式は別記様式2とし、装置の構造により 若干の変更を妨げない。
 - ウ 完成車のならし運転実施表 (安全基準IV6.3.2 の報告書) は、 初期不良を除くために行うならし運転の報告書とする。なお、 当該運転は、各装置についての機能を調整して、完成車社内試 験成績表のデータを取り終えた後に、各装置全般にわたって、 機能試験の繰り返しを8時間以上行う。また、様式は、運転の 内容、運転時間等を示したものとし、依頼者において設定する。

(5) その他の資料

- アーその他の資料は、次に掲げるものとする。
- (ア)~(ヤ)(弱)
- (ソ) 災害対応特殊車装備確認表

人 ~ 〉 (器)

夕 災害対応特殊車装備確認表は、別記様式3(災害対応特殊車装

依頼者チェック欄にて不足のないこ 書類を含む別記様式2とし

とを確認するもの、

型式評価の手順(規程第13条関係) 第2 次に掲げる書類審査及び確認試験に区分する。 型式評価は、

書類審査

(盤) (1) 書類審査方法 (2)

ىل 別表1(基準と確認方法)の確認方法の欄に「書類審査」

書類審査で行う。 記載の項は、

(盤) $\widehat{\mathcal{T}}$

(盤)

前審査を行い、受検品が審査済と同じものであることを、完成 (ア) 強度・安全率等の計算書 (実機試験データを含む。) は、

品の受検時に社内試験成績表(社内確認表)で確認する。

(子) (整)

(盤)

(盤) (盤) (Y

(盤)

a ~ b (略)

 $(1) \sim (2)$ (略)

確認試験方法

確認試験は、第1章第3節 (試験の方法等)及び別表2 (型式評価 の試験項目等)により行う。ただし、部分的な変更の場合の試験項目 試験項目及 にあっては、協会が選定する。当該試験を実施する場合、

に必要な事項を記載したものとする 備確認表)

チ (器)

型式評価試験の手順(規程第13条関係) 第2

次に掲げる書類審査及び確認試験に区分する。 型式評価試験は、

書類審査

(盤) (1) (2) 書類審査方法

(ア) 共通

4) 別表5(基準と確認方法)の確認方法の欄に「書類審査」 書類審査で行う 記載の項は、

(盤)

(盤) \mathcal{T} (盤) (ウ)

빠

強度・安全率等の計算書(実機試験データを含む。)は、

完 成品の受検時に社内試験成績表(社内確認表)で確認する。 事前審査を行い、受検品が承認と同じものであることを、

(盤) (H) (盤) (k)

ア (器)

イ (器)

 $(\mathcal{L}) \sim (\mathcal{L})$

(盤)

(盤) ア~イ 確認試験方法 က

確認試験は、次の各号により行う。ただし、部分的な変更の場合 の試験項目にあっては、協会が選定する。

び実施する旨を依頼者に通知する。

- 第3 初回調査の方法 (規程第13条及び第14条関係)
- 規程第14条第4項第2号の「評価細則で定める検査設備」とは、 別表3 (検査設備) に掲げる設備とする。
- 初回調査にあたっては、次の事項に留意すること。
- 1) <u>別表3</u>に掲げる設備のうち、当該性能、機能等の確認が必要なものにあっては、その確認に必要な機器等を準備すること。
- (2) ~ (2) (略)

第4 型式評価の審査 (規程第15条関係)

- 1 欠点等が無く基準に適合と判断する場合にあっては、附表第11
- <u>よる型式番号を付与する。</u> 2 型式評価の結果は、次に掲げるいずれかに該当する場合に不適合 とする。
- 第5 型式変更評価 (規程第18条関係)

型式変更評価は、該当しない。

現在承認を受けている型式について、<u>別表4(型式評価</u>に該当する変更事項)の例示に該当する変更をしようとする場合は、新たに<u>型式評価</u>を依頼するものとする。

- 第6 更新 (規程)第16条関係)
- 第3章 型式適合評価
- 第1節 通則
- 第1 (略)

- 第3 初回調査の方法(規程第13条及び第14条関係)
- 1 規程第14条第4項第2号の「評価細則で定める検査設備」とは、 別表1(検査設備)に掲げる設備とする。
- 初回調査にあたっては、次の事項に留意すること。

S

- (2) <u>別表1</u>に掲げる設備のうち、当該性能、機能等の確認が必要なものにあっては、その確認に必要な機器等を準備すること。
- (2) ~ (2) (略)
- 3 ISO 9001 (品質マネジメントシステムー要求事項)の認証を取得 した工場にあっては、次に掲げるところによることができる。
- (1)品質管理システムについて、品質管理方法書を ISO 9001 の認証の写とし、当該調査を省略する。
- (2) 管理事項について、ISO 9001の認証の書類に必要な内容の記
 - 載がある場合は、該書類の提示とする。 第4 型式評価試験の審査(規程第15条関係)

型式評価の結果は、次に掲げるいずれかに該当する場合に不適合

とする。

<u>型式変更評価試験</u>(規程第18条関係) 型式変更評価試験は、該当しない。

Ŋ

紙

現在承認を受けている型式について、<u>別表 6 (型式評価試験</u>に該当する変更事項)の例示に該当する変更をしようとする場合は、新たに<u>型式</u>評価試験を依頼するものとする。

- 第6 更新 (規程第17条関係)
- 第3章 型式適合評価
- 第1(略)

- 第2 検査設備の整備 (規程第22条及び第35条関係)
- 規定第22条第1項の「評価細則で定める検査設備の性能」とは、 別表3 (検査設備)の性能欄に掲げるものとする。
- 第3 実態調査(規程第28条関係)
- 規程第28条第3項の評価細則で定める改善処置は、次による。
- 当該措置の実施内容を規程 別表6に掲 型式適合評 不良品の流出の調査等必要 同一の型式適合 別記様式第19号の不合格改善方法書に準じた書式により協会! 「実態調査」 以下同じ。)があると認める場合、 品質管理上著しい不備 (以 下 当該者は、 (1) 協会は、規程第28条第1項の実態調査 な措置を講ずるよう求めることとし、 評価方式の製品の次回受験前までに、 価依頼者に対して品質管理等の改善、 いう。)製品検査において、 提出するものとする。 げる例示をいう。
- (2)協会は、実態調査において、品質管理方法書等に記載されている内容と異なる管理方法が行われていると認める場合(前(1)に該当する場合を除く。)、型式適合評価依頼者に対してその改善措置を講ずるよう求めることとし、当該者は、当該措置の実施内容を規程別記様式第19号の不合格改善方法書に準じた書式により協会に提出するものとする。
- 2 協会は、前1の改善措置が十分であると認めた場合にあっては当該者に対し確認した旨を通知する。
- 3 協会は、前1に規定する措置の実施状況を確認するために必要があると認める場合、型式適合評価依頼者に連絡のうえ、受検場所における確認を行うことができるものとする。

第2節 立会型式適合評価

紙

4 立会型式適合評価における検査方法(規程<u>第25</u>条関係) 受検品(試料)は完成品とし、全数検査により行う。

- 第2 検査設備の整備 (規程第22条及び第35条関係) 規定第22条第1項の「評価細則で定める検査設備の性能」とは、 別表1 (検査設備)の性能欄に掲げるものとする。
- 第3 実態調査 (規程第28条関係)
- の各0 型式適合評 当該措置の実施内容を規程 不良品の流出の調査等必要 ÍΠ 同一の型式適 (以下「実態調査」 別表3 合改善方法書に準じた書式により協会に提出するものと、 別記様式第19号の不合格改善方法書又は同別記様式第 規程第28条第3項の評価細則で定める改善処置は、 げる例示をいう。以下同じ。)があると認める場合、 品質管理上著しい不備 当該者は、 規程第28条第1項の実態調査 価依頼者に対して品質管理等の改善、 な措置を講ずるよう求めることとし、 評価方式の製品の次回受験前までに、 いう。)製品検査において、 (1) 協会は、 不適
- (2) 協会は、実態調査において、品質管理方法書等に記載されている内容と異なる管理方法が行われていると認める場合(前(1)に該当する場合を除く。)、型式適合評価依頼者に対してその改善措置を講ずるよう求めることとし、当該者は、当該措置の実施内容を規程別記様式第20号の不適合改善方法書に準じた書式により協会に提出するものとする。
 - 2 協会は、前2の改善措置が十分であると認めた場合にあっては当該者に対し確認した旨を通知する。
- 3 協会は、前2に規定する措置の実施状況を確認するために必要があると認める場合、型式適合評価依頼者に連絡のうえ、受検場所における確認を行うことができるものとする。
- 第4 立会型式適合評価における検査方法 (規程<u>第26</u>条関係) <u>検査方法</u>は、<u>第2章 (型式評価試験)</u>によるほか、次に掲げる ころによる。

ريـ

省略の方法は

第5 立会型式適合評価における検査手順、判定等(規程第26条関係) 検査項目及び検査方法は、第1章第3節、別表2(型式評価等の試験項目)及び別表7(型式適合評価の検査方法)によるほか、次に掲

(1) 書類審査

げるところによる。

ア~イ (器)

ウ 受検品が既受検と同等でない場合(<u>軽微変更を提出した場合</u>)は、当該変更箇所の設計図、明細書、取扱説明書、点検整備書、社内試験成績 表等の書類の審査をする。また、当該変更がない場合でも、必要に応じて設計図、取扱説明書及び点検整備書について確認する。

(2) 外観検査

塔に係る部分にあっては寸法測定及び図面照合を円滑に行うため、承認図書の写しを受検当日に用意するものとする。

(1) 書類審査

ト~イ (器)

ウ 受検品が既受検と同等でない場合(型式評価又は軽微変更を 提出した場合)は、当該変更箇所の設計図、明細書、取扱説明書、点検整備書、社内試験成績 表等の書類の審査をする。また、当該変更がない場合でも、必要に応じて設計図、取扱説明書及び点検整備書について確認する。

(2) 試験の省略

型式適合評価において、受検品が既受検と同等の場合は、次にす げるところにより試験を省略する。_

ア 試験項目ごとに試験の省略を判断する。また 次に掲げるところによる。

 (ア)
 試験の全てを省略する。

 (イ)
 試験の一部を省略する。

(ウ) 次に掲げる条件の全てに該当する場合に、10分の1の確率で試験を行う。

なお、当該条件へ該当することの判断は、はしごの基本構造が同等のものを同一区分として扱う。

受検の間隔が2年以内であること。

b 最近の引き続く10台の受検において、当該省略 試験項目に欠点が生じてないこと。

イ 試験項目ごとの試験の省略の内容は、別表7(型式適合評価の 試験の省略)による。

(3) 欠点の区分

(3) 欠点の区分

(盤)

(盤)

/ 欠点の例示

各試験項目における欠点の例示は、<u>別表8</u>(欠点表)による。なお、欠点表に掲げていない不具合事項については、欠点表の区分の原則により判定する。

(4) 立会型式適合評価における合否の判定

- 、 規程第26条第2項(1)及び(2)中、「欠点」を「重欠点」 に読替えるものとする。
- イ 「軽欠点」が見出された場合は、判定を保留とし、<u>当該不良</u> が良品と確認された時点で合格とする。

ただし、「軽欠点」が5個以上見出された場合は、不合格とす

第4章 雑 身

第1 軽微変更 (規程第36条関係)

規程第36条第2項の「評価細則で定める事項」とは、<u>別表5</u>に掲げる事項とする。

第2 不正行為等により停止された型式適合評価を再開する場合の扱い (規程第52条、第53条及び第54条)

規程第52条第8項、規程第53条第11項及び規程第54条第1項の評価細則で定める検査のきびしさは、該当しない。

欠点の例示

各試験項目における欠点の例示は、<u>別表4</u>(欠点表)による。 なお、欠点表に掲げていない不具合事項については、欠点表の 区分の原則により判定する。

(4) 立会型式適合評価におけるロットの判定

- , 規程第26条<u>第1項</u>(1)及び(2)中、「欠点」を「重欠 点」に読替えるものとする。
- イ 「軽欠点」が見出された場合は、判定を保留とし、当該不<u>合格品</u>が良品と確認された時点で合格とする。 ただし、「軽欠点」が5個以上見出された場合は、当該ロッ

(5) 立会型式適合評価の特例

トを不合格とする。

型式適合評価における即刻修理可能な欠点による不合格の場合は、当該型式適合評価依頼書の受付を待たずに試験を行える。ただし、当該型式適合評価の期間中における試験の終了を確認できる場合に限る。なお、この場合の合否の判定は、当該型式適合評価依頼書の受付を確認した時点で行う。

第4章 雑 月

第1 軽微変更 (規程第36条関係)

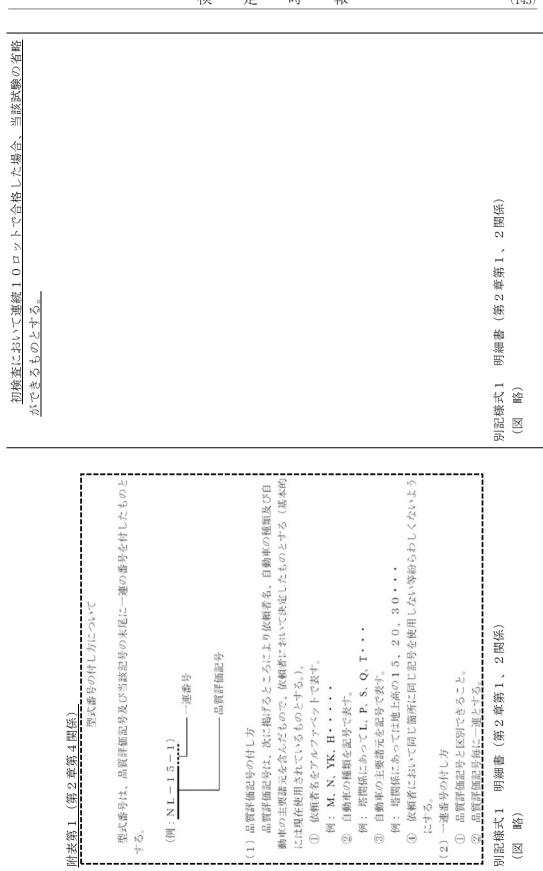
規程第36条第2項の「評価細則で定める事項」とは、<u>別表2</u>に掲げる事項とする。

第2 不正行為等により停止された型式適合評価を再開する場合の扱い (規程第52条、第53条及び第54条) 規程第52条第8項、規程第53条第11項及び規程第54条第 11項の評価細則で定める検査のきびしさは、該当しない<u>ものとし、</u> 型式適合評価を再開する場合は、試験の省略において、第3章第4

試験を行うものとする。

の規定を適用しないで、

(5)



	(別記様式1関係	(株)	17		₩ 	5	1 8	337	the second secon
 路接置関係の特殊消火装置における数品記号の例示 Q (放水塔付) ○○-25AAS - SMJ4B - SMJ4B - SQ (原計放水塔市)、H (大型高所放水市)、L I 注:「X」(その他)については、依頼者において決める いて決める他の項目を含め、項目毎に桁数を揃えるといて決める 	8特殊(公本格) (会を) (会を) (会を) (会を) (会を) (会を) (会を) (会を	三人様 (単)、「 かいく	画 - 25 - 25 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 48 - 48 - 48 - 48	おける AAS (陸) (社) (日) (田)	2 世紀 子子 と と と と と と と と と と と と と と と と と と	記記 XMI 大 本 を を を を を を を を を を を を を	900室 BB - CB C CB A CA A CA A CA A CA A CA A CA A	示 (災者 S — 1 - f (はし) 5ととも	 ○ 塔装置関係の特殊消火装置における製品語りの例示 (浜骨が高体等体で含む) Q (放水塔付) ○○ 25AS - SMI4B - S - I - I ※※ B27 [SQ (屈む放水塔車) ・ H (大型高所放水車)、LH (はして付大型高所放水車) 注:「X」(その他)については、依頼者において決めるものとする。また、依頼者において決めるものとする。また、依頼者において決めるもの原目を含め、項目毎に桁数を揃えるとともに決めた記号等を則示する。
兽	-	5	松	П	#	選	味	Υ	
超大地田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	容例符件 施工	立 出 並	1	坤		4	益	ΚŁ	-
				(-	t	' 2/	
超	荷布	街	¥	も		採	採	<u>~</u> ‡	
	#				生担	50	10	茶疸	
000									〇〇は届出者2-4、番号
$\overline{}$	Н	Н			Н	Н	П		最大地上高により算用数字2桁
桁 -35	+				\forall	+			を用いて依頼者において決める
1 29	+	+	1		+	+	T	T	使用限界によりスルクテベットの人
	4	+	\perp		$^{+}$	+		T	が、OMMに大学性に「DAY、CX8X5 非然生類指揮により747~、中の
-	e m	-		İ	\vdash	+			A から順に依頼者において決
桁	C					\vdash			める
	*				Н	Н			該当しない
		4	_		\dashv	\dashv			斜板方式
	\rightarrow		1		+	+			新田ツダーカ式
	× × E		\perp		+	+	T		た 2 2 3 3 4 1 た い
		-SM		İ	\vdash	+			端
	01				Н	Н			一般構造用炭素鋼管
	*	_			\forall	\dashv			一般構造用角形鋼管
		XX-	_		\dagger	+		T	その他
		1991	- =		$^{+}$	+		T	格の形状(用歌上街)の強み行む サドトロー 美砂 (日歌)
		141	_		+	+			でによりに数十り12-5時で依頼者において決める
					Н	Н	П		塔の長さ(塔数・段及び長さ)の
			2桁-		\forall	\dashv			0年
				4B	+	+			及びがががかのAから順こ依
			_	ပွ		+		T	頼者において決める
				12	<u>ر</u> ۲	+		T	新田 シップス お お田 エッカー
				_	<u> </u>	+	T	T	13
				100	5 %	+		Ī	- 207周 1071 プルン
				_	-	9			
					_	_			屈が装置付き
							-L18		昇降機の許容積載荷重1,800N
					347		-LXX		昇降機の許容積載荷重その他目的時間:
						7	×.	BIS	弁体後票し バカッの許容格制荷重 1,800N
							9	B27	パカナの許容積載荷重 2,700N
								BXX	バガホの許容積載荷重その他
	į	į	į	i	į	i	_ !	8 %%	バガ外無し

4 関係)

8 19

(第2章第 ______ 発展値とする 数本は大型高所収を単のみに適用 扱び*4を付けて開発。 個単 社内装装データは安全等の 計算等と対比するもの 施作後(C) 中間(C) 最終(C) 報号 報 名 報 とする。 第 月 ・7月11 - 御亡前田 全仏神 中・全部出 ・ も2日間を 完成車社内試験成績表 1 10 □ 大型商所放本車 □ 部 数 水 塔 藤 □ 放水箱付割防水ボン(1980 (はしごタイプを除く) 社 内 試 験 成 議 表 11 11 19 at 19an 6, 4939988, 903130 項 日 成 毎 回 まくんクンクを指 を出ビボンアを指 を加ビボンアを指すヤース施 1997 (外別間下は上の番台は1119で) は 海丘ボンブ 回転比 操作 計写回転送度 の報告報の 北木(ボンプ) 以機関の定権回転か 係の回動機立及び制度 はそれぞれおんの (以 向 &(A) = 30-3×株上版 別記様式2 - 130 S 5U9 株別政党 自圧5ップの計算 回転過度 回転過度以下 THE MARK ■ 別名を本の計算書 MERRENCH 報報 (グレール SHEET WAS 備考1 この用紙の大きさは、J1S A4とする。 2 依頼者チェック欄の兼用図書には、今回依頼された提出図書の中で兼用されて いる図書のときは、当該提出図書の「番号」を記載する。 検定協会行功欄 __ # 口有 口無 口有 口無 □有 □無 □有 □無 口有 口無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 口有 口無 二無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 口有 口無 □有 □無 □有 □無 口有 口無 図而必要 の有無 一一 一有 口有 口有 一有 型式評価依頼時提出図書等チェックシー ^{仮働者}: ^{徭 類:} 依頼者チェック欄 確認 #in \mathbb{H} 無 × 5 関係) 搶 別記様式2 (第2章第1 绐 × \exists

10

 ∞ 6

ιΩ

51 51 4

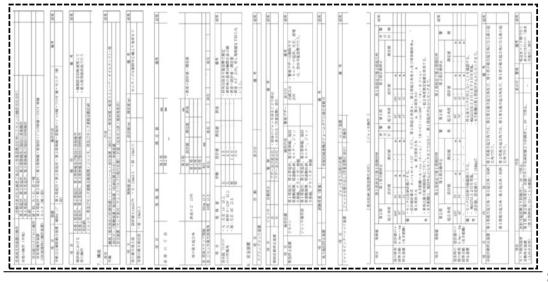
15 16 17

18 20 22 23

提

21

備考1 2



52 52	1000	100	100	经	12	16 12	19	9K 10	12 12 14	12 15 12 15	9
			W.	4°	個 考示好过異常停止灯		配圧力が 2 確5 第3 降会務	71+5 MPa	() () () () () () () () () ()	8	Rept (60)
6C 5E			8:	操作不可	2000 表示改		80 10	次は 散定圧力	単 (L/win) 活 新港 活 が立た方面集業務を		数数 2000 × 2000
MQAZTO JA	85		(S)	8t 8t	是示红		展 を指式る場合は11 を指える場合は1.1) ・試験時面は3分面	施 (3分詞 (3分詞	報子 第三部 (17.1年)		8
16 X-10	æ	40 個	SMR LAW	E4	(銀)	er er	 	・新任力=設3 ・ 対略時間は2	及び報道番号 3000 3400 3800 3800	ントローク国 ントローク国 スペリンコンコン 高機能対 (X	- F 4, 1385,
型 四			510°以下 東田できな	ä.,	の状態 以上457 末満 末満 (情収を的状)		新压力(婚sa)	(Mps)	度ノズル型に及び製造 (場名) RFB (場名) 1.0 3.0 1.0 3.4 3.4 R大陸水量時の/パ.5x	機関の 機関の との ア高年 ロッケ国	中級任 (松丘 (松丘
塔を20、米膚 ケ上向き31、			(一) 外で第1度が10 以下に 単収的報道外に製剤できない	多で割1所 2時間が45°	E 0 0	25475	1	献压力	(1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(100m) (100m) (100m)	Rych (AM)
C. #	等例(CP) 指紅菌(P)		からたむ(0)	内容 (47年 - 1975年 - 1	第1塔の経3 第1塔の経3	無負荷にて左右を行	最高幾用圧(約4)	£.77 (MFa)	番を可の高利	00 015	
・ 対容 では、ペニクを技材可能範囲に設定 造水コック画 で等点水コック画 で等点水コック画	\mathbb{H}	Н	東体中心線が以上に対象し	K体やな過か 以上展開し、	第2時間 動作止,	-2	(6)	設定压力	69 胶木状態 (放水能 放水能 - 5 をロンの	配施 ロン協議ロ 経験をロック R から後継	900
一クを放射 ク画 2類を放射 ロック画	指配公時 (指物長時)	谷民操作的	現代を製団(4) 第1 指が10° 2	2番範囲 () - タが210* 5大コック5	内容 CPU旋線時、第2時 立角116 で自動修正。	自動停止 海圧リリー	图 图 图 经	短端に は ない と と と と と と と と と と と と と と と と と と	2000年2日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10	 の検検ケーブル 申提検ロとリキコ 定コック間、福送 出力減量傾線 0X ウトALORランプ/ クトALORランプ/ 	14
第2格、中 商品大口/ 第1格、第 七六格品条	特を 一つの の が 変 形	Ш	86 55	2	0.8	86	所 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	発展を を を を を を を を を を を を を を	3,000 Ethy 3,000	大型化学単との接続ケープム 「こ大型化学事務後ロシリキ 実際中華末コック圏、指 ドソコン出力高乗場等の 及びスロットALOFランン	警報設定額 子都モード 18% 以上 自動モード 4.78% 以
原 正常大学会装置 (高品本ロック インケーロック)	項 自 例代防止装置 (短器防止装置)	3 日 11・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	項目マプ保護自動停止装置	項 日 指書動収齢操作不可 (液動収納インターロ ク)	三	項 目 国锋害自動停止装置	- 新任 	別 日	0. 放木 (18) 項目 取停貸 放木 部部 ± 10% 数 / ス・路 / スト 育立 / 上面 in 以上 以 in 以上 顧予 ・ 項は例変し	四日 日大野山 日大野山 中 日大野山 中 日大野山 神 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

報報	L	4	8.0	10	報								報報			_	12	報報	Н	景様			報	+	Ш	
				松		L							4.00				8°						424			
事み	×			960	年	の作動中は表示灯点減			*						7447	放水红点面		*					安全装置ス			
	・大型化学単と接続		報	20 20		中部的のなった。			・大型化学車と接続					兼亭灯	ボンプ操作権	排份米红点装		年					・旋回収納位置合わせ・			
	グネマド降	最前海停止の信号		7ER5.	ポンプ部表示灯	後部中継元年点红	泰远水灯点灯	P-MART 2015T	生で下降	等止の信号出力			(1×8)	ック停止時のポンプ圧	直 測定値	No.	液量計劃示值 L/ain	(MDa)		部分	を明らかに規定値未満のものは省略		選・路英田 子 田 英田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田		×	+
17:80	エンジン回転がアイドリングまで下降	大型化学単(パソコン)へ減量剤御停止の信	- クの作動状態 - 下・名・右 - 下・右・右・暗響・声か	内容 ジン回転がアイドリング 、手動とも)	リモコン部裁示灯	中級コック灯点灯	McAstrict	n Met Act	日達成 がアイドリング	大型化学率(パソコン)へ流量制御停止の信号出力	101			格送水コック圏 コックリ	等止 批析	MPa 1	イデモカ 製館送水圧力 (Mpa Mpa Mpa Mpa Mpa Mpa Mpa Mpa Mpa Mpa	退水压力 7 MPs 最高使用压			表明らかに規定		第2年起伏・第3周	モニタノスルの傾仰、 <u>な名及び真塊</u> 表示灯 (ジャッ中部電纜・アウトリガ張出) 観読者名	・る単台の最大傾斜角	は国野放木塔車をそれぞれ示す。
	で放水中に中級圧をエンジ	未満にする 大型(放水状態 ホニタ 最大放水盤 上・下 日本お本等 ・・下	HS		部中銀元コック開	春追水コック屋		(1 成日)・エンジン回転送度がアイ	大型化学率((2成日)口格退水コック間	-		5 MPa で放 格送	1を行いコッ 動作停止	17.5	ノズルの種類 ポンプ圧) (カノズル ロボナスル	0.0		別定能			ッキ・第1席程伏	切、気有及び直噴 溶電器・アウトリッ	放水条件・使用で	章,「編」は服約
報告	自動を一下で放水中	0.05 MPa 未講	ノズルの種類 カノズル ゴモノズル	操作位置 参修正装 リモコン ポンプ操作バネル	報件	放水可能容勢にして、後日	ッチを押す	#K	自動で放水中に放水 (3.8)	イッチを押す	(2)		施作	ドの中級圧約 0.	木中に塔込木コック間の操作を行いコッ	クが間じる途中で選木圧を上げ		装備化置	東南 放水鏡(モニタ)	発定値	5.950.09		着圧ポンプ・ジャ	モニタノスルの資 表示灯 (ジャッキ 製造者名	使用範囲図・許易	規格館構の「大」は大型高所放水車を、「展」
- 英田	中華圧低下による	放木停止装置	項目 放水中のモニタ の本能		- 10 日 10 日	拉木操作 放水河	放水スイ	D MOSERY	0.66.0	作ホスイ	-		- 被目	ホースの 自動モー	一メト 木中に添	防止装置 ラが開じる	項目 時の状態 塔上放水 最大地上高	AN IN	自衛強器決售	40.01	様木に要する時間	107	項 田 編件非示	報告を示	建元表示 1.6 事项表示	1 現路領機の「5

附図第2(別記様式2関係)

```
・オイルタンク(材質、大きさ、上部開口、通気口、吸引口、戻り口、給油口及び
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                ・ギヤケース(材質、大きさ、通気口、油量計、給油口及び排油口の確認ができる
                                                                                                                                       ・安全率(塔の構造部分、ローラーチェーン及びリーフチェーン、ワイヤーロープ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  ・塔に使用される部材の材料証明書、塔の旋回防止の試験荷重値の計算書
                                                                                                                                                                                            ・実機試験データ(塔本体、安全率が低い場合の塔の構造部分、安定度)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   ・油圧配管系統図 (配管材質 (JIS と比較できるもの)、調圧弁の設定圧)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、
型式評価依頼時の提出図面等(例)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 ・温度変化への対応、作動油の温度、使用温度の成績書
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  ・耐久性の確認、姿勢維持の成績表、電磁波の成績表
                                                                                                                          ・強度(重量物取付部、油圧ポンプ駆動装置の荷重)
                                  型式評価依頼時提出図書等チェックシー
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    制御装置の信頼性、制御装置の説明書
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      苦情処理·事故報告管理方法書、譬約書
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            主要部の操作名称及び操作内容
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        排油口の確認ができるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                             ・完成車のならし運転実施表
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           契約書(委託型式に係る依頼)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            既承認型式の委受託関係書類
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    電気機器類の防水措置
                                                                                                         強度・安全率等の計算書
                                                                                                                                                                                                                                               · 完成車社內試験成績表
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     油圧部品図又はカタログ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       ・オイルタンクの油量計
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              ・動力取り出し装置図
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             使用上の注意事項
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             艤装三面図 (参考)
                                                                                        工場設備概要調書
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               動力取り出し装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                電磁クラッチ
                                                      型式評価依頼書
                                                                                                                                                                                                                               社内試験成績表
                                                                                                                                                                                                                                                                 社内確認表
                                                                                                                                                                                                                                                                                                 その他の資料
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       ・油圧ポンプ
                                                                                                                                                         油圧機器)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                · 操作装置

    安定度

                                                                                                                                                                                                              · 按地压
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    油压配管
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             操作表示
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  £0)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            2
```

・パスケット(主要部の寸法、使用材料及び当該材料の外寸、床面積、手すりの高 主要部の全体図及び断面図(縦、横、長さ、枠組みの形状、枠組みの長さ、使用 ・操作装置 (操作盤(配置のわかるもの)、作動説明、制御装置(型式)、配線図) ・操作装置 (操作盤 (配置のわかるもの)、作動説明、制御装置(型式)、配線図) ・アウトリガー装置 (アウトリガーボックス、アウトリガーシリンダ) さ、手すりの周の長さ等が確認できるもの) ・ジャッキ装置(ジャッキシリング、ジャッキ接地部) ・伸縮ワイヤーロープ (JIS と照合できるもの) ・サブフレーム (アウトリガーボックス) ・主要部の材質 (JIS と比較できるもの) ・伸縮ワイヤーロープ巻き取りドラム 材料の外寸等が確認できるもの) ・旋回維手(油圧配管、送水配管) ・伸縮シリンダ又は油圧モータ ・塔のガイドローラー組立図 ・塔の支持 (三角) フレーム ・旋回収納位置合わせ表示 ・スプリングロック装置 ・駆動用ギヤーケース ·他力旋回防止装置 自動傾斜矯正装置 ・サーンテーブル ・起伏フレーム 起伏シリンダ · 起伏防止装置 · 伸縮防止装置 ・屈折シリンダ ·屈折防止装置 バスケット装置 ・油圧モータ ・塔の収納受 車両支持装置 · 旋回装置 ·調圧装置 起伏装置 中縮装置 · 屈折装置 起伏装置 旋回装置 伸縮装置 屈折装置

```
・バスケット又は塔先端の放水銃(材質、大きさ、防食処理、取り付け部、作動角
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         ・設けられた装置 (障害自動停止装置 (塔の先端に取り付けられたもの)、塔の飛
               ・バスケット平衡装置 (平衡装置用ワイヤーロープ (JIS と照合できるもの))
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            3 配管の材質及び径を配管系統図に記入する等図面を兼用してもよい。
                                                                                                              塔送水配管(材質、大きさ、防食処理、取り付け部の確認ができるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         取り付けられていない部品又は必要のないもの等については除く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          図面は必要なことを記載されたカタログでよい。
                                                                                                                                                                                                                                                                           ・主要電気部品 (防水措置の判断ができるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        ・主要電気部品 (防水措置の判断ができるもの)
滑り出し防止の措置等
                                                                                                                                                                            ・自衛噴霧装置(車体、バスケット、放水銃)
                                ・バスケット取り付け部の脱落防止の措置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        出防止装置、ジャッキ飛出防止装置)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          各安全装置の設定及び作動説明
                                                                                                                                                                                                           ・操作盤 (配置のわかるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                          ・応急操作装置の油圧ポンプ
                                                                                             等の確認ができるもの)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     取极說明書·点檢整備書
                                                                                                                                             放水銃の遠隔操作装置
・床面の滑り止め措置、
                                                                                                                                                             ・水圧力計又は流量計
                                                                                                                                                                                                                                           ·制御装置 (型式)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         ·制御装置 (型式)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        検知部の配置図
                                                                                                                                                                                                                                                                                           スロットル装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    ・塔の使用範囲図
                                                               ,水配管系統図
                                                                                                                              ・ 塔送水コック
                                                                                                                                                                                              塔の操作装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      · 倾斜角度計
                                                                                                                                                                                                                            · 作動説明
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     · 角度計
                                               放水装置
                                                                                                                                                                                                                                                            · 配錄図
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            安全装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        表示装置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      · 伸長計
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      通話装置

    風速計

                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          1: 烘
                                                                                                                                                                                               26
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        30
```

装備又は積載の無い理由 氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名) 5 関係) 消防ポンプ自動車 災害対応特殊装備確認表 (第2章第1、 先 災害対応特殊車装備確認表 装備又は | || || 二無 **二** 二無 二 積載の有無 \prec 口有 依頼者 從 □屈折はしご車 Ш 該当する災害対 応特殊車の種類 災害対応特殊 口はしご車 □水槽車 □化学車 □水槽車 □水槽車 □水槽車 Щ ホース延長用資機材 平成 装備名 四輪駆動方式 四輪操舵方式 特殊車の種類 動力昇降装置 別記様式3 積載ホース Ш 検 财

書類審查(社内)、外観検査

機能試験(操作) 書類審査(図面、

機能試験(操作)

外觀検査(目視) 書類審査(社内) 書類審査(社内)

388

2.3.1.4 電気機器

2.3.2.1 シャシフレーム

架装要領書 乗員席

2.3.2.2

外親検査、機能試験(操作)

外観検査(目視)

9.8(2)

2.3.2.5 キャブのロック装置

2.3.3.1

油圧ポンプ

2.3.2.4 キャブ 2.3.2.3

機能試験

書類審査(図面、

機能試験(操作)

機能試験(操作) 外觀檢查(目視) 書類審査(社内)

書類審查、外観検査

外観検査(目視)

3.2(8)

基準と確認方法 (第2章第2関係) 別表 1

安全基準IV	μIV	補助規格	確認方法
2.2.1 材料・総論		1.2	書類審査(社内)
2.2.2 DAYPU-7			書類審査(社内)
2.2.3 配線			書類審査(社内)
(2.3各装置の構造)	$(1) \sim (3)$		機能試験等
2.3.1.1 装置	(4)		書類審査(社内)
	(2)		書類審查(社内)、機能試験
2.3.1.2 艤装	(1)		外觀検査(目視)
	$(2) \sim (4)$		書類審査(社内)
2.3.1.3 通路等	$(1), (3) \sim (4)$		外觀検査(目視)
	(2)		外親検査(寸法)
	(2)		書類審查、外観検査(目視)
	(9)		書類審查、外観棒香(目視)、

	蒸	1	<u>#</u>)	<u>m</u>
(おと早先3、1及05月3年5月2 31次) 検査設備	性能	受託評価業務規程、基準、評価細則 及び関係日本工業規格	(吳國)	(長麗)
4 早 另 3 、 1 次 0	田田	関係法令	(婦)	(兒童)
別衣 1 ()	種別	各種別に	11年	なしご又は塔装置

29

書類審查(社内)、外觀検査(目視)

往内)

書類審査(図面、

外親検査(目視)

 $(4), (5), (6), (8) \sim (10)$ $(1) \sim (3), (7), (11)$ (1), (3), (5), (6)

ワイヤロープ

2.3.3.4 油圧配箔物

2.3.3.5

チェーン

 $(1) \sim (4), (6)$

2.3.3.3

オイルタンク

2.3.3.2

(5), (7)

外親検査(目視)

機能試験

書類審査(社内)

機能試験	
(スケットの衝突防止	

(3)	2.3.4	3		外観検査(寸法)	
(4)、(6) 機能記錄 (5) 書類審査(計内)、外機檢查(目積) (1) 書類審查(計内)、外機檢查 (1) (3) 第(6) 第(6) 第(6) 第(6) 第(6) 第(6) 第(6) 第(6	車両支持装置	(2), (3)			
(5) 書類審査(担内) 外機修査(目標) (1) 書類審査(担内) (1) 書類審査(担内) (1) 書類審査(担内) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) 書類審査(担内) (1) (7) (8) 書類審査(担内) (1) (7) (8) 書類審查(担内) (1) (7) (8) 書類審查(目視) 書類審查(目視) 書類審查(目視) (1) (5) (6) (7) (8) 書類審查(目視) 書類審查(目視) (7) (8) 書類審查(目視) 書類審查(目視) 書類審查(目視) 書類審查(目視) 書類審查(目視) (7) (8) 書類審查(目視) 書類審查(目視) 書類審查(目視) 書類審查(目視) 書類審查(目視) 書類審查(目視) 書類審查(目視) (7) (8) (1) (2) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8				機能試験	
(7)		(5)		書類審查(社内)、外觀檢查(目視)	
(1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (1) (3) (1) (4) (1) (5) (6) (1) (5) (6) (1) (6) (1) (7) (8) (1) (7) (8) (1) (1) (2) (7) (8) (1) (1) (2) (7) (8) (1) (1) (2) (3) (8) (1) (1) (2) (3) (8) (1) (2) (3) (1) (2) (3) (1) (2) (3) (1) (2) (3) (1) (2) (3) (1) (3) (6) (7) (9) (10) (2) 平極装版 (1) (2) (3) (4) (1) (5) (6) (7) (6) (10) (2) 平極装版 (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (6) (7) (6) (10) (6) (7) (6) (7) (9) (10) (7) (8) (7) (8) (1) (8) (1) (9) (9) (10) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (4) (4) (4) (4) (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (8) (6) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (9) (8) (8) (8) (1) (8) (8) (8) (8) (1) (8) (8) (8) (1) (8) (8) (8) (8) (1) (8) (8) (8) (1) (8) (8) (8) (8) (1) (8) ((2)			
(1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (1) (7) (1) (7) (6) (1) (7) (7) (8) (1) (8) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (3) (1) (4) (1) (5) (6) (7) (8) (1) (7) (8) (1) (1) (1) (1) (1) (8) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)					
(2) (3) (4) (4) (1) (3) (2) (3) (1) (4) (5) (6) (1) (5) (6) (7) (8) (7) (8) (8) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (7) (8) (8) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (3) (2) (4) (5) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (8) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (1) (3) (2) (4) (3) (4) (5) (4) (5) (5) (6) (9) ~ (12) (16) (14) (14) (15) (16) (17) (19) (10) (17) (10) (18) (19) (10) (19) (19) (10) (2) (3) (4) (10) (3) (4) (5) (6) (7) (9) (10) (4) (7) (8) (10) (5) (7) (8) (10) (7) (8) (10) (8) (10) (1	. 3. 5	(1)		往内)	
(3) (4) (4) (1) (3) 9.8(6) (1) (3) 9.8(6) (1) (4) (1) (4) (1) (5) (1) (6) (1) (7) (8) (1) (7) (8) (2) (7) (8) (3) (1) (1) (10) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (10) (2) (3) (6) (7) (10) (2) (3) (8) (10) (2) (3) (8) (10) (3) (4) (5) (6) (7) (10) (10) (4) (5) (6) (6) (7) (10) (10) (5) (6) (7) (8) (10) (7) (8) (10) (10) (8) (10)		(2)			
(4)		(3)		走行・急制動試験、書類審査(社内)	
(1) (3) 9.8(6) 外観検査((1) (4) 9.8(6) 対観検査((1) (5) (6) 分観検査((1) (5) (7) (8) 分観検査((1) (5) (7) (8) 分観検査((1) (5) (7) (8) 分観検査((1) (2) (3) (4) (5) 分別検査((2) (3) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10		(4)		書類審査(社内)	
(1)、(3) 9.8(6) 外銀検査((1) (4) (5) (6) (6) (7)、(8) (7.15) (8) (86) (46) (40) (41) (41) (41) (41) (41) (41) (41) (41	3.6			書類審査(社内)	
(1) (2) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	2.3.7		9.8(6)	外觀檢查(目視)	
(1) ~ (4) 検能記錄 (1) ~ (5) (6) 9.8 (11) 機能記錄 (4) (5) 8	旋回装置	(2)	9.8(6)	荷重試験	
(1) (6) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	2.3.8.1	(I) ~ (4)		機能試験	
(1) ~ (3) 9.8 (11) 機能試験 (4) (5)	傾斜矯正装置	(5), (6)		外観検査(目視)	
(4) (5) (6) (6) (1) (2) (7) (8) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (8) (8) (1) (1) (1) (2) (3) (6) (7) (9) (10) (2) (3) (6) (7) (9) (10) (2) (3) (6) (7) (9) (10) (4) (5) (6) (7) (8) (6) (7) (8) (8) (8) (1) (1) (2) (3) (4) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (6) (7) (8) (8) (10) (11) (11) (12) (13) (13) (13) (14) (15) (17) (17) (18) (19)	2.3.8.2		9.8(11)	機能試験	
2.3.9.1 (6) 海域溶液、 機能試験 東通 (2), (7), (8) 外観検査化 (3) 持続液液 2.3.9.2 (1) (3) 事類審充 電源・油圧ボンブ間 (2) (3) 機能試験(有機能試験(有機能試験) 東両文特装配別係 (2), (3) (1) 外観検査(日報院試験) 2.3.9.3 (1) (2), (3) 機能試験(有機能試験) 2.3.9.4 (1) (1) (3) 機能試験 2.3.9.5 (1) (1) (3) (4) (4) (2), (3) 2.3.9.1 (1) (1) (3) (4) (4) (4) (5) (6), (6), (7) (7) (8) (9) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (4) (7) (8) (9) (10) (8) <td>傾斜矯正装置</td> <td>(4), (5)</td> <td></td> <td></td>	傾斜矯正装置	(4), (5)			
2.3.9.1 (1) 梅龍試験 共通 (2), (7), (8) 今報検査任 (3) 音報審查 2.3.9.2 (4), (5) 機能試験 電源・油圧ポンプ関 (1) 機能試験 電源・油圧ポンプ関 (2) (3) 機能試験 東崎支持 (1) (2), (3) 機能試験 東崎大学 (2), (3) (4) (2), (1) (3) 機能試験 まずま (2), (3), (6) (9)~(12), (15) 9.8 (12) 機能試験 なクット (1) (2), (3), (6) (1), (7), (8) 9.8 (12) 機能試験 スケット (1), (2) 機能試験 機能試験 スケット (1), (2) 外機修査(スケット (1), (2) 外機修査(スケット (1), (2) 外機修査(スケット (1) (1), (2) 外機能 スケット (2) (3) (4) 株 スケット (4) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (1) (1) (2) (3)<		(9)			
共通 (2), (7), (8) 分解能定位 (3) (1) 方規能定案 (3) (1) 分規能定案 (3) (1) 分規能定案 (2) (3) 人規能定案 (4) (2) (3) 人規能定案 (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) 分類能定证 (10) (11) (12) (13) 外機能定 (10) (11) (12) (13) (13) 外機能定 (10) (11) (12) (13) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (17) (17) (17) (17) (18) <td rowsp<="" td=""><td>2.3.9.1</td><td>(1)</td><td></td><td>機能試験</td></td>	<td>2.3.9.1</td> <td>(1)</td> <td></td> <td>機能試験</td>	2.3.9.1	(1)		機能試験
(4), (5) 書類審査、 (6) 機能試験(4) 書類審査(4), (6) (7), (8) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) (2), (3) (4) (1) (5), (6), (7), (8) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) (1), (3) (10) (10) 書類審査(4) 書類審査(4) (1), (3) (6), (7), (9), (10) 書類審査(4) 書類審査(4) (10, (5), (6), (7), (9), (10) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) (10, (5), (6), (7), (9), (10) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) (10, (5), (6), (7), (9), (10) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) 書類審査(4) (1), (2) (10, (3), (4) (10) 書類審査(4) 書		(2), (7), (8)		外観検査(目視)	
(6) (4)(5) 書類審定(市均) 電類審定(市均) 電源・油圧ボンブ間 (2) (1) (2) (3) 機能試験(機币) 機能試験(機币) (3) 機能試験(機币) 機能試験(機币) (4) (2)(5)(6)(9)~(12)(15) 9.8(3) 機能試験(機币) (4) (2)(5)(6)(9)~(12)(15) 9.8(12) 機能試験(機币) 指型機 (3)~(4),(7),(8) 9.8(12) 機能試験(租币) 指型機 (4) 機能試験(租币) (4) (5)(6),(7),(8) 9.8(12) 機能試験(租币) 指型機 (10) 書類審定(市均) 書類審定(市均) (10)(5)(6),(7)(9),(10) 持機能減 (市均) (11)(5)(6),(7)(9),(10) 持機能減 (市均) (11)(5)(6),(7)(8) (10) 持機能減 (市均) (11)(5)(6)(7)(8) (10) 持機能減 (市均) (11)(5)(6)(7)(8) (10) 持機能減 (市均) (11)(5)(6)(7)(8) (10) 持機能減 (市均) (11)(5)(6)(7)(8) (10) (10) 持機能減 (市均) (11)(5)(6)(7)(8) (10) 持機能減 (市均) (11)(5)(6)(7)(8) (10) 持機能減 (市均) (11)(5)(6)(7)(8) (10) 持機能減 (市均) (11)(5)(6)(7)(8) (10) 持機能減 (市均) (11)(5)(6)(7)(8) (10) 持機能減 (市均) (11)(7)(8)(8)(8)(8)(8)(8) (10) 持機能減 (市均) (11)(8)(8)(8)(8)(8)(8)(8)(8)(8)(8)(8)(8)(8)	4/4	(3)			
2.3.9.2 (6) 機能試験(機作) 2.3.9.2 (1) 外観検査(目初) 6 (3) 機能試験(機作) 2.3.9.3 (1) 機能試験(機作) 2.3.9.3 (1) 外観検査(目初) 2.3.9.4 (2), (3) 機能試験(機作) 2.3.9.5 (1) 9.8(3) 外観検査(目報) 2.3.9.7 (1) 9.8(12) 機能試験(機作) 2.3.9.7 (1) 9.8(12) 機能試験(機作) 3.10.1 (1) 9.8(12) 機能試験(機作) 3.10.2 (1) 9.8(12) 機能試験(性) 3.10.3 (1) (3) (4) (4) (5) 3.10.2 平衡装置 (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (9) (10) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (4) (4) (5) (6) (7)	採	(4), (5)		書類審查(社内)	
2.3.9.2 (1) 特別 (2) 機能試験 (機行) 機能試験 (機行) 機能試験 (機行) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	題	(9)		機能試験(操作)	
(3) 機能試験(機作) (4) 機能試験(機作) (5) (5) (7) (7) (8) (7) (8)	2.3.9.2	(1)		外観検査(目視)	
(3) 機能記載 2.3.9.3 (1) 外線施充(目後) 4 (2) (3) 機能記載(機作) 2.3.9 (1) 機能記載(機作) 4 (2) (5) (6) (9) ~ (12) (15) 9.8(12) 機能記載(機作) 特関係 (3) ~ (4) (7) (8) 9.8(12) 機能記載(機作) 特関係 (3) ~ (4) (7) (8) 9.8(12) 機能記載(機作) (14) 4 (1) (5) (6) (7) (9) (10) 告報電差(付均) (4) (5) (6) (7) (9) (10) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (7) (9) (10) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (9) (10) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (9) (10) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (7) (9) (10) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (7) (10) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (7) (10) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (7) (8) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (7) (8) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (7) (8) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (7) (8) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (7) (8) 各機能充 (4) (5) (6) (7) (7) (8) 各機能充 (4) (6) (7) (8) (8) (8) 各機能充 (4) (6) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	油圧ポン			機能試験(操作)	
2.3.9.3 (1) 外線施充(目視) 車両支棒装置開係 (2), (3) 機能試験(機币) 2.3.9 (1) 9.8(3) 外線施充(目視) 4 (2), (5), (6), (9)~(12), (15) 9.8(12) 機能試験(操币) 時間係 (3)~(4), (7), (8) 9.8(12) 機能試験(操币) 3.10.1 (1) (1) (2) (3) (4) (4) 4 (2), (3), (8) (3) (4) (4) (4) (4) 3.10.2 平衡装置 (1), (2) 機能試験 (4) (4) 3.10.2 平衡装置 (1), (2) 機能試験 3.10.3 人4) (4) (4) 3.10.3 人4) (4) (4) 3.10.3 人4) (4) (4) 3.10.3 人4) (4) (4) 3.10.3 人2.2 人2.2 人2.2 人2.2 3.10.3 人2.2 人2.2 人2.2 人2.2 3.10.4 人2.2 人2.2 人2.2 人2.2 4.2 人2.2 人2.2 人2.2 人2.2 人2.2 4.2 人2.2 人2.2 人2.2 人2.2 人2.2 人2.2 4.2 人2.2 人2.2 人2.2 人2.2 人2.2 人2.2 <tr< td=""><td>经</td><td>(3)</td><td></td><td>機能試験</td></tr<>	经	(3)		機能試験	
車両支持装置関係 (2), (3) 機能試験(機作) 2.3.9 (1) (4) 機能試験 4 (2), (5), (6), (9)~(12), (15) 9.8(12) 機能試験(操作) 時間係 (3)~(4), (7), (8) 9.8(12) 機能試験(操作) 3.10.1 (1) 年報報を指目現 3.10.2 平衡装置 (1), (9), (10) 体限的性(中) 体限的性(中) 3.10.2 平衡装置 (1), (2) 機能試験 3.10.3 不少かる通路 (1), (2) 機能試験 3.10.3 不分かる通路 (1), (2) 機能試験 4.7 × 12.2 からが認知 (1), (2) 株職的対験 4.7 × 12.2 からが認知 (1), (2) 株職的対験 4.7 × 12.2 からが認知 (1), (2) 株職的計 4.7 × 12.2 からが認知 株職的対験 4.7 × 12.2 からが認知 株職的対験 4.7 × 12.2 からが認知 株職的対験	65	(I)		外觀檢查(目視)	
2.3.9 (1) (4) 機能定験 4 (2), (5), (6), (9)~(12), (15) 9.8(3) 外製能充(目租) 特別係 (3)~(4), (7), (8) 9.8(12) 機能試験(機印) 3.10.1 (1) 弁製能充(目租) 特別能定行的 (2), (3), (8) (1) 分製能充(日租) 3.10.2 平衡装置 (1), (2) (1), (2) 機能試験 3.10.2 平衡装置 (1), (2) (1), (2) 機能試験 (2) (1), (2) 機能試験 3.10.3 不少かる通路 (1), (2) 機能試験 2.2 次から通路 (1), (2) 機能試験 2.3 10.4 1 スネルルの確認的 機能対験	車両支棒装置開係			機能試験(操作)	
2.3.9. (1) (1) 9.8(3) 外規検査(目担) 4 (2), (5), (6), (9)~(12), (15) 9.8(12) 機能試験(機相) 時間係 (3)~(4), (7), (8) 9.8(12) 機能試験 3.10.1 (14) 音報審查目報 3.10.2 (1) (2), (3), (8) A機能查信目期 3.10.2 平衡装置 (1), (2) 機能試験 4.75.7 (2) (3) (4), (5) (6), (7) 3.10.2 平衡装置 (1), (2) 機能試験 4.75.7 人。公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公		(4)		機能試験	
4 (2), (5), (6), (9)~(12), (15) 9.8(12) 機能試験(機作) (3)~(4), (7), (8) 9.8(12) 機能試験 (4)(4) (14) (14) 4.8(12) 4.	. 3 . 9 .		9.8(3)	外親檢查(目視)	
14 15 17 17 18 18 18 18 19 19 19 19	(2), (5),	$(9) \sim (12)$,	9.8(12)	機能試験(操作)	
(14) 3.10.1 (1) (ウット (2),(3),(8) (0),(5),(6),(7),(9),(10) 3.10.2 平衡装置 (1),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(2) (4),(3) (4),(4) (5) (6),(7) (7) (7) (8) (8) (9) (1),(2) (9) (1),(2) (9) (1),(2) (1),(2) (1),(2) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (8) (9)	(3)		9.8(12)	機能試験	
3.10.1 (1) (2) (3) (8) (4) (7) (9) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10	(14)			,	
(ケット (2), (3), (8) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10	_			書類審査(社内)	
(4), (5), (6), (7), (9), (10) 3.10.2 平衡装置 (1), (2) 3.10.3 (ファトにかから通路 4.ファトにかから通路 3.10.4 1・バスケットの確認時中		(8)		外観検査(寸法)	
3.10.2 平衡装置 (1), (2) 3.10.3 (1), (2) (ケットにかから通路 3.10.4 パスケットの確認時中	(4), (5), (, (7), (9),		\sim	
3.10.3 (1),(2) (ケットにかかる通路 (ケットにかかる通路 3.10.4.1 ペスケットの確認的中	3.10.2	(1),		機能試験	
	3. 3.			外親検査(寸法)	
9.10.4.1 くくシシトシ配次四に		ケットの衝突防止		泰布艾馨	

	2.3.10.4.2 バスケ	ットの衝突防止	5止	! !	級信が 数に記る	
歌・共通 (3) 外銀修売(目視) 11.2 (1) 9.8(10)7 外銀修売(目視) 11.3 ジャッキインタロック装置 9.8(10)7 機能記錄 11.4 (1)~(3) 9.8(10)7 機能記錄 11.5 (1) 9.8(10)7 機能記錄 11.5 (1) 9.8(10)7 機能記錄 11.5 (1) (3) 9.8(10)7 機能記錄 11.5 (1) (3) 外銀修売(目視) 財産企業 11.6 (1) (3) 外銀修売(目視) 財産企業 11.7 (1) (3) 外銀修売(目視) 財産企業 11.7 (1) (3) 外銀修売(目視) 財産企業 11.1 (4) (5) 財産企業 財産 11.1 (4) (5) (5)	. 3. 1 1. 1	1)			\sim	
(3)	原年・	2)			機能試験	
11.2 ジャッキインクロック装置 (1) (1) (2) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(;)	3)			外视検査(目視)	
1.1.3 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	. 3. 1 1. 2	1)	9.8(10	7.0	外親検査(目視)	
11.3 ジャッキインクロック装置 9.8(10)イ 機能記錄 11.4 (1)~(3) 9.8(10)オ 機能記錄 11.5.2 (1) (1) 音類審査、外限検 11.5.2 (1) (2) 機能記錄 11.5.3 (1) (3) 保能記錄 11.6 (1) (3) 保証記錄 11.7.1 城回障害 (1) (3) 保能記錄 11.7.2 (1) 城回障害 (1) (4) 保能記錄 11.7.2 (1) 城回障害 (1) (5) 保健記錄 11.7.2 (1) 城回障害 (1) (5) 保健記錄 11.7.2 (1) 城回障害 (1) (1) 保健記錄 11.7.2 (1) 城區記錄 (1) (2) 保健記錄 11.7.3 低電的上裝置 (1)~(2) 保健記錄 11.1 (2) 安定度の確認裝置 (3) 保健記錄 11.1 (2) 安定度の確認裝置 (1)~ 機能記錄 11.1 (3) 保健記錄 (1)~(3) 保健記錄 11.1 (4) (4) 告對審查(日報) 保健記錄 11.1 (4) 大量格記錄 (1)~(3) 9.8(2) 機能記錄 11.1 (4) 告對審查(日報)、 12.2 応急操作裝置 (1)~(3) 9.8(2) 機能記錄 13.1 水準器 (1) 9.8(13) 機能記錄 13.2 塔使用時間計 (1) 9.8(8)(9) 外級依定日報)、 13.3 風速計 水準器 (1) 9.8(8)(9) が表達錄 13.3 風速計 水準器 (1) 9.8(8)(9) が表達錄 13.3 風速計 (4) 9.8(8)(9) が表達錄	プリングロック装置	2)			機能試験	
11.4 11.6 11.7 11.5 11.6 11.5	. 3. 1 1. 3 ジャッ	ンタロッ	9.).(機能試験	
11.5.1	. 3. 1 1.	(6) 1	機能試験	
11.5.1 書類審査、外規検 書類審査、外規検 書類審査、外規検 11.5.3 (1).(3) 機能が験 長期 長期 長期 長期 長期 長期 長期 長	使用限界自動停止装置					
	1 1.					
11.5.2	服界	・過荷重自動	停止			
界二次自動停止装置 (2) (3) 内級检查(目視) 11.5.3 (1),(3) 外級检查(目視) 11.6 (1) 9.8(10) 機能記錄 11.6 (1) 9.8(10) 機能記錄 11.7.1 (1),(2) 機能記錄 11.7.2 (1),(2) 機能記錄 11.1.8 (1) (1) 30 (1) (2) 40 (3) 機能試験 40 (4) (5) 機能試験 40 (5) (4) (5) 40 (4) (5) 機能試験 40 (5) (6) (7) 40 (6) (7) (8 40 (8 (9) (4 40 (8 (9) (4<	3.11.5.	Ξ			書類審査	Γ
11.5.3 (1), (3) 外級検査(目根) 11.6 (1) (2) (4) 機能記錄 11.6 (1) (2) 機能記錄 11.7.1 凝回降音 (1), (2) 機能記錄 指記 (1) (2) 機能記錄 11.7.2 (1) (1) (2) 機能記錄 11.1 9 安定度の確認裝置 (3) 機能記錄 11.1 0 字之度の確認裝置 (3) 機能記錄 11.1 1 (4), (5) 機能記錄 11.1 2 (2), (3) 機能記錄 11.1 2 (4), (5) 機能記錄 11.1 2 (1) (1) (2) 機能記錄 11.1 2 (1) (2) (3) 機能記錄 11.1 2 (4), (5) 機能記錄 12.2 応急機件装置 (1) (3) 9.8(2) 機能記錄 13.1 水準器 (1) (3) 9.8(2) 機能記錄 13.2 塔使用時間計 (1) (3) 9.8(3) 機能記錄 13.3 機能記錄 (1) (3) 9.8(3) 機能記錄 13.1 水準器 (1) (3) 9.8(3) 機能記錄 13.2 塔使用時間計 (1) (3) 9.8(3) 人 外級検査(目視)、 13.3 機能記錄 (1) (2) (3) 9.8(8) (9) 外級検查(目視)、 (2) (5) 9.8(8) (9) 外級検查(目視)、 (2) (5) 9.8(8) (9) 放水記錄 (3) 機能記錄 (4) (4) (4) (5) 9.8(8) (9) 放水記錄 (5) (5) 9.8(8) (9) 放水記錄 (6) (5) 9.8(8) (9) 放水記錄 (6) (6) 9.8(8) (9) 放水記錄 (7) (5) 9.8(8) (9) 放水記錄 (8) (4) (4) (4) (4) (4)		(2)			機能対象	Γ
11.6 (2), (4) 機能診験 機能診験 機能診験 11.6 (1) 9.8(10) 機能診験 65 (1)	. 3. 1 1. 5.	(1), (3)			ш	
11.6 1 1.6 1 1.8 1.8 1.8 1.8 1.5 1.8 1.7 1.8 1.8 1.5 1.5 1.8 1.8 1.1	過荷重自動停止装置	(2), (4)			機能試験	
11.7.1 第回降音 (2)	. 3. 1 1.	(1)	9.8(10	0.0	機能試験	
11.7.1 旋回降音	伸縮等防止装置	(2)			≡	
11.7.2 (1), (2) 機能記錄 機能記錄 (1), (2) 機能記錄 (1)	. 3. 1 1. 7. 1	和			機能試験	
11.8 機能試験 (1)	2.3.11.7.2	(1)	, (2)		機能試験	
11.8 (1)	旋回障害自動停止装置					
動停止装置 (3) 機能試験 11.1 9 安定度の確認装置 機能試験 11.1 1 キャブ保護の装置 外製検査(目租) 11.1 2 (2)、(3) 背積電空(図面、すり) 11.1 2 (1)、(5) 機能試験 11.1 3 應電防止装置 (1)~(2) 機能試験 12.1 応急性伸接置 (1)~(3) 9.8(2) 機能試験(地行) 13.1 水準器 (1) 9.8(13) 機能試験 13.2 路使用時間計 9.8(13) 機能試験 13.3 路硬用 (2)、(5) 9.8(8)(9) 外型検査(目程)、 13.6 放水装置 (2)、(5) 9.8(8)(9) 外型検査(報行) (2)、(5) 9.8(8)(9) 放水試験 (2)、(5) 9.8(8)(9) 放水試験	3.11.	Ξ	~		機能試験	
安定度の確認装置 機能記錄 (1) 外報検査(目報) (2),(3) 書類審查(図面、	動停止装置	$\overline{}$				
(1) キャブ保護の装置 機能記録 (2) (3) 書類審在(周面, 章 (4) (5) 機能記錄 (4) (5) 機能記錄 (5) (8) (9) 機能試験 (1) (7) (9) (9) 機能試験(権行 (4) 書類審查(図面, 明 た急煙的装置 (1) (3) (9) (2) 機能試験(権行 (4) 書類審查(日報)、 た急煙用時間計 (4) 書類審查(日報)、 と 応急燥作装置 (1) (2) (3) (4) 機能試験 と 成急燥作装置 (1) (4) 書類審查(日報)、 と 成急燥作装置 (1) (2) (3) (4) 機能試験 と 放水装置 (1) (2) (3) (4) 機能試験 と 放水装置 (1) (2) (3) (4) 機能試験	. 3. 1 1. 9 安定度	錦彩装置			機能試験	
(1) 今 報検査(目視) (2),(3)	.3.11.10 キャ	R護の装置			機能試験	
(2),(3) 書類審查(図面, 章 (4),(5) 機能試験 大傾斜自動停止装置 (1)~(2) 機能試験 (3) 銀電的上装置 (1)~(3) 基類審查(図面, 9 (4) 書類審查(図面, 9 5 5 (4) 書類審查(地村) 本機能試験(性力) (4) 2,8(13) 機能試験 (5) 9,8(13) 機能試験 放水装置 (1) 9,8(8) 外機能式等 放水装置 (2),(5) 9,8(8) 从水影等 (3) (3) 機能記錄 (3) 機能記錄 機能記錄	3.11.1	(1)			外親検査(目視)	
(4), (5) 機能記錄 (1)~(2) 機能記錄 (1)~(2) 機能記錄 (1)~(2) 機能記錄 (3) 11.13 應電的正装置 (4) 貴類審查(図面、財 (4) 貴類審查(担付) (5) (5) (9) (8) (9) 外規係查(目視)、 (6) (1)~(8) (9) 外規係查(目視)、 (7) (2) (8) (9) 外規係查(目視)、 (8) (1) 大電器 (9) (13) 機能記錄 (1) (2) (8) (9) 外規條查(目視)、 (2) (5) (9) (8) (9) 放水記錄 (4) 機能記錄	緊急停止装置	(2), (3)			(図面,	
3.11.12 機能診験 (ケット過大優的自動停止装置 書類審査(図面、リース) 3.11.13 整電防止装置 (1) (4) (5) (5) (5) (6) (4) (4) 自動審查(国面、リーン(3) (4) 3.12.1 広急操作装置 (4) (4) (5) (5) (5) (6) (4) (4) (4) 3.13.1 水準器 3.13.2 財徒用時間計画 3.13.3 風速計画 3.13.3 風速計 (5) (5) (5) (5) (6) (6) (4) (4) (7) (5) (5) (6) (8) (9) (4) (4) (7) (5) (5) (6) (8) (9) (4) (4)					機能試験	
ペケット過大傾斜自動停止装置 青野衛春佐(図面、明 3.11.13 應電防止装置 自動衛春佐(図面、明 (4) 青野衛春佐(図面、明 5.12.2 応急操作装置 3.12.1 本準 (4) 青野都春佐(日内、明 3.13.1 本準 3.12.2 店急操作装置 (9.8(13)7 機能砂線 3.13.2 路使用時間計 機能砂線 6.8(13)7 機能砂線 3.13.3 風速計 3.13.3 風速計 (1) 9.8(13)7 機能砂線 9.8(13)7 機能砂線 (2), (5) 機能砂線 9.8(8) (9) 3.14 放水装置 (2), (5) 9.8(8) (9) 放水砂線 6.8(4) (3) 機能砂線 (操行)	.3.1		(2)		機能対象	
3.11.13 應電防止装置 自有審查(図面、明書) 3.12.1 応急作動装置 (1) ~(3) 9.8(2) 機能診験(操作) 3.12.2 応急操作装置 (4) 書類審查(社内) 3.13.1 水準器 9.8(13)7 機能診験 3.13.2 塔使用時間計 9.8(13)7 機能診験 3.13.3 風速計 (2) (5) 9.8(8)(9) 外級核查(目視)、 3.14 校水装置 (1) 9.8(8)(9) 外級核查(目視)、 (2) (5) 9.8(8)(9) 核能診験(操作)	3/	:茶園				
3.12.1 応急作動装置 (1) ~ (3) 9.8(2) 機能試験(操作) 3.12.2 応急操作装置 (4) 事類審査(社内) 3.13.1 水準器 9.8(13)7 機能試験 3.13.2 塔使用時間計 9.8(13)7 機能試験 3.13.3 風速計 (2), (5) 9.8(8)(9) 外級檢查(目提)、 3.14 校本装置 (1) 9.8(8)(9) 外級檢查(目提)、 (2), (5) 9.8(8)(9) 放水試験 (3) (3) 機能試験(操作)	3.11.13	- 茶鷹			- 1	9
(4) 書類審查(社内) 3.12.2 応急操作装置 A製修查(目視)、 3.13.1 水準器 9.8(13)7 機能試験 3.13.2 塔使用時間計 9.8(13)4 機能試験 3.13.3 風速計 (1) 9.8(8)(9) 外規係查(目視)、 (2),(5) 9.8(8)(9) 放水試験 (3) 機能試験(操作)	. 3. 1 2. 1	Ξ			機能試験(操作)	Ì
3.12.2 応急操作装置 外規格查(目視)、 3.13.1 水準器 9.8(13)7 機能診験 3.13.2 塔使用時間計 9.8(13)4 機能診験 3.13.3 風速計 (2)(5) 3.14 校本装置 (1) 9.8(8)(9) 外規格查(目視)、 (2)(5) 9.8(8)(9) 放水試験 (3) (3) 機能診験(操作)		(4)			書類審査(社内)	
3.13.1 水準器 9.8(13)7 機能記錄 3.13.2 塔使用時間計 9.8(13)4 機能記錄 3.13.3 風速計 (1) 9.8(8)(9) 外規係查(目程)、	. 3. 1 2. 2	温			\equiv	執作)
3.13.2 塔使用時間計 9.8(13)4 機能が験 3.13.3 風速計 (1) 9.8(8)(9) 外規係查(目提)、 (2),(5) 9.8(8)(9) 放水が験 (3) 機能が験(操作)	. 3. 1 3. 1		9.8(13	1)7	機能試験	
3.13.3 風速計 機能診験 3.14 放水装置 (1) 9.8(8)(9) 外級檢查(目報)、(2),(5) 9.8(8)(9) 放水試験 (2),(5) 9.8(8)(9) 核能診験(操作)	. 3. 1 3. 2	提	9.8(13	0.4	機能試験	
(1) 9.8(8)(9) 外級檢查信報)、 (2),(5) 9.8(8)(9) 放水溶験 (3) 機能溶液腺(操作)	3.13.3				機能対象	
(5) 9.8(8)(9)	. 3. 14	(1)	9.8(8)	(6)		种(年)
			.6	(6)	放水試験	
		(3)			機能試験(操作)	

	ŀ
験(性能)	
卷能試場	
	į
	ļ
	ļ
	li I

	(4)			A Class of the Class
2.3.15	(1)	(9.4	外親検査(目視)
自衛噴霧装置	(2)	(2), (4)		放水試験
	(3)			耐圧試験
2.3.16 インタホン	(I)	(外視検査(目視)
	(2)	(機能試験(操作)
2.3.17 照明灯類	(1)	(9) \sim (1)	9.5	書類審查(社内)、外観検查(目視) 機能試驗(攝化)
2.3.18 想定外の使用について	用につい	P		書類審査(図面、社内)
2.3.19 (1)			1. 19	書類審査(社內、計算書)、
資機材の積載装置				外製検査(目視)、走行・急制動試験
(2)				書類審查、外觀検査(寸法)、
				機能試験(操作)
(3), (8)	(8)			書類審查、機能試験(操作)
\sim (4)	\sim (6), (7),	(9), (10)		書類審査
2.3.20 水槽装置				(水槽付消防車の品質評価細則に
				よる。)
2.3.21 (1)	_			走行·急制動討樂、書類審查(社内)
ホースカー積載装置 (2),), (3), (4)	(9)		機能試験
(2)	0			外親検査(目視)
2.3.22	_			走行·急制動試験、
積載はしご積載装置				書類審查(社内)、外観検査(目視)
(2)	(2), (3), (4), (6)	(9)		機能試験
(2)	0			外視検査(目視)
2.4.1.1 強度・耐久	耐久性・安定	安定度の総論		書類審査
2.4.1.2 荷重		$(1) \sim (1)$		書類審査
2.4.2.1 強度確認の荷重等	-	$(8) \sim (1)$		書類審查
2.4.2.2 部品の安全率	計	$(1) \sim (4)$	9.8(5)	書類審查
2.4.2.3 バスケットの取付け部の強度	トの取付に	ナ部の強度		書類審査
2.4.2.4 床の強度		(1), (2)		書類審查(社内)、荷重試験
2.4.2.5 手すりの強度	鱼度			書類審查(社内)、荷重試験
2.4.2.6		$(1) \sim (5)$		書類審査
耐久性確認の荷重等				
2.4.2.7 部品での前	での確認方法			書類審査
2.4.3.1 安定度				書類審査
2.4.3.2		$(1) \sim (3)$		書類審査
安定度の確認の荷重等				
2.4.3.3 安定度の実機試験	巨機試験			書類審査
2.4.4 過負荷試験		(1), (2)		荷重試験
1 佐藤男士				機能試験(本能)

2.5.2 作動時間	李間	$(1) \sim (1)$	9.8(7)	機能試験(性能)
2.5.3 姿勢の	姿勢の維持			書類審査
2.5.4 使用温度				書類審査
2.5.5 放水				放水試験
2.5.6 電磁波	变			書類審査
2.6.1 表示事項	杯項	$(1) \sim (3), (5)$		外親検査(目視)
		(4)		外観検査(目視)、書類審査
2.6.2 表示方法		$(1) \sim (4)$		外親檢查(目視)
2.7(全般) 取扱説明書・点検整備書	扱説明書	点検整備書		書類審査
6.3.2 完成車のならし運転	車のならし	運転		書類審査
伸長障害自動停止装置	上装置		9.8(10)x	機能試験
最大張出長・規格地上高	各地上高		9.8(4)	外観検査(寸法)
· ※				

ニン・ 1 確認方法の欄中の「書類審査(社内)」は、社内確認表又は社内試験成績表で確認する ことを示す。

補助規格欄の冒頭の数字は次のことを示す。

1:災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格

3. 2: 災害対応特殊化学消防ボンブ自動車大1型の規格 9: 災害対応特殊大型高所放水車の規格 軽微変更として処理する事項 (第4章第1)

別表 2

怅

例

(第2章2関係) 型式評価等の試験項目 別表 2

試験項目			適用細則
書類審査			第2章第2
1-1 設計図・明細書の審査	*		第3章第5
1-2 強度・安全率等の計算書の審査	*		
1-3 社内試験成績表の審査			
1-4 その他の資料の審査	*		
2 走行·急制動試験			第11
機能試験			第10
3-1 基本設定の確認			第10第2項
3-1-1 設定油圧の測定			
3-1-2 設定回転速度の測定			
3-2 作動時間の測定			第10第3項
3-2-1 車両支持装置の所要作動時間の測定	間の測定	*	
3-2-2 塔の所要作動時間の測定			
3-2-3 傾斜矯正装置の所要作動時間の測定	間の測定	*	

3.)	-	垫	採	100	堅	旅		<u>; </u>																							
第3章第5				第11	第10	第10第2項			第10第3項					第10第4項																第10第5項	
1-1 設計図・明細書の審査 ※1	1-2 強度・安全率等の計算書の審査 ※1	1-3 社内試験成績表の審査	1-4 その他の資料の審査 ※1	2 走行・急制動試験	3 機能試験	3-1 基本設定の確認	3-1-1 設定油圧の測定	3-1-2 設定回転速度の測定	3-2 作動時間の測定	3-2-1 車両支持装置の所要作動時間の測定 ※2	3-2-2 塔の所要作動時間の測定	3-2-3 傾斜矯正装置の所要作動時間の測定 ※2	3-2-4 車両支持装置・傾斜矯正装置の所要作動時間の測定 ※2	3-3 各装置の機能の確認	3-3-1 安全装置の機能	3-3-1-1 スプリングロック装置の機能	3-3-1-2 ジャッキインタロック装置の機能	3-3-1-3 使用限界自動停止装置の機能	3-3-1-4 伸縮等防止装置の作動	3-3-1-5 旋回障害自動停止装置等の作動	4-3-1-6 緊急停止被置の機能	3-3-1-7 基準以外の安全装置の機能	3-3-2 ジャッキの不整地への対応	3-3-3 傾斜矯正装置の機能	3-3-4 操作装置の機能	3-3-4-1 主電源装置の機能	3-3-4-2 操作レバー等の機能	3-3-5 計器類の作動	3-3-6 油圧ポンプの駆動防止の機能	3-4 各装置の操作	3-4-1 鑑賞・油圧ポンプの操作

34

3-4-2 車両支持装置の操作	
3-4-3 傾斜矯正装置の操作	
3-4-4 塔の操作	
3-4-5 応急操作	
3-4-6 照明灯類の操作	
3-4-7 動力式積載装置等の操作	
4 荷重試験	第12
4-1 床及び手すりの強度試験 ※3	
4-2 アウトリガ飛出防止装置の荷重試験 ※4	
4-3 他力旋回防止装置の荷重試験	
2 耐田試験	第13
5-1 放水装置の耐圧試験	
5-2 自衛噴霧装置の耐圧試験	
6 放水試験	第14
6-1 放水銃の作動	
6-2 放水量の測定	
6-3 自衛噴霧状態の確認	
6-4 塔上放水	
6-5 配管等の排水	
7 外観検査	第9
7-1 目視檢查	第3章第5
7-2 寸法・角度の測定	
7-3 図面照合	
備考:	
1 試験の順序は、原則として、掲げた順番とする。ただし、外観検査は、	検査は、各試験と並
行又は終了後に実施し、走行・急制動試験を行う場合は、耐圧試験の前に行う。	験の前に行う。
2 「適用細則」欄の項目は、この細則の第1章に掲げた項を示す。	
3 表中の※印は、次に掲げることを示す。	
※1: 設計図、社内確認表(変更のある場合のもの)、計算	計算書及び取扱説明書・
点検整備書の審査は、変更があった場合に行う。	
※2: 車両支持装置・傾斜橋正装置の所要作動時間の測定は、当該装置が連動す	、当該装置が連動す
る場合に行う。また、車両支持装置の所要作動時間の測定及び傾斜矯正装置	定及び傾斜矯正装置
の所要作動時間の測定は、当該装置が単独で作動する場合に行う。	合に行う。
※3: 床及び手すりの強度試験は、必要に応じて行う。	
※4: アウトリガ飛出防止装置の荷重試験は、走行・急制動試験の走行の試験	動試験の走行の試験
が段差付路面走行の場合に行う。	

試験項目	適用細則
1 書類審査	第2章第2
1-1 設計図・明細書の審査 ※1	第3章第5
1-2 強度・安全率等の計算書の審査 ※,	
1-3 社内試験成績表の締査	
1-4 その他の資料の審査 ※1	
2 走行・急制動試験	第11
3 過負荷試験	第12
	第10
-1 基本設定の確認	第10第2項
4-1-1 乾冷油圧の測定 4-1-2 乾冷回傷活度の測定	
4-2 作動時間の測定	第10第3項
4-2-1 車両支持装置の所要作動時間の測定 ※2	
4-2-2 塔の所要作動時間の測定	
4-2-3 傾斜矯正装置の所要作動時間の測定 ※2	
4-2-4 車両支焊装置・傾斜矯正装置の所要作動時間の測定 ※2	The state of the s
4-3 在沒面の複形の語談 4-3-1 分分社器の構造	第10第4項
4-3-1-2 ジャッキインタロック装置の機能	
4-3-1-3 使用限界自動停止装置の機能	
4-3-1-4 使用限界二次自動停止装置等の機能	
4-3-1- 5 伸縮等防止装置の作動	
4-3-1- 6 旋回障害自動停止装置等の作動	
4-3-1-7 傾斜自動停止装置の機能	
4-3-1-8 安定度確認装置等の作動	
4-3-1- 9 キャブ保護自動停止装置等の作動	
-10	
4-3-1-11 バスケット過大傾斜自動停止装置の作動	
4-3-1-12 基準以外の安全装置の機能	
4-3-2 ジャッキの不整地への対応	
4-3-3 傾斜矯正装置の機能	
4-3-4 操作装置の機能	
4-3-4-1 主電源装置の機能	
4-3-4-2 操作レバー等の機能	
4-3-4-3 塔最終限界軟停止の作動	
4-3-5 バスケット装置の機能	
and the state of t	

第10第5項
第12
第13
第14
第9
第3章第5
:: 振器の調序は、原門とした、掲げや循環とする。ただし、外観格をは、外質器と言
作文は終了後に実権し、非行・急車動設勢を行う場合は、康圧影響の描に行う。
計算書及び取扱説明書
車両支持装置・傾斜矯正装置の所要作動時間の測定は、当該装置が連動付
る場合に行う。また、甲疸支持装置の所敷作動時間の副定及び御線施圧装置と呼音発信程監の当かす。3.核若聯次注着と発電すとは今1.7分。
0
・******************************

討錄項目	適用細則
1 書類審査	第2章第2
1-1 設計区・明細書の審査 ※,	第3章第5
= 中の海点 ※1	
1-3 社内試験成績表の審査	
1-4 その他の資料の審査 ※1	
2 走行・急制動試験 第	第11
3 過負荷試験 3	第12
	第10
3の確認	第10第2項
4-1-1 設定油圧の測定	
4-1-2 設定回転速度の測定 4-2 代制時間の測定	第10第3項
要作動時間の測定 ※2	
4-2-2 塔の所要作動時間の測定	
4-2-4 車両支特装置・傾斜端正装置の所要作動時間の測定 ※2 4-3 冬荘豊の縁能の確認	第10第476
-1 安全装置の機能	
4-3-1-1 スプリングロック装置の機能	
4-3-1-2 ジャッキインタロック装置の機能	
3	
4-3-1-4 使用限界二次自動停止装置等の機能	
4-3-1-7 契心や 1 叙徊の販問 4-3-1-8 パッケ・2 7 3 1 2 4 2 5 2 5 3 5 3 5 3 5 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5	
4-3-2 ジャッキの不整地への対応	
4-3-3 傾斜矯正装置の機能	
4-3-4 操作装置の機能	
4-3-4-1 主電源装置の機能	
4-3-4-2 操作レバー等の機能	
4-3-4-3 塔最終限界軟停止の作動	
4-3-5 バスケット装置の機能	
4-3-2-3 バスクット保護自動停止装置の作動・。 c at mass 6 4-49	
4-3-6	

7/ 07 2 100 415 47 7 7 1		Addres to Address with
4-4 各装置の操作		第10第5項
4-4-1 電源・油圧ポンプの操作	ノプの操作	
4-4-2 車両支持装置の操作	り操作	
4-4-3 傾斜矯正装置の操作	り操作	
4-4-4 塔の操作		
4-4-5 応急操作		
4-4-6 インタホンの操作	操作	
4-4-7 照明灯類の操作	311_	
4-4-8 動力式積載装置等の操作	登等の操作	
5 荷重試験		第12
5-1 床及び手すりの強度試験	展號 ※3	Š.
5-2 アウトリガ飛出防止装置の荷重試験	止装置の荷重試験 ※4	
5-3 他力旋回防止装置の荷重試験		
6 耐圧試験		第13
6-1 放水装置の耐圧試験	&	
6-2 自衛噴霧装置の耐圧試験	圧試験	
7 放水試験		第14
7-1 放水銃の作動		
7-2 放水量の測定		
7-3 自衛噴霧状態の確認	Rúd de Rú	
7-4 塔上放水		
7-5 配管等の排水		
8 外観検査		第9
8-1 目視検査		第3章第5
8-2 寸法・角度の測定		
8-3 図面照合		
備考:		
1 試験の順序は、原則	試験の順序は、原則として、掲げた順番とする。ただし、外観検査は、	査は、各試験と並
行又は終了後に実施し	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	耐圧試験の前に行う。
2 「適用細則」欄の項目は、	頁目は、この細則の第1章に掲げた項を示す。	
3 表中の※印は、次に	表中の※印は、次に掲げることを示す。	
※1: 設計図、社	設計図、社内確認表(変更のある場合のもの)、計算書及び取扱説明書・	及び取扱説明書・
点検整備書の審査は、	審査は、変更があった場合に行う。	
※2: 車両支持装	車両支持装置・傾斜矯正装置の所要作動時間の測定は、当該装置が連動す	当該装置が連動す
る場合に行う。	る場合に行う。また、車両支持装置の所要作動時間の測定及び傾斜矯正装置の所期 化重性配合性 当該装置が計算を作事する場合に行い	及び傾斜矯正装置で行う
※。: 交渉に径じて行う。		
	アウトリガ飛出防止装置の荷重試験は、走行・急制動試験の走行の試験	試験の走行の試験
沙馬	が段差付路面走行の場合に行う。	

品質管理上著しい不備の例

1 関係)

(第3章第3

別表 3

(盤)

 $1\sim 5$

別表3 (第2章第3、1及び第3章第2関係)

受検者の備えるべき検査設備

数量	1共	1 部	1 対	1 対	1個	必要数	必要数	必要数	1式	1個	1 個	1台	1個	1月	1 中	各1個	必要数	1台
性能数量	受託評価業務規程、基準、評価細則 及び関係日本産業規格		※30秒計又は60秒計	※ノギス、直尺、巻尺		※当該圧力測定に適したもの	当該試験に適したもの			种量 5 0 kg			当該角度の測定に適したもの	当該試験に適したもの	当該試験に適したもの	100 度計及び 200 度計	当該試験に適したもの	5度以上の傾斜ができるもの
日田	関係法令	温湿度計	ストップウオッチ	十法測定器	照明器具	压力計	ノズル	管そう	機関の排気装置	バネ棒	拡大鏡	寝板	角度計	荷重	フオークリフト等	温度計	油圧計	傾斜台
型式品目	屈折放水塔車	・ヘ空回辺放水車	・双木名に 道防ポンプ	±766 Ⅱ														

備考1 この表中計量法(平成4年法律第51号)に基づき検定を受けるべきものは、 中へた発売や数量が数ペンプ。 2 この表中※日を付した検査設備は、規程第22条第1項に基づき適時校正を行う必要があるものであることを示す。

3 校正が必要な検査設備については、その校正方法、校正の有効期限及び校正状態の識別を含む校正手順を定め、当該手順書及び校正記録を維持すること。

別表4 型式評価に該当する変更事項(第2章第5関係)

į.	*/	新
		(。) 遊(
	項	災害対応特殊車」を除く又は付す場合を除。
	∸	対応特殊車」を
	长)種類(「災害
	(9)	特殊消防ポンプ自動車の種類(「§
		_
Ĺ		

- (1) 最大地上高 (車台の変更によるものを除く。)
- (3) 許容積載荷重又は許容先端荷重
- 3 自動傾斜矯正装置
- (1) 自動傾斜矯正装置の構造 (斜板方式、油圧シリンダ方式等)
- (2) 自動傾斜矯正装置の取付け又は取外し
- 4 はしご又は塔
- (1) はしご又は塔の主要部の材質
- (2) はしご又は塔の形状 (主要寸法)
- (3) はしご又は塔の長さ
- 伸縮装置の構造(油圧シリンダ式、油圧モータ式)
- 屈折装置の取付け又は取外し
 - 昇降装置の取付け又は取外し
- バスケット装置の取付け又は取外し

 別表4
 欠点表 (例示) (第3章第4関係)

 大点の 診験 項目 (略)
 重大点 (略)
 整大点 (略)

 (略)
 (略)

 (職)
 (略)

 (編本:(略)

(報) (室 (盟)

9.14(1)

220 2200

7 装置 9.14(2) 9.14(5)

3

220

(室) (聖) (室 (盟) (22) (報) (報) (服) (報) (盤)

9.14(5)

盤

確認方法

補助規格

安全基準IV

(報)

(監) (验

9.5

(服) (验) (验) (金 (盤)

9.5

(第2章第2関係)

基準と確認方法

別表 5

(第4章第1) 軽微変更として処理する事項 別表 5

機能に影響を与えない部分の変更であり、試験の必要がなく、かつ、簡易な書面審査

	ı
	ı
	ı
	ı
	ı
	ı
	ı
	ı
	ı
0	ı
1/3	ı
to	ı
11	ı
-0	ı
77	ı
100	ı
114	1
114	1
30	ı
16	1
4	ı
12.00	ı
74.	ı
22	ı
124	ı
×	ı
次表に掲げる例示事項	ı
	l
	l
	l
り良否を判断できる事項であって、	
り良否を判断できる事項であって、	

闽

掛

怅

至

使用条件

型式に該当しないもので安全率、安定度又は接地圧に影響のあるもの(許容風 速、許容放水条件、昇路機の使用範囲、車両支持装置の最大張出幅、はしご又は 塔の作動速度制限等)

表示

- (1) 主要操作部(油圧ポンプ、アウトリガー、ジャッキ、はしご又は塔の起伏、 はしご又は塔の伸縮、はしご又は塔の屈折、はしご又は塔の旋回、傾斜矯正、 バスケットの首振り、昇降機の昇降、昇降機プレーキ、安全装置のスイッチ、 送水コック、自衛噴霧等)の記載内容
 - はしご又は塔の使用範囲図の記載内容(型式に該当しない内容に限る。)
 - 昇降機使用範囲

3

- (4) 定員数(型式に該当しない内容に限る。)
- 許容風速、許容放水条件、送水圧力又は送水量
 - 操作上の注意事項の記載内容

(2)

(9)

- 3 動力取出装置又は伝達装置

 - (1) 動力取出装置の構造
- ギヤーケースの形状又は材質

(2)

- (3) 電磁クラッチの型式
- (1) 主機能に影響のある油圧配管の系統
- (2) 主機能に影響のある油圧配管の材質
- (3) 主要油圧部品(油圧ポンプ(主配管用、応急操作装置用又はバスケット平衡 装置用)、油圧シリンダ (アウトリガー用、ジャッキ用、傾斜矯正用、旋回ロ ック用、起伏用、伸縮用、屈折用又はバスケット平衡装置用)、油圧モータ油 圧(旋回用、伸縮用又は昇降機用)、切替弁、調圧弁、バスケット平衡装置用
 - アクチュエータ等)の型式
- 油圧ポンプ許容回転速度
 - 油圧シリンダの支持方法
- オイルタンクの給油ロ又は通気口の構造 オイルタンクの形状又は材質
- オイルタンク内の吸引ロスは戻り口の位置
 - 調圧装置の設定圧

(8)

2.3 3 3.1 2.2 2 5.3 3 3.2 2 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	温彩		乗員席 (1)~(3)		(1)	(婦)		装置 (1), (3)	(2)		$(1) \sim (3)$	(報)		(1)	(2) , (5) , (6) , $(9) \sim (12)$	$(3) \sim (4), (7), (8)$	(14)		(1)	ク装置 (2)	ジャッキインタロッ	(1)	動停止装置		(1)	(2)		応急作動装置 (1)	
(5) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	2,	(量	. 3. 2. 3	(景)	3.3.	油圧ポンプ	(解)			(婦)	3.8	傾斜矯正装置	(報)	2.3.9.	4	塔関係		(開)	. 3. 1 1.	プリングロッ	. 3. 1 1.	3.11.	使用限界自動停」	(解)	3.11.	伸縮等防止装置	(報)	2.3.12.1	(報)

, (15) 9.16 9.16

9.6

(所) (輩) (報) (盟) (報)

9.15

(盤) (金)

2.3.15 自衛噴霧装置

(金 (空 **企**

9.12

9.13

9, 11, 12

(2), (5)

Ξ 3 4 3

2.3.14 放水装置

9.18(2)

塔使用時間計

2.3.13.2 2.3.13.1

大雅器

9.18(1)

9.5 ~(3)

(場)		(岩閣)
2.3.17 照明灯類 (1)~(6)	9.17	(場)
(略)		(粉)
2.3.19 資機材の積載装置 (1)	8.10	(岩組)
(婦)		(岩)
2.4.2.2 部品の安全率 (1)~(4)	8.6	(岩)
(婦)		(路)
2.5.2 作動時間 (1)~(7)	9.10(1)~(3)	(岩閣)
(略)		(勝)
伸長障害自動停止装置	9, 14 (4)	(岩閣)
最大張出長・規格地上高	9.7	(岩組)
破壊装置	9.13	(吳麗)
福兆:		
1 (略)		
2 補助規格欄の冒頭の数字は次のことを示す。	示す。	
1:(略)		
8:災害対応特殊高発泡車の規格		
9:災害対応特殊屈折放木塔車の規格		
		•

(1) アウトリガーボックスの形状又は材質

6 車両支持装置

(2) サブフレームの形状又は材質(3) はしご又は塔の収納受の構造

(2) ジャッキ接地部の形状(3) スプリングロック装置(4) 車両支持装置の作動又は制御内容(5) 車両支持装置の制御艦の型式(6) 車両支持装置の最大張出幅

43

(2) 起伏フレームの形状又は材質	伸縮裝置	(1) ワイヤーロープの形状、材質又は外径	(2) ワイヤーロープ巻き取りドラムの形状、材質又は大きさ	(3) ワイヤープーリーの形状、材質又は大きさ	(4) ワイヤープーリーからのワイヤー外れ防止措置	(5) 横桟の一致表示	屈折装置	(1) 屈折装置の構造	And Healthform (the man in about a page and a second
(2)	1 #	\exists	(3)	(3)	(4)	(2)	12 屈	\exists	101

(1) はしご又は塔の支持(三角)フレームの形状又は材質

(4) 旋回維キの構造(油圧配管又は送水配管)(5) 旋回収納位置合わせ表示

(1) ターンテーブルの形状又は材質(2) 他力旋回防止装置の構造(3) 駆動用ギャーケース

(1) 主要部以外の材質(2) 形状 (主要寸法以外)(3) 構造部分のローラーチェーン又はリーフチェーン(4) ガイドローラーの材質又は大きさ

(5) はしごの機械の滑り止め形状

(6) 防食処理方法

9 旋回装置

(1) 斜板の型式又は材質
 (2) 傾斜権正可能範囲
 (3) 収納位置合わせ表示
 (4) 自動傾斜権正装置の取り外し

8 はしご又は塔

7 自動傾斜矯正装置

```
(1) 昇降機主要部の寸法(使用材料の外寸、手寸りの高さ、握り棒の高さ、握り
                                 棒の長さ等)又は材質
```

(2) 昇降機床面の滑り止め措置又は滑り出し防止の措置

乗員落下防止の措置

ワイヤーロープの形状、材質又は外径

ワイヤーロープ巻き取りドラムの形状、材質又は大きさ

(2) (9)

ワイヤープーリーの形状、材質又は大きさ

ワイヤーブーリーからのワイヤー外れ防止措置 (7) ワイヤーブーリーからのワイ(8) 昇降機降下防止装置の構造

(9) はしご先編の昇降機のストッパーの構造

(10) 昇降機の飛び出し防止の措置 (11) 昇降機使用範囲

14 パスケット装置

(1) パスケットの主要部の寸法(使用材料の外寸、床面積、手すりの高さ、手す りの周の長さ等)

(2) 乗員落下防止の措置

(3) パスケットの床面の滑り止め措置又は滑り出し防止の措置

(4) バスケット平衡装置の構造

(5) 平衡装置用ワイヤロープの形状、材質又は外径

(6) 平衡装置用ワイヤープーリーの形状、材質又は大きさ

平衡装置用ワイヤープーリーからのワイヤー外れ防止措置 (8) パスケット取付装置 (脱着式又は固定式)

はしごに取付部の構造

走行時用取付装置の構造

(9) バスケット取付部の脱落防止の措置 (脱着式に限る。)

(10) 補助ステップ等乗降装置

(11) バスケット内装備品による重量の増加

(1) 放水統の材質、大きさ又は内面の防食処理方法 (2) 放水銃の取り付け部の構造

(3) 放水銃の作動角

(4) 放水ノズルの構造 (スムースノズルを除く。)

許容放水条件 (2)

モニタノズル又は泡ノズルの放水量(表示されている場合に限る。)

はしご又は塔の送水配管の材質、大きさ又は内面の防食処理方法

はしご又は塔の送水配管の形状又は接続部の形状

(9) 送水配管の最大仕様圧力(耐圧値が2.0MPaを超える場合に限る。 (10)はしご又は塔の送水配管の取り付け部の構造

(11)はしご又は塔の送水コックの構造

- (13) 自衛噴霧ノズルの形状又は材質

- (16)大型高所放水車等における泡ノズルの型式 (既承認のものに限る。) (15) 自衛噴霧装置の最大使用圧力
- (17)大型高所放水車等における泡ノズルの発泡性能に影響のない部分の構造
- 16 操作装置
- (1) 作動內容又は制御內容

 - (2) 制御盤の型式 (3) 主要電気部品の型式
- (4) 操作装置の方式 (電磁式、エアー式等)
 - 17 安全装置
- (1) 各安全装置の構造
- (2) 各安全装置の制御、設定又は作動の内容(使用限界、許容積載荷重又は許容 先端荷重に変更がないものに限る。)
- (3) 各安全装置の警報装置
 - (4) 制御盤の型式
 - (5) 主要電気部品
- (7) 伸縮防止装置の取付位置 (6) 検知位置
- (8) 傾斜自動停止装置の取り付け又は取り外し
 - 18 表示装置
- (1) はしご又は塔の使用範囲の表示方法
- (2) はしごの伸長計の構造又は表示方法
- (3) はしご又は塔の角度計の構造又は表示方法
 - (4) 傾斜角度計の構造又は表示方法
 - (5) 風速計の型式
- (1) 締め付け部の特殊なゆるみ防止の措置
- (3) 装備品の追加又は削減(ポンプ装置を取り外す等車両重量が大きく変わる場 (2) 合油メタル使用等特殊な軸受けの給油方法
- (4) 通話装置の基本的構造

別表6 (第3章第3、1関係)

品質管理上著しい不備の例

別表1に掲げる検査設備のうち、○印を付した検査設備の整備又は※印を付した検査設備の校正を行っていない。

軽微変更範囲を超える設計変更を行っているにもかかわらず、型式評価依頼

等による型式取得の手続きを行っていない。 最終権者において、規格値を外れた製品を適合と判定している。

最終検査において、規格値を外れた製品を適合と判定している。 事故、不具合又はそのおそれのあるものに関する報告を行っていない。

不良品が市場に流出した。

 別表 6
 型式評価に該当する変更事項 (第2章第5 関係)

 共 特殊消防ポンプ自動車の種類(「災害対応特殊車」を除く又は付す場合 (「化学通 消防ポンプ自動車大II型」と「大型化学消防ポンプ自動車」を含む。)を除く。)

 に 1~7 (略)

 塔

 機

 日

 6

型式適合評価の検査方法 (第3章第5関係) 別表7

	走行·急制動。 過音音試驗	急制動試験	走行試験は車台型式が新規の場合に実施する。 ① 塔の状態は「最大作業半径」及び「最も安定度の低
FI 46	過血糖		塔の状態は「最大作業半径」
	過色描言		
F 45	AND PARTY IN	大學	い塔の状態」で行う。 ② 「最大作業半径」のアウトリガの帯用畳は最長とす
			る。(該当するものに限る。)
H &	作動時間の測定	の測定	時間の測定回数は「1回」とする。
- E	車両支持装置の所要作動時間	0所要作動時間	「東両支持装置・傾斜矯正装置の所要作動時間」を測定
#	の測定	派	しない場合(車両支持装置・傾斜矯正装置が連動しない
	傾斜矯正装置の所要作動時間)所要作動時間	場合)に行う。
	の測定	啶	
1	塔の所要作動時間の測定	時間の測定	基底操作で測定する。
I			① 「車両の傾斜」は、前上がり、後ろ上がり、左上が
			り及び右上がりの各状態で行う。(該当するものに限
	傾斜矯正装置の機能	質の機能	る。)
			② ターンテーブル権正方式の場合の作動の「ジャッキ
			の状態」は全短縮とする。
			① 起立角度による使用限界の「使用限界自動停止装置
_			の作動」について、第2ブームを自動停止するまで展
			開する場合の第1プームの起立角度は、おおむね最小
			及び最大の2ポイントとする。第1プームを自動停止
型			するまで倒伏する場合の第2ブームの展開度は、おお
程			むね最小及び最大の2ポイントとする。
岩			② 作業半径による使用限界の「使用限界自動停止装置
祭			の作動」について、伸縮ブームを自動停止するまで伸
1/2	各装置の機能	安全装置	長する場合の伸縮ブームの起立角度は、おおむね最小
	の確認	の機能	角度及び最大角度の2ポイントとする。伸縮ブームを
			自動停止するまで倒伏する場合の伸縮ブームの伸長度
			は、おおむね全伸長の1ポイントとする。
			③ 旋回角度による使用限界の「使用限界自動停止装置
			の作動」について、複数の使用限界モードを有し、旋
			回角度の設定値が同一のものの場合、いづれかのモー
			ドでの確認とすることが出来る。
			① 「過荷重自動停止装置の機能」について、「過荷重自
			動停止装置の作動」を行う。
			⑤ 「伸縮等防止装置の作動」について、パスケットが
			許容積載荷重を積載の状態で行う。
		計器類の作動 水準器、	水準器、塔の使用時間計及び風速計の作動を確認する。

別表7 型式適合評価の試験の省略 (第3章第4関係)

外親検査 寸法・角度の測定 港行・急制動試験 連負荷試験 (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)	一部省略: 屈折放水塔車、 び大型高所放水車の「放水 いて、測定を省略する(省 て実施) 走行試験のみ全部省略。た 除く。 一部省略: 埼田の表施が「最 おける最大伸長」での試験 与はる最大体長」での試験 を部省略: 埼田の測定回数 る。	1、災害対応特殊屈折放水塔車及 な水銃の作動角」以外の項目につ (省略項目についても必要に応じ
本行・急制動試験 造負荷試験 前 原列端正装置の所要作制 製 (作動角」以外の項目に 目についても必要に応
走行・急制動試験 造負荷試験 (機 車両支持装置の所要作制 製 傾斜端正装置の所要作制 製 の測定 特の所要作動時間の選 当の所要作動時間の多 等の形象作動時間の多 等の所要作動時間の多 等の形象作動時間の多 等を変置を を表置の機能の を表置の機能の を表置の機能の を表置の機能の を表置の機能の を表置の機能の を表置の機能の を表面の を を を を を を を を を を を を を	いて、測定を省略する (で実施) 定実施) 走行試験のみ全部省略。 一部省略・塔の状態が 「 おける最大伸長」での認 一部省略・時間の測定回 る。 全部省略(東両支持装置	目についても必要に応
	て実施) 海行試験のみ全部省略。 除く。 一部省略・塔の状態が「 おける最大伸長」での誘 一部省略・時間の測定回 る。 全部省略(東両支持装置	
	海行試験のみ全部省略。 除く。 一部省略・塔の状態が「 おける最大伸長」での誘 一部省略・時間の測定回 る。 全部省略(東両支持装置	
	除く。 一部省略・塔の状態が「 おける最大伸長」での誘 一部省略・時間の測定回 る。 全部省略(東両支持装置	、型式承認後の1号車を
当負荷記録 指向支持装置の所要作 (本動時間の測定 (本動時間の消定 対象 (一部省略: 塔の状態が「 おける最大伸長」での試験 一部省略: 時間の測定回! る。 全部省略 (東南支持装置	
作動時間の測定 作動時間の測定	おける最大伸長」での診 一部省略:時間の測定回回る。 る。 全部省略(庫両支持装置	上高」及び「最低起立に
(一部省略:時間の測定回 る。 全部省略(東両支持装置	各寸る。
機 車両支持装置の所要作 (他 の測定 (る。 全部省略(車両支持装置	2回」から「1回」にす
 機 車両支持装置の所要作目 試 傾斜矯正装置の所要作動時間の第 ジャッキの不整地への (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	全部省略(車両支持装置	
		・傾斜矯正装置の所要作動時間
	を測定した場合に限る。)	
	的時間	
	定 一部省略:バスケット内操作の測定を省略する	明定を省略する。
***	対応 全部省略	
100 Miles	- 部省略: 車両の傾斜が水平の場合の試験を省略する。	易合の試験を省略する。
ATT C	1	
AT G	① 「伸縮等防止装置の作動」について、バスケット内	について、バスケット
An G	が無負荷の場合の試験を省略する。	15.
* 6	② 「旋回障害自動停止等の作動」	動」について、油圧リリ
AT G	ーフによる場合の試験を省略する。	75.
₩ 6 úml	③ 「過荷重自動停止装置の機能」	能」について、荷重セン
A G deal	サの監視装置の確認を省略する。	
G dad	3条件 全部省略(他の対象で確認する場合に限る。)	場合に限る。)
ded	-	場合に限る。)
dest	一部省略	
ded	① 東両を「水平な地面」に設	「木平な地面」に設置した状態について省略
ded	4.50	
ded	② 角の試験で確認するものと比較して、	比較して、塔への負荷状
ded	態が同等以下の内容について省略する。	省略する。
	装置の 全部省略	
	注:段差付路面走行の場合のみ実施する項目	を施する項目
他力旋回防止装置の荷重試	青重試 10分の1の確率で実施	
鳌		
耐 圧 放水装置の耐圧試験	験 一部省略:	
試験	① 耐圧の時間を「5分」から「3分」にする。	「3分」にする。ただし、

ただし、

耐圧の時間を「5分」から「1分」にする。

視にて容易に確認できる場合に限る。

10分の1の確率で実施

放水量の測定 放水銃の作動 塔上放水

放 水 誤縣 木

目視にて容易に確認できる場合に限る。

② 配管単体での試験を省略する。

10分の1の確率で実施

自衛噴霧装置の耐圧試験

「放水中の作動」について、10分の1の確率で実施

10分の1の確率で実施 10分の1の確率で実施

自衛噴霧状態の確認

各装置	車両支持装置の操作	各装置 車両支持装置の操作 他の試験で確認することが出来る。
の操作	傾斜矯正装置の操作	の操作 傾斜矯正装置の操作 他の試験で確認することが出来る。
		① 車両を「最大使用傾斜地」に設置した状態で行う。
	塔の操作	② 他の試験で確認するものと比較して、塔への負荷状
		態が同等を超えるものについて行う。
荷重 アウ	トリガ飛出防止装置の	荷重 アウトリガ飛出防止装置の 走行試験で段差付路面走行を選択した場合に実施する。
試験	荷重試験	
		① 耐圧の時間を「3分」とする。ただし、目視にて容
THE WATER	放水装置の耐圧試験	易に確認できる場合に限る。
HIJ/H		② 形状に変更がない場合、完成品で行う。
	中部 化二甲二甲二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	耐圧の時間を「1分」とする。ただし、目視にて容易に
Ē I	平見券次回の町上で映	確認できる場合に限る。
外観	□ 1	塔の主要部(枠組みの形状、枠組みの長さ、その他強度
検査		に影響を与えるもの)について行う。

認できる場合に限る。	試験の一部を省略することをいう。ただし、既受検と同等の場合に限る。
の主要部(枠組みの形状、枠組みの長さ、その他強度	2
影響を与えるもの)について行う。	に記載した手順により試験を行うことをいう。
の場合に適用する。	3 「放水装置の耐圧試験」欄の「配管単体での試験」とは、耐圧値が2.0 MPa を超え

る場合の、配管単体で仕様圧力の1.5倍で行う耐圧試験をいう。

1 表中の「全部省略」又は「一部省略」とは、掲げた試験項目の試験の全てを省略又は

Are de m	44.49	14.00
XED	里久県	粒久思
区分	人体に障害を及ぼすおそれのあるもの、機器の基	重欠点に該当しない 軽微な欠点
/	本的機能を果たさないもの、機器等の機能に重大	で機能等に支腕のあるもの
SPIES		
祖田	・4人類もHナシカーでもののもの人はApplied すった。 能が承認と異たるもの	
推開	受権品が承認と異なるもの(型式評価に該当す	受検品が承認と異なるもの(重
		に成当りの物口を取り。
		た、軽微変更に該当する場合に届え、
to destroite de-	At Land March, Decreted of All characteristics	1X 200)
岩類帯点		
	表又は完成車のならし運転実施表)が未提出の	
	もの(必要な場合に限る。)	
	2 社内試験成績表に確認結果の記載がないもの	
	(未確認の場合に限る。)	
	3 社内試験成績表の審査結果が品質評価基準に	
	不適合のもの (談記の場合を除く。)	
	4 防水措置の未確認の電気機器を使用のもの(確	
	器の必要な場合に限る。)	
	5 強度又は安定度の実機試験データと計算値が	
	著しく異なるもの	
外视検査	1 機関等から発生する熱によって機能に支障を	1 防食処理を施してないもの
 共通 	生じないための措置を講じてないもの	(必要な場合に限る。)
・地上南・	2 主要部又は機能に支障を生じるおそれのある	2 部品が亀裂又は破損してい
	箇所の溶接がないもの	るもの(重欠点に該当する場
	3 使用部品の強度が未検討のもの(安全基準又	合を除く。)
	はこの細則において検討を必要としたものに限	3 箱付部に箱付不足又はゆる
	5.)	み止め不良があるもの(重欠
	4 締付部に縮付不足又はゆるみ止め不良がある	点に該当する場合を除く。)
	もの (具体例は各試験項目に掲載)	4 部品不足のもの(重欠点に
	5 軸受等に給油できないもの(具体例は各試験	該当する場合を除く。また、
	項目に掲載)	必要な場合に限る。)
	6 連結部の加工不良のもの(不具合の進行で連	5 溶接不良のもの(重欠点に
	結部が離脱する場合に限る。また、具体例は各	該当する場合を除く。)
	試験項目に掲載)	6 点検整備に必要な点検ロの
	7 規格地上高が規定外のもの	ないもの
	8 作業半径が規定外のもの	7 軸受等に給油できないもの
		(重欠点に該当する場合を除

->	•	
24		
2	į	
E	i	
12	:	
1001		
15	ı	
23		
ә	i	
II.	i	
0		
0	Ţ	
ES.	į	
装備品の	Ì	
127	î.	
707	÷	
	:	
-		
_	ı	
\simeq		
~		
2	ï	
100	:	
494	:	
芸		
班	ı	
に推議		
	Ì	
はし	i	
	:	
77	:	
置又は		
57	ı	
15		
12	i.	
#3M	i.	
7517		
452		
接	ij	
債載	П	
7395	ł	
7	ł	
7395	П	

		6 人が既れるわて私りある回
		転部分、措動部分又は高温と
		なる部分の接触防止のための
		措置を講じてないもの
		9 鋭利な物体又は端部が露出
		しているもの
		10 連結部の加工不良のもの
		(重欠点に該当する場合を除
		(°>)
外觀検査	1 シャシフレームフランジ上下面に溶接又は穴	1 乗員席の手すりが握りにく
· ナヤツ・	あけ加工のあるもの(機装メーカで加工した場合	いもの又はつかみにくいもの
乗員席	(二限5。)	2 キャブのロック装置又は警
~++・	2 シャシフレームコーナ部直近 (各面から20m	告の指置がないもの
000	m 以内) に溶接又は穴あけ加工のあるもの(機装	3 側板、フェンダ、ボックス
ク装置	メーカで加工した場合に限る。)	又は点検屎のコーナーの仕上
·賴裝	3 乗員席用のキャブに天蓋又はドアがないもの	げが鋭角のままのもの
	4 乗員席がキャブ外にあるもの(構内使用のもの	4 人が接触するおそれのある
	を除く。)	箇所のワヤロープの結束部の
	5 キャブ外に設けた乗員席と運転席を有するキ	被覆がないもの
	ャプ内とで連絡できないもの	5 収納扉又は点検扉の固定装
	6 乗員席の手すりがないもの(運転席及び補助座	置が不具合のもの
	席を除く。)	6 ワイヤローブの端末を結束
	7 次の縮付部の縮付不足又はゆるみ止め不良が	してないもの
	あるもの	
	(1) ボゲーの出指とシャツレフームの取付部	
	(2) サブフレームの取付部	
外観檢查	1 機関の点検手入れができたいもの	1 バッテリの点検が容易にで
機関	2 バッテリの手入れが全くできないもの	きないもの
・パッチ		2 バッテリのブラス側の端子
U.		に短絡防止のための保護カバ
		一がないもの
		3 バッテリの極性を逆にして
		取り付けられるもの
外親検査	1 走行用プロペラシャフトの接続部、軸受の取	
• 走行	付部又は支持部に締付不足又はゆるみ止め不良	
※置	があるもの	
	2 走行用プロペラシャフト又はシャシスプリン	
	グの可動範囲に固定部分があるもの (走行中に	
	接触するおそれのある場合に限る。)	
	1 ホースカー経線粘膜マはは1、路線粘膜の形	1 3年間の国内の国会会の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十

J I BACING	行場が未認と様なるもの(国政計事の対談部に	THE CHEST CHEST CALL
・資機材	強度が低下する場合に限る。)	限る。)
・装備品	2 ホースカー積載装置又ははしご積載装置の可	2 資機材の積載装置の収納室
	動部の収納固定装置がないもの	に照明がないもの (必要な場
	3 ホースカー積載装置又ははしご積載装置の作	合に限る。)
	動中の警報がないもの(必要な場合に限る。)	3 資機材の積み降ろし用ステ
		ップの高さが規定外のもの
外觀検査		1 配管が著しく振動して損傷
· R CB		するおそれのあるもの
東 通		2 配管の曲げ半径が当該配管
		の外径の2分の1以下のもの
		3 配管につぶれ、折れ傷又は
		損傷のあるもの
		4 配管に損傷するおそれのあ
		るたるみがあるもの
		5 配管の緩衝の措置がないも
		の(必要な場合に限る。また、
		重欠点に該当する場合を除
		(°>
外觀検査	1 操作台からの転落防止の措置がないもの	1 操作レバー又はハンドルと
·操作	2 電源・油圧ポンプ、車両支持装置又は塔の操	固定部との間隔が25m未満
装置	作装置の構造が規定外(安全基準外)のもの	のもの (規定した操作部に限
	3 基底操作部と車両支持装置操作部間を通行で	5.0
	きないもの	2 バルブ又はスイッチの操作
	4 塔の基底操作部又はパスケット操作部に照明	部に適正な問隔がないもの
	がないもの	3 操作部又は計器部の照明が
	5 主要操作部の電気部品の取付部に締付不足又	ないもの(必要な場合に限る。
	はゆるみ止め不良があるもの	また、重欠点に該当する場合
	6 主要操作部のリンク機構の連結部が加工不良	を除く。)
	のもの(不具合の進行で連結部が離脱する場合	4 操作部又は計器部の照明の
	に限る。)	位置が適正でないもの
		5 配線に損傷するおそれのあ
		るたるみがあるもの
外很検査	1 油圧ポンプの動力が不安定なもの	1 ワイヤロープの巻取りドラ
·駆動	2 油圧ポンプの取付部が承認と異なるもの(承	ムの溝が円形でないもの
装置	認より強度が低下する場合に限る。)	2 ワイヤローブの張りを調整
	3 油圧ポンプの取付部に溶核忘れ又は亀裂のあ	できないもの
	るもの	3 ワイヤロープとその結束部
	4 ギヤケースに注油口、油量計、排油口又は通	を点検できないもの
	A 11-14-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	and a to the standard of the standard

	るもの(切断が5%以上の場合に限る。)	上5%未満の場合に限る。)
	6 給油できない駆動装置の次のもの(必要な場合	5 ワイヤロープに著しい形崩
	に限る。)	れ又は著しい腐食があるもの
	(1) 油圧ポンプの軸受部又は摺動部	(重欠点に該当する場合を除
	(2) 油圧シリンダの軸受部	(°)
	(3) ワイヤドラム又はワイヤシーブの軸収部	6 シープスはドラムにワイヤ
	7 箱付部に締付不足又はゆるみ止め不良のある	ロープの外れ防止の措置がな
	駆動装置の次のもの	いもの
	(1) 油圧ポンプ駆動軸の各溶付部	7 ワイヤローデが固定部分に
	(2) 油圧ポンプの取付部	接触して損傷するおそれのあ
	(3) ギヤケースの取付部	るもの
	(4) ワイヤローブの固定部	
	(5) ワイヤドラム又はワイヤシーブの取付部	
	(6) 油圧シリンダの電吸部	
	(7) 油圧モータの取付部	
	8 油圧シリング支輪部の加工不良のもの (不具	
	合の進行で連結部が構脱する場合に限る。)	
外觀検査	1 ジャッキの受皿の核地面積が十分でないもの	1 ジャッキの敷板又は車輪止
· 电周	2 ジャッキを10度以上の傾斜地へ接地できな	めの積載場所がないもの
大持	0,40	2 アウトリガ張出のマーキン
装置		グスはアウトリガ先端の警告
		灯がないもの
外视検査	1 塔が溶接構造でないもの	塔の防食処理が剥離している
垫	2 塔を構成する主要部に溶接忘れ又は亀裂のあ	もの又は剥離するもの
	250	
	3 締付部に締付不足又はゆるみ止め不良がある	
	次のもの	
	(1) 塔支持フレームの取付部	
	(2) 塔の取付部	
	4 塔の連結部の加工不良のもの(不具合の進行	
	で連結部が離脱する場合に限る。)	
外親検査	1 旋回の収納位置合わせの表示が操作部から確	
·起伏	認できないもの	
茶岡	2 塔の傾斜角度計が操作部から確認できないも	
• 旋回	の(地上高15m以上のバスケット付の場合に限	
装置	3.)	
·伸縮	3 傾斜矯正の収納位置合わせの表示が操作部か	
装置	ら確認できないもの(必要な場合に限る。)	
-40	1 2日本文書を出て、中央の名が大田などの	

装置	(1) 年鑑用のローアの権政部(2) カー・ルード・ 人口和語	
- 現中	着付部に縮木	
茶园	火	
	(1) 起伏又は屈折の軸受部	
	(2) 伸縮用のローラの取付部	
外觀検査	1 パスケットの周囲の手すりの高さ又は長さが	1 バスケット床面の木はけが
· 13.75	規定外のもの	悪いもの
4 6	2 乗員落下防止の措置の間隔が500mを超え	2 バスケットの乗降が容易で
茶器	るもの	ないもの
	3 パスケットの床面に滑り止めの措置がないも	3 バスケットから建物内への
	0	進入が容易でないもの
	4 バスケットの床面の周囲に足の滑り出し防止	4 バスケット出入口の扉の開
	の指置がないもの	閉が容易にできないもの
	5 パスケットの床面又はその周囲から直径15	5 バスケット出入口の扉の閉
	mmの球体が通過するもの	止状態を容易に確認できない
	6 バスケットへ乗降できないもの	もの
	7 バスケットから建物内へ進入できないもの	6 ワイヤロープの張りを調整
	8 バスケット出入口の幅が規定外のもの	できないもの
	9 バスケット出入口の扉を開閉できないもの	7 ワイヤロープとその結束部
	10 バスケット出入口の扉の閉止状態を確認でき	を点検できないもの
	ないもの	8 ワイヤロープの素線が切断
	11 バスケット出入口の扉を固定できないもの	しているもの (切断が2%以
	12 バスケット出入口の扉が操作以外の時に開く	上5%未満の場合に限る。)
	もの	9 ワイヤロープに著しい形備
	13 パスケット出入口の通路を踏み外すおそれの	れ又は著しい腐食があるもの
	あるもの	(重欠点に該当する場合を除
	14 バスケットが承認と異なるもの (床面積が承	(°)
	認のものと土15%の範囲外の場合に限る。)	10 ワイヤロープが固定部分に
	15 バスケットの軸受部に給油できないもの(必要	接触して損傷するおそれのあ
	な場合に限る。)	250
	16 締付部に縮付不足又はゆるみ止め不良がある	
	次のもの	
	(1) バスケットの取付部	
	(2) バスケット平行装置の電気部品の取付部	
	17 パスケット平行装置のリンク機構の連結部が	
	加工不良のもの(不具合の進行で連結部が離脱	
	する場合に限る。)	
	18 ワイヤローフの素素が切断しているもの(切)	
	時か5%以上の場合に限る。)	

いもの 3 本準器が運転席文は基底操作部から見易い位 置にないもの 3 本準器が運転席文は基底操作部から見易い位 程にないもの 4 展建計が運転席文は基底機作部から見易い位 置にないもの(ペスケット装備の場合に限る。) 1 放水銭のの場所は登操作部で確認できないも 1 2 放水銭のの材が置を操作部で確認できないも 1 2 放水銭の砂料力向(上下又は左右)が変わら 2 ないもの (遠路機下するものに限る。) 3 圧力計文は道盤計のないもの 3 4 ペスケット文は塔先端に自御債務装置がない	製検査	1 応急操作装置と通常の操作装置との区分がな	1 使用時間計がないもの
2 水準器が運転席又は基底操作部から見易い位 置にないもの 3 水準器で使用可能な車両の傾斜の確認ができ ないもの 4 風速計が運転席又は基底機作部から見易い位 置にないもの(ペスケット装備の場合に限る。) 1 放水錠の収納位置を操作部で確認できないも 1 2 の(遠隔機作するものに限る。) 3 またいもの 3 圧力計又は進出の放いもの 3 4 メスケット又は基先端に自衛噴霧装置がない かもの 5 塔先端への送水配管の取付部に溶液をおこの(凍結した時に 配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 7 塔の送水配管の取付部に溶液をおこの(凍結した時に 配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 7 塔の送水配管の取付部に溶液をおこれは亀製の あるもの 8 放水錠の作用の取付部に溶液をおって成のある がのもの (1) 核水ώの取付部 (2) 塔光端を輻射熱から保護するための指置を 2 インタホン(通話装置)がないもの(次なしたも のに限る。) 10 締付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある がからの (1) 核水ώの取付部(第 (2) 塔光端の取付部(第 (3) 塔光端の取付部(第 (4) 核水端の取付部(第 (5) 塔光端の取付部(第 (5) 塔光端の取付部(第 (6) 塔光端の取付部(第 (7) なかもの (7) なかもの (1) 核水端の取付部(第 (2) 塔光端の取付部(第 (3) 塔光端の取付部(第 (4) 核水端の取付部(第 (5) 塔光端の取付部(第 (5) 塔光端の取付部(第 (6) 塔光端の取り相談のがないもの(火スケ 2 タトを装備する場合に限る。) 1 主要緒元(時後用範囲風の 評容積載荷属(評 1 家指案看数)、評容風速値、放水条件又は使用可 る。)	砂	1150	2 風速計の風速の測定位置が
置にないもの 3 本準器で使用可能な車両の傾斜の確認ができないもの 4 風速計が速転筋又は基底機作部から見易い位置にないもの(バスケット装備の場合に限る。) 1 放水統の収納位置を操作部で確認できないも 1 の (遺稿機性するものに限る。) 3 圧力計又は進まかないもの 3 4 バスケット又は基先端に自衛資務装置がない かもの 4 バスケット又は基先端に自衛資務装置がない からの 第 圧力計又は進まの取付部に溶液を持つに限る。) 5 塔先端への送水配管の取付部に溶液を対して限る。) 7 塔の送水配管に残水するもの (凍結した時に配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 7 塔の送水配管の取付部に溶液を対して限る。) 10 稀付部に縮付を取付部に溶液を対して成る。) 10 稀付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある がのもの (1) 放水銃の取付部 (2) 塔先端への送水配管の取付部 (3) なのもの (4) ないもの (4) ながないもの の (4) ながないもの (4) ながないもの (4) ながないもの (4) などのよいとの	対域		規定外のもの
3 水準器守使用可能な車両の傾斜の確認ができ ないもの 4 風速計が運転施又は基底操作部から見易い位 置にないもの(くスケット装備の場合に限る。) 1 放水銃の放射方向(上下又は左右)が変わら 2 ないもの 3 日大いもの(でスケット装備の場合に限る。) 2 放水銃の放射方向(上下又は左右)が変わら 2 ないもの 3 日大いもの(と変な場合に限る。) 5 皆先端への送水配管に変水するもの(球結した時に配置を動物で変が場合に限る。) 5 皆先端への送水配管に変水するもの(球結した時に配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 5 皆先端への送水配管に変水するもの(球はした時に配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 6 時の送水配管に変水するもの(球はした時に配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 7 時の送水配管に変水するもの(球はした時に配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 6 時の送水配管に変水するもの(球はした時に配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 7 時の送水配管に変水するもの(球はした時になるもの。なるもの。) 5 ちちの (1) 放水銃の取付部 (1) が水銃の取付部 (2) 堵光端の破壊装置がないもの(と要な場合に限る。) 1 皆の先端振明が、塔先端表示が下の心は要な場合に限る。) 1 皆な端の破壊装置がないもの(と要な場合に限る。) 2 インタホン(通話装置)がないもの(と要な場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(と要な場合に限る。) 5 方と数値する場合に限る。) 1 主要緒元(時後用範囲図、許容積載布重(許 1 女路乗者数)、計容風速値、が水条件又は使用可 の能な類的(傾斜角に接続を有しない。) 6 治な類的(傾斜角に要素がないもの。 示 場合に限る。) に関する表示がないもの	- 器類	置にないもの	
4 風速計が運転席又は基底操作部から見易い位 置にないもの(くえケット装備の場合に限る。) 1 放水銃の収納位置を操作部で確認できないも 1 2 放水銃の収納位置を操作部で確認できないも 1 2 放水銃の放射方向(上下又は左右)が変わら 2 ないもの 4 パスケット又は岩光端に自衛噴霧起管に緩衝 4 5 皆先端への送水配管と投入するの(凍結した時に 配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 7 塔の送水配管に繋水するもの(凍結した時に 配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 7 塔の送水配管の取付部に溶接忘れ又は龟契の あるもの 8 放水銃の所利縮面が現定外のもの(現定したも のに限る。) 10 緒小銃の取付部 第じてないもの(必要な場合に限る。) 10 緒付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある 次のもの (1) 放水銃の取付部 (2) 塔光端への送水配管の取付部に がからの (1) 放水銃の取付部 (2) 塔光端の破壊差置がないもの(必要な場合に限 なった。 2 インタホン(通話装置)がないもの(バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 1 塔の光端部側が、塔先端表示が又は塔差部照明 1 がないもの (2) 塔光端の破壊差置がないもの(必要な場合に限 る。) 3 塔先端の破壊差置がないもの(必要な場合に限 る。) 1 主要緒元(時使用範囲図、許容積載荷重 (許 1 字路乗者数、計容風速値、放水条件又は使用可 をからの (6) 結び倒的は傾斜端正装置を有しない。 第合に限る。) に関する表示がないもの 能な飼的(傾斜角は傾斜端に装置を有しない。 弱合に限る。) に関する表示がないもの			
4 風速計が運転席又は基底操作部から見易い位 置にないもの(くスケット装備の場合に限る。) 1 放水銃の収納位置を操作部で確認できないも 1 2 放水銃の放射方向(上下又は左右)が変わら 2 ないもの 3 4 ペスケット又は塔先端に自衛噴霧装置がないがもの。 3 4 ペスケット又は塔先端に自衛噴霧装置がないがあるもの。 3		ないもの	
置にないもの(レススケット装備の場合に限る。) 1 放水銃の収納位置を操作部で確認できないも 1 2 放水銃の放射方向(上下又は左右)が変わら 2 ないもの (連絡操作するものに限る。) 3 日力計又は消量計のないもの 3 4 ペスケット又は塔先端に自衛噴霧装置がない がもの 3 4 ペスケット又は塔先端に自衛噴霧装置がないがある 4 ペスケット又は塔先端に自衛噴霧装置がない がり間断がないもの(必要な場合に限る。) 5 塔先端への送水配管に突水するもの(球結した時に配管の適路を塞ぐ場合に限る。) 5 塔先端への送水配管に変水するもの(球結した時に配管の適路を塞ぐ場合に限る。) 6 塔先端の心を発生管の取付部に溶接をおえば電裂のあるもの あるもの 8 放水銃の(必要な場合に限る。) 1 塔の光端を輻射機から保護するための指置を 講とでないもの(必要な場合に限る。) 1 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 1 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 2 インタホン(通話装置)がないもの(べスケ 2 インタホン(通話装置)がないもの(がないもの 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 1 古要緒元(時後用範囲図、許容積載荷重(許 1 字容搭乘者数),計容風速値、放水条件又は使用可 の能な傾斜角(傾斜角に装置を有しない 2 場合に限る。))に関する表示がないもの 示 場合に限る。) に関する表示がないもの 示 場合に限る。) に関する表示がないもの 示			
 b. b. li>		置にないもの(バスケット装備の場合に限る。)	
	製検査	1 放水銃の収納位置を操作部で確認できないも	1 放水銃の作動範囲が設計値
賞 な水館の放射方向(上下又は左右)が変わら 1 ないもの 3 またいもの 3 4 パスケット又は塔先端に自動資需装置がない 4 もの 4 もの 6 4 パスケット又は塔先端に自動資需装置がない 5 6 塔先端への送水配管又は自動資需製置がない 5 6 塔の造水配管(足球水するもの(凍着した時に 配管の通路の運動発展と球水するもの(凍着した時に 高性の選水配管の取付部に またないもの(必要な場合に限る。) 7 7 塔の送水配管の取付部に またなもの 6 9 塔の先端の取付部 6 (1) 放水総の取付部 (2) 塔先端をの取付部 (2) 塔先端の砂塊料器がない場合の(水スケラン 水のもの 7 (3) 塔先端の砂塊料器がないもの(必要な場合に限 5 (4) ないないもの また場所の(域科角は原制機正装置を有しない 高た原治角(域科角は原制機正装置を有しない 高を関係を付しない 高をは限る。)に関する表示がないもの 高を関係を付しない 高をは配め。)に関する表示がないもの 所 (5) はない。 高をは認ら向(域科角は原制機正装置を有しない 高をが高かる。)に関する表示がないもの 不 (6) はおりに限る。)に関する表示がないもの 不 (7) ないとい 最もに限る。)に関する表示がないもの 不	放水		+3度の範囲外のもの
はいもの 3 圧力計又は流量計のないもの 5 塔先端への送水配管又は自衛噴霧装置がない からの特置がないもの(必要な場合に限る。) 7 塔の送水配管又は自衛噴霧配管に接衝 4 の程置が立いもの(必要な場合に限る。) 7 塔の送水配管の取付部に溶液を対して限る。) 7 塔の送水配管の取付部に溶液を対して限る。) 9 塔の光端を輻射機から保護するための指置を 講とてないもの(必要な場合に限る。) 10 維付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある 次のもの (以在したものと要な場合に限る。) 10 維付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある 次のもの (以先とないもの(必要な場合に限る。) 10 維大統の取付部 (シ) 特先端への送水配管の取付部 (シ) 特先端への送水配管の取付部 (シ) 特先端への送水配管の取付部 (シ) 特先端の破壊装置がないもの (ベスケ 2 インタホン (通話装置) がないもの (ベスケ 2 タ) キ先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) は発掘の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 特先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 特殊率を数は、特殊のは傾斜矯正装置を有しない 2 場合に限る。) に関する表示がないもの 示 場合に限る。) に関する表示がないもの 示	超	放水銃の放射方向 (上下又は左右)	2 圧力計又は流量計の取り付
3 圧力計又は流量計のないもの もの セスケット又は店先端に自衛債需装置がない からの もの が構造がないもの (必要な場合に限る。) て 塔の送水配管と乗りに限る。) て 塔の送水配管に発水するもの (凍結した時に 配登の通路を塞ぐ場合に限る。) て 塔の送水配管の取付部に溶液をもの (規定したものに限る。) なん様の中間が現立外のもの (規定したものに限る。) は 森木様の取付部 (を受けるみにめて良のある 群とならの (必要な場合に限る。) は 森木様の取付部 (2) ちための格置を 講じり ちための(必要な場合に限る。) は 海内部に給付不足又はゆるみ止め不良のある がのもの (1) 放水核の取付部 (2) ちた場への(必要な場合に限る。) は 海外端の破壊差型がないもの (2) ちた場への(必要な場合に限る。) は 海外端の破壊差型がないもの (2) ちた場合に限る。) は 海外端の破壊差型がないもの (2) ちた場の破壊差型がないもの (2) ちた場の破壊差型がないもの (2) ちた場の破壊差型がないもの (2) ちた場の破壊差型がないもの (2) ちた場合に限る。) に関わるとの(2) がないもの (2) おりに関するとがないもの (2) はな傾斜角 (傾斜角に模と傾したい 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの 示 場合に限る。) に関する表示がないもの 示 場合に限る。) に関する表示がないもの 示		ないもの	け位置が規定外のもの
4 パスケット又は店先端に自衛電霧装置がない。 おもの もの もの			3 自衛噴霧配管にストレーナ
もの 5 塔先端への送水配管又は自衛電霧配管に緩衝 4 の措置がないもの(必要な場合に限る。) (がないもの(ノズル部で手入
5 塔先端への送水配管又は自衛電霧配管に緩衝 4 の相置がないもの(必要な場合に限る。) なの結とな配管に表水するもの(凍結した時に 配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 7 塔の送水配管の股付部に溶接忘れ又は亀製の 8 放水酸のಗ動範囲が現定外のもの(現定したも 10 が付給に縮付不足又はゆるみ止め不良のある 10 箱付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある 11 基の先端の取付部 (2) 特先端への送水配管の取付部 (2) 特先端への送水配管の取付部 (3) 特先端への送水配管の取付部 (3) 特先端への送水配管の取付部 (3) 特先端への送水配管の取付部 (2) 特先端への送水配管の取付部 (3) 特先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限 5。) 1 主要緒元(特使用範囲図、許容積載荷重 (計 1 主要緒元(特使用範囲図、許容積載荷重 (計 1 主要緒元(特使用範囲図、許容積載荷重 (計 1 字符表。) 計容風速値、放水条件又は使用可 の能な傾斜角(傾斜角に複斜角に取る。) に関する表示がないもの 高		90	れができる場合を除く。)
の措置がないもの(必要な場合に限る。) がの結びないもの(必要な場合に限る。) おの送水配管に残水するもの(凍結した時に 配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 7 塔の送水配管の限付部に溶液をお又は奄契の 8 放水酸のಗ動範囲が現定外のもの(現定したも のに限る。) 10 箱付部に箱付不足又はゆるみ止め不良のある 次のもの (1) 放水端の取付部 (2) 特先端への送水配管の取付部 (2) 特先端への送水配管の取付部 (3) 特先端への送水配管の取付部 (3) 特先端への送水配管の取付部 (3) 特先端の取付部 (3) 特先端の取付部 (3) 特先端の取付部 (3) 特先端の取付部 (4) 大かないもの (4) 大かないもの (4) 大がないもの (4) 大がないもの (4) 大がないもの (4) 大ないもの 可 の能な傾斜角 (傾斜角は傾斜端に装置を有しない 2 場合に限る。) に関する表示がないもの 示 示 場合に限る。) に関する表示がないもの 示			4 配管等に残水するもの(重
6 塔の送水配管に残水するもの (凍結した時に 配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 7 塔の送水配管の取付部に溶液をお又は亀製の あるもの 8 放水酸の作動範囲が規定外のもの (規定したも のに限る。) 10 締付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある はかもの (1) 放水酸の取付部 (2) 塔先端の取付部 (2) 塔先端の取付部 (3) 塔先端の取付部 (3) 塔先端の取付部 (3) 塔先端の取付部 (4) がないもの (5) 塔先端の取付部 (5) 塔先端の取付部 (5) 塔先端の取付部 (5) 塔先端の取付部 (7) なんがの取付部 (7) なんがの取付部 (7) なんがの取付部 (8) 塔先端の取付部 (9) 塔先端の取付部 (1) 基本機両する場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限 る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限 る。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積離荷重 (許 1 字格集香数)、許容風速値、放水条件又は使用可 る。)		の措置がないもの (必要な場合に限る。)	欠点に該当する場合を除く。)
配管の通路を塞ぐ場合に限る。) 7 塔の送水配管の取付部に溶接忘れ又は龟製のあるもの 8 放水域の作動範囲が現定外のもの(現定したものに限る。) 9 塔の先端を輻射熱から保護するための指置を講じてないもの(必要な場合に限る。) 10 縮付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある(からもの) (1) 放水端の取付部 (2) 塔光端の取付部 (3) 塔光端の取付部 (3) 塔光端の取付部 (3) 塔光端の取付部 (3) 塔光端の取付部 (3) 塔光端の取付部 (3) 塔光端の破壊装置がないもの(必要な場合に限ないもの。) 2 インタホン(通話装置)がないもの(必要な場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 1 主要緒元(時後用範囲図、許容積載荷重(許1年) がよりに関対の破壊表置がないもの(と要な場合に限る。)		塔の送水配管に残水するもの (凍結し	
7 塔の送水配管の取付部に溶液造れ又は亀裂の あるもの 8 放水鏡の作動範囲が規定外のもの (規定したも のに限る。) 9 塔の先端を輻射熱から保護するための措置を 講じてないもの(必要な場合に限る。) 10 箱付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある 次のもの (1) 放水鏡の取付部 (2) 塔先端への送水配管の取付部 2) 塔先端側切、塔先端表示灯又は塔基部照明 1 灯がないもの 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限 5。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積線荷重 (許 1 容搭乗者数)、計容超速低、放水条件又は使用可 6。 1 音の係納角は傾斜橋正装置を有しない 第合に限る。) に関する表示がないもの		配管の通路を塞ぐ場合に限る。)	
あるもの 8 放水硫の作動範囲が規定外のもの(規定したものに限る。) 9 塔の先端を輻射機から保護するための措置を 講じてないもの(必要な場合に限る。) 10 箱付部に箱付不足又はゆるみ止め不良のある 次のもの (1) 放水銃の取付部 (2) 塔先端への送水配管の取付部 ながないもの 2) インタホン(通話装置)がないもの(バスケ 2 インタホン(通話装置)がないもの(バスケ 2 ターと装備する場合に限る。) 3 塔先端の破壊基置がないもの(必要な場合に限る。) 3 塔先端の破壊基置がないもの(必要な場合に限る。) 1 主要緒元(塔使用範囲図、許容積載荷重(許1 容指乗者数)、計容超速値、放水条件又は使用可 高。。) 1 音響行しない。 第444年の(複約角は毎斜端に装置を有しない。 第44年である。)に関する表示がないもの			
8 放水能の作動範囲が規定外のもの(規定したものに限る。) 9 塔の先端を輻射機から保護するための措置を講じてないもの(必要な場合に限る。) 10 箱付部に箱付不足又はゆるみ止め不良のある次のもの (1) 放水筋の取付部 (2) 塔先端表の取付部 (2) 塔先端級明灯、塔先端表示灯又は塔基部級明 1 好がないもの 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 ターンを装備する場合に限る。) 出来結の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 指字機構商重 (許 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積載荷重 (許 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積載荷重 (許 1 主要結正 (塔伊用範囲図、計容積載荷重 (許 1 主要結正 (塔伊用 (原 4)) に関する表示がないもの 示 示		あるもの	
のに限る。) 9 塔の先端を輻射機から保護するための指置を 講じてないもの(必要な場合に限る。) 10 箱付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある 次のもの (1) 放水筋の取付部 (2) 塔先端の取付部 1 塔の先端照明灯、塔先端表示灯又は塔基部照明 1 灯がないもの 2 インタホン(通話装置)がないもの(バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(ビ要な場合に限 る。) 1 主要緒元(塔使用範囲図、許容積載荷重(許 1 容搭乗者数)、計容超速低、放水条件又は使用可 能な傾斜角(傾斜角は頂線構造重(許 1 容指乗者数)、計容超速低、放水条件又は使用可 能な傾斜角(傾斜角は頂線構造重(許 1 寄格乗る。))に関する表示がないもの		放水銃の作動範囲が規定外のもの (規定した	
9 塔の先端を輻射熱から保護するための指置を 講じてないもの(必要な場合に限る。) 10 箱付部に箱付不足又はゆるみ止め不良のある 次のもの (1) 放水銃の取付部 (2) 塔先端への送水配管の取付部 1 塔の先端照明灯、塔先端表示灯又は塔基部照明 1 灯がないもの 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限 る。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積線荷重 (許 1 容指乗者数)、計容超速低、放水条件又は使用可 能な傾斜角(傾斜角は傾斜矯正装置を有しない 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの		のに限る。)	
講じてないもの(必要な場合に限る。) 10 箱付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある 次のもの (1) 放水筋の取付部 (2) 塔先端への送水配管の取付部 1 塔の先端照明灯、塔先端表示灯又は塔基部照明 1 灯がないもの 2 インタホン(通話装置)がないもの(バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限 る。) 1 主要緒元(塔使用範囲図、許容積線荷重(許 1 容指乗者数)、許容風速低、放水条件又は使用可 常な傾斜角(傾斜角に投稿経荷重(許 1 容指乗者数)、計容風速低、放水条件又は使用可 能な傾斜角(傾斜角は頂線構造重くだい。 場合に限る。))に関する表示がないもの 示			
10 箱付部に縮付不足又はゆるみ止め不良のある 次のもの (1) 放水筋の取付部 (2) 塔先端への送水配管の取付部 1 塔の先端照明灯、塔先端表示灯又は塔基部照明 1 灯がないもの 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限 る。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積線荷重 (許 1 容搭乗者数)、許容風速低、放水条件又は使用可 能な傾斜角 (傾斜角は傾斜矯正装置を有しない 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの		講じてないもの(必要な場合に限る。)	
次のもの (1) 放水筋の取付部 (2) 塔先端への送水配管の取付部 1 塔の先端照明灯、塔先端表示灯又は塔基部照明 1 灯がないもの 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積線荷重 (許 1 字解操音数)、計容風速低、放水条件又は使用可 の能な傾斜角 (傾斜角は傾斜矯正装置を有しない 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの 示			
(1) 放水筋の取付部 (2) 塔先端系の取付部 1 塔の先端照明灯、塔先端表示灯又は塔基部照明 1 灯がないもの 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 路先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 路先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積載荷重 (許 1 字解集予数)、許容風速低、放水条件又は使用可 の能な傾斜角 (傾斜角は傾斜矯正装置を有しない 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの 示		次のもの	
(2) 塔先端への送水配管の取付部 1 塔の先端照明灯、塔先端表示灯又は塔基部照明 1 灯がないもの 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限 る。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積離荷重 (許 1 容格乗者数)、許容風速値、放水条件又は使用可 能な傾斜角(傾斜角に装置を有しない 2 場合に限る。))に関する表示がないもの		(1) 放水銃の取付部	
1 塔の先端照明灯、塔先端表示灯又は塔基部照明 1 灯がないもの 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積線荷重 (許 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積線荷重 (許 1 容指乘方数)、許容風速低、放水条件又は使用可 の能な傾斜角 (傾斜角は傾斜矯正装置を有しない 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの 示		塔先端への送	
4 ががないもの 2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積載荷重 (許 1 字経操予数)、許容風速値、 放水条件又は使用可 の能な傾斜角 (傾斜角は傾斜矯正装置を有しない 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの 示	現検査	塔の先端照明灯、	1 照明灯類の取付位置が規定
2 インタホン (通話装置) がないもの (バスケ 2 ットを装備する場合に限る。) 3 塔先編の破壊装置がないもの(必要な場合に限 5。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積線荷重 (許 1 容格乗者数、計容風速値、放水条件又は使用可 の能な値斜角 (傾斜角は低斜縞正装置を有しない 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの 示	照明灯	灯がないもの	A060
が トを装備する場合に限る。) 3 塔先端の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積載商重 (許 1 容格乗者数、計容風速値、放水条件又は使用可 の能な傾斜角 (傾斜角は傾斜矯正装置を有しない 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの 示	E E	インタホン (通話装置) がないもの	2 ジャッキ部照明灯又は路肩
3 塔先編の破壊装置がないもの(必要な場合に限る。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積載荷重 (許 1 容搭乗者数、 許容風速瓶、 坂水条件又は使用可 の能な傾斜角 (傾斜角は傾斜矯正装置を有しない 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの 示	79757	ットを装備する場合に限る。)	灯がないもの
る。) 1 主要緒元 (塔使用範囲図、許容積線荷重 (許 1 容搭乗者数、計容風速値、 坂水条件又は使用可 の能な傾斜角 (頓斜角は傾斜矯正装置を有しない 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの 示	故域		
1 主要結元 (塔使用範囲図、許容積線荷重 (許 1 容搭乗者数)、許容風速値、 坂水条件又は使用可 の能な傾斜角 (傾斜角は傾斜矯正装置を有したい 2 場合に限る。)) に関する表示がないもの 示	表面	8.)	
容搭乗者数() 許容風速値、放水条件又は使用可 の 能な傾斜角(傾斜角は傾斜線正装置を有しない 2 場合に限る。))に関する表示がないもの 示	現検査	主要緒元(塔使用範囲図、許容積載荷重	1 製造に関する表示がないも
有しない 2 示	長示	許容風速値、	9
		能な傾斜角(傾斜角は傾斜矯正装置を有しない	
		場合に限る。)) に関する表示がないもの	示がないもの(主要操作部を
2 塔使用範囲図 (限界線)、許容積載荷重、許容 除く。)		塔使用範囲図 (限界線)、許容積載荷重、	除く。)

	の 3 表示がないもの又は表示の記載に誤りがある	ないもの 4 表示の記載に誤りがあるも
	次のもの(1) 主要操作部の操作名称	の(重欠点に該当する場合を除く。)
	(2) 主要操作部の操作内容	5 表示が不鮮明なもの
		6 表示が邦文でないもの (容
		易に判別できる場合を除く。)
		7 表示が見えにくい箇所にあ
		350
		8 表示板の取付が不確実なも
走行・急	1 各装置に亀裂、破損、著しい変形又は締付部	の 1 各装置に亀裂、破損、変形
制制的政策	にゆるみを生じるもの (機能に障害を生じるお	又は縮付部にゆるみを生じる
	それのある場合に限る。)	もの (重欠点に該当する場合
	2 走行又は急制動ができないもの	を除く。)
	3 走行用のプロペラシャフト、デフ、トーショ	2 可動部と固定部と核働して
	ンパー、タイロッド、ステアリングロッド又は	部品が損傷するもの又は著し
	シャシスプリングが固定部品に接触するもの	い異音を生じるもの (重欠
	4 クラッチ又はブレーキが作動しないもの	点に該当する場合を除く。)
	5 アクセルが作動しないもの	3 アクセルがスロー位置に戻
	6 アクセルがスロー位置に戻らないもの(走行	らないもの(重欠点に該当す
	に支障のある場合に限る。)	る場合を除く。)
	7 ステアリング又はアクスルから油が漏れるも	4 ステアリングスはアクスル
	の(漏れの程度がたれ漏れ以上の場合に限る。)	から油が漏れるもの(漏れの
	8 ブレーキ又はクラッチの油が漏れるもの(漏れ	程度がたまり漏れ以上たれ漏
	の程度がたまり漏れ以上の場合に限る。)	れ未満の場合に限る。)
	9 走行又は急制動により車両支持装置が展張す	5 ブレーキ又はクラッチの油
	るもの又は塔が伸長するもの	が漏れるもの(重欠点に該当
		する場合を除く。)
		6 装備品が脱落するもの又は
		損傷するもの
過負荷	1 車体又は塔の荷重の加わる部分に亀裂又は破	
影響	損を生じるもの	
	2 負荷時に車両が不安定になるもの又は油圧シ	
	リンダが著しく短縮するもの	
	3 過負荷試験により各装置の機能に異常を生じ	
	550	
機能試験	1 車両支持装置又は塔の運動で操作員が危険に	1 各装置の作動が不円滑なも

	ಣ	各装置の機能に重大な異常を生じるもの	もの (漏れの程度がたまり満
	4	油圧装置に亀裂又は破損が生じるもの	れ以上たれ漏れ未満のもの
	10	油圧装置の油が漏れるもの (漏れの程度がた	(通気口にあってはたれ漏れ
	गेर	れ漏れ以上の場合に限る。)	以上流れ漏れ未満のもの) に
	ıc	機関、ギヤケース又はオイルタンクから油が	限る。)
	75	漏れるもの (漏れの程度がたれ漏れ以上のもの	3 計器が適正に指示しないも
		(通気口にあっては流れ漏れのもの) に限る。)	9
	9	操作装置又は安全装置の電気配線がワイヤロ	4 機関の燃料が漏れるもの
	1	- プスは塔に接触して損傷するもの	(重欠点に該当する場合を除
	1	緊動用のワイヤロープがシーブから外れるも	<.)
	8	0	
	00	駆動用のワイヤロープの巻取りが二層になる	
	192	60	
	6	ローラ又はシーブが亀裂又は破損するもの	
	10	回転部の軸受が焼き付くもの	
	Ξ	機関の燃料が漏れるもの(漏れの程度がたれ漏	
	rhe	れ以上の場合に限る。)	
各装置の	-	車両支持装置、傾斜橋正装置、起伏装置、旋回	1 装置が作動しないもの(重
機能の確	নী	装置、伸縮装置又は屈折装置が作動しないもの	欠点に該当する場合を除く。)
20	01	接地面の凸凹へジャッキが対応できないもの	2 車両支持装置の作動時に警
·車両支持	ಣ	他力旋回防止装置が作動しないもの又は荷重	報を発しないもの
装置	0	の負荷で解回するもの	
傾斜矯正	4	傾斜橋正範囲が規定外のもの	
茶匠	C	傾斜矯正装置で1.5度未満(最大地上高15	
起伏装置	п	m未満のもの又はパスケットを装備しないもの	
旋回装置		にあっては設定した範囲)に矯正できないもの	
伸縮装置	9	傾斜過大の時に表示又は停止しないもの	
屈扩装置	7	傾斜矯正装置の停止操作ができないもの(自動	
	4	傾斜矯正装置に限る。)	
	00	傾斜矯正装置の停止操作時に、停止操作の表	
	IK.	示をしないもの (矯正可能な傾斜角を表示した	
	1957	ものを除く。また、自動傾斜矯正装置に限る。)	
	6	傾斜矯正装置の停止の操作後に、通常操作で	
	772	運用が続けられないもの(自動傾斜矯正装置に限	
	No.	5.)	
操作装置	П	塔関係主電源が油圧ポンプの操作に連動して	
の機能	77	切り替わらないもの	
·主電源	23	塔関係主電源が単独で操作できないもの	
-44.000	-	them of the about the country of the following the little A	

	(1、5)は熱は指の展用がではないもの	
操作装置	1 ジャッキ又はアウトリガの操作レバーが、手を	
の機能	雕した時に中立位置へ戻らないもの(ジャッキ連	
車両支	動の場合を除く。)	
特装置	2 ジャッキ連動の停止の操作後に、通常操作で運	
	用が続けられないもの	
	3 ジャッキ又はアウトリガの動きを見ながら操作	
	できないもの (ジャッキ連動の場合を除く。)	
	4 ジャッキ接地完了を表示しないもの	
操作装置	1 一動作の操作で塔が作動するもの(バスケット	
の機能	を装備するものに限る。)	
李	2 操作レバーよりデッドマンペダルが優先され	
	ないもの	
	3 バスケット操作部より基底操作部が優先でな	
	0911	
	4 塔の操作レバーが、手を離した時に中立位置	
	へ戻らないもの	
	5 塔の動きを見ながら操作できないもの	
	6 操作レバーで塔の作動速度の調整ができない	
	もの(速度が安全な場合を除く。)	
	7 操作レバーの急激な操作で、塔が軟作動又は	
	軟停止しないもの(パスケットを装備しないも	
	の、塔の運動が低速なもの又は塔の垂直運動の	
	場合を除く。)	
	8 塔の起伏、屈伸、伸縮及び旋回の単独操作が	
	できないもの	
	9 塔の起伏、屈伸、伸縮及び旋回の同時操作が	
	できないもの(設定した場合に限る。)	
	10 塔の同時操作で塔の運動に異常を生じるもの	
	11 塔の最終限界で軟停止しないもの(バスケット	
	を装備しないもの、塔の運動が低速なもの又は	
	塔の垂直運動の場合を除く。)	
<スケッ	1 パスケットの平衡を3度以内に保てないもの	
、装置の	2 非常用の平衡装置が機能しないもの	
核能	3 塔の作動でバスケットが塔に衝突するもの	
	4 パスケット保護自動停止装置が作動しないもの	
安全装置	1 安全装置が作動しないもの(規定の装置の場合	1 使用限界自動停止装置の作
の機能	(二限名。)	動が許容範囲外のもの
	2 過荷重自動停止装置より先にジャッキ浮き自	2 操作位置で安全装置の警報
	新位正社即公体配士ス.e.の	たいかいなかいよう

	くとなることがある。これがはいるとのというできます。	O STRANGE LINGS HAVE IN
	装置の機能に異常が生じるもの	もの (重欠点に該当する場合
	4 安全装置の作動後に塔が危険側へ作動するも	を除く。)
	の(通常操作の場合に限る。)	4 使用限界の切替点又は保有
	5 安全装置の作動後に塔が安全側へ作動しない	量が規定外のもの
	もの(通常操作の場合に限る。)	
	6 アウトリガの張出量による使用限界に誤りの	
	あるもの又は表示しないもの	
基本設定	1 設定回転速度で運転した場合に油圧ポンプが	1 設定油圧の誤差が設計値の
の確認	許容回転速度を超えるもの	110%を超え115%以下
	2 設定油圧が設計値の115% (設定油圧が7M	090
作動時間	Pa 未満の場合 130%) を超えるもの	2 車両支持装置の所要作動時
の測定	3 車両支持装置の所要作動時間が60秒を超え	間が規定外のもの (重欠点に
	350	該当する場合を除く。)
	4 塔の起伏・屈伸・伸縮の所要作動時間が規定	3 左右の塔旋回の時間差が
	外のもの	20%を超えるもの
	5 塔の旋回の所要作動時間が規定外のもの(左右	
	の時間差を除く。)	
	6 傾斜矯正の所要作動時間が規定外のもの	
	7 車両支持装置・傾斜矯正装置の所要作動時間	
	が規定外のもの	
各装置の	1 塔の各装置の機能に異常を生じるもの	1 操作が容易でないもの
操作	2 塔が安全な速度に制限されないもの	2 装置が作動しないもの又は
	3 塔の飛出防止装置が外れないもの	作動が不円滑なもの
	4 塔の作動が著しく不円滑なもの	3 固定部品が可動部と接触し
	5 塔の操作を行った場合にスプリング ロック装	て損傷するもの
	置のロックが外れるもの	4 装置の作動で塔の防食処理
	6 応急装置で規定又は仕様の操作ができないもの	が剥離するもの
	7 応急装置の操作後に通常操作ができないもの	5 通話装置で通話ができない
	8 応急装置の操作後に通常操作で塔又は車両支持	60
	装置が作動しないもの	
	9 傾斜地で塔が収納位置に戻らないもの	
	10 駆動用のワイヤローブがドラムの溝からはみ	
	出るもの	
	11 ワイヤドラムに巻き取った駆動用のワイヤロ	
	ープが二層になるもの	
	12 駆動用のワイヤローブの余長がドラムの2巻	
	未満のもの	
耐圧試験	亀裂、破損又は著しい変形を生じるもの	木が漏れるもの (放木試験で
		一部をおける場合を除く

			また、漏れの程度がたれ漏れ以
			上の場合に限る。)
放水試験	_	塔の先端から許容放水条件 (最大放水量) の	1 自衛噴霧で必要な箇所が
· 放水銃		放水ができないもの	覆われないもの (重欠点に該
の作動	0.1	放水反動力で車両が不安定になるもの	当する場合を除く。)
• 放水量	ಣ	放水統が作動しないもの	2 放水銃 (モニタノズル等)
の測定	4	放水銃の遠隔操作が規定外のもの	の放水量が設計値の土10%
·自衛噴	5	送水圧力又は送水流量が計測できないもの	の範囲外で+20%以下のも
霧状態	9	放水により塔の操作に支障が生じるもの	9
の確認	7	放水により各装置に著しい変形が生じるもの	3 送水コックが全開にならな
- 塔上	00	放水統 (モニタノズル等) の放水量が設計値	いもの
放水	_	の+20%を超えるもの	4 送水圧力又は送水流量が容
· 配管等	6	送水コックの操作に要する力が250Nを超	易に計測できないもの
の排水		えるもの	5 放水時に放水装置から水が
	10	自衛噴霧装置が噴霧状態にならないもの	漏れるもの (重欠点に該当す
	Ξ	自衛直霧の操作側が放水するもの(誤配管の	る場合を除く。また、漏れの
		場合に限る。)	程度がたまり漏れ以上の場合
	13	放水時に放水装置から水が漏れるもの(漏れ	に限る。)
		の程度が流れ漏れの場合に限る。)	6 配管等からの排水に要する
	14	配管等からの排水に要する時間が10分を超	時間が5分を超え10分未満
		えるもの(異物の詰まりによる場合を除く。)	のもの
	15	15 大型高所放水車、屈折放水塔車又は災害対応	
	_	株外国が男子が有の名を見べ田分はのよう	

備老:

1 見出した欠点が、重欠点と軽欠点の双方に該当する場合は、重欠点とする。2 表中の「承認と異なるもの」で軽微変更に該当するものにあっては、当該確認をする まで加売品のレナス。

まで判定保留とする。 3 表中の「規定」は、基準又はこの細則の第1章第2箇で定めたものをいう。 4 表中の「社内試験成績表」とは、社内確認表、完成市社内試験成績表又は完成車のな

らし運転実施表をいう。 5 表中の「連結部の加工不良のもの」は、「締付部に締付不足があるもの」、「締付部に ゆるみ止め不良があるもの」、「抜け止め (割りピン等) のないもの」、「抜け止め加工 が不十分なもの (割りピンを割ってないもの)」等をいう。

っても、応急機作装置等予備的に設けた部分を含まないこととする。 7 妻中の液漏れの程度は、次表による。

表中の「主要操作部」とは、油圧ポンプ、ジャッキ、アウトリガ、傾斜矯正、起伏、和が、伸縮、旋回、安全装置及び送水コックの操作部をいう。なお、当該操作部であ

漏れの程度	切目なしの滴下	潤滑油、作動油 たれ漏れ 切目がある漏れで、5秒以内に1滴の滴下
表中の漏れの表現	流れ漏れ	たれ漏れ
液の種類		潤滑油、作動油

又は燃料	たまり漏れ	5秒を超え30秒以内に1滴の滴下
	にじみ漏れ	30秒を超え60秒以内に1滴の滴下
	流れ漏れ	切れ目なしの滴下
×	たれ漏れ	切目がある漏れで、3秒以内に1滴の滴
	たまり漏れ	3秒を超え10秒以内に1滴の滴下

っては、当該品質評価の範疇とする。ただし、明らかに特殊消火装置部分における不 8 表中の「給油」は、給脂を含む。9 欠点に該当しない機能な不具合事項については、依頼者において整備する。10 ボンブを装備する場合で、消防ボンブ自動車の品質評価細則と直復する欠点率項にお 具合の場合は、この品質評価の範疇とする。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。 (令和5年1月19日) 副

複合装置の特殊消防車の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年5月30日 日本消防検定協会理事長 市橋 保彦

複合装置の特殊消防車の品質評価細則の一部を改正する規程

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄 に掲げる下線を付し又は破線で囲んだ部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 複合装置の特殊消防車の品質評価細則(平成25年3月15日制定)の一部を次のように改正する。

改 正 後 (案)	改 正 前
第1章 基準の運用方針	第1章 基準の運用方針
第1 適用範囲	第1 適用範囲
本細則における品質評価基準の適用範囲は、特殊消防ポンプ自動車	1 本細則における品質評価基準の適用範囲は、特殊消防ポンプ自動
の種類により、次に掲げるところによるものとする。	車の種類により、次に掲げるところによるものとする。
(1) 大型化学高所放水車	(1) 大型化学高所放水車
化学消防車の品質評価細則及び屈折放水塔車等の品質評価細則の	化学消防車の品質評価細則及び屈折放水塔車等の品質評価細則の
それぞれの第1章第1に規定された <u>大型化学消防ポンプ自動車</u> 及び	それぞれの第1章第1に規定された $化学消防ポンプ自動車大1型及$
大型高所放水車による。	び大型高所放水車による。
(2) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車	
化学消防車の品質評価細則及び屈折放水塔車等の品質評価細則の	
それぞれの第1章第1に規定された、大型化学消防ポンプ自動車及	
び大型高所放水車並びに泡原液搬送車等の品質評価細則の第1編第	
1章第1に規定された、泡原液搬送車による。	
(3) ~ (8) (2)	(2) ~ (7) (略)
第2 用語	第2 用語
(1)(略)	(1)(時)

2) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和51年6月12日自治省令第17号)第20条の2に定められた、高所から放水できる性能を有し、かつ、泡原液搬送車の性能を有する大型化学消防車をいう。

(3) (8) ~(8)

第2章 型式評価

型式評価は、水槽付消防車の品質評価細則、化学消防車の品質評価細則、はしご自動車の品質評価細則、屈折はしご自動車の品質評価細則、屈折放しご自動車の品質評価細則、屈折放水塔車等の品質評価細則のそれぞれの第2章及び泡原液搬送車等の品質評価細則の第1編第2章に規定された型式評価方法のうち、該当する項目を適用して実施する。

第3章 型式適合評価

型式適合評価は、水槽付消防車の品質評価細則、化学消防車の品質評価細則、細則、はしご自動車の品質評価細則、屈折はしご自動車の品質評価細則、屈折放水塔車等の品質評価細則のそれぞれの第3章及び泡原液機送車等の品質評価細則の第1編第3章に規定された型式適合評価方法のうち、該当する項目を適用して実施する。

环表

型式番号の付し方について

表示の方法

<u>装置毎に品質評価記号を記載し、二つ目又は三つ目の品質評価記号</u> の後のみに一連番号を記載する。_

(例1) 大型化学高所放水車

<u>大型化学消防ポンプ自動車の品質評価記号がACー5で</u> 大型高所放水車の品質評価記号がAQ-22の場合

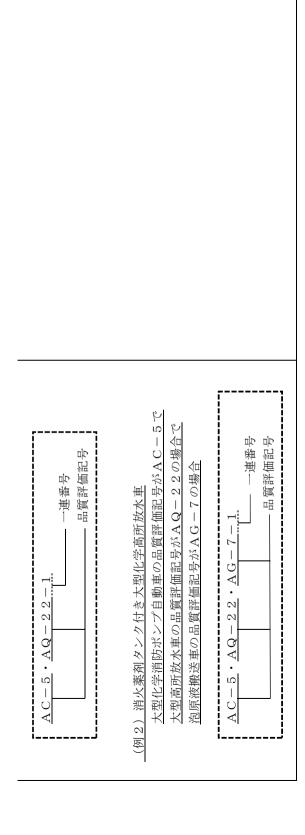
(2)~(2)

第2章 型式評価試験

型式評価試験は、水槽付消防車の品質評価細則、化学消防車の品質評価細則、はしご自動車の品質評価細則、屈折はしご自動車の品質評価細則、屈折はしご自動車の品質評価細則、屈折放水塔車等の品質評価細則のそれぞれの第2章に規定された型式評価試験方法のうち、該当する項目を適用して実施する。

第3章 型式適合評価

型式適合評価は、水槽付消防車の品質評価細則、化学消防車の品質評価細則、はしご自動車の品質評価細則、屈折はしご自動車の品質評価細則、屈折はしご自動車の品質評価細則、屈折放水塔車等の品質評価細則のそれぞれの第3章に規定された型式適合評価方法のうち、該当する項目を適用して実施する。



附 則 この規程は、令和5年5月31日から施行する。

10 B 定 긵 77 4 6 次 ₩ 땞 期 10 to 띰 改 ₩ 郶 1 6 4 2 IJ 額 Э Ш 菜一 数3 手貝 務ら 業年 領ら 幹和 託令 区

0

日本消防檢定協会理事長 市 橋 保 彦

땐 型 10 to 出 改 K 恕 1 6 4 こつ IJ 額 6 菜 羧 # ਅ 継 角 計 揾

尽

77 4 6 部分 W. ~ # r 燊 母 10 H 超 닏 華 る正。後 す改 攻する。 を応 能衣 1 % 日)の-おに扇? (LQ CJ 46 月分 2部 年だ € 2 2 🎹 成で 计漆 (版 てる ふき つ複 だだ 額欄 の後 菜 出 数改 # , 務り 業よ 伸に 評表 託の 突灰る

改

IJ

 水槽付消防ポンプ自動車
 一台につき 25,000円

 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車
 (略)
 型式適合評価手数料 特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置の型式適合評価手数料 湿 出 特殊消防ポンプ自動車の種類 改 (盤) $_{\mathcal{O}}$ 注1~ 別表 000日 000円 型式適合評価手数料 特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置の型式適合評価手数料 5, 5, (盤) 3 1 O 一台にしず 一台にしず 滚 出 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 特殊消防ポンプ自動車の種類 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 改 (報) 水槽付消防ポンプ自動車 (2) $_{\mathcal{O}}$ 卅1~ 別表

附 則 この規程は、令和5年5月31日から施行する。

10 S 定 \lesssim ıΩ 4 6 次 ₩ 型 斑 10 p 띰 改 ₩ 郶 1 = θ ω 程 2 規月 務 & 業年 領ら 幹和 託令 区

日本消防檢定協会理事長 市 橋 保

捌

務規程の一部を改正する規程

貅

囯

盐

猖

図

改 싢 2 4 6 部分 Z ~ \blacksquare p 蘂 破 10 Ħ 超 \lesssim 爗 滚 出 改 10 to 長 衣 : 正する。 れに順次対 改こ B B 部分 1 % のだ ~ < 10 P 27 綠 月破 01 10 年げ ら複 01 <u>U</u> 成欄) | | ♥≒ 程改 斑 務り 業よ 毎に 評表 託の め突狄る

浜 示方法 表 湿 合格の表示方法 (盤) (密) 믒 出 蒸 改 船 徐 (第30条関係) K 詔 $\tilde{\mathcal{R}}$ 種 Щ H 廿 (盤) 2 消火器 附表第5 (盤 (盤) 備考 ものにあっ (1000㎡を超える 浜 示方法 表 は押印又は刻印 簽 合格の表示方法 (盤) 됴 出 涇 改 栤 30条関係) K 種別 \mathcal{F} Щ 加压,) (盤 2 船 附表第 X (盤 備考 渜

附別 この規程は、令和5年8月23日から施行する。

ISO国際会議報告

ISO/TC21/SC3国際会議等報告

警報設備部 感知設備課 主任検定員 **川本 南希**

1. はじめに

ISO/TC21/SC3は、ISOの専門委員会 (TC: Technical Committee) のうちの 1つであるTC21 (消防器具) の傘下の 分科会 (SC:Sub Committee) であり、「火 災感知及び警報システム」に関連する国 際規格について議論し、毎年、国際会議 が開催されている。

また、今年は、SC3傘下の作業部会 (WG:Working Group) のうち、WG3(住 宅用煙警報器)及びWG16(概要及び定 義)の国際会議がSC3国際会議と同時期 に同じ会場において開催された。

2. 場所

会場: Istituto Superiore Antincendi (Fire Prevention Institute) (イタリア、ローマ)

3. 日時

· WG3: 2023年9月26日(火) 9:30~ 11:10

・WG16:2023年9月27日(水)9:30~ 11:30 ·SC3:2023年9月28日(木)9:00~ 12:00

4. 概要

(1) ISO/TC21/SC3/WG3 (煙式住宅用 火災警報器) 国際作業部会

【出席者(日本)】

阿部SC3国内委員長(ニッタン(株)) 永田WG3主査(能美防災(株)) 小林係長(消防庁予防課、WEB参加) 山本、通訳 君和田氏

【参加国及び団体】

オーストラリア、イギリス、韓国、日本、イタリア、Euralarm (リエゾン)計5ヵ国1団体 (14名)

【開催経緯】

ISO/TC21/SC3/WG3はISO12239(煙式住宅用火災警報器)の規格検討を行う作業部会である。当該規格は2021年に第3版が発行されているが、昨年10月26日にキプロスにて行われたSC3国際分科会で、熱式やCO式を含むマルチセンサ警報器の内容を盛り込む改訂のための提案書を作成することが決議された。

【議事概要】

今回の作業部会では、2023年7月に配布された改訂案の内容について議論が行われた。議論の焦点は、火災検知でなく毒性レベルの検知を目的としたCOセンサ単体の警報器を適用範囲に含めるかどうかであった。参加国及びSC3議長より、毒性レベル検知目的のCOセンサ単体の警報器はTC21の適用範囲から外れるとの指摘があり、当該警報器は適用範囲から除外することとなった。一方、警報器が火災検知目的のセンサと火災検知目的以外のセンサを併せ持つことは許容する旨を明記することとなった。本作業部会における決定事項を反映した草案が作成されることとなった。

(2) ISO/TC21/SC3/WG16 (概要及び 定義) 国際作業部会

【出席者(日本)】

阿部SC3国内委員長 (ニッタン (株)) 長藤 WG16主 査 (ニッタン (株)、 WEB参加)

永田WG3主査(能美防災(株)) 桜井主事(ISO/TC21事務局) 山本、通訳 君和田氏

【参加国】

オーストラリア、イギリス、韓国、日本計4ヵ国(13名)

【開催経緯】

ISO/TC21/SC3/WG16はISO7240-1 (概要及び定義) の規格検討を行う作業 部会である。当該規格は2014年に第3版が発行され、2019年の定期見直しにおいて承認されているが、昨年10月26日にキプロスにて行われたSC3国際分科会で、改訂の始動が決定された。

【議事概要】

2023年6月から8月にかけてWD(作業草案)に対するコメント収集の投票が行われており、その結果について議論が行われたが、提出された全3件のコメントへの対応について合意が得られた。

また、本会議では新たに追加する用語 及び削除する用語について議論が行われ た。新たに追加する用語の候補としては、 7240シリーズを含む他のISO規格、EN-54、IEC規格で定義されている用語が挙 げられた。他の7240規格で定義されてい る用語を全て追加する提案もあったが、 複数の規格で定義されていない用語は追 加しない方針となった。

用語の追加、削除については検討により多くの時間を要するとの意見があったことから、本件について後日改めてコメント収集のための投票が行われることとなった。

(3) ISO/TC21/SC3 (火災感知及び警報 システム) 国際分科会

【出席者(日本)】

阿部SC3国内委員長(ニッタン(株)) 永田WG3主査(能美防災(株)) 小林係長(消防庁予防課、WEB参加) 桜井主事(ISO/TC21事務局) 山本、通訳 君和田氏

【参加国】

オーストラリア、イギリス、アメリカ、 韓国、日本、イタリア

計5ヵ国 (17名)

【開催経緯】

ISO/TC21/SC3は、27の作業部会(WG: Working Group)が設立(解散中のWGを含める。)されており、各WGにおける進行中のプロジェクトに関する進捗状況の報告、他の機関等とのリエゾン報告及び分科会として必要な決議等を行うために毎年国際会議が開催される。

【議事概要】

会議は、議事次第に従い次のとおり行われた。

- ①. 委員会マネージャ/委員長報告 事務局から、SC3登録国の報告、 他組織とのリエゾンメンバーの紹介 及び活動中のWG等について報告さ れた(報告書 N1274)。分科会の 適用範囲が提案された(→決議事項 356)。
- ②. 戦略的問題/戦略的事業計画の見直し直し見直しの提案は無かった。
- ③. 作業部会報告
 - ③-1 WG3報告 前々日のWG3での報告がされた。
 - ③-2 WG 5 報告

ISO 7240-14は予備業務項目の 段階にある。

- ③-3 WG 6報告ISO 7240-7:2023が7月に発行された。ISO 7240-17は2025年に定期見直しを控えている。ISO 7240-27はDIS投票への移行段階
- ③-4 WG15報告改訂中の規格はない。

にある。

- ③-5 WG16報告 前日のWG16での報告がされた。
- ③-6 WG24報告 ISO 7240-29は校正原稿段階に ある。ISO 7240-33は新業務項目 提案が提出されている。
- ③-7 WG27報告 ISO 7240-31:2022が2022年9月 に発行された。ISO 7240-32は DIS投票への移行段階にある。
- ④. コンビーナの再指名 全てのコンビーナが任期期間中の ため、再指名はなかった。
- ⑤. リエゾン報告
 - ⑤-1 Slava Shargorodsky氏 より ISO/TC92/SC 4 (火災安全工学)の報告が行われた。
 - ⑤-2 Dominigue Tadin氏より Euralarm(電子式防火・防犯 産業の欧州製造者、設置者及び 保守事業者組合)の報告が行わ れた。

- ⑤-3 Keith Shinn氏よりCEN/TC72 の報告が行われた。
- ⑥. 次回の国際会議について 次回は、イギリス(ロンドン)で 開催予定である。
- ⑦. 決議事項

決議事項356 事務局報告書(N1274) に記載された分科会適用範囲に合 意する。

決議事項357 ISO 12239:2021 散乱 光、透過光、又はイオン化式煙警 報器の改定を進めるため、また、 適用範囲を拡張し、且つCO毒性 といった他の機能の内在を認める が、このような追加機能に対する 性能要求事項を含めないマルチセ ンサ(煙のみ、熱のみ、煙+熱、 煙+熱+CO、煙+CO、熱+CO) を含めるようタイトルを修正する ため、PWI(予備業務項目)を開 始することに合意する。

決議事項358 ISO 7240-14の改定を 決定する前に、ISO 7240-14に関 するSR投票の結果を待つことに 合意する。

決議事項359 事務局報告書(N1274) に記載されている通り、既存のリ エゾン及び代表者に合意する。

決議事項360 SC3は、ホストである National Fire & Rescue Service (国家火災及び救助部局) と Istituto Superiore Antincendi (高等防火研究所)、Institute of Fire Prevention (消防研究所)、Luca Nassi、Stefano Marsella、Fabio Alaimoに感謝したい。

決議事項361 SC3はまた、ホスト を務めてくれたUNIとPatrizia Campiに感謝したい。

图. 閉会

参考資料 1 会議開催通知 (N1261) 参考資料 2 SC3会議 関連資料 (議事 次第 N1265、事務局報告 N1274、決議事項 N1281) 以上

ISO/TC21/SC6/WG4 WEB国際会議報告

消火·消防設備部 消火設備課 望月 文雄

1 はじめに

ISO/TC21/SC6/WG4(水性消火剤) 国際会議が、令和5年10月12日に、 WEB上で開催された。

日本も出席したので、その報告をする。

2 報告概要

現在有機フッ素化合物の世界的規制を受けて、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)やPFOA(ペルフルオロオクタン酸)を含まない泡消火薬剤の製造への取組が進められている。

今後、規制が広がり有機フッ素化合物を含んだ泡消火薬剤自体が製造できなくなる恐れがある。そのため、ISO7203-1(低発泡泡消火剤)、ISO7203-2(中/高発泡泡消火薬剤)、ISO7203-3(水溶性液体用低発泡泡消火剤)の各規格でフッ素フリー泡(少量有機フッ素化合物含有を含む)に対応できるように規格を改正する必要があり、その際の懸案事項等について国際主査より説明があった。

また規制前に製造されたPFOSやPFOAを含んだ泡消火薬剤の廃棄につ

いても問題となっていることから、これらの点についても議論が交わされた。

3 ISO/TC21/SC6/WG4報告

- (1) 日 時 令和 5 年10月12日 (木) 13:00~15:00
- (2) 出席者(敬称略)

Thomas Leonhardt (ドイツ) (WG4 国際主査 (コンベナー)) Shugarman Blake (アメリカ) Baranov Evgenii (ロシア) Wang Shuai (中国) 佐澤 潔 (日本) (SC6国内委員長) 望月 文雄 (日本) (SC6/WG4国内 主香)

(3) 議事概要

ア 参加者の確認

国際主査(以下「コンベナー」という。)が参加者の確認を行った。

イ 開会の辞

コンベナーから開会の挨拶があっ

た。

- ウ 議事次第(案)の承認 議事次第(案)を検討し、承認し た。
- エ フッ素フリー泡等に関する懸案事項について コンベナーより以下に関する説明 と提案があった。

(ア) フッ素フリー泡の定義

がある。

現時点では、水成膜泡消火薬剤は有機フッ素化合物が入っていないと水成膜を生成しないのでフッ素フリーの場合、水成膜泡消火薬剤自体が生産できなくなる可能性

フッ素フリー泡の定義を、全く 有機フッ素化合物が入っていない ものにすべきか、有機フッ素化合 物が少量入っていてもフッ素フ リー泡として認めるべきかについ て審議を進めることになった。

(イ) フッ素フリー泡を規格に導入する際の具体的な課題

フッ素フリー泡を現行のISO7203-1~3(以下「規格」という。)に導入する際の課題として、拡散係数及び発泡倍率等が現行の規格値を満足しない恐れがある。適正な規格値を検討する必要があるため審議を進めることになっ

た。

(ウ) フッ素フリー泡の消火性能 有機フッ素化合物含有量の少ない泡消火薬剤は、発泡倍率が低くなるというデータがあることがコンベナーより報告された。ドイツではドイツ国内で一般的に流通している泡消火薬剤を使用し、低発泡倍率となるノズルで消火性能を確認した結果、消火不能となることがわかった。

フッ素フリー泡に対応するためには、現状のノズルや希釈濃度等の見直しが必要となるため、それらに関する情報を各国に求め、その情報に基づき規格の改正を実施することがコンベナーより告げられた。

(エ) 燃焼剤の追加

規格で規定されている燃焼剤 (ガソリン)の組成は、産油国・ 精製装置及び季節等により異なり 同一ではない。そのため、ガソリ ンの組成の違いが消火試験に影響 を及ぼすことがわかっている。安 定した消火試験結果を得るために 新たな燃焼剤を規格に追加する提 案がコンベナーよりあり、追加に 係る審議を進めることになった。

(オ) 消火模型小型化と評価方法 現在規格で規定されている消火 模型の規模が大きいため、人への 危険性や環境への負荷が大きくなっている。消火模型を小型化し環境等に配慮する必要がある。模型を小型化しても泡消火薬剤の持つ消火能力値を適切に評価する手段の一つとして、低発泡倍率での評価方法があることがコンベナーより報告され消火模型小型化に係る審議を進めることになった。

オ 泡消火薬剤の保管方法や変質試験 について

中国より以下の報告があった。

中国では保管の状況(屋内・屋外) の違いで泡消火薬剤の消火性能に差 が生じることが報告された。また、 一定期間保管後の泡消火薬剤と変質 試験後の泡消火薬剤を比較した場合 についても消火性能に差が生じてい ることが判明し調査を進めている。 結果がまとまり次第情報を共有し て、規格に反映させたいという提案 がコンベナーよりあった。

コンベナーより保管状況の違いに よる消火性能差についての検証後、 規格に反映させることが告げられ た。 カ 有機フッ素化合物含有泡消火薬剤 の廃棄方法

日本より有機フッ素化合物含有泡 消火薬剤の廃棄方法について参加国 に質問し、以下の回答が得られた。

米国:州の廃棄方法に従って処分 欧州:一定の有機フッ素化合物量 を含むものは高熱廃棄処理 (廃棄量過多の状況)

中国:厳格に廃棄(フッ素化合物 削減が進められている)

キ 決定事項について

- (ア) フッ素フリー泡の定義について 検討していく。
- (イ) フッ素フリー泡を規格化に向けて進める。
- (ウ) 保管条件について、中国の調査 結果の報告を待ち、妥当性につい て検証してから規格に盛り込んで いく。

以上で、閉会となった。

4 むすびに

最後になりましたが、この会議に対してご協力いただきました、一般社団法人日本消火装置工業会及びISO/TC21事務局に感謝を申し上げます。

ISO/TC21/SC5 国際会議等報告

消火·消防設備部 消火設備課 松 田 匡 史

1. はじめに

ISO/TC21/SC5は、ISOの専門部会 (TC: Technical Committee)のうちの 1つであるTC21(消防器具)の傘下の 5番目の分科会であり、「水を使用する 固定消火設備分科会」に関連する国際規 格について議論し、今回は去年の10月に 開催されたキプロス会議に続く第44回目 の会議である。

今年の会議は、SC5国際会議と同時に SC5傘下の作業部会の内、WG9(スプリンクラーとノズル)及びWG10(バルブと装置)及びWG11(配管と継手)の会議が開催された。

2. 場所

米国 ミルウォーキー Johnson controls-Buildings HQ

3. 日時

2023年11月7日(火) 9:00~16:00 2023年11月8日(水) 9:00~16:00 2023年11月9日(木) 9:00~12:00

4. 参加者

日本: 吉葉氏(SC5委員長/能美防災(株)) 小林係長(消防庁予防課) 桜井主事(ISO/TC21事務局) 君和田氏(通訳) 松田(SC5/WG1主查)

参加国:米国、ルクセンブルク、ドイツ マレーシア(WEBで参加)、 ケニア(WEBで参加)

5. 議事

- (1) 開会 議長より開会宣言があった。
- (2) 出席者と議事次第の採択 出席者の紹介があり、議事次第が採 択された。
- (3) 委員会マネージャーからの報告 各アイテムのステータスについて説 明があった。

バルブ関連統合規格 (6182-2) は DIS投票前である。6182-3,4,5,6,7,8はバ ルブ関連統合規格が作成され次第、廃 止される予定である。

フレキシブルホース(6182-18)は

現在CD段階であり、今会議で、逐条 で内容の確認と修正を行うことが周知 された。

耐震装置 (6182-19) は今会議でス コープは合意をすることが周知され た。

非金属パイプ (6182-20) は今会議 でスコープは合意をすることが周知さ れた。

(4) WG9 (スプリンクラーとノズル)からの報告

プロジェクトリーダーから各アイテムの現状について説明があった。

スプリンクラー(6182-1)は、2021年8月に統合規格が発行され、現時点での見直しは倉庫用やKファクターの大きいスプリンクラー等が考えられるが、大きな見直しは必要ないとの考えが示された。

ウォーターミストノズル(6182-9)は、ENで規格が作成されたので、EN 規格を参考に見直し、SRを早めるこ とが周知された。

(5) WG10 (バルブと装置) からの報告 WG10のコンビナーのChris Gill氏 の任期を2024-2027年の3年間延長する ことが決定された。

プロジェクトリーダーから各アイテムの現状について説明があった。

ア バルブ統合規格 (6182-2) は現 在DISをかける状態となってい る。日本からのコメントとして図 3の試験装置図は複数箇所で参照しており、登場する場所毎に図を配置したいとの意見である。この方法はISO事務局で反対される可能性があるが、今回は場所毎に配置してみることとなった。

- イ バルブ統合規格 (6182-2) に包 含される他のバルブ規格 (6182-3, 4,5,6,7,8) は、統合規格が制定 されたら廃止することが周知され た。
- ウ バルブ統合規格に入らなかった ポンプ逃がし弁 (6182-16) 及び 減圧弁 (6182-17) は提案者が欠 席したため、内容については触れ なかった。次のWGまでに各自見 直しをし、コメントすることと なった。コメントの共有方法は委 員会マネージャーが検討すること になった。
- (6) WG11 (配管と継手) からの報告 6182-19 (耐震装置)

プロジェクトを提案するためにス コープを決定した。

日本から、想定する地震の情報をスコープに追加するべきではないかと提案したが、各国によって揺れや震度が違うことや、建物の構造等が違うため、想定する地震の情報を一概に表現できないとの説明があった。その結果、イントロダクションにおいて、設備の設計条件等は本規格の範囲外であり、耐

震の必要性を判断するのは各国で行う こととの記述が追加された。

(7) WG11 (配管と継手) からの報告 6182-18 (フレキシブルホース)

プロジェクトリーダーからアイテム の現状について説明があった。

現在、CD段階であり、逐条で内容 の確認と修正を行った。

(8) WG11 (配管と継手) からの報告 6182-20 (非金属パイプ)

プロジェクトを提案するためにスコープを決定した。

スコープ案はJeff氏が提案した文を 検討し決議した。その結果、プラスチックは非金属へ、湿式は湿式と乾式へ、 スプリンクラーシステムはミストでも 使うことからウォーターベースの消火 設備とスプリンクラー設備に修正された

(9) SC5のスコープについて

TC21のスコープを参考にSC5のスコープが検討された。その結果、SC5のスコープは、"スプリンクラー、ノズル、バルブ、カップリング、パイプ、システムサポート、システムプレース、フィッティング、その他のシステムコンポーネントを包含する機器の規格を含む、水を使用した固定式の消火設備の分野の規格"とすることが決定された。

(10) 新しく規格化する候補について6182-12グループドエンドコンポー

ネントの中のメカニカルティーは別ア イテムにした方が良いとの意見があっ た。アメリカにはメーカーが2社ある とのこと。日本では見たことがないの で、必要性は保留とした。

(11) 新しいビジネスについて

各国の意見収集があり、ルクセンブルクと日本とアメリカからはアイディアが出なかったが、ドイツはウォーターミストと配管の腐食に興味があるとのことであったが、結論は出なかった。

今後の開発規格案として、メカニカルティー/溶接ティー、金属配管、不凍液、ハイブリッドウォーターミストノズル、ネジ式継手、フランジ継手があげられた。

(12) 決議事項

以下の決議事項が採択され承認され た。

- 2023-2 ISO/TC21/SC5は44回総会 を開催してくださった Manny Silva氏と Johnson Controls社に感謝の意を表 します。
- 2023-3 ISO/TC21/SC5は44回 総会 の議題案を承認することを 決議する。
- 2023-4 ISO/TC21/SC5はWG10の コンビナーのChris Gill氏 の任期を2024-2027年の3年 間延長することに承認す

- る。コンビナーを指名した マンバー団体は、この指名 を確認済みである。
- 2023-5 NP6182-18フレキシブルス プリンクラーホースは、プ ロジェクトリーダーを Greg Ohnemus 氏、担当を WG11、 開始ステージを 30.00 とする。
- 2023-6 6182-20非金属パイプはスコープのみを示し、担当はWG11、開始ステージを00.00とし、Pメンバーからのエキスパートを募集する。
- 2023-7 6182-9ウォーターミストノ ズルの要求事項と試験方法 の定期見直しを2024/3/19 から開始する。
- 2023-8 SC5のスコープを"スプリ ンクラー、ノズル、バルブ、

- カップリング、パイプ、システムサポート、システム プレース、フィッティング、 その他のシステムコンポー ネントを包含する機器の規 格を含む、水を使用した固 定式の消火設備の分野の規 格"とする。
- 2023-9 6182-19耐 震 装 置 は プロジェクトリーダーを Greg Ohnemus 氏、担当を WG11、開始ステージを 20.00とする。エキスパートを決定した。
- 2023-10 次回の総会はTC21総会と 合わせ、2024/9/9の週に英 国ロンドンで開催すること とする。
- (13) 閉会

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検 定及び受託評価を行い、性能の確保に努めてい るところですが、さらに検定及び受託評価方法 を改善するため、次の情報を収集しています。 心あたりがございましたら、ご一報下さいます ようお願いします。

(1)消防用機械器具等の不作動、破損等、性 能上のトラブル例 (2)消防用機械器具等の使用例(成功例又は 失敗例)

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16 日本消防検定協会 企画研究課 電 話 0422-44-8471 (直通) E-mail 《kikaku@jfeii.or.jp》

